

平成30年第8回

# 香美市議会定例会会議録

平成30年12月 5日 開 会  
平成30年12月21日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 3 0 年 第 8 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 3 0 年 1 2 月 5 日 水曜日

平成30年第8回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成30年12月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月5日水曜日（会期第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 萩野義和 | 11番 | 山崎晃子  |
| 2番  | 山口学  | 12番 | 濱田百合子 |
| 3番  | 久保和昭 | 13番 | 山崎龍太郎 |
| 4番  | 甲藤邦廣 | 14番 | 大岸真弓  |
| 5番  | 笹岡優  | 15番 | 小松孝   |
| 6番  | 森田雄介 | 16番 | 依光美代子 |
| 7番  | 利根健二 | 17番 | 村田珠美  |
| 8番  | 山本芳男 | 18番 | 小松紀夫  |
| 9番  | 爲近初男 | 19番 | 島岡信彦  |
| 10番 | 舟谷千幸 | 20番 | 比与森光俊 |

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

|            |       |              |       |
|------------|-------|--------------|-------|
| 市長         | 法光院晶一 | ふれあい交流センター所長 | 明石清美  |
| 副市長        | 今田博明  | 福祉事務所長       | 佐竹教人  |
| 総務課長       | 山中俊明  | 農林課長         | 西本恭久  |
| 企画財政課長     | 川田学   | 商工観光課長       | 竹崎澄人  |
| 会計管理者兼会計課長 | 森安伸   | 建設課長         | 井上雅之  |
| 管財課長       | 秋月建樹  | 建設課林業土木担当参事  | 澤田修一  |
| 定住推進課長     | 中山繁美  | 環境上下水道課長     | 安井幸一  |
| 防災対策課長     | 中山泰仁  | 《香北支所》       |       |
| 市民保険課長     | 植田佐智  | 支所長          | 黍原美貴子 |
| 健康介護支援課長   | 前田哲夫  | 《物部支所》       |       |
| 税務収納課長     | 公文薫   | 支所長          | 近藤浩伸  |

【教育委員会部局】

|      |      |          |      |
|------|------|----------|------|
| 教育長  | 時久恵子 | 教育振興課長   | 横山和彦 |
| 教育次長 | 野島恵一 | 生涯学習振興課長 | 岡本博章 |

【消防部局】

|     |     |
|-----|-----|
| 消防長 | 寺田潔 |
|-----|-----|

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

**職務のため会議に出席した者の職氏名**

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 一 圓 まどか

**市長提出議案の題目**

- 議案第101号 平成30年度香美市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第102号 平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第103号 平成30年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第104号 平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第105号 平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第106号 平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第107号 平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第108号 平成30年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第109号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第110号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第111号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第112号 香美市体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第113号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**議員提出議案の題目**

な し

**議事日程**

平成30年第8回香美市議会定例会議事日程

（会期第1日目 日程第1号）

平成30年12月5日（水） 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第21号 住宅新築資金等貸付事業に係る訴えの提起について

報告第22号 香美市防災行政無線デジタルシステム（同報系）整備工  
事に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

(2) 行政の報告及び提案理由の説明

- 日程第4 議案第101号 平成30年度香美市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議案第102号 平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第103号 平成30年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第104号 平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第105号 平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第106号 平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第107号 平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第108号 平成30年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第109号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第110号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第111号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第112号 香美市体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第113号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第81号 平成29年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第82号 平成29年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第83号 平成29年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第84号 平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第85号 平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決

算の認定について

- 日程第22 議案第 86号 平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第 87号 平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第 88号 平成29年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第 89号 平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第 90号 平成29年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 議案第 91号 平成29年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 議案第 92号 平成29年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について

#### 会議録署名議員

5番、笹岡 優君、6番、森田雄介君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時00分 開会 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、ただいまから平成30年第8回香美市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本年も12月師走を迎え、朝夕めっきり寒さを感じる気候となつてまいりました。議員各位、執行部の皆様におかれましては、公私ともにご多忙の折、平成30年第8回定例会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

去る10月28日には、天皇・皇后両陛下が毎年参加されています三大行幸啓の1つ、海づくり大会に参加されるため、「明治150年記念 第38回全国豊かな海づくり大会～高知家大会～」に合わせて来高されました。両陛下が本市の林業大学校をご訪問された際には、多くの市民の方々とともに両陛下をお迎え、そしてお見送りできたことは、市民の方々も非常に喜ばれ、意義深いときを送ることができたのではないかと考えております。平成の元号もあと5カ月となりました。両陛下のご長寿とご健康をただお祈りするばかりでございます。

さて、本定例会には市長から提出されています議案等は予算関係8件、条例関係5件の議案13件です。専決処分の報告が2件ございます。また、平成30年第7回定例会におきまして継続審査となっていました、平成29年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定など12件があります。この後、市長より提案理由の説明がありますので、議員各位におかれましては慎重審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願いいたします。議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じ5番、笹岡優君、6番、森田雄介君を指名します。両君はよろしくお願ひいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件については、11月30日及び本日12月5日の議会運営委員会で協議いたしましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長、利根健二君。

○議会運営委員会委員長（利根健二君） おはようございます。7番、利根です。

本日招集されました平成30年第8回香美市議会定例会の運営につきまして、去る11月30日及び本日5日、議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議（審査）の予定表

のとおり進めることに決定し、本日から12月21日までの17日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までとします。ただし、議案第101号、第102号、第103号、第106号、第107号、第109号及び議案第110号は、本日、他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、審議に付し採決まで行います。また、9月の第4回定例会（後に「第7回定例会」と訂正あり）におきまして継続審議となっていました議案第81号から第92号までの平成29年度一般会計、特別会計及び企業会計の決算議案12件につきましては、本日、予算決算常任委員会の審査報告から採決まで行います。

会期2日目の6日から会期6日目の10日までは、休日及び議案精査のため休会としました。

会期7日目の11日から会期9日目の13日までの3日間は、一般質問を予定をしております。

会期10日目の14日は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。

会期11日目の15日から会期16日目の20日までは、休日及び議案精査整理のため休会としました。

会期17日目の最終日21日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して本会議で採決まで行います。

次に、一般質問の通告は、会期2日目の6日木曜日午前10時までと決定をいたしました。一般質問の通告の内容であります。質問の要旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いをいたします。

次に、請願・陳情、発議、意見書案等の議案について協議を行いました。請願・陳情についてはありません。発議第3号は、提出者が署名を整えて最終日に追加案件として提案することになりました。決議案については案件がありません。意見書案第9号から第12号までの意見書案については、4件とも書式等が整っていますので、会派代表者会議において各会派が意見書に対する調整を行い、提出者が署名を整えて最終日に追加案件として提案することになりました。

その他の協議結果につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりでありますので、議員各位の格段のご協力をお願いをいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 暫時休憩いたします。  
（午前 9時07分 休憩）  
（午前 9時08分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。



休憩前に引き続き会議を行います。

議会運営委員会委員長、利根健二君。

- 議会運営委員会委員長（利根健二君） 先ほどの報告に誤りがありましたので、変更をお願いいたします。

継続審査の件であります。先ほどの報告では、「9月の第4回定例会において継続審議となっていました」と申しましたが、「第7回定例会」の誤りでありました。訂正をよろしくをお願いいたします。

- 議長（比与森光俊君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から12月21日までの17日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

- 議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月21日までの17日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりであります。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

市長から、地方自治法第180条第1項の規定による、専決処分事項の報告第21号及び第22号がありました。

次に、監査委員から、例月現金出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されています。

その他報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりでございます。

日程第4、議案第101号、平成30年度香美市一般会計補正予算（第5号）から日程第16、議案第113号、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上13件を一括議題とします。

行政の報告及び議案第101号から議案第113号までの提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

- 市長（法光院晶一君） おはようございます。本日、ここに平成30年第8回香美市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては年末のご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、去る10月27日、28日、「明治150年記念 第38回全国豊かな海づくり大会～高知家大会～」が天皇・皇后両陛下のご臨席のもと開催されました。三大行幸啓の締めくくり、また、平成最後の行幸啓として注目される中高知県入りをした両陛下は、香美市大平の高知県立林業大学校を訪問されました。私も地元市長として、議員の皆様とともにお迎えをさせていただきました。林業大学校では、隈研吾校長のご案内で

C L Tの可能性などの説明に耳を傾けながら校内をめぐられ、C L Tを活用した公共施設建築案の2つのパースの前では、パースを製作した学生代表の方々の説明に大変興味を持たれたご様子で、両陛下からいろいろとご質問がありました。学生代表も緊張しつつも、木のよさや苦心したことなどについて丁寧に説明をしていました。お見送りの際には、「香美市長さんですね、よいものができましたね」とお言葉をいただき、「災害はどうでしたか」と香美市へのお気遣いをいただき、お優しい気持ちに触れ、光栄でありがたく感謝をしております、両陛下のご長寿を願うばかりであります。

県道大豊物部線の崩壊による通行どめにつきましては、笹地区が孤立状態となりご心配をおかけしてきましたが、高知県を初め多くの関係者の皆様の全面的なご理解をいただき、懸命にご尽力をいただいた結果、11月30日路側復旧、通行どめ解除となりました。この間、厳しい生活を余儀なくされた地域住民の皆さんでありましたが、住みなれた地域で住み続けたいと、それぞれ頑張っていたいただきました関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

それでは、各課関連の行政報告を申し上げます。

まず初めに、総務課。

1、香美市市民賞について、11月3日に第12回香美市市民賞表彰式典を行い、地域福祉や地域教育の発展に貢献されました、土佐山田町神母ノ木の宮地亀好氏を表彰しました。

次に、防災対策課。

1、避難訓練の実施について、11月4日午前、南海トラフ地震に備えた県内一斉の避難訓練が実施されました。本市では69地区の自主防災組織で2,411人が参加し、あわせて初期消火、炊き出し、防災学習などの訓練を行いました。また、午後には、香美市自主防災組織連絡協議会によるAEDを使用した救急救命や応急手当などの講習が行われ、78組織102人が参加しました。

健康介護支援課。

1、健康センターセレネの改修工事について、昨年からの繰り越しで行っていた健康センターセレネの改修工事は10月19日に完成し、11月11日（後に「11月1日」と訂正あり）より営業を再開しています。館内クリーニングも行い、トイレもきれいになったため利用者から喜びの声が上がっています。

福祉事務所。

1、福祉体育大会について、11月17日、香美市香北体育センターにおいて香美市福祉体育大会が開催され、高齢者や障害者、福祉関係者等274人が参加し、スポーツを通じての親交を深めました。

商工観光課。

1、べふ峡温泉の今後の対応について、べふ峡温泉の改修工事につきましては、9月の指名競争入札では業者全員の入札辞退により不調となり、10月に制限つき一般競争

入札を行いました。結果は不調に終わりました。今後は12月6日に再度、指名競争入札を行う予定としています。

建設課。

1、土木工事関係について、がけくずれ住家防災対策事業に12件の要望があり、3件は完了、残り10件については現在施工中です。本年度の豪雨に係る農林業施設及び公共土木施設災害復旧事業には、約250件を申請しており、12月末までに国の査定が終了します。査定後、緊急順位の高い箇所から事業を実施します。また、市道・林道等の道路整備については、現在年度内完成に向けて施工中です。

2、国道195号の7月豪雨災害復旧事業について、全ての箇所で国の災害査定が終了し、早期完成に向けて施工中です。活動報告については、11月2日に開催した改良促進期成会の総会で行いました。また、11月20日には高知県土木部に対して、災害復旧事業も含め、山田バイパス・大柘工区の事業促進要望を行いました。

3、地方道路（市町村道）整備について、11月8日に本年度2回目の要望活動を、高知県市町村道整備促進協議会を通じ、地元選出国會議員及び国土交通省・財務省に対して行いました。

4、河川整備について、10月30日、31日に本年度2回目の要望活動を、物部川改修期成同盟会を通じて、四国治水期成同盟連合会・四国河川協議会を合同で行い、7月豪雨被災箇所の早期改修・復旧等を地元選出国會議員及び国土交通省・財務省・総務省・内閣府へ要望しました。

5、県道大豊物部線について、9月29日に山腹崩壊による山どめ及び路側決壊があり、一時孤立状態となっていた県道大豊物部線は、三好市及び徳島森林管理署の尽力をいただき、10月下旬に、徳島県三好市より大豊町を経由する迂回路となりますが通行可能となりました。現在、道路管理者である県中央東土木事務所が復旧中であり、工事を行いながらありますが、11月30日午後6時より仮通行可能となりました。

生涯学習課（後に「生涯学習振興課」と訂正あり）。

1、「元気なまち香美市 よってたかって生涯学習フォーラム2019」の開催について、平成31年1月26日土曜日に、高知県立山田高等学校にて、「元気なまち香美市 よってたかって生涯学習フォーラム2019」を開催します。香美市は、保育園から大学、特別支援学校まで、全ての校種がそろった教育のまちです。市民の皆様は、日ごろからそれぞれの教育機関、それぞれの生涯学習の場で、豊かに学び、楽しい活動を繰り広げています。この貴重な取り組みを互いに交流し合い、学び合い、高め合う場にしたいと考えています。あわせて、平成31年度から5カ年計画の教育振興基本計画（後期）を紹介します。なお、フォーラムでは、香美市のこれからの教育についてパネルディスカッションや保育園児による合唱、小中学生による舞台発表や演奏、山田高等学校によるCM発表、山田養護学校による発表、和太鼓演奏、高知工科大学や文化財紹介、防災、絵手紙教室等の学習・体験コーナー、ネギ豚丼などの飲食販売、元ルクル

の藤田恵美さんによるOMOIYARIコンサートなどを予定しています。

農業委員会。

1、農業委員と農地利用最適化促進委員（後に「推進委員」と訂正あり）の募集について、現在の委員が平成31年3月31日で任期満了となるため、12月21日から1月18日までの期間で募集を行います。次期委員の任期は平成31年4月1日から3年間です。

消防課。

1、香美市消防団の活動について、10月7日に高知県消防学校において高知県中央地区消防操法大会が開催され、小型ポンプの部に日ノ御子分団及び神池分団が出場し、日ごろの訓練の成果を披露、日ノ御子分団は3位入賞をしました。

2、消防防災施設等の整備事業について、耐震性貯水槽を土佐山田町宝町児童遊園地に整備しました。

続きまして、今期定例会に上程しています議案について、提案及び説明を申し上げます。

報告第21号、第22号は、専決処分事項の報告です。

報告第21号は、住宅新築資金等貸付事業に係る訴えの提起についてです。

報告第22号は、香美市防災行政無線デジタルシステム（同報系）整備工事に係る請負契約の一部を変更する契約の締結についてです。

議案第101号は、平成30年度香美市一般会計補正予算（第5号）です。

議案第102号は、平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）です。

議案第103号は、平成30年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）です。

議案第104号は、平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

議案第105号は、平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）です。

議案第106号は、平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）です。

議案第107号は、平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）です。

議案第108号は、平成30年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）です。

議案第109号は、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第110号は、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第111号は、香美市税条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第112号は、香美市体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第113号は、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

以上、報告2件、議案13件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書をご参照ください。どうかよろしくお願いたします。

読み上げで、私のほうが誤って読み上げておりますので訂正を3カ所させていただきます。

まず初めに、各課関連の行政報告の健康介護支援課であります。2ページのところであります。11月1日より営業を再開してありますと申し上げるところを「11月1日」と読み上げたようでありますので、「11月1日」と訂正をさせていただきたいと思ひます。次に、4ページの生涯学習振興課につきまして、「生涯学習課」と読み上げております。これは正確には「生涯学習振興課」になります。その下の農業委員会でありまふけれども、農地利用最適化推進委員と申し上げるところを「促進委員」とこう申し上げたようでございますので、「推進委員」と訂正をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

○議長（比与森光俊君）　これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第21号及び報告第22号の質疑を行います。質疑はありますか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君）　13番。まず、報告第21号について少しお尋ねします。

住新の審査でもやったと思ひますが、ちょっと記憶が定かじゃないので再度お尋ねするものです。

まずは、Aさんが主債務者なのか相続人関係なのかということ改めて聞きたいということと、それからこれ困難案件であったと思ひますが、実際訴えに至った経過等ですね、以前6月定例会で審議した専決処分の報告等では、支払い督促の申し立てを行って異議があったから訴えの提起に至ったとかいうのがありましたけど、今回そのまま、内容では訴訟を提起したという説明ですので、そこら辺の一連の説明をお願いたします。

○議長（比与森光俊君）　税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君）　おはようございます。山崎議員のご質問にお答えいたします。

本件の被告Aにつきましては主債務者でありまして、以前の相続関係とは異なりまして、本人に対する訴えでございます。確かに困難案件でして、この債務者本人は昭和56年に住宅新築資金等の貸し付けを受けるも支払いが滞り、物件の競売も行ってありますが完済に至らず、時効を迎える前に今年5月、内容証明郵便により催告書を送付、本人が受け取るも支払いに至らなかったために、今回訴訟により支払いを求めたものです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ということは、1つの狙いとしては、訴訟で確定をさせておいて時効の中断を図るということになるかと思いますが、今後の見通し等についてはどうでしょうかね。現実問題、もう競売も行った後の部分で、それとあわせて、償還推進助成事業なんかの部分の受け込みはもう終わっているのか、まだこれから、これが終わってからのことになるのかということを確認します。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） お答えいたします。

今後の見通しにつきましては、訴訟を行いまして、その状況によるところであると思います。受け込みについても、今後検討していく予定になっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 報告の第22号についてお尋ねします。

補足資料をつけていただいて大変ありがたいんですが、直接工事費のこの機器費の①の遠隔制御設備の変更ということで、高機能型に変更したということで増額分が550万円ということですが、こういうことは当初から予測されなかったかということと、④の屋外拡声子局装置の変更ということで120ワットから240ワットへ変更するということですが、ここら辺がやることによってどういう効果があったのかということをお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） ご質問にお答えします。

まず、消防本部に設置の遠隔制御装置の仕様変更に関しましては、当初こういった機能を持たずということ想定しなかったものでございまして、追加変更といったことになりました。それから、屋外拡声子局の仕様変更につきましては、増幅器が120ワットの出力を240ワットへ変更ということになりましたので、音の届く範囲、音達域が拡大したということでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ①のほうですが、この変更に至った経過は消防のほうからなのか、それとも業者のほうなのかということですか。その点をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

変更の理由といたしましては、やはり消防との連携、それにつけ加えまして、火災の際に地元のほうから火災の情報が余り伝わってこないといった声もこちらのほうへ上が

ってきましたので、同報系で整備いたしましたスピーカーを有効に使うという観点から、変更することにいたしております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 消防長に伺いますが、こういうふうな機能変更、高機能型にするということで、見込まれる効果というものについてはいかがなものでしょうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

現在整備しておりました消防救急デジタル無線につきましては、各消防屯所に屋外の拡声器が設置されているのみでございます。それが防災行政無線の拡声器になると、より広範囲に伝達ができるということが可能になるとともに、消防救急デジタル無線との冗長化が図れるということで、いずれかが故障等した場合には、そういった点でも安心であるというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありました議案第101号、第102号、第103号、第106号、第107号、第109号、第110号の議案は、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、審議に付し採決したいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これから、日程第4、議案第101号、平成30年度香美市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） おはようございます。議案第101号、平成30年度香美市一般会計補正予算（第5号）について、説明をいたします。

平成30年度香美市一般会計補正予算（第5号）

平成30年度香美市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,367万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ214億9,465万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年12月5日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、人事院勧告による職員の給与等の追加、生活保護費国庫負担金過年度精算金の追加及び豪雨や台風による農業単独債の追加等のほか、地方債の補正を行うものです。

なお、第1表、歳入歳出予算補正3ページから10ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書13ページから15ページまでと、款項目節の内訳16ページから37ページまでにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので、省略させていただきます。

続きまして、11ページの第2表、債務負担行為補正につきましては、10事業を追加し、5億6,701万5,000円を増額しています。各事業の概要につきましては、追加資料をお配りしておりますのでご参照ください。

次に、12ページの第3表、地方債補正につきましては、5事業について変更し、限度額を28億1,794万8,000円としました。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

なお、本年度の一般会計に係る市債の内訳資料につきましては、議案細部説明書13ページから14ページにお示ししているとおりでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長(比与森光俊君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。本案の質疑は、歳入一括、歳出一括といたします。

まず、歳入の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番(笹岡 優君) 11ページも構いませんね。11ページの債務負担行為は歳出になりますか。

○議長(比与森光俊君) 歳出ですね。

歳入の質疑はございませんでしょうか。

○議長(比与森光俊君) 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

続きまして、歳出の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

18番、小松紀夫君。

○18番(小松紀夫君) 29ページです。7款、商工費の観光費の中の備品購入費730万円について、お伺いをいたします。

これレプリカのことであろうと思うんですけども、昨年9月の議員協議会におきまして、やなせ先生の作品のレプリカについては、指定管理者とともに客室等で飾るレプ



リカ選定が終了し、制作の契約を進めているという報告がございました。そして、本年2月でございますけれども、17部屋にある17枚のレプリカ、これはだから選定してもう設置をしているものでありますが、その17枚のレプリカについて汚れや破損に備えて、同様のレプリカ17枚の制作を検討している旨の報告があったわけでございます。今回の補正は、その17枚との認識でよろしいのか、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えをいたします。

ご質問のこのホテルの絵でございます。今回予算化をしました中身としましては、そもそもの話になりますが、ホテルの各部屋に飾ってあります17枚のタブロー画につきましては、本来では季節に応じて差しかえられる作品があって、お客様に選択肢を提供できるという、そういったコンセプトのもとで去年の建設工事が進みました。

実際のところは、タブロー画の納期の関係等によりまして、まずは各部屋1枚の17枚の作成を行いました。こちらは12月に納品となりまして、その後、残りの絵画の追加購入の協議、検討を今年になって1月、2月でしてまいりました。その中で、繰越予算ということもございまして、今年の3月末までの納期中でこういった絵が構えられるかという検討をした中で、この絵自体は原画を送ってスキャンをして返して、そういったやりとりでかなりの納期を有するということもありまして、それとまた各客室に納品しました17枚の汚れたときのためを考えまして、2月には17枚の予備的な考えで絵を構えるということを決断をいたしました。しかしながら、結果的には3月末に納期が間に合わないという結果になりまして、繰越予算であるということから一旦不用額で落とさせていただきまして、改めて新年度でもって予算計上すると、そういった流れになりました。

今回上げました予算につきましては、17枚の予備の絵を構えるという方向ではなくて、本来ホテル側のコンセプトに持っておりました複数枚の絵を構えるといったところの協議を再度しまして、本来はそちらのほうを希望しておるということで、今回は新たな絵を構えるということで、17枚の予備の絵ではなく新たな絵を構えるという予算になっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 18番、小松紀夫君。

○18番（小松紀夫君） それでは、当初のコンセプトはやまって、各客室に飾ってある17枚の分の予備的なものにするということになっておったんですが、また新たなものに変えますと、そういう認識ですね。

ということは、この絵画というかレプリカというか、この購入の根拠といいたししょうか、この予算の説明というのはなんか二転三転しているように思います。ほんとにこれはホテル施設にとって必要なものなのか、ちょっと疑問です。担当課としては、これはほんとに必要なものだと、ホテルの経営の上において今回730万円のこの絵画が必要

と、そういうふうにご考慮いただけますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えをいたします。

ホテル側と協議をした中で、ホテルとしてはこの絵に対するものを非常に重要視をしております。このホテルを運営、営業していく中で、絵というもの、絵画というものを非常に重要視をしているというふうにご伺いました。当初もこの絵画に係る予算につきましては、監修費用税込みで2,300万円から2,400万円、税抜きで絵だけでいきますと2,000万円余りの予算を確保して準備をいたしました。まず、その17枚の絵というところにつきましては、納期的なところもございまして、まずもって各部屋に構えたところではございます。ご質問にもありました17枚以外のこの絵について、必要かどうかというところを担当課として考えたところでは、年明けに決まっております予備の絵を構えるということからいきますと、ちょっと結果変わったということではございますが、ホテルとしては本来違う絵が欲しかったというそのコンセプトのもとで、そちらが必要というふうにご判断をしたということなのです。

○議長（比与森光俊君） 18番、小松紀夫君。

○18番（小松紀夫君） 17の部屋に既に17のその絵画があるということで、それに追加する730万円というのは、私は必要ないというふうにご思います。

最後に、議案提出者の市長にご伺いをいたしたいと思っております。

市長が提案をいたしました議案というものを議決することが、私たち議会の最も大切な役割であると考えております。市民の皆さんからお預かりをした税金を何に使うのか、幾ら使うのかを市民の皆様のご付託を受けて、最終的に決定をする大きな責任があるわけではございます。

今定例会におきましては、補正予算を開会初日に議決をしてほしいとのことではございました。事務的な期限が切迫をしております職員等の期末手当関係などにつきましては、初日の議決も理解ができるところでございますけれども、先ほど質疑をいたしました観光費等につきましては、これは一定の審議時間が必要と考えます。さらに議案細部説明書におきましては、「各客室に絵画を飾るため、絵画購入費730万円の追加」と記してあるだけでございます。これでは責任のある議決はできないという考えです。開会初日の議決は必要最小限とするよう求めるところではございますが、見解をご伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えをいたします。

この絵画のレプリカにつきましては、先ほど課長から説明をいたしましたとおり、指定管理者のほうは当初から予定をしておったことであって、17枚の傷んだものの補充をするということではないというお話をいただいております。そして、この絵画がこのホテルのお客様に対する非常に大事なサービスなんだということでありました。私どもはも

とよりこのホテルが成功するよとということ、議会の皆さんとともに取り組みをやってまいりました。したがって、これらのことにつきましては、指定管理者の主張を認めようということ、提案をさせていただきました。

できるだけ早く認めて、当初の予定どおりできるように、ホテルの運営に資するよとということ、考えたわけであり、今おっしゃられるよとにほんとに緊急を要したものかどうかという点、また議会の皆様方に十分な検討、審議をしていただく期間を配慮したかというよとに申されますと、私もこれは少し慎重に考えるべき点があったよとに考えております。議員がご指摘をされておられる初日の提案ということにつきましては、これはもう少し配慮するべき点もあったよとに感じております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そしたら11ページのここに、外国語充実2wayプロジェクト事業で165万円の債務負担行為でやっていますが、具体的に何かオーストラリアに12名行かれるよと話を聞いたので、その具体的な内容を含めて、どういふ計画としてやるのかいふこと。165万円ということ、実際問題これ費用的にかなり自己負担が要るのかなといふことを含めて、中身がわかればお聞きしたいですが。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

外国語充実2wayプロジェクト事業と申しますのは、昨年からオーストラリアのイマニュエル・プライマリースクールとの交流を始めておまして、そちらのほうに今年、小中学生を送って交流をするよとにになっております。向こうからも来るよとになっておりますが、今年5月にこちらから訪問するよとにということで、個人負担も必要になるわけですが、事業そのものは5月に訪問したいといふことですので、年度内にその手続でありますよと旅程の決定、募集等をする必要がございますので、債務負担とさせていただきます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） これそしたら、受け入れやなしに向こうへ行く費用ですわね。だから、これぐらいの金額で、そしたらかなり自己負担が要るんじゃないかなといふあれですが、どうなんですか。こういうよとに国際的な取り組みは、思い切って取り組んでいったらえいと思ふんですね。そのためにはやっぱりそれなりの費用負担を含めて、保護者を含めてどうなんかなといふ、ちょっと165万円では少ない金額と思ふんですが、その辺はどうですか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

昨年も実施したわけですがけれども、一定個人負担も当然必要です。まだ旅程等決まっておきませんので、個人負担がどのぐらいになるかはまだわかりませんが、かなりの希望者があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 16ページの学校施設環境改善交付金が減額になって、これは例のクーラーをつける関係で、10節にブロック塀から下記を含めた4,100万円…。

○議長（比与森光俊君） 笹岡君、これ歳入。

○5番（笹岡 優君） 済みません。等の関係等で、ごめんなさい。

それでは歳出の関係で、その関連でクーラーの設置等が行われてますが、そのクーラーの設置等の関係等でお聞きしたいのが、上が、ちょっと待ってください。ちょっと切りかえます。

切りかえて、33ページの教育費で2目の教育振興費で、100万円の小学校の関係で就学援助費があります。それでその下に、今度中学校の関係の就学援助費がありますが、この人数等含めて、小学校と中学校の人数等をお願いしたいと思います、新入生の。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 申しわけございません。今手元に人数の数字を持っておりません。また調べておきたいと思います（後に説明あり）。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、山崎です。そしたら同じページ、33ページでお聞きをいたします。

学校管理費の遠距離通学費補助金、「対象者を拡大した」ということで細部説明書には書かれておりますけれども、どういう内容で対象者を拡大したのか、何人分なのか、説明をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

この拡大分というのは、以前より一般質問等でも要望があってございました、心身の事情等によって通学すべき学校に通学できず、やむを得ず校区外の小中学校に通わざるを得なくなった児童生徒の遠距離通学費を拡大して助成するというもので、ちょっと人数のほうが、今のところ数人ですがけれども人数は数字を今持っておりません。申しわけございません（後に説明あり）。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、その補助のほうとしては、金額的には全額補助になっているのか、そのあたりのことについても。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 定期代の全額になります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田です。32ページでお伺いをいたします。

消防費、1目、常備消防費の19節の負担金、補助及び交付金で災害対応型給油所整備促進事業費補助金が減額、これ受け入れる救助の事情によるということではあるんですけども、現在の香美市のこういったこの災害対応型の給油所はどれぐらい整備されているのかと、今回減額になりましたけれどもほかでまた整備予定はあるのか、そういったあたりをお伺いをしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

現在、災害対応型給油所の整備をしている事業所は土佐山田町内に1カ所、それと同じく土佐山田町の繁藤に1カ所、計2カ所でございます。今後の予定につきましては、今のところ未定でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 12番、濱田です。25ページで伺います。

3款、民生費の8目、プラザ八王子費の中で修繕費が50万円ふえておりますが、当初予算の上乗せだと思うんですけども、こういったところをプラスしなければならなかったのか、お願いします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

プラザ八王子の雨どい、タイル、それから壁内の水漏れなどに対応する修繕費でございます。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 11ページのその債務負担行為補正のところでは放課後児童対策事業、児童クラブの平成30年の4月からの向こう5年間の指定管理料が補正をされておりますけれども、指定管理をする事業者あるいは団体というのはプロポーザルというふうに聞いておりますが、もう決まっておりますでしょうか、まだこれからですか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

これから委員さん等を選定して、プロポーザルを行うために年度内にこの予算を債務負担でお願いしておるところでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 後ほどその選定委員のことでもお聞きをしようと思っ  
ているのですが、これまで保護者会等への指定管理でしたよね、それをかえて新たな団体  
ということだと思うのですが、そのための指定管理料と思うのですが、その初めての  
団体にいきなり5年間の指定管理期間というのはいかがなものかと思うのですが、その  
点はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

現在、保護者、関係者等がそろってさまざま協議を進めておりまして、この放課後児  
童クラブをどういうふうに位置づけていくのか、どういう運営をやっていくのかといっ  
た協議を続けております。それで5年間にはなりますが、支援員の待遇改善なども含め  
てやっていただくということで、長期の指定管理をお願いしていこうということにして  
おります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、その26ページですけれども、放課後児童対策  
費として先ほど説明のありましたプロポーザルの際の選定委員のその費用弁償、委員報  
酬が計上されておりますが、これは何名でどういった層にお願いをするのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

内部委員以外、外部の委員さんは3名を予定しておりまして、PTA関係者、あと学  
校関係者、それと子ども・子育ての委員さんを予定しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 先ほどの関係でページは33ページで、小学校と中学校の地  
方債を起こした関係等でなってますけど、これエアコンの設置の関係の3分の2の前倒  
しでやるための起債やないですかねこれは、そういうことよね。そうなってきた場合、  
先ほどちょっと歳入のほうで聞けばよかったんですが、歳入のほうの学校施設環境改善  
交付金は減額し、今度新たに來るお金等を充てて、その3分の1分4、100万円の関  
係等の国の3分の1分がこの4、100万円やと思うんですね。ですから、なぜこの学  
校施設環境改善交付金を減らして切りかえたのかという、その全体的なエアコンをつけ  
るための3分の1が国、3分の2が起債という形の小中学校のこの財政的な内訳をちょ

つと説明していただきたいと。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

エアコンの設置につきましては、面積で決まってくるわけですが、主に3分の1の補助が国から来まして、残りは合併特例債を充てていくということになります。それで学校施設環境整備のほうの補助金からこの臨時特例のほうに乗りかえて、全普通教室の工事を行うということになります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ということは、これで全教室やるという予算ということの認識でいいのでしょうか。

2つ目は、全国でもエアコンつけてますが、出力の大きいクーラーをつけないと後のランニングコストが高くなるんです。目いっぱい冷やそうとしたら電気代が上がってくるわけですので、その辺をよくやっぱり研究する必要があると思うんですが、その点どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 工事につきましては今年、舟入・片地小等にエアコン入れましたけれども、基本的に出力の大きなよいものを選定するようにはしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。絵画購入費関係に若干、あらかじめ小松議員のほうから聞いてくれましたけども、お聞きしたいです。

我々は議会として、将来指定管理料が不要になるということを見越して今までの議決に参加してきたところでありまして、実際この730万円ということでホテル側との話の中で今回提案になったということですが、実際これをやることによる効果を市としてどう見込んでいるのか。今までの話聞いて、いろいろ夢も聞いてきたわけですが、現状のホテルの入り込み数もなかなか芳しくないというふうな情報も入っております。

それとあわせてもう1点、今後の戦略等をどう考えているのか、ちょっと見えなところが出てきたので聞きますが。

それとあわせてこの備品購入費、当初2億円の中でいろいろやってきたという部分はオープンに際しての設備投資的なもので財産になる、減価償却等の対象になると思うけど、新たに備品購入をするということが、あくまでも備品という扱いやったら減価償却の対象にならないんじゃないかと思うたりもしますが、そこら辺のことがおわかりでしたら説明を求めます。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

今回の絵を入れることでどのような効果がということですが、今私の中で数値的などころでこういうふうになっていくという、そういったところは申しわけないですが持ってはないです。ただ、当初のコンセプトに沿ってというところであれば、新しい絵を入れることでホテル側、そしてお客様にとってはマイナスではないのかなというふうには思っております。今後のホテルの営業方針の中で、有効的に使っていただければというふうに考えておりました。

それから、2つ目の今後の戦略をどのように考えているかというところでもありますけれども、こちらのほうもホテルのほうとしての戦略はあろうかと思えます。今ちょっと見えてきている中では、今までと違ったもっと、どういいますか香美市民向けとか県内の方向けとか、そういった方面に向けた宿泊料を落としたそういったプランも提案をしてくれておまして、今後もしろんなそういった新たなやり方が、方向が見えてくるのかなと思ったりもしております。

それから3点目ですが、この730万円という予算につきましては、当初のその改修費用2億円の決算上では約730万円余りが、いわば残といえますか今現在の予算上の余り分というふうに捉えてまして、その範囲内で新たな絵を構えていこうというふうに考えておりました。備品について、その減価償却とかそういったところについては、ちょっと考えはなかったです。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 1つにはマイナスではないという、それももちろんマイナスになられたら困るんですけど、ホテル側が考えてやるんでしょう。私が、現時点でそれがすごい大きな効果になり得るのかなというのがちょっと疑問符があるという部分は、これは申しておきたいと思えます、実際のところ。ただ、基本的にやっぱり収益上げてもらって、そういうものを買うという体質に持っていつてもらいたいなと今後はね、そういう部分を思うのもこれも1つの意見です。

それと、先ほど言われた今後の戦略では、市民向けとかその辺のこと言われてましたが、そういうことは議会のほうからも当初からそういう話も出てましたのでね、そのことは具体化していただきたいと思うんですけども。

それから、減価償却の対象かどうかということによって備品購入、年度が違いましたので、もうオープンしてますので財産としていくんですけども、結局この730万円で作品何点ですか。何点分でこれだけの金額になったのか、ちょっと新たな分というふうに聞きましたので、そのことをちょっと最後に聞きたいと思えます。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

今予定しておりますのが絵画6枚になっております。絵画自体は1枚40万円前後と



いうふうに考えておりますが、原画を送ったりとかそういったもろもろの費用、それから監修費用、そういったものが含まりまして1枚が90万円ぐらいになるかと思えます。今の予定では6枚というふうに伺っております。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） その絵画のことですが、今後これを購入することで効果が上がってくるということをご予想されてのあれだったということですが。今その集客、7月、8月はわかるんです、その後の9月、10月、11月のちょっと状況を聞かせていただけますか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

集客の状況でございますが、手元に7月、8月、9月までのデータはあります。7月は宿泊が178名でした。これ繰り返しになって申しわけございません。8月が364名です。9月が161名というふうに伺っております。10月もデータとしては上がってきておりますが、今手元にないものですから。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 8月はきっと夏休みだとかオープンのあれがあると思うんですが。先ほどその当初の予算の2億円の範囲内、まだ残りがあるのではというような発言でございましたが、今の状況を見ると少し心配をするんですよね。新たなものをあれするんだったら、それこそ収益が上がってからでも遅くないのではないかというように思うんですけれど、その辺は協議はどんなような状況でしたか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

7月にオープンをしまして、今のところ7月、8月、9月、10月といった実績が上がってきたところでございまして、議員がおっしゃられましたところの集客実績についてどうかということにあります。今回の絵につきましては、オープン前から残りの絵についてどのようにしようかという検討をしまして、監修に携わる業者、それからアンパンマンミュージアム振興財団、そういった関連の方とも話をしてきた中で、タイミング的に今の補正計上ということになったということです。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 29ページの土木費の中の土木総務費の中で、役務費で15万円の調査手数料を入れてますが、これ見たら「物部町の根木屋須賀井地区における地すべり観測のため」ということで、これが地すべりというこういう広範囲で起こってるという判断で、どういう調査をする予定なのか、その中身をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 7月豪雨によりまして、その後の臨時議会、定例会等で

お答えしていますが、根木屋地区におきまして大規模な崩壊が起こっております。現在、その崩壊の一部が物部川の本川まで起こっておって、民家側がまだ崩壊のおそれがあるということで、随時調査をしゆう分という形になっております。今までどおりの回答で申しわけありません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） もう1つ関連でお聞きをいたします。

住民の方にお聞きをしますと、上のほうがかかり開いてってというようなお話も聞いたがですけれども。そしたらこれ、いつごろまでその調査をして、今後の見通しですよね、1軒のおうちの方はもうそこに住めない状態になって出られてますけども、どういった見通し、今後どういうことになっていくのかお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 地すべり計につきまして2カ所の設置をしておりました、当初。1つのほうがもう現在崩落して落ちております。今議員の言われたところは、その崩壊した場所の上部部分が大きく開いております。ただ、幸いにも人家側の崩落が見られる、想定される箇所につきましては現在さほど動いてない、1ミリ2ミリ程度で落ちついてきてるのかなというふうな感じを持っております。

ご存じかと思いますが、地すべり災害につきましては、今後どのような形で進んでいかなければならないかという形はありますが、ある程度地すべりの動きが現地のほうで落ちついてからの事業という形になります。その分の調査のための事業と思ってもらったらいいと思います。落ちついてから、県・国及びコンサル等も含めまして協議して進んでいかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 21ページの財産管理費の中の11節、需用費の燃料費です。ガソリンの原油の高騰ということで今回補正が上がっております。

少し心配をしてお聞きをするんですが、昨年この時期に増額補正をしてるがです。しかしながら、最終決算ではどんと増額以上の減額というようなことが起きて、それが昨年だけでなくその前年度も、ほんで今回も同じように、今回確かに原油が高騰しましたよね。その辺は何というか、協議をした結果やはり100万円ぐらいは増額するだろうということでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 昨年までの分をちょっと見てなかったところなんです、今年の10月末現在の執行済み額を参照いたしまして、100万円ぐらいは必要じゃないかということを考えて補正を出させていただきましたが、10月末現在で9月末まで

の燃料費が約400万円、これは7月豪雨で大分燃料費を使ったこともありまして、半期で400万円ということで燃料費の高騰の分も合わせて800万円、100万円増額の800万円ということで予算要求をしておるところでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 細部説明書の中の9ページの中に「7月の豪雨に伴い水門の開閉作業が増加した」ということがありますけど、これ具体的にどこの場所でどのような作業をされてるんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 場所につきましては、香美市の土佐山田町地区になります。物部川の直轄区間、河口より約10キロ区間の国交省の管理部分になりますが、その部分に内地から堤外地への放水路があります。物部川本川の水位が上がることによりまして逆流を起こし、内地のほうへ水かさが上がるということがありますので、その部分の操作という形で国交省のほうより、全ての補助金という形で請け負っております。それを地域の方々をお願いをしゅうという形で、7月豪雨等によりまして操作の時間がふえたという形の中での補正となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 30ページで伺います。

8款、土木費の3目の公園費が200万円、草刈り業務委託料が減っています。細部説明書によりまして、台風とか豪雨でなかなかできなかったということですが、このできなかった公園の場所と、そして、使用するのに特に支障はないのか、今の状況をお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

それも先ほどの豪雨の関係という形になります。国交省の管理しゅう10キロ区間の中に、物部川緑地公園という公園を左右両岸で、神母ノ木地区と山田島地区になりますが管理しております。ちょうど7月の豪雨期間、その後の豪雨の中で、ちょうど刈るときに、水がその緑地部分へ上がったという形になりまして、草刈りの時期を逃したり、それとあと修繕とかうちのほうの維持補修のほうで対応したという形になって、草刈りの計画回数が減ったという形になります。今から草も生えない時期になりますので、もう刈ることはないということで、今回もう早い目に減額という形をとっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 細部説明書の8ページでお願いします。7款、商工費の中の「商工業振興費の108万9,000円の追加は、地場製品の宣伝及び伝統産業振興のため秦山公園にフラフを掲揚するための工事請負費」というふうにあります。なかなかいいことであるんですけども、フラフの枚数とあと期間ですよね、それと設置場所についてお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

この工事の一連の金額につきまして中身を説明いたします。フラフは5セットになります。ポールが5本で、新規のフラフを3セット購入をする予定の予算になっております。残りの2枚につきましては12月の広報で募集をかけておりましたが、市民に向けてお使いのお古のフラフを募って、それをいただいて5セットと考えております。掲揚する場所につきましては秦山公園を予定しております。管理棟の北に3本、それから、ふわふわドームの東に2本掲揚する予定でございます。時期につきましては、来年4月、5月の2カ月を考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 41ページもいいのでしょうかね。これ41ページの関係で後で議案審議するんですが、一般行政職の関係の人勸等で金額等が上がっているということの中で、ただこの41ページの関係で補正前と補正後で一般行政職の関係、金額が減っているんですよ、その平均が。だから、何でこうなるのかなというのが1つ、その辺の説明、そして年齢もちょっと若干1カ月上がっているということです。この数字の関係が、なぜ給料月額が上がるのに下がるのかなという、その辺をちょっと説明をお願いしたい。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

ここが減っているという理由についてはさまざまな理由があると思うんですが、ちょっと今明確にお答えできる資料を持ち合わせておりませんので、また後ほど説明させていただきます（後に説明あり）。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 43ページもいいんですかね、これ、債務の関係。債務、構いませんかね。

調書の関係もですが、それでこれ見たら、やっぱり全部で171億円ぐらいの起債のうち41億円ぐらい、約4分の1、24%が臨時財政対策債になってますよね。ですから、こういう形でふえてきているというのはすごく異常な状態と思うんですが、これ含

めて借金のうちの4分の1、25%近くが交付税の穴埋めのお金ということへの認識になるわけですが、それでいいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

議員のおっしゃるとおり、総額起債の残高といたしますか、現在高に占める臨時財政対策債の割合を見ますとそういったことになります。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11ページでお聞きをいたします。

債務負担行為の中の追加の説明書もいただいたところですけども、その一番下の香美市果樹経営支援対策事業費補助金、これはユズかと思うんですけども、何件分なのか、これについての説明をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

この件につきましては、既存の果樹経営支援対策事業という国費の事業がありまして、改植の費用が23万円、そして被災の翌年から5年間、通算4年間分の未収益期間の補填があります。それが22万円、合わせて45万円という事業が既存の事業でありまして、今回これに県が上乘せの補助をするということで、2年目から5年目までは11万円、そして、さらに6年目から10年目まで5年間20万5,000円の補助をするということになっておりまして、合計31万5,000円、これ10アール当たりです。今回はその20アール分、2反分を来年度予算化するものです。これにつきましては、実績報告等が本年度でなく来年度、次年度以降になるということで債務負担行為を起こしたわけです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 24ページの障害者福祉費の扶助費のことですが、給付予算額が不足する見込みということで増額補正をしていますが、この給付の対象者となる人がどれくらいふえると予想されてますか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

障害者総合支援介護の給付費のほうですが、生活介護、居宅介護、施設入所など各1名増となっております。それから通所介護のほうも延べでございまして、こちらは15名ぐらいふえる見込みというふうになっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 介護のほうに1名と、ほんで通所介護のほうに延べ15名ということを目算して増額補正ということですが、必要なことは計上されて使われたらいいと思うんですが、この経費についても先ほどの燃料費等も同じ、毎年この時期に増額補正をしては、増額した以上に年度末とか決算に大きく減額をしてるんですよ。

そこで少し心配をする。決算の意見の中にもその不用額が多いのではないかという意見があったとき、課長が答弁で不用額が少し多すぎると思っていると、今後は精査していきたいというようなご答弁でしたが、その辺どうでしょうか。それでもし不用があるならば、次の議会では減額補正をぜひしていただきたいと思うんですが、その辺も精査した上、毎年この時期にこれぐらいの額上げてる。ほんで、去年も上げてるから今年もそうだろうというような感じではないですよ。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

去年がこうだから今年もということでは当然ないというです。従前申し上げましたけれども、今回は詳細な試算を担当者のほうにさせておまして、それぞれの給付に対して予想される数、延べ人数というものを試算し、今回の補正をさせていただいているところです。決算のときの話でも申し上げましたけれども、新規のあくまで見込みということ、それから、医療とか施設入所とかいう部分の見込みも含まれておりますことから、当然その決算において余ってくるというようなことは考えられはいたしますけれども、できるだけ精査をして、今回の補正の提案にさせていただいているところでございます。

○議長（比与森光俊君） 先ほどの笹岡議員に対する答弁を、総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

先ほどのご質問の件ですが、議案書の42ページのほうを見ていただきたいですが、ここに級別職員数というのが載っております。補正前で職員数352人、それが補正後12月1日現在では351人となっております。この1人減というのが4級で66名が65名と1名減となっております。ここによるところが最も大きい要因ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そしたら、この比率はさっき言ったように4級が減ったからということで、そしたら1級、2級の比率がふえてますよね、今度1級、2級の比率が、その関係の比率という同じ認識でいいんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

10月1日付の人事異動も影響しているというふうに考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 28ページでお伺いたします。

6款の農林水産業費の2項、林業費、2目の林業振興費の19節、負担金、補助及び交付金のほうで、木材住宅支援事業補助金というので446万6,000円増額になっております。こちらのほう、予算を超える申し込みが見込まれるということですが、大体どれくらいふえる予定なのかを、詳細わかりましたらお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

当初2,000万円の予算を組んでおりまして、今回事業が4年目となりましてPR効果も十分できてきたと思っております。それで今回現時点で14件の申し込みですが、今後さらに9件の申し込みが見込まれますので、事前の申請の計画から合わせまして446万6,000円が不足するのではないかと思います。今回補正に計上いたしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） これはもうほんと申し込みがあれば、大体その枠とかではなくて、その要件が満たされておれば、補正によって対応するという考え方でよろしいのか、お願いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

この事業の経済効果というのは十分あると判断しております。そしてこれ事業ができた、平成27年度からの事業ですが、当初3年間で1億円ということで事業を始めて翌年度5年間と延ばしたわけなんです。農林課といたしましては、5年間の事業で1億円以内であれば補正で対応していきたいと考えておりまして、財政当局と折衝してこの予算を計上したところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 同じ28ページのその林業振興費の9節に、今回新たに特別職非常勤職員費用弁償ということで書かれています。この特別職非常勤職員の方の役割というか、どんなことをされるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

10月から地域づくり支援員、鳥獣対策担当の地域づくり支援員を雇用しておりまして、その者の費用弁償を、本来費用弁償に組むべきところを旅費に組んでいた関係で、今回補正に上げてるところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑がないようですので、これで歳出の質疑を終わります。

以上で議案第101号の質疑を終わります。

「議長」という声あり

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 修正動議を提案いたします。

○議長（比与森光俊君） ただいま修正動議が提出されましたので、その写しを配付いたします。

暫時休憩といたします。

（午前10時42分 休憩）

（修正動議を配付）

（午前10時55分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 先ほどのご質問の笹岡議員のご質問にありました小中学校の新入生数の数字でございますけれども、10月22日現在の推計になりますが、小学校が175名、中学校が165名ということであります。ただ、先ほどの就学援助費の関係の新入学学用品費の今回の数字で上げておる人数は、小学校25名、中学校35名で予算は計上しております。

それと、山崎晃子議員のほうからご質問のありました遠距離通学費補助金の関係、心身の事情等による遠距離通学につきましては5名を見込んでおります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 議案第101号に対し、大岸眞弓さんほか5名から、お手元にお配りしました修正動議が提出されました。この動議は2人以上の発議者がありますので成立いたします。したがって、これを本案とあわせて議題とし、修正案提出者の説明を求めます。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。

議案第101号、平成30年度香美市一般会計補正予算（第5号）に対する修正動議  
上記の動議を、地方自治法第115条の3及び香美市議会会議規則第17条の規定により別紙のとおり修正案を添えて提出します。

平成30年12月5日、香美市議会議長 比与森光俊殿



発議者 香美市議会議員 大岸眞弓、同 甲藤邦廣、同 山崎晃子、同 舟谷千幸、  
同 小松紀夫、同 依光美代子

次のページをお開きください。

議案第101号 平成30年度香美市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案

議案第101号 平成30年度香美市一般会計補正予算（第5号）の一部を次のように修正する。

第1条中「2億1,367万1,000円」を「2億637万1,000円」に改め、  
「214億9,465万1,000円」を「214億8,735万1,000円」に改める。

第1表 歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

なお、説明資料としまして、修正箇所と金額を示した第1表及び歳入歳出補正予算事項別明細書を添付をしてありますので、ご参照ください。

それでは、修正案の提案理由を申し上げます。

議案第101号の29ページ、議案細部説明書8ページの商工費にある備品購入費で  
絵画購入等730万円を削除する。

提案理由の補足説明といたしまして、平成30年度香美市一般会計補正予算（第5号）において、商工観光費の中で備品購入費として、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートの各客室に絵画を飾るためとして絵画購入等730万円が計上されました。

修正動議提案者自身の聞き取りにおきましても、ホテルのコンセプトとして絵に大変こだわりを持っており、17の各客室に飾る絵画を複数枚持っていて、折々にかきかえ集客につなげたいとのことでした。本市はホテル側のコンセプトに理解を示し、既に各客室にかける絵画やロビーや廊下等に飾る絵画を購入済みです。市としては一般会計から繰り入れを行い、これ以上ホテルに高価な絵画を購入することは、市民の理解が得られるとは思えません。ホテル側にて売り上げ状況を見ながら、収益が安定した時点での購入を検討すればよいのではないかと考え、本修正動議を提案するものです。

以上、よろしく願いいたします。

【修正動議 卷末に掲載】

○議長（比与森光俊君） 修正案の説明が終わりました。

これより、修正案に対する質疑を行います。

発議者への質疑及び確認のため執行部への質疑も許します。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで修正案に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第101号を採決いたします。

本案に対する大岸眞弓さんほか5人から提出されました修正案について、採決します。  
本案の修正案に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、議案第101号は、修正可決されました。

次に、日程第5、議案第102号、平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長(安井幸一君) 議案第102号、平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、提案説明をいたします。議案102-2ページをお願いいたします。

平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成30年度香美市の簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,400万1,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月5日提出、香美市長 法光院晶一

提案内容につきましては、細部説明書のとおりです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(比与森光俊君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議長(比与森光俊君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長(比与森光俊君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第102号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第103号、平成30年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長(安井幸一君) 議案第103号、平成30年度香美市公共下水

道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案説明をいたします。議案103-2ページをお願いいたします。

平成30年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度香美市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ165万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,943万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成30年12月5日提出、香美市長 法光院晶一

提案内容につきましては、細部説明書のとおりです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。1点伺います。

10ページの報償費の中の受益者負担金前納報奨金ですが、何人の方が前納、当初の予算より前納したということで予算増であります。ちょっと内訳等について詳細をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

受益者件数は6件であります。当初の予定では、概算で13万8,000円を計上しておりました。それは計算では150平方メートルに平方メートル当たり460円、それに10件を掛けて、それに前納報奨金、最高で20%の減額ですので69万円の2割で13万8,000円になると思いますが、それを当初予定しておりました。今回、件数6件で総額32万9,840円、繰り上げて33万円になりますが、その差し引きの19万2,000円を増額として今回補正で上げております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 6ページの繰越明許、これどこなのか、どういう繰り越しなのか、具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

この事業につきましては、現在、都市計画道路新町西町線の地下に埋設します公共下水道雨水管渠築造工事の事業であります。これにつきましては、J R 四国との委託協定締結を行い、平成30年度から平成31年度の2カ年事業として行うものであります。事業の概要につきましては、工法が推進工法、いわゆるトンネル工法を採用しまして、あけぼの街道側から発進し国道195号に到達するトンネル工事であります。施工延長は218.3メートル、管路の内径が1.8メートルであります。なお、J R 四国との委託協定締結は来年2月を予定しております。

以上であります。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 10ページにありますストックマネジメント計画、これちょっと中身を、どういうものなのか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

このストックマネジメント計画といいますのは、管路及び処理場、マンホールポンプ等の施設の更新の計画であります。これにつきましては、下水道法の改正によりまして、全国で下水道を持っておる自治体に義務づけられている計画書の策定であります。これを策定することによってハード事業、その調査の結果によってハード事業に移行するときに補助対象になるというものであります。

今回、平成30年度と平成31年度、これ単年度で国の補助事業をいただきまして、管路とマンホールポンプの調査を下水道事業団と協定を結んで委託をしております。これは公共下水道と特定環境下水道をあわせて委託協定を結んでおります。これによりまして修繕が必要な箇所につきましては、国の補助を受けて5年をめどに順次改修をしていくという予定になっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第103号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第103号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第106号、平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 議案第106号、平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。次のページをお開きください。

平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）

平成30年度香美市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万4,000円（後に「3万5,000円」と訂正あり）を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,794万5,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月5日提出、香美市長 法光院晶一

提案理由につきましては、議案細部説明書に掲載していますので、確認よろしく願います。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） 2ページで、第1条の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3万4,000円を追加しということになっておりますけれども、これ3万5,000円じゃないですか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 申しわけございません。訂正いたします。3万5,000円と修正します。

○議長（比与森光俊君） 暫時休憩といたします。

（午前11時16分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日市長から提出されました議案第106号、平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）につきまして、会議規則第19条の規定により、議案の一部を訂正したいとの申し出がございました。

執行部から訂正の理由説明を求めます。健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 修正のほうをお願いしたいと思います。

平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）の歳入歳出予算の補正の第1条にあります、歳入歳出それぞれ「3万4,000円」というところを「3万5,000円」に訂正をお願いしたいと思います。済みませんでした。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第106号の一部訂正の件を許可することに異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第106号の訂正の件を許可することに決定しました。

引き続き、議案第106号につきまして質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第106号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第106号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第107号、平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 議案第107号、平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について補足説明を行います。

平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成30年度香美市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ81万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億412万3,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月5日提出、香美市長 法光院晶一

詳細は議案細部説明書のとおりです。よろしく申し上げます。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 4ページの関係でちょっと教えていただきたいんですが、後期高齢者医療広域連合への納付金の関係等がマイナスになってます。それでちょっと、先ほどの一般会計の関係と還付金の関係はこれ雑収で入ってきてるんですよね、雑収です。ですから、出納閉鎖が終わった後の処理の関係は雑入で入ってくるのかということを含めて、会計年度の出納閉鎖までにこれは処理できないということの判断なのかを含めて、ちょっとその辺のこの後期高齢者関係のお金の出入りの関係の連合会との関係、ちょっとそこを答弁いただきたいんですが。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 今回の補正に関しましては、まず給料関係で補正がございました。出のほうの補正で人事院勧告に伴う補正がありまして、それに伴って、歳出がふえることによって歳入のほうを一緒に合わせるようにしたものでございますけれども。

歳入のほうの後期高齢者医療広域連合への納付金で相殺したものでございますけれども、一般会計の議案第101号の19ページにありますところの諸収入の後期高齢者医療の負担金返還金、これはまた別物でございまして、今回の後期高齢者医療の特別会計のほうで行ったのは、あくまでも人事院勧告によるものでございます。一般会計のほうはまだ別の理由になります。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 4ページのこの内容自身は、納付金の関係が減額になってますので連合会との関係の調整というのはわかります。問題は、その一般会計に入ってきてるのは、会計年度を超した精算やから雑入として入れてるという判断でえいかなという。これは普通やったら後期高齢者のこの特別会計のほうに入れずに、一般会計の雑入で入れてるというのは、そういう会計処理でいいかなという話なわけですけど。

○議長（比与森光俊君） 笹岡さん、その議案第107号についての質疑で。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 全体として連合会というのをつくって、そこに後期高齢者の場合は負担金、納付金を納めてますよね、その精算としてやっていますよね。その関係でここに入りが入ってますよね、今回マイナスになってるということで、102万4,000円の減額になってるわけです。けど、もう1つ一般会計のほうに同じ連合会から還付金という形で返ってきてる雑入があるわけですね。ですから説明をお願いしたいのは、この特別会計の会計処理としての関係がどういうシステムになっているかという話を聞きゆうわけであって、連合会との関係。そこの辺のちょっと出入りの関係がわかればお願いします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

一般会計の議案第101号のほうに載っておりますところの返還金、諸収入のほうに載っているのは過年度分の返還金になりますので、こちらの雑入のほうに載せております。今検討していただいております第107号につきましては、現年度分の負担金等で相殺しているので、一般会計の分とは別物とお考えいただければと思います。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第107号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第109号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 議案第109号について補足説明をいたします。

議案第109号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年12月5日提出、香美市長 法光院晶一

香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

香美市長等の給与及び旅費支給条例（平成18年香美市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように定める。

第3条 市長等の期末手当の支給については、香美市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年香美市条例第54号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の162.5を乗じて得た額に、一般職の職員の例により在職期間の割合を乗じて得た額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。



提案理由については、議案細部説明書のほうに書かれているとおりでございます。  
以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 条例の第3条の部分で、もともと期末手当のこの部分が「算出の基礎となる額」というのがあったんです、今の条例見たら。そして、その後は「期末手当の額は、給与月額」と書いてるんですよ、現在の条例が。今回「給料」になってますよね。これ何かあるのかなという、今私たちがもらってる条例はそうなってるんですが、何かそれは。

それから、12月の支給の場合が、100分の160が「100分の162.5」になるという認識でいいんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

まず、「給料」が「給与月額」になっているということでございますが、「給与月額」というふうに改めたということでございます。

それと、現条例では12月に支給する場合においては「100分の160」になっておりますが、これを「162.5」に改正するという内容でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はございませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第109号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 起立多数であります。よって、議案第109号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、承認第110号（後に「議案第110号」と訂正あり）、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 議案第110号について説明いたします。

議案第110号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成30年12月5日提出、香美市長 法光院晶一

香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 香美市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年香美市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「4,200円」を「4,400円」に改める。

第27条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の90」の次に「、12月に支給する場合には100分の95」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の42.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の47.5」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1についてはごらんとおりでございます。

7ページのほうをあけていただきまして、第2条 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。

次のページあけてください。

第27条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の90、12月に支給する場合においては100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の香美市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の香美市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。提案理由については、議案細部説明書のとおりでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） これ全体としてちょっとわかりにくいんですが、これやれば加算額を含めて下がるという判断なんですか。今までは一括して1年間のやつを6月、12月に分けてますよね。それを含めて支給額が下がるということの判断でいいんですか、これは。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

いえ、下がるのではなく上がるという提案でございます。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第110号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第110号は、原案のとおり可決されました。

次に、平成30年第7回定例会で継続審査に付してありました日程第17、議案第81号、平成29年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第28、議案第92号、平成29年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上12件を一括議題とします。

これから、予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。予算決算常任委員会委員長、島岡信彦君。

○予算決算常任委員会委員長（島岡信彦君） 19番、島岡信彦でございます。

予算決算常任委員会が付託を受けた案件につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

付託を受けた案件は、平成29年度一般会計、特別会計及び事業会計並びに財産に関する調書を含む歳入歳出決算の認定に係る議案第81号、82号、83号、84号、85号、86号、87号、88号、89号、90号、91号、92号の12件であります。

これらの案件は平成30年第7回定例会において執行部より提案され、継続審査としていた案件でございます。各案件は本委員会から総務、教育厚生、産業建設の各分科会

に送付され、各分科会において質疑が行われました。その後、11月22日に開催されました予算決算常任委員会において審査を行ったところでございます。

それでは、各議案の経過と結果につきまして、ご報告いたします。

まず、議案第81号、平成29年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、分科会委員長の報告の後、討論はなく、採決の結果、議案第81号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第82号、平成29年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、分科会委員長の報告の後、討論はなく、採決の結果、議案第82号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第83号、平成29年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、分科会委員長の報告の後、討論はなく、採決の結果、議案第83号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第84号、平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、分科会委員長の報告の後、討論なく、採決の結果、議案第84号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第85号、平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、分科会委員長の報告の後、討論はなく、採決の結果、議案第85号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第86号、平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、分科会委員長の報告の後、討論はなく、採決の結果、議案第86号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第87号、平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、分科会委員長の報告の後、討論はなく、採決の結果、議案第87号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第88号、平成29年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、分科会委員長の報告の後、討論なく、採決の結果、議案第88号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第89号、平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、分科会委員長の報告の後、討論はなく、採決の結果、議案第89号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第90号、平成29年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、分科会委員長の報告の後、討論はなく、採決の結果…。

（サイレンにより中断）

○予算決算常任委員会委員長（島岡信彦君） 採決の結果、議案第90号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第 9 1 号、平成 2 9 年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定についてを議題とし、分科会委員長の報告の後、討論なく、採決の結果、議案第 9 1 号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第 9 2 号、平成 2 9 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、分科会委員長の報告の後、討論はなく、採決の結果、議案第 9 2 号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で予算決算常任委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 予算決算常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、予算決算常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 8 1 号、平成 2 9 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第 8 1 号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第 8 2 号、平成 2 9 年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第 8 2 号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第 8 3 号、平成 2 9 年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第 8 3 号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第 8 4 号、平成 2 9 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、議案第84号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第85号、平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、議案第85号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第86号、平成29年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、議案第86号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第87号、平成29年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、議案第87号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第88号、平成29年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、議案第88号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第89号、平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、議案第89号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第90号、平成29年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、議案第90号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第91号、平成29年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、議案第91号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第92号、平成29年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、議案第92号は、原案のとおり認定されました。

これで本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は12月11日午前9時に開きます。

本日はこれで散会といたします。

(午後 0時08分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員



平成 3 0 年 第 8 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 3 0 年 1 2 月 1 1 日 火曜日

平成30年第8回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成30年12月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月11日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 萩野義和 | 11番 | 山崎晃子  |
| 2番  | 山口学  | 12番 | 濱田百合子 |
| 3番  | 久保和昭 | 13番 | 山崎龍太郎 |
| 4番  | 甲藤邦廣 | 14番 | 大岸眞弓  |
| 5番  | 笹岡優  | 15番 | 小松孝   |
| 6番  | 森田雄介 | 16番 | 依光美代子 |
| 7番  | 利根健二 | 17番 | 村田珠美  |
| 8番  | 山本芳男 | 18番 | 小松紀夫  |
| 9番  | 爲近初男 | 19番 | 島岡信彦  |
| 10番 | 舟谷千幸 | 20番 | 比与森光俊 |

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

|                 |       |              |       |
|-----------------|-------|--------------|-------|
| 市長              | 法光院晶一 | ふれあい交流センター所長 | 明石清美  |
| 副市長             | 今田博明  | 福祉事務所長       | 佐竹教人  |
| 総務課長兼選挙管理委員会書記長 | 山中俊明  | 農林課長         | 西本恭久  |
| 企画財政課長          | 川田学   | 商工観光課長       | 竹崎澄人  |
| 会計管理者兼会計課長      | 森安伸   | 建設課長         | 井上雅之  |
| 管財課長            | 秋月建樹  | 建設課林業土木担当参事  | 澤田修一  |
| 定住推進課長          | 中山繁美  | 環境上下水道課長     | 安井幸一  |
| 防災対策課長          | 中山泰仁  | 《香北支所》       |       |
| 市民保険課長          | 植田佐智  | 支所長          | 黍原美貴子 |
| 健康介護支援課長        | 前田哲夫  | 《物部支所》       |       |
| 税務収納課長          | 公文薫   | 支所長          | 近藤浩伸  |

【教育委員会部局】

|      |      |          |      |
|------|------|----------|------|
| 教育長  | 時久恵子 | 教育振興課長   | 横山和彦 |
| 教育次長 | 野島恵一 | 生涯学習振興課長 | 岡本博章 |

【消防部局】

|     |     |
|-----|-----|
| 消防長 | 寺田潔 |
|-----|-----|

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 中 村 友 紀

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成30年第8回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成30年12月11日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 10番 舟 谷 千 幸
- ② 9番 爲 近 初 男
- ③ 11番 山 崎 晃 子
- ④ 14番 大 岸 眞 弓
- ⑤ 15番 小 松 孝
- ⑥ 4番 甲 藤 邦 廣
- ⑦ 12番 濱 田 百合子
- ⑧ 3番 久 保 和 昭
- ⑨ 16番 依 光 美代子
- ⑩ 6番 森 田 雄 介
- ⑪ 2番 山 口 学
- ⑫ 13番 山 崎 龍太郎
- ⑬ 1番 萩 野 義 和
- ⑭ 7番 利 根 健 二
- ⑮ 5番 笹 岡 優

会議録署名議員

5番、笹岡 優君、6番、森田雄介君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして、順次質問を許可します。

10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） おはようございます。10番、公明党の舟谷千幸です。通告に従いまして、1、ヘルプカードについて、2、認知症カフェについて、この2つについて一問一答で質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、ヘルプカードについてお伺いいたします。

高知県では、本年7月20日よりヘルプマークとヘルプカードが作成されました。お手元の資料に、1枚ですけれどもナンバー1、裏がナンバー2となっております。ナンバー1の分と、これはヘルプカードの表紙ですけれども、ナンバー2のほうは裏面にヘルプカードの全面が出ておりまして、それからその下段がヘルプマーク、この2つが資料でございます。

まずヘルプカード、このナンバー2のほうの下にございますが、大きさは手のひらに乗るぐらいの縦8.5センチ、横5.3センチ、ストラップつきで赤い下地に白い十字とハートの形をあしらったデザインでございます。バッグなどにつけて外から見えるように携帯します。外見からはわかりにくい義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方がおられます。そうした方々が身につけることで、公共の場や災害時に適切な配慮や支援を受けやすくするものです。これまで見た目ではわからないため、公共機関で優先席に座っているときにほかの人から白い目で見られたり、座るなど言われた事例があるそうです。県では、このマークをかばんにつけている方を見かけたら、席を譲るなど配慮をしてほしいとあります。本市においても、ヘルプマークについては7月20日より、広報にも載っておりますとおりスタートしております。希望者には無料で配付されております。

次に、そのカードのほうですけれども、ナンバー1とナンバー2の上段ですけれども、このヘルプカードでございますが、これも障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲の人に自分の障害への理解や支援を求めるために、必要な支援をしてほしい内容や緊急連絡先などを記載したカードのことです。このように詳しく書かれてあるものがカードですけれども、これはバッグの中や財布等の中に入れて使います。特に聴覚障害や内部障害、そして知的障害など、一見これも障害者とわからない方が周囲に支援を求めるときに有効です。

ヘルプカードを最初に導入したのは東京です。きっかけになりましたのは2009年

の春、都議会議員が街頭演説のときに、自閉症の子どもを持つ母親から、私の子どもが一人で社会復帰できるようになったとき、災害や事故に遭遇しても周囲の人が支援の手を差し伸べてくれるような東京をつくってほしいとの要望を真っすぐに受けとめ、その年の9月議会と2011年の2月にも同じようにこのカードの共通化を提案しました。けれども、都議会はなかなか前向きではありませんでした。その翌月、東日本大震災が発生、家に帰れない障害者が続出しました。そして、この議員は再三の要請を行った結果、2012年10月にヘルプカードが導入されることになりました。

高知県では7月、県内で統一的に活用される東京都標準様式を活用して、この高知県版ヘルプカードの様式が作成されております、これですけれども（資料を示しながら説明）。そして、このナンバー2のほうには、佐川町のヘルプカードがこのようにできております。それですので、ヘルプマークはもう全県に配付、市町村に配付されておりますけれども、このヘルプカードの作成については市町村の取り組みとされておまして、本市のヘルプカードはまだ作成されていないわけでございます。

お尋ねいたします。このヘルプカードについてのご認識、ご見解をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） おはようございます。舟谷議員のご質問にお答えいたします。

ヘルプカードは、先ほど来ご案内いただいたとおり、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるために必要な支援内容、緊急連絡先などを記載したカードでございます。特に聴覚障害者や内部障害者、知的障害者など、一見障害者とわからない方が周囲に支援を求める際に役立つものと認識しており、大変有効なものだと考えております。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） では次に、ヘルプカードを今後本市でも作成をした場合、今先行して配付されておりますヘルプマークと同じように配付される場合には、この申請書とか障害者手帳などの提示の必要がなく、申し出があれば無料で配付されるような形をとるのでしょうか。配付の基準と3町別の対象者数をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

高知県版ヘルプカードの配付につきましては、県のホームページからダウンロードして無料で使用することができ、対象者としては、ヘルプマーク同様、外見からは援助や配慮を必要としていることがわからない方々を想定しております。

香美市におきましては、身体、知的、精神障害の方々合計3,173人（後に「2,173人」と訂正あり）のうちカードを必要とする方々に加え、難病や妊娠初期の方などが対象になりますが、障害者手帳等の有無にかかわらず利用可能であるため、対象者数の算定はしておりません。

- 議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。
- 10番（舟谷千幸君） それでは、障害者の数ですけれども、今言われました知的障害、また内部障害とか、そして精神障害とか、そういったおよその数というか、障害者手帳をお持ちの方の人数がおわかりでしたらお願いしたいですけれども。障害者手帳の数ですね、この香美市全体の、お願いいたします。
- 議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。
- 福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。  
平成30年4月末現在で1,740人となっております。
- 議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。
- 10番（舟谷千幸君） その対象者に対しまして、先行して今現在配付されてるヘルプマークですけれども、今わかっている範囲でこれまでの配付数をお願いいたします。
- 議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。
- 福祉事務所長（佐竹教人君） 県と同じく7月20日から配付を開始いたしまして、11月末現在で合計34個となっております。
- 議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。
- 10番（舟谷千幸君） 7月からスタートということでこれからだとは思いますが、障害者手帳を入れ、プラス妊娠初期の方も精神障害の方とかも入れますと、その対象者に対してまだまだ少ないですし認知度も低いように思いますけれども、それに対してはどのようにお考えでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。
- 福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。  
ヘルプマークにつきましては、8月に広報の中でもご紹介させていただきました。あと、ポスターとかチラシ等を用いて認知度を上げるべく取り組みを進めておりますが、まだまだ一般化されていないとか知らない方が多いという状況でございます。
- 議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。
- 10番（舟谷千幸君） 広報とかポスター、チラシということでございますが、やはりそういった受け取る側が見るといことと、また別に防災訓練とか保健師さんが地域活動で直接住民に訴えとか、またポスターもどこに掲示するとか、そのようなことを今後の啓発のためにお考えでしたら教えてください。
- 議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。
- 福祉事務所長（佐竹教人君） まず、防災関係の会議等で紹介する機会を得て、ヘルプマーク、ヘルプカードとも周知をしていきたいと思っております。ポスターにつきましては、公共機関とか県がこれ配付を恐らくしておると思っておりますが、JRのほうとか公共交通機関、公共施設等々に配付をいたしたいというふうに考えております。
- 議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。
- 10番（舟谷千幸君） それでは次に、今後香美市も作成と導入が望まれますけれ

ども、ヘルプカードにつきまして県よりそのひな形が示されているわけですが、県からは地域の独自性を入れたデザインをとこのようにございましたので、香美市ならではのヘルプカードを作成するとなれば、デザインについては何かご検討でしょうか、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えします。

現時点では県下で統一された標準様式の普及を進めていきたいと考えておりまして、今のところ香美市独自のデザインを入れたカードの導入は検討しておりません。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） またご検討いただいて、市民のほうからも募集をするとか、そんなようなことでぜひ取り組んでほしいかと思えます。

現在、県内でヘルプマークとヘルプカード、この両方を導入している市町村は、この資料にもございます佐川町のほかに須崎市、馬路村、日高村、津野町、四万十町、この6市町村でございます。県内でも今後広がってくるかと思えます。

先ほどのヘルプカードの対象者数でもありましたように、本市の障害者手帳の所持者は2,200人とこのように香美市振興計画の中でありまして、人口に占める割合は8.4と近隣に比べて高くなっているとございました。このことから踏まえると、本市はいち早く導入する必要があるのではないかと思います。そして、南海トラフ地震対策が叫ばれる中です。ヘルプマーク、ヘルプカードと両方あわせて持つことが、障害のある方や配慮の必要な方の安心につながり、災害時、安全に避難するためにも大きく役立つものと考えます。

そこで、市長の考えをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） ヘルプマークに関する舟谷議員からのご質問にお答えをしたいと思います。

おっしゃられるように、障害者が災害時などに避難をした場合に大変不自由をするということは、よく報道などでも報じられております。その際にこうしたカードがありましたら、周りの方の協力が得られて、大変困難な状況が少しでも改善ができるんじゃないかと思うところであります。障害を持たれた方はもちろんでありますけれども、障害を持たれた方を家族に持つ方についても大変心配をなされております。子どもさんが障害ということでは、親はほんとに自分が先に亡くなるということがわかっておりますので、子どもたちがどんなふうにこれから暮らしていくのか、どんなに社会の中でもまれていくのか、大変心配をしています。少しでも自分たちが今子どもたちにしていることを引き続きやっていきたいということで、健康にもほんとに気をつけながら暮らしをされております。そういう親御さんや家族の気持ちを思いますと、このカードというのは大変大事なことだと思いますが、このカードが有効に利用されるためには、この普及と

いますか周りの方々が、このカードの意味を知らなければならないだろうというふうに思います。

今、議員からもご指摘のとおり、このカードの普及は市町村によって実施されるものであるということですので、市としましては、こうしたカードの普及ができるように努力をしてみたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いたします。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） ありがとうございます。次の質問にまいります。

認知症カフェについてでございます。

認知症カフェは、福祉大国オランダでスタートしたアルツハイマーカフェが起源であります。急速な高齢化の進展に伴い、2025年には認知症の人が約700万人に増加、65歳以上の5人に1人に達すると予測されております。この予測を受けて、政府が2012年に「オレンジプラン」として、認知症の人やその家族に対する支援として、認知症カフェの普及促進が言及されました。そして2015年の「新オレンジプラン」では、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれたよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す、このことを基本理念としております。

介護者への支援を推進する施策として、認知症カフェの設置の動きが全国で進んでいます。運営は、自治体や地域包括支援センター、医療機関、NPO法人や社会福祉法人、介護サービスの施設等民間団体などです。スタッフについては、民生委員や家族会のメンバー、認知症サポーターや地域のボランティア等の専門職以外の方、医療職や介護職など多岐にわたります。

この内容というのは、カフェという名前のとおり、お茶を飲みながら情報交換、みずからの意思でお茶を飲みに行く感覚で、リラックスした雰囲気の中で共感できる立場の人々が日々のお困り事などをおしゃべりする、そういう中で情報交換をする。そして専門職を招いた勉強会やレクリエーション、中には認知症の当事者同士がスタッフになって役割を持つことで意欲の向上につながる、このような内容があります。

認知症カフェのメリットは、当事者にとってはひきこもり防止や社会とのかかわりが持つ役割を持てます。先ほどのように自分がカフェのお世話役やということで、そのように自分が元気になる、お世話をしていくんだというそういったメリット。そして、その介護する家族にとっては、同じ立場の介護家族に出会え、心の負担や孤独感から解放されます。介護についての工夫やアドバイスなどの情報を家族同士で交換でき、専門家からもさまざまなサービスや介護知識を得られます。このように介護者本人、そして介護者の家族がこの認知症カフェに来て、そういったメリットがございます。

本市においては、今年から介護者の会「陽まわりの集い&陽まわりカフェ」を開催しております。

そこで、この本市の認知症カフェがどのように行われているか、まず、この認知症カ



フェについての捉え方をお伺いたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） おはようございます。舟谷議員の質問にお答えします。

認知症カフェについては、質問の中にもありましたが、議員の説明のとおりでございます。認知症カフェとは、認知症のご本人とご家族が地域の住民の方や介護、福祉、医療の専門家と身近な場所で集い交流できる場のことです。ケアラズカフェ、オレンジカフェとも呼ばれ、全国的に広がっています。ほかの市町村では介護施設や病院に併設されているカフェもありますが、香美市では平成30年度より「陽まわりカフェ」という名称で開催しています。以前より行われていました介護者の集いのメンバーが中心となり行っています。お茶会でゆっくりと会話を楽しみながら、メンバーの介護の経験を生かし、介護をしている相談者の思いに寄り添ったり、認知症について相談や学ぶ場所になっていると認識しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 介護者の集いのメンバーがそれをやってらっしゃるということで、やっぱり先ほどの介護者にほんとにメリットのある、香美市ならではのカフェが始まったなというふうに思いました。もう少し詳しく、最近行われたカフェの模様などございましたらお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

これは年に12回偶数月と奇数月と分けてやっておりますが、まずその介護者のための料理教室なんかもやってますし、そして猪谷先生、同仁病院の講話も座談会もやっております。そして、あと陽まわりカフェのほうでは、やはり当事者同士で集まってカフェをやってると、お茶会をやってるという状況になっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） それでは、その中で介護者、そのスタッフ以外の参加者の状況なんかはいかがでしょうか。参加状況などをお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

社会福祉協議会の職員と、そして先ほど言いましたけど介護者の集いの方、それから地域のボランティアの方、そして医療関係の方という形で集まっております。9人います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） この認知症カフェの活動をより多くの方に知っていただき、認知症の方やその家族、地域の方などが足を運んでもらえるような、そういった周知についてはどのように行われているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

社協だよりを初め広報への掲載、それから地域包括支援センターや社会福祉協議会での介護相談や事業実施時に紹介したり、ケアマネジャー連絡会などで紹介をしています。今年度作成しました香美市認知症支援ガイドブックに掲載しております。このガイドブックは、市内の認知症に関係する団体や医療機関に協力していただき作成した香美市版ケアパスになります。認知症における主治医とのつながりや専門病院への受診の仕方、認知症にかかわる情報を掲載しており、介護事業所、医療機関、薬局、商店など市内の主要な機関や場所に配付を予定しております。先日は鏡野中学校で認知症支援啓発映画上映会を行い、生徒とその保護者、先生方にこのガイドブックを配付しました。認知症カフェの広報ともあわせ、広く市民の皆さんに知っていただき活用いただきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） すごく広報、周知がされてるなというふうに感じました。ほんとに医療関係者の方はもとよりこれからの未来を担う子どもさんたち、鏡野中学校でそういった映画の上映をされたということですので、ほんとにこれからもそのような周知をして、認知症に優しいまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。

これは高知市内のことですけれども、この高知市内でも認知症カフェは民間事業者の運営が5カ所、そしてまた民家を活用した住民主体の運営が2カ所というふうに取り組んでおられますけれども、市内のほうでは認知症サポーター、香美市もサポーターに取り組んでおられますけれども、この認知症サポーターのステップアップ研修を開催して、社会福祉協議会のボランティアセンターに登録し、その終了者に認知症カフェの立ち上げやボランティアスタッフとして参加を促すなど、地域での裾野を広げる活動につながっているとございました。

本市において、今後の運営や拡充についてのお考えをお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

今後の認知症カフェの運営につきましては、2カ月に一度の開催であったものを毎月1回開催する予定です。介護者の集いの皆さんの協力のもと実施する形は変わりません。相談、学びの場所、交流の場所として、認知症に関心のある方や支援を必要としている方など、必要な方に知っていただき利用していただきたいと思いますと考えております。地域や団体の集まりに出向き、認知症支援啓発を行う出前カフェもあわせ実施を継続していきま

す。

啓発や広報についてはいずれの事業も課題ではありますが、介護予防事業やガイドブックを活用した紹介を初め、ほかの事業、機関とも連動・連携しながら周知に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。
- 10番（舟谷千幸君） 出前カフェとか啓発活動、そしてまた年に12回でしたね、ふやしていくということですので、この拡充に対して前向きであることを感じました。

ほんとに認知症の方が住みなれた地域で暮らし続けるため、落ちつける・気兼ねがない・相談できる・楽しい時間の場、認知症カフェの広がりを期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

- 議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君から発言が求められておりますのでこれを許可します。

- 福祉事務所長（佐竹教人君） 先ほど舟谷議員のご質問にお答えした際に、障害者の方々の合計数を私、「3,173人」というふうに申し上げましたが、これが「2,173人」の誤りでございます。大変申しわけございませんでした。

- 議長（比与森光俊君） ただいま福祉事務所長、佐竹教人君から答弁の訂正がございました。「3,173人」を「2,173人」という申し出があります。会議規則第65条の規定によりこれを許可することにいたします。

舟谷千幸さんの質問が終わりました。

次に、9番、爲近初男君。

- 9番（爲近初男君） おはようございます。9番、爲近です。通告に従いまして一問一答で質問をいたします。

まず、物部町にあります本市交流促進施設とバイクライダー交流宿泊施設についてお聞きをいたします。①です。

物部町にあります交流促進施設の奥物部ふるさと物産館は、レストラン、美術館、ふるさと市、テナントで構成されています。また、近くにはバイク旅の宿としてのライダーズイン奥物部があり、ともに奥物部湖のほとりにあって両施設は重要な施設と考えています。これらの施設の指定管理を長い間同じ人がやってこられました。今後管理者を辞退すると聞きました。その理由をお聞きいたします。

- 議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

- 物部支所長（近藤浩伸君） 爲近議員のご質問にお答えいたします。

平成30年10月29日付で提出された協議書では、指定管理対象施設の売り上げが芳しくなく、業務の継続に要する資金が不足する見込みとなったためとありますが、これにつきましては、協定で定めた満了期日である来年3月末を待たず、来年1月末をもって指定の取り消しを申し出る理由です。

次年度以降の指定管理を辞退することにつきましてはこの7月に申し入れがあり、その理由としましては、従業員の確保が難しいこと、売り上げが芳しくないこと、山本代表の健康面でした。特に従業員の確保が難しいことが、次年度以降の業務継続が難しくなった理由です。

なお、物部支所としましては、奥物部ふるさと物産館、ライダーズイン奥物部の業務について長期的には不安な状況にあったことから、今後について昨年度から山本代表と協議をしてまいりました。そのときからこの3点について訴えがあり、今年度からは指定管理料の増額をさせると同時に、指定管理期間を1年間と短縮して対応してきました。以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 電気料金とかその経費がかなり、まあ加算ということも聞いておりますが、そういう面ではどうだったでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

ふるさと市、レストラン、ライダーズイン等の売り上げ等につきまして、ふるさと市で平成30年11月現在ですが1,299万4,255円、レストランで461万9,365円、ライダーズインで37万4,160円の売り上げがあります。それで電気料等の経費としまして、やはり人件費が一番高く、数字としてはちょっと自分のほうでは持っていませんが、人件費とまた今年の7月豪雨の影響でかなり売り上げが低迷していることは聞いております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ②に移ります。

ふるさと市への出品者やテナントなど関係者への説明において、どういう意見が出たのかお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

11月26日午後6時30分から物部支所にて、ふるさと市への出品者を対象とした説明会を開催しました。指定管理者から情報提供いただいた平成29年4月以降に出品の実績のある69団体、個人へ案内を送付しました。そして、22名の参加をいただきました。

意見としましては、「テナント料を安くしてほしい」、「ふるさと物産館の運営について抜本的な対策を講じてほしい」というような意見がありました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 69団体ですかね、多くの方が利用しゆうということで、何

とか継続してほしいという意見が多かったと思うんですが。

③に移ります。

今後切れ目のないように継続した運営を望みますが、今後の対応策をお聞きいたします。

まず、ふるさと市においての今後はどうなるかをお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） ふるさと市の今後としまして、ふるさと市の場合は、一応今回条例にも出させてはいただいておりますが、ふるさと市のスペースをテナントとして貸し出しをするように条例のほうにも上げさせてはいただいております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ふるさと市は誰が今後運営するのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 実際、現在ふるさと市を運営する方は決まっておられません。条件等の問い合わせの段階で、相手もあることですのでこの場ではちょっと相手の方は控えさせていただきますが、一応問い合わせはあっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 多くの方が出品し、また多くの方が買いに来ております。何とか切れ目のないような運営をお願いしたいと思います。

続きまして、レストラン、美術館です。レストラン、美術館は来年2月1日より休業となっております。再開時期は未定となっておりますが、今後はどうなっていくますか。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

レストランや美術館は、今後賃貸借によって貸し出していこうと考えております。香美市の行政財産使用料条例に従いまして、土地、建物の価格と土地面積を基準に使用料を算出しまして貸し出していこうと考えております。レストランは月6万円ほど、それから美術館のほうは月額5万円ほどになると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） レストランにおきましては継続してやれるように、また、団体客とか利益が見込めるお客の申し込みがあるときは絶対やってもらいたいと、採算のとれるときには営業するとかいろいろ工夫して、毎日の営業は無理でもそういうときにはレストランは営業するというような方法をとってもらいたいと思いますが、毎日やるのがベストではあるんですけど。この指定管理のめどというのは立ってるんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

現在、奥物部ふるさと物産館の指定管理者っていうのは決まっておりません。できるだけ早い時期に指定管理者を決めたいと思いますが、どうしても指定管理を受けたいという方の問い合わせ等が現在ないものですので、今後、公募等、またいろいろの面に関しまして指定管理者を募っていきたいと考えております。時期的に紅葉時分とか春の時分などにレストランをあけるといことはなかなか、レストランをあける人を確保するというのがなかなか難しいので、どうしてもレストランをあけたいというような方に関しましては、賃貸借で行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 正式な指定管理者が見つかるまで何とか柔軟な対応といえますか、そういう方法で来客の人が困らないような対応をよろしくお願いしたいと思えます。

美術館も賃貸借ということですが、このやられる方っていうのはめどは立ってるんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 美術館を運営していく方というのは現在のところ決まっておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 美術館も火が消えないように、何とかよろしくお願ひしたいと思えます。

テナントはどんなになりますか。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

今現在テナントの分は全て埋まっていますが、その分に関しましても直営ということで市が直接運営、運営っていうか賃貸借契約をしていくということになります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） わかりました。

④です。

ライダーズイン奥物部の指定管理は、現在奥物部ふるさと物産館とともに委ねてきましたが、今回ライダーズインを独立させて運営してもらう理由をお聞ひいたします。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

ライダーズイン奥物部と奥物部ふるさと物産館は別々の施設であり、指定管理の指定に当たっても別の条例を根拠に実施されてきたものです。過去の経緯から指定管理者が同じ事業者であっただけであり、今後につきましても同じ事業者になることを排除するものではありませんが、これが根拠となります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 今までは両施設を委ねることによりまして、効率的な運営が可能になって指定管理料を抑えることができました。今後においても両施設をやる人を探すべきではないかと考えますが、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

ライダーズイン奥物部の場合は、指定管理者の方の公募等がある可能性があったので今回公募もしていますが、ライダーズ…

済みません。もう一回、再度お願いいたします、質問を。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 現在、両施設を委ねることによりまして効率的な運営が可能になり、指定管理料を抑えることができましたと感じています。今後におきましても、両施設をやる人を探すべきではないかと考えます。いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 失礼いたしました。2つの施設を同時に経営されるという方が現在見つかっておりません。それで、かなり前からライダーズイン奥物部をやってみたいというようなご希望の方が何人かおりました。そのためにライダーズイン奥物部だけを指定管理をしていこうという考えで今回公募もさせていただいています。来年3月ごろには議会のほうにも説明ができるようになると思いますが、そういう理由で、レストランのほうはやってみたいというような方がありませんでしたので、今回ライダーズイン奥物部を先に公募させていただいた次第です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ライダーズイン奥物部の年間の売り上げが37万円余りというところで、指定管理料とのバランスといえますか、大分頑張ってもらわんといかんと考えますが、その辺はどうお考えですか。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 今回ライダーズイン奥物部の指定管理料を前回の議会で上程、提出させていただきました。その中でライダーズイン奥物部、今までは人件費、それから電気代、保険料、もろもろの経費等は、レストラン、奥物部ふるさと物産館のほうと兼用して安く経費が上がっていましたが、今回年間300万円以上の指定管理料

ということです。それは1つの施設を運営していくために必要な人件費、それから広報代、あらゆる保険、そういうものを網羅しまして算出したものです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 市長にお聞きします。市長はどう考えておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 物部町にありますライダーズイン奥物部、また奥物部ふるさと物産館についてお答えをしたいと思います。

この施設には5つの機能がございまして、ライダーズイン、そしてふるさと市、それから物産館のレストランと美術館、それとテナントという5つの機能がございまして、今指定管理をしておられる方が1月の末で引き上げるということになりますと、ライダーズイン、そしてこのレストランの部門、さらには美術館の部門の管理ができなくなるという状況になります。もちろんテナントについても、ふるさと市についてもこの方が管理をされていまして、管理者のいない中で運営をするということになりますので、こうしたことに対して、今切れ目のない対応をしてほしいというお話がございました。そういうことから制度的な整備をしよう、あるいは施設の構造的なものの対策もしようということで取り組みをさせていただいておるところでございます。

なお、この物産館、美術館、そしてライダーズインについても、やるという方がいれば当然指定管理の対象として検討させていただくということになります。ただその際に、指定管理料もそうですけれども、運営の時間とかいろいろとご相談もしなきゃならないことが出てくると思います。無理のないやり方でやろうということでもありますけれども、行政の施設でございますので、行政としても当然これは守っていただかなければならないということもございまして、そういうところは条例の整備も必要になってまいりますので、議会の皆様方ともご相談をしながら進めていくということでもあります。

いずれにしても、この指定管理を受ける、指定管理でやってみたいという方が出てくるかどうかということが一番鍵になってまいりますけれども、今後地元の方を中心に、指定管理をやっていただけるような方を模索をしていきたいというふうに考えております。できるだけその方々の事情なども酌み入れたものとしてやっていく、物部町のちょうど入り口になっておりますので、この施設を休止をさせるということではできるだけ避けてまいりたいと思いますが、ただ、今現在そのたもとの橋が工事がされております。そのために駐車場がない、トイレがないというようなこともありまして、ここの経営が大変厳しくなっているということも事実でありますので、そういうことも踏まえた上で取り組みを進めてまいりたいと思います。いずれにしても議員と同じ立場でございます。できるだけ早くその方向を定めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 香美市にとりましても、物部町にとってもですが、物部町の玄関口であります、その火が消えないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

2に移ります。物部町のこれからの地域づくりについて質問をいたします。

①です。

今年4月に物部町自治会長会におきまして、物部町のこれからの地域づくりという資料をもとに、物部町の現状と課題について、また集落活動センターの概要や取り組み状況の説明がありました。高知県は国勢調査の結果を踏まえて調査、分析を実施し、また集落实態調査も加えて実施したものをとて、本県の過疎対策への対応としての資料もありました。

お聞きいたします。物部町のこれからの地域づくりについて、この1年の取り組みの経過をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 爲近議員の物部町のこれからの地域づくりについて、この1年の経過についてお答えいたします。

平成30年度は、4月26日に開催されました物部町自治会長会におきまして、神池自治会から、物部町において集落活動センターの勉強会を開いてほしいというご意見をいただきまして、今後説明会を開催したいと考えておりますとお答えさせていただきました。その後、集落活動センターが、高齢者から若者まで地域の皆様が安心して元気に暮らし続けられる仕組みづくりであることについて、説明会を開催しております。

6月1日には、関係団体を中心にご案内いたしまして、集落活動センターとはどのようなものかという説明会を行いました。その会で、各地域を訪問し地域への説明会を行ってはどうかというご意見をいただき、その後、9月11日、12日、19日の3日間で6地域を訪問いたしまして県と市ともども訪問し、地域住民の皆さん合計77人にご参加をいただいて、集落活動センターについての説明会を行いました。

また、先月11月27日には、三原村にあります集落活動センターやまびこに地域の皆さんにご参加いただきまして、総勢17名で先進地視察を行っております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ②です。

各種団体の代表者への説明会、また町内の6カ所での説明会において、どんな意見が出たのかお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

各種団体への説明会では、いい仕組みと思うという声をいただきまして、先ほどお答えいたしましたとおり、地域への説明会を行ってはどうかというご意見をいただきまし

た。

その後に行った地域での説明会では、まず地域の課題を話し合った上で、地域にあればいいものと望むことについての話し合いをグループに分かれて行い、さまざまなご意見をいただきました。

まず、地域の課題といたしましては、住民の高齢化、労働力不足、担い手不足ですが、あと鳥獣被害、交通手段の確保などの意見がございました。

次に、望むものとしてしましては、高齢者の見守り、移動手段の確保、交通手段や買い物など不便の解消、婦人会や敬老会などの継続、あったかふれあいセンターの出張、地域の集いの場などが主なものでございます。

全体的な意見といたしましては、不便が解消されたり集いの場ができるのであれば、集落活動センターも賛成というご意見でございましたが、やはり話し合いが必要という意見があり、今後地域の中で話し合いをじっくりしていくことが必要と考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 少子高齢化が進む中で、いろいろの不安が今後出てくると思われます。

説明会の内容は、物部町の現状として人口減少、またそして高齢化の進展する中において、地域では多くの課題が出てくるのではないかと。それを乗り越え、地域を維持・再生するための仕組みをつくることを目指さなければならないということを感じました。そして、その目的を達成するために活動している県下の集落活動センターの話もありました。

本市で既に活動しております土佐山田町平山と香北町美良布のセンターの取り組み状況を聞かせてもらいたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

まず、美良布のほうでございますが、美良布は平成29年3月に開所いたしまして、その後施設を整備し、ワークショップも平成28年度から3年間にわたってやっております。西棟では美良布直販店がございまして、農産物や加工品を販売しております。東棟では農産物のレストラン、また交流スペースがありまして、交流スペースではワークショップをやりまして、その中で6つの部会が生まれました。

まず、おしゃべり倶楽部、香北茶づくりプロジェクトといたしまして、野草茶のほうを販売するようなことを皆さんで考えて、現在、近くのm o t t eのカフェでも売っております。また、びらふバル部というバル部、飲み会でございますが、既に3回バル部のパーティーを開催しております。今度12月15日にもクリスマスパーティーをするようになっております。また、アコーディオンコンサートとかアングスの音楽でありますワイラジャパンなど、たくさんのコンサートもやっております。

また、「畑」にチャレンジ、スイーツ街道プロジェクトというのは、現在山田高校の総合授業のほうでマップづくりとか、また美良布の岡部のまんじゅうの復活プロジェクトなどを研究していただいて、提言をいただくようにもなっております。またガキ大将プロジェクトや「むすぶ」という地域の若い女性の方のグループもできまして、そこでは12月2日にこの前も手づくりの品物でマルシェを開催して、大変好評でございました。また3月3日にも、そのマルシェもするように決まっております。なかなか交流スペースのほうも活発に動いております。

次に、土佐山田のほうでございますが、平成30年4月に集落活動センターひらやまができました。これは新改北部構造改善センターを拠点施設としておりまして、ほっと平山、あそこには宿泊施設がございますので、そこと連携をいたしまして夏祭りや運動会、桜祭り、いろんなことを地域の方と一緒にやっております。また、その拠点施設であります集落活動センターひらやまには支援員が週3日から4日行きまして、地域の人にお茶を出したりコーヒーを出したり、地域住民のコミュニティーという場所となっております。1日平均4人から5人の方が来所をしておるところでございます。

また、東川地域の捕獲推進事業、わなのほうでございますが鳥獣被害対策とか、あと健康づくりといたしまして健康体操を毎週やったり、また草刈りなどの環境整備においては、平山青年団が積極的に活動しておるところでございます。また特産品づくりにつきましても、みそとか焼き肉のたれなど加工品づくりも婦人会がやっております。地域内の中で販売（後に「配付」と訂正あり）をしたりとかしていろいろと活動しておるところでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 平山と美良布の連携はしてるんでしょうか。

また、県下の集落活動センターの現在の開設総数をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） それぞれ地域づくり支援員が2名ほどおりますので、そちらのほうの連携、また美良布のほうでワークショップがあったときには平山のほうも皆さん来ていただいたりとか、いろいろ協力とか連携はしております。

あと県内では47カ所開設しております。市町村では28市町村でございます。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ③です。

物部町における今後の計画をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

集落活動センターの設立につきましては、地域住民の皆様の意見が重要となります。地域住民の方々が、集落活動センターを設立しようという思いがないと設立することは

難しいと考えておりますし、また継続するには若い方の力も必要と考えております。今後は、地域の皆さんのご意見を伺いながら話し合いを重ねていきたいと考えております。

来週12月17日には、先日視察研修を行いました三原村の集落活動センターへの先進地視察の参加者を中心に、視察研修を振り返っての意見交換会を開催するように予定しております。また来年、平成31年1月からは、地域で活動されている方を中心に、具体的に「物部地域ではどのような取り組みができるか」、「どのような方々と連携して、またどのように行っていくか」などのワーキングを開催したいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 先月、自分も三原村の視察研修に参加させていただきました。三原村は物部町と人口も同じぐらいです。さまざまな課題に直面をしていますが、その一方で村民は集落への愛着や誇りを感じながら、今後も村に住み続けたいという思いを持っております。その思いを実現するために集落活動センターを核として、三原村の仕組みづくりに取り組んでいました。現在センターの事務局長さんが支援員として1年半地域を回ったこと、各種団体がその垣根を越えて取り組んだことなどを聞かせてもらい、地域づくりの原点に触れさせていただきました。これからの物部町の地域づくりに参考になると思います。何かあればお願いします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおり、三原村のほうは大変積極的に集落活動センターを活用されておりました。やはりその事務局長さん、そういうリーダーシップをとれる方が、三原村はすごくその方がいろいろやりましたので、そういうリーダーの方が物部町のほうでもどなたかいらっしゃったら、すごくありがたいなと思っております。三原村のほうにつきましては、コインランドリーとかやまびこカフェとかコンビニエンスストアとかシトウ栽培とかやっておりました。あそこは平たんなところでございますので、集中していろいろお店とかもそういうふうにあったと思いますけれど、物部のほうも全体的に地域として、そういうふうな形で集落活動センターで今後皆様が取り組んでいただけるようなことがあれば、すごくうれしいと思っております。市のほうとしても全面的に支援をしていきたいと考えておりますので、今後とも取り組みのほうを地域の方々と一緒にやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 市長さんにも聞きたいと思いますが、お願いします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 集落活動センターについてのお尋ねにお答えをいたしたいと思っております。

集落活動センターは、今議員からも課長からも話がありましたように、地域をこのままではだめだと、立ち上げて頑張っていこうと、そういう熱い思いの中でそれぞれの集落活動センターが運営をしております。今まさに奥物部ふるさと物産館、ライダーズイン奥物部のお話もありました。こうしたところに集落活動センターを設置をしてやっていくということも1つの方法だというふうに思います。人材がなかなかというふうに言われますけれども、たくさんの市民の方の中にはいろんな思いを持っている方もおられますし、地域に対する強い思いを持っている方もおられますので、レストランがお弁当をつくる場所になって、地域の高齢者の給食を支えていくという方法も福祉的な観点も考えられるというふうに思います。

そうしたことを考えますと、今のこの時点の中で、外だけの人たちじゃなくて地域の中の人を支える集落活動センターとして、物産館なども考えていくのも大変大事なところではないかな、そういうところに寄り集まってこれからの地域をどうしていくかということを考えていく、これも地域を支えていく大きな力になっていくというふうに考えますので、そうした中では市としては最大の応援をしてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 積極的な支援また応援、取り組みをよろしく願いしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 爲近初男君の質問が終わりました。

次に、11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、奥物部ふるさと物産館とライダーズイン奥物部に関して、健康づくりに関して、移動期日前投票所に関しての3項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、奥物部ふるさと物産館とライダーズイン奥物部に関してですが、この質問については、先ほど同僚議員から同様の質問がありましたので重複を避けて質問をしたいと思いますが、ご答弁のほうをお願いしたいと思います。

まず、①です。

ライダーズイン奥物部のみ分離して指定管理にするというところですが、これに関しては先ほどご答弁がありました。その関連質問として、12月の広報で指定管理者の公募記事が掲載されておりました。先ほどの経過のもとで公募されてきたわけですが、12月3日以降に各戸に配付されたものと思いますが、応募の締め切りが12月20日までと非常に短期間となっておりました。ライダーズイン奥物部をやりたいという方もおいでたということだろうと思いますが、余りにも日程が短いというこ

とで、どうしたことだろうという疑問の声も聞かれました。もっと余裕ある日程が組めなかったのか、また、その選考方法や今後のスケジュールはどのようになっているのかお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

今回ライダーズイン奥物部の公募の期間が短かったということですが、公募をするに当たり3月末までにスケジュールを組んだところ、かなりタイトな状況となりました。ライダーズイン奥物部の指定を受けたいという方は数名おりましたので、この期間で広報・公募の時間をとることができなかつたのですが、思い切って公募させていただきました。時間的には3月議会にはライダーズイン奥物部の指定管理者を指定させていただきたく、議会のほうに上げさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら3月までということですがけれども、その選考方法とかですよね、20日までだったと思うんですけど、スケジュール的には3月に上程ということですがけれども、どういうふうにしていくのかその点をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 暫時休憩といたします。

（午前10時21分 休憩）

（午前10時34分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

ここで、定住推進課長、中山繁美さんより発言の訂正を求められておりますので、それを許可します。定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 一部訂正をお願いいたします。

先ほど為近議員のご質問の中で集落活動センターひらやまの活動でございますが、特産品づくりでみそ、焼き肉のたれなどの加工品づくりを地域内で「販売」しているとお答えいたしました。地域内で「配付」しているということでございますので、済みません、訂正させていただきます。

○議長（比与森光俊君） ただいま定住推進課長、中山繁美さんより「販売」を「配付」にとの訂正の申し出がございました。会議規則第65条の規定によりこれを許可いたします。

引き続き一般質問を行います。

物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 先ほどの山崎議員のご質問にお答えいたします。

スケジュールということですが、来年2月までにプレゼンテーションを行い、委員で

選定を行います。3月議会へ指定管理者の指定について議案を提出する予定です。順調にいけば4月1日までには協定の締結が可能となる見込みですが、旅館業法の営業許可等の都合から、営業の再開は5月以降となる見込みです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） プレゼンテーションも受けてということでお聞きしたんですけれども、県内のライダーズインは5カ所あるかと思うんですけれども、どこも利用者が減少していると聞いています。地元紙の報道によると、現在休業している室戸市では、コンテナハウスや水遊び施設、バーベキュー場などを備えたグランピング施設に再活用する計画を立てています。また中土佐町では、管理人がツーリングで近隣を案内するなど付加価値に力を入れているそうです。梶原町も幅広い客層獲得に向けて検討しているとのことですが、本市として今後どのような事業展開を考えているのか、プレゼンテーションも聞いてということでありましたけれども見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） ライダーズイン奥物部ですが、今後の展開というほどのまだ計画は立てておりませんが、ライダーズインから現在湖畔が見えない状況になっていますので、湖畔が望めるような景観を整備していきたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） やっぱり何かの付加価値をつけて運営していくってということが必要かと思えますけれども、そしたら物産館と分離しての指定管理ということですが、今までは物産館と一緒にということやったのですけれども、事務所とかそういうのはどういう形になるんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

ライダーズイン奥物部の事務所は中央棟になると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、次の②の質問に移ります。

今議会には議案第113号として、奥物部ふるさと物産館のテナント貸出料のほかに、ふるさと市の貸出料が追加された条例の一部改正が上程されましたが、その目的と今後の運営構想をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

奥物部ふるさと物産館については、前回定例会における予算決算常任委員会で答弁しましたとおり公募についても検討しましたが、これまで本施設の指定管理に対する問い

合わせ等もなく、応募が期待できる団体が見当たらなかったことや、ふるさと市、レストランともに平成13年をピークに売り上げは減少傾向にあり、本年度から指定管理料を増額し対応してまいりましたが、次年度以降も現状のまま指定管理を続けるとなると、指定管理料をさらに増額させる必要があることや、施設建設から20年を経過し、空調設備など修繕も必要な状況にあることから、現状のままでの予算化は困難と判断し、公募を見送ることとしました。ただし、テナント利用者となるふるさと市への出品者の影響を最小限にするため市直営の管理とし、ふるさと市を賃貸借するために本議会へ議案を上程した次第です。

今後の運営構想としては、先ほど為近議員への答弁のとおり、ふるさと市出品者への説明会において条件を提示し、希望される場合は年内に手を挙げてほしいと説明しておりますので、当面は賃借される方から連絡を待つことを考えております。それでも経営される方がない場合は、広報などを通じて広く経営者を募集する予定です。また、レストランや美術館に関しても、賃借してでも利用したいという申し出がありましたら、賃貸借契約をし、利用できるように準備を進めてまいります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今現在は出品者の方に説明をしてということで、手を挙げてくれるのを待っていると、ない場合には広報等通じて公募するということですがけれども。

広報で公募する場合、広報になりますと2月ごろの広報になると思うんですけれども、もしなかった場合にもうちちょっと早く対応せないかんのじゃないかなというふうにも思うわけですがけれども。それとやっぱり、ふるさと市だけじゃなくって美術館、レストランも一緒にここで条例に上げておくべきではなかったのではないかと思うんですが、その点についてお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

レストラン等の施設も建ててから20年以上たっています。そのため空調等のトラブル等が出てきていますので、かなりの大修繕が必要だと考えておりますので、その修繕をするには巨額なお金が必要と考えています。そのために今回、指定管理の公募ということ控えさせていただきました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 奥物部ふるさと物産館の建物のほうは、そしたら今後修繕をしていくということで、確認ですがけれども、そういう予定があるということよろしいですか。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。



○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

財政面の関係もありますが、少しずつ修繕は重ねていきたいと考えております。  
以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 当分の間は、そしたらあっちの建物はもう使えないということですか。美術館、レストランのほうをしたいという方がいたら貸すのか。少しずつ修繕していくということですが、修繕しながら貸していくってことなのか、どういうことになりますか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

修繕は小さな修繕も行いますが、貸していくのは賃貸借契約として貸し出しをしたいと考えております。  
以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 貸し出しをしたいということは、空調とか修繕が必要やけれども、利用できる部分で貸し出しをしていくということですかね、その大きな工事はできないということですが貸し出しはすると。こういう状態で空調が余りよいけれども、借りる人はいませんかというような形になるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

賃貸借契約のときに、事情等いろいろお話はさせていただきます。契約内容のほうにもうたわせていただくことになるかと思いますが、できるだけ利用できるように市としても、市の施設ですので維持管理はしていきたいと考えております。  
以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、③の質問に移ります。

今後についてですが、美術館、レストラン、テナント、ライダーズインの全体的な展開、先ほどもちょっと答弁ありましたけれども、これについて最終的には、ライダーズインは別でも全体を指定管理していく方向だとは思いますが、再度その確認をしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

基本的には、これまで同様の指定管理者による運営を模索していくことを考えています。ライダーズイン奥物部については、既に公募を開始し、順調に進めば3月の定例会にて指定管理者の指定についての議案を上程できる予定です。奥物部ふるさと物産館につきましても、賃貸借契約による運営は一時的なものと考えており、できるだけ早く指

定管理者の指定を実施したいと考えております。指定管理者が決まりましたら、物部支所としましても、両施設の活用について、指定管理者と協議しながら必要な対策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 先ほど市長のほうからもご答弁があったわけですが、この施設、ライダーズイン奥物部、奥物部ふるさと物産館、市民の方からはほんとに物部地域の玄関口っていうことでね、何とかあそこを活性化させてもう一度にぎわいが取り戻せないかっていう声を数多くお聞きするわけですが、今後のことが心配されるわけですが、この市民の方も含めて協議する場を設けていくっていうことも必要ではないかと思うんですけれども、この点についてお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 山崎議員の質問にお答えいたします。

市民との協議の場を設けてはどうかという質問かと思いますが、できる限り、何かの会議等ありましたら、その都度こういう質問、こういうことになってますという広報等はしていきたいと考えています。市民からの意見等もその会の中で吸い上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） いろいろの会の場でということもお話をされました。いろいろの会、そういう団体の会とかってということにもなってくると思うんですけれども、その団体に属さない市民の声っていうところも、声を聞く、言ったらこの地域で盛り上げていくっていうことも重要なことだと思うんですね。そういう意味で市民と協議の場を、そういう場を設けていったらどうかって意味でお聞きをいたしました。その点、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

ライダーズイン奥物部とか奥物部ふるさと物産館に関しまして市民からの広い声をとということです、できるだけ既存の会議等でお話を吸い上げることは今現在はできないと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 既存の会っていうお話もありましたけれども、既存でなくてもこの物産館を何とか盛り上げていくような、そうした市民と一緒につくっていくようなものになったほうが私はいいと思うので、そういう既存の会でなくても市民に呼びかけてしたらどうかって1つの提案なんです。ですから、既存ということにこだわ

らずに市民の声を聞いていくっていうことは大事なことだと思うんですけども、その点もう一度見解をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

このライダーズイン奥物部と奥物部ふるさと物産館等が経営者等安定して決まりましたら、どういうふうにしていくかというような案もいろいろ出てくるかと思えます。現在取り急ぎ、ふるさと物産館、ライダーズインを運営していかなきゃいけないということで行っております。状況等もありますが、今後そのように議員のおっしゃるとおり検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、よろしくお伺いいたします。

それでは、次の質問に移ります。健康づくりに関してお伺いいたします。

健康寿命を延ばしていくためには、医療予防と介護予防が重要です。市民一人一人が自分の健康に関心を持って健康意識を高めるために、市として積極的な取り組みが必要と考えます。このことに関し、幾つかお伺いいたします。

①です。

県は、2016年9月から高知家健康パスポート事業を展開しています。この事業の対象は20歳以上の県民で、楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうために始められました。健康診断を受けたり、運動施設を利用することなどでポイントがたまっていきます。ポイントシールを集めると、その数に応じてⅠ、Ⅱ、Ⅲ、マイスターというようにランクが上がっていく仕組みになっています。飲食店や温泉施設などの協力店で提示することにより、利用料金の割引などの特典が受けられるようになっています。

この事業の当初の予定は2019年3月までとなっていました。好評だったため2022年3月まで延長になったと聞きました。現時点での本市の健康パスポートの取得状況はどのようになっているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 山崎議員の健康パスポートの取得状況ということでお答えします。

平成30年11月末現在、1,071人の市民が健康パスポートを取得しています。

内訳としまして、ランクⅠが837人、ランクⅡが90人、ランクⅢが102人、9月から始まったマイスターが42人となっております。毎月新しく取得する市民の方がいる状況です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 毎月取得される方がいるということで大変好評な取り組み

だと思っておりますけれども、この状況を見て課長のご見解をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

この健康パスポートにつきましては、やはり健康を意識づけるためのものであるということも認識していますし、これをもってやはり家族の方に広がっていくということも考えておりますので、そういった認識を持っています。香美市が健康になるためのものということも考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 大変いい取り組みだということで認識をされてるということとです。

それで、②の質問に移ります。

本市の健康香美ング・チャレンジ事業は昨年度から開始されました。高知家健康パスポートを取得している市民が家庭で血圧を1カ月間記録して、それを健康介護支援課に提出するとヘルシーポイントが5枚もらえます。ヘルシーポイントシールが10枚たまると、市の指定ごみ袋500円分、またはクオカード500円分のどちらかがプレゼントされます。本年度は、そのチャレンジ内容に家庭での血圧測定のほか、1カ月の体重の記録や歩数記録が追加されました。ヘルシーポイントも10ポイントと倍増ということになっております。

昨年度からの利用状況を3町別にお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

健康香美ング・チャレンジ事業は、今の自分の体の状態を把握し健康づくりに役立てていただくために、家庭血圧測定、体重測定、歩数のうちから自分の取り組みを選択し、1カ月測定して記録をした記録物を提出していただいた市民に、緑のヘルシーポイントシールを10枚進呈する事業です。あわせて、その場で測定値をもとに健康に関するアドバイスを保健師、管理栄養士が実施しています。12月6日現在で152人が参加しており、3町別に見ると土佐山田町は123人、香北町が27人、物部町は2人となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 物部のほうは大変少ないですけれども、まだ知られていないのか、どういうことで少ない状況になっているのか、おわかりでしたらお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

現状はちょっとわかりませんが、実際パスポートを持たれてる方も物部町のほうは37名という形です、若干少ない人数になっております。ですから、そういった形でまだ伝わってない部分があるのか、参加する方が少ないのか、そのところはちょっとこちらのほうもまだ具体的には調べておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） これもなかなかいいことだと、健康意識を持っていただくのいい取り組みだと思うんですけども、来年度このチャレンジ内容、もう少し追加していったらいいかとも思うんですけども、来年度の取り組みについてお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

健康づくり団体に事業の説明をして啓発していただくようお願いし、4月の広報にも掲載するようにします。また、今後も幅広く知ってもらおうよう広報していくようにはしていきます。関心のない方など隅々まで伝わらないと思いますので、知ってる方がいましたら伝えていただけるようお願いしたいと思います。平成31年度は、ブルーのシールの対象の運動としての健康の取り組みができるウォーキングやジョギングなどを考えており、まだ具体的なことは検討している段階です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ぜひ内容もふやしていったり取り組みを進めていただきたいと思いますけれども、そのプレゼントのことですけれども、このクオカードなどの発行は健康介護支援課の窓口へ行かないといけない状態ですよね。香北や物部ではそれはもらえないということだと思うんですけども、これは香北や物部の支所でも受け取れるようにならないのかっていう声を聞きますが、この点改善できないかお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

クオカード等やはり枚数が限られてますので、土佐山田のほうでっていう、市役所のほうにありますが、事前に物部、香北の方がいついつ行くという形であれば、香北・物部支所のほうへ回せることは可能かと思っておりますので、一応そういった検討は今しているところです。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、ぜひ香北や物部でも同じようにできるように改善していただきたいと思います。

それと、プレゼントはクオカードとそれからごみ袋とどっちか選べるということにな

ってますけれども、また、こうした中に検診の無料チケットみたいなものも入ったら、検診への促しというか、そういったものにもちょっといいんじゃないかというふうに思うんですけども、プレゼントの中身についても検討していただきたいと思いますが、この点お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

このプレゼントの件ですが、10ポイントもらったら500円相当という形が県下的にはなってますし、500円のクオカード、そして、ごみ袋が2つという形になっております。そういった検診で500円相当でいけるのであれば検討する余地はあると思いますが、今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今のところ考えてないということでしたけれども、胃の検診とかでしたら200円でしたかね、かかります。そういったところも500円以内でいくわけですので、検討できるんじゃないかと思うので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それでは、③の質問に移ります。

健康づくり地域ネットワーク推進事業は、平成26年度から新規事業として開始されました。この事業は、市民の健康づくりや地域のネットワークづくりに関して、先進的な取り組みをする団体や有効な活動をする団体に補助金を交付するもので、1団体への補助額は10万円が上限となっています。事業の利用状況は、平成26年度が8件、平成27年度が10件、平成28年度が4件、平成29年度が5件となっています。事業開始の当初予算は100万円でした。平成27年度からは150万円に増額されましたが、残念ながら毎年のように予算に届かない状況が続いています。

私はこの事業はとてもよい取り組みであると思いますが、この事業の本年度の利用状況と来年度以降の取り組みについてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

健康づくり地域ネットワーク推進事業は、市民の健康づくりや地域のネットワークづくりを自主的に取り組む団体に補助をしており、本年度の利用状況は、15団体の募集に対し5団体が本事業を利用しています。事業開始当初から利用件数が減ってきている中で、より多くの団体が利用できるように、今年度は手続の簡素化・効率化に伴う様式変更など見直しを行ってきました。また、広報香美4月・8月号へ募集案内を行い、加えてホームページへ利用団体のPRや各種様式がダウンロードできるような工夫も行ってきました。来年度以降についても継続的な広報活動を行うとともに、過去の実績や今後の利用状況の推移を見据えながら、補助金の事業内容や補助要件・規模などを精査し

ていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今年度も5団体ということで、ほんとにせっかくのこの事業が予算に届かないという状況ですけれども、手続も簡素化したということですが、なかなか広がっていかないところは、どういったところが理由と考えておられますか。まず知られていないということもあろうかと思うんですけれども、どうふうに分析しておりますか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

平成26年度、27年度、当初の分はやはり既存の活動をしている団体がいましたので、その団体が加入をしていたということもありますし、要するにそれが減ってきたかというのもあるかもしれません。今後はやはり健康づくり団体への声かけをしながら、啓発していきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 何とか広報しながら、あるいはその使われた方に対して、どういところを改善したらもっとみんなが使いやすくなるのかとか、そういった聞き取りをすることもしていただいて、せっかくの事業をもっと広げていただきたいと思いますので、手続面で使いにくいとかいうようなことがあったら、今も簡素化してるということでしたけれども、できるだけそういったところを簡素化してもっともって誰もが申請できるというかね、手続上その書類が面倒だというような話も聞きますので、何かそういったところでもう少し改善、検討していただきたいと考えますけれども、その点お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

この事業につきましては、補助金になりますのでやはり実績、それから事業申請、それから計画、それから事業報告という書類は必須になります。ですから何に使われたかっていう部分も、やはりうちのほうで審査しないといけないということがあります。実際簡素化されたといってもその部分の書類は必要となりますが、この事業を知らない方もいるかもしれませんので、健康づくり等の活動をしている団体や集まりがありましたら職員から説明させていただきますので、声をかけていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、次の質問に移ります。④です。

健康まつりは、3町を回りながら健康チェックや展示、啓発、ウォーキングなどを行ってきました。昨年度から「ヘルシー☆香美ング☆デー」と称し、若年層をターゲット

に絞り、中央公民館主催の市民セミナーまつりと同時開催と変わりました。

昨年度の主要な施策の成果説明書では、参加者延べ約550人で「市民セミナーまつり」から流れてくる親子連れの参加も多くあり若い世代に対する健康づくりの啓発に繋がった。」とありますように、健康づくりはどの世代にも重要です。参加した市民の方から、毎年ウォーキングを楽しみにしていたが、「ヘルシー☆香美ング☆デー」になってからウォーキングも実施されない、取り組みの内容が縮小したような気がするとの声を聞きました。

健康まつりは自分の健康に関心を持ち、健康づくりの意識向上につながる取り組みとして、多くの市民の方に啓発できる機会だと思います。以前のように3町を回り、ウォーキングや体操、ストレッチなど体を動かす実技的なメニューも組み入れるなど、縮小ではなくさらなる内容の充実が必要だと考えますが、今後の取り組みについてお考えをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

健康まつりは合併後10年間、3町を順番に回って実施していましたが、平成29年度よりヘルシー☆香美ング☆デーとリニューアルして実施しています。

健康づくりに余り関心のないような方に対してのアプローチ方法を検討した結果、健康まつり単独での開催では無関心層の開拓は困難であると考え、ほかのイベントなどと同時開催することにより、新たな年齢層を獲得することができるのではないかと検討をして、親子での参加が多いイベントで若い世代も関心が持てるようにと、中央公民館主催の市民セミナーまつりと同時開催することとしました。

ヘルシー☆香美ング☆デーの実施内容につきましては、食育、各種測定、健康増進啓発の各コーナーを設けて実施しました。そのほかに運動コーナーとして、ウォーキングはありませんが、健康運動指導士による運動教室を開催して、多くの方に家庭でできる健康運動を体験していただきました。来場された方が多い時間帯には、多少お待たせすることもありましたが、各コーナーとも長時間お待たせすることも余りなく、血圧や骨密度などの各種測定後の健康相談も実施して、健康づくりに対する啓発を図ることができたと考えております。

今後におきましても、ヘルシー☆香美ング☆デーとしまして、無関心層への浸透を図ること、さらなる健康づくりへの啓発のために、実施内容につきましては検討していきたいと考えていますので、継続で市民セミナーまつりとコラボしながら開催したいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、市民セミナーまつりと同時開催っていうところでいくと、もう以前のような3町を回るということではなくということになりますかね。



もう土佐山田町だけで行われるのか。事業内容は検討していくってということでお話がありましたので、ウォーキング、外、建物の中でする運動、でも、外に出て運動するというのも気持ちも晴れやかになりますよね。ウォーキングやったら親子でもウォーキングできるわけですから、そういったものも検討していただくということですが、ぜひ検討していただきたいと思いますが、その点もう一度お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

そうですね、確かに3町を回って今までやっておりました。今回送迎バスもうちのほうとしては検討しておりますので、そちらのほうへ乗って来ていただけるということも考えておりますし、ウォーキングにつきましてもまた課内の中で話をして、どういうふうにするかということも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） より多くの市民の方が利用しやすい、また参加しやすい、そういった健康まつりにしていただきたいということを申し上げまして、次の質問に移ります。

⑤の質問に移ります。

健康寿命の延伸には年齢、性別、障害の有無にかかわらず、スポーツや運動に積極的に取り組み、生活習慣病の発症や重症化を予防していくことも重要なことです。運動は血圧を下げる効果もあり、レクリエーション的な要素も含め手軽にできる運動・スポーツを広げていくことなど、生涯スポーツの視点から生涯学習振興課と連携した取り組みも必要ではないでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

生活習慣病の予防には食事と運動が重要であることは既に知られており、運動は生活習慣病の予防だけでなく、介護予防にも大きく関係していることも認識しているところです。スポーツや運動をしている方は、ご自分の健康づくりとして行っていると考えていますし、健康を保たれる手段だと考えております。

生涯学習振興課が実施している香美市ファミリースポーツフェスティバルでは、参加したら高知家健康パスポートのヘルシーポイントシールの発行もしており、健康介護支援課地域包括支援班もポールウォーキングで参加したりと、少しずつではありますが連携を始めているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 連携を始めているところですよと言われましたかね。健康づくりにかかわるそういった会なんかにも生涯学習振興課も参加してっていうところで、

一緒にやっけていくっていうふうな形になりますかね。その点お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

協議のほうはまだしていませんが、体育会や体育指導委員さんたちも、運動が健康とつながることを意識して活動はしていると聞いていますので、連携は必要と考えています。今後そういった協議の場がありましたら、行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、生涯学習振興課にお聞きをいたします。

今後連携を図っていくということですが、生涯学習振興課としての見解をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 山崎晃子議員のご質問にお答えします。

生涯学習振興課としましては、生涯スポーツの普及促進とあわせて、スポーツ活動が健康づくりの推進につながる整備体制について健康介護支援課、社会福祉協議会などの関係部署と協議・検討を行い連携を図りながら、体力づくり及び健康寿命の延伸に向けた事業に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 具体的にどういった取り組みをされるのか、本市にはスポーツ推進委員っていう方もおいでますので、その点も含めまして今後の取り組みをお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

今後の取り組みとしましては、先ほど健康介護支援課長から答弁がありました高知家健康パスポート事業の活用をさらに推進するために、スポーツ推進委員等の協力をいただきながら、ほかのスポーツ活動に普及させるとかスポーツイベント時に血圧測定を行うなど、健康づくりに対する意識を高めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ぜひ健康介護支援課、それから生涯学習振興課が連携して、健康寿命の延伸に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。⑥になります。

健康づくり・介護予防の取り組みとして、身近な場所で運動ができる施設を整備することも必要ではないでしょうか。本市には健康センターセレネがありますが、健康づくりの拠点施設として積極的に活用していくお考えはないでしょうか、見解をお聞かせく

ださい。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

健康センターセレネの利用で、健康づくり・介護予防としまして、継続した適量の運動が最も重要な方法の1つでありますことはおっしゃるとおりでございます。健康センターセレネにつきましては、昨年の台風被害による大規模改修も無事に完成しまして、11月1日より施設の再開をしております。再開に関しまして、会員の方々にはご案内のお手紙の送付やチラシの配布、香北の防災行政無線による定時放送などを行って周知を行いました。今後もセレネの各設備、温水プールやジムなどを、健康づくりのためにさらに役立てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） このセレネを利用してる香美市の方、あそこはいろんな、香美市以外の方も利用されてると思うんですけども、その香美市の方っていうのはどれぐらいおられるのでしょうか、ひょっとおわかりでしたらお聞きをしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 済みません。その何人ということは、ちょっと今資料が手元にありませんのでわかりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 香美市の方には積極的に利用していただきたいと思いついて、どれぐらいかなというふうに思ったわけですけども、せっかく健康センターについてますのでね、やっぱり健康づくりの拠点になればというふうな思いもあります。

それと、医療機関でのリハビリがたしか180日までっていうことになってたと思うんですけども、これ以上リハビリを続けたくても続けられないっていう方などもいると。介護保険を使うほどにはないがというような方もおいでたりするので、そういったリハビリをサポートする場所としても利用できたらいいんじゃないかなとふと思ったんですけども、こういう私の提案なんですけれども、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

リハビリですね、確かにできた当時はリハビリがてら他町村から来たり、各市町村がリハビリの運動をやったりしたこともありました。ですから、そのためにプールでリハビリをすることもありましたし、他町村からも来てくれることもありました。ただ、今現在はそういったことはやっておらず、ほんとに今回はセレネ自体も健康づくりを行う施設として認識をしておりますので、昨年度その指定管理者がかわり、今回トレーニングルームの機器も入れかえ、健康づくりに向けたイベントを企画をしていた矢先に台風の

被害で施設が利用できなくなってしまったということもあり、今後は四季に合わせたイベントの企画を進めているということを知っています。健康づくりの拠点となる施設にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ちょっと妙に聞き取りにくかったがですけども、季節に応じたイベントをしていくって言われましたか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 四季に合わせて言いましたが、季節に合わせたイベントです。例えば秋でしたらオータムフェアとか、それから12月だったらクリスマスフェアとか、そういったイベントを立ち上げていくということを知っています。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そのイベント、クリスマスフェアとかっていう、何か利用者をふやしていくための取り組みということですか。ちょっと妙にどういうイベントって言われた、ちょっとわかりにくいですが。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 内容は自分もまだ聞いておりませんが、今は計画段階で、12月もうあれなんですけど健康づくりに向けた、それと集客も踏まえたものも考えておるといふふうに聞いております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） せっかくの施設ですから、この健康づくりの拠点となるような取り組み、先ほど言うたようなリハビリの取り組みも必要じゃないかと私は思うんですけども、そういったことも提案として指定管理者と協議をしていただくということは可能でしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

今現在セレネのほうには専門職員がいませんので、それもありますので、一応そのリハビリの受け入れという形は協議はしていきたいと思いますが、どこまでそれができるのかどうかはここではお答えできません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 協議をしていただけるということですので、できるだけ市民にとって、その健康づくりっていうものに寄与できるような内容を組んでいただきたいということを申し上げまして、次の質問に移ります。

⑦です。

健診への関心を高めるために、医療機関などとも連携して取り組むことが重要です。

例えば「特定健診実施中！」であるとか「早期発見・早期治療で安心を！」など周知・啓発のためののぼり旗を掲げたり、防災行政無線を利用して呼びかけることなどができないものではないのでしょうか。香北町では以前から健診日のお知らせを放送しているようですが、本市全域に視覚的・聴覚的に啓発できないものかと考えますが、見解をお聞かせください。

これは特定健診の受診率が毎年順に上がっていただければいいですけども、なかなかこう上がっていかないというところで、受診勧奨等もしているということはお聞きをしておりますけれども、こういった視点からでも啓発できないものかという思いで質問をいたしております。よろしく申し上げます。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

のぼり旗の件につきましては、ご提案ありがとうございます。特定健診の受診率向上に向けては、費用対効果等を勘案した上で取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） 防災行政無線の運用担当部署としてお答えいたします。

現在、防災行政無線では、管理及び運営に関する規定に基づき、主に災害情報や警察から依頼のあった防犯情報、行方不明者の捜索に関する情報などを市民の皆様を提供しております。規定では通信業務の実施基準を定め、通信内容の基準として香美市の広報事項を含めておりますが、大量かつ広範多岐にわたる行政情報を全て伝達することは現実的ではありませんので、その中から音声での伝達に適した情報を放送しております。

防災行政無線による音声情報は、不特定多数の聞き手に一斉に伝達することができる一方、伝える文章が長くなるほど趣旨がわかりにくくなるという短所がございます。したがって、聞き手側の意識を啓発するという目的には使いにくく、簡潔なお知らせや行動を起こす合図などに使用しているのが実情でございます。この対応は近隣の自治体においても同様であり、健診の受診呼びかけを行っている事例はございませんでした。

行政情報に加えて学校や地域の情報を提供している香北町地区では、平成9年度から20年余りの運用実績がございますが、現在でも「関係する者以外に必要なない情報をなぜ町内に伝えるのか」、「災害などの緊急時以外は大量で放送すべきではない」といったご意見が寄せられております。

健診の受診呼びかけは、不特定多数を対象とした伝達手段ではなく、個人の動機づけとなるような情報提供がより有効ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 防災行政無線は難しいということでした。何とか意識づけていうかね、そういう思いでこれを質問に上げたわけですけども。

あと、はっと思ったんですが、庁舎の駐車場のところに広告を立てるあれありますよね、垂れ幕を立てる、ああいったところにも期間を決めて、そういったところでも呼びかけというか、垂れ幕で広報するという方法もあったかなあというふうに思ったんですけども、これちょっと質問にはしてないのですが、こういったことに関してのご見解をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

目的としましては、今健診等に来られてない方への周知とかでありますので、先ほどののぼり旗の件と同じように、費用対効果等を検討した上で取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それでは、最後の質問に移ります。

移動期日前投票所に関してお伺いいたします。

11月15日と22日の両日、県内で初めての導入ということで多くのマスコミが取材に来る中で、移動期日前投票所のデモンストレーションが実施されました。私も15日にはデモンストレーションの状況を見せていただきました。

最初に物部地域の笹地区でしたが、県道が土砂崩れで通行どめのため落合橋付近で実施されました。そして、物部町日ノ地地区と塩地区、午後は土佐山田地域の檜谷地区と大法寺地区で実施しました。また22日には、物部町平井地区で実施されました。

投票所の統合が進み山奥のものは見捨てられた気分じゃったき、こうして来てくれたらうれしいと参加された方のコメントも聞きましたが、今回デモンストレーションを実施して、そのほかにどのような意見があったのでしょうか。また、見えてきた課題や改善点などもお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山中俊明君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山中俊明君） 山崎議員の質問にお答えいたします。

11月15日と22日に市内6箇所で行った移動期日前投票所のデモンストレーションには、合わせて38人の方に参加をいただきました。

参加された方からは、来てくれるのであればぜひ投票したいといった前向きな言葉をかけていただくなど、大変好意的に受けとめていただいたものと考えております。

そうした前向きな言葉の一方で、何点かのご指摘やご意見をいただき、課題が幾つか見えてまいりました。その中で、各箇所でご指摘をいただいたのが、青空投票の場合に避けては通れない悪天候の場合の対策でございます。この対策につきましては、デモ実施前から現在に至るまで検討を重ねているところではございますが、デモに参加された方にお伺いしたところ、地区の公民館、公会堂や実施箇所近くの車庫を使用して構わないという前向きな回答をいただきましたので、選挙管理委員会といたしましては、解決

策として建物の使用を最優先に考えてまいりたいと考えております。そのほか、投票記載台の高さや移動投票車の設置位置などについてご指摘をいただきました。いずれもすぐに対応できる点でございますので、改善した上で来るべき本番に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 参加された方から、大変いい取り組みだというお声を聞いたということをお聞きをいたしました。あと設置場所ですかね、そこに関してはその集落の1カ所っていうふうなことで考えておられたかと思うんですけども、その集落が長い場合とかちょっと2つに分かれた集落とかっていうところもあったと思うんですが、2つに分かれたようなところは2カ所というふうなことも、今後検討していただけるものでしょうか。設置場所をそこに置くところは、多分地域の中でここが一番いいですよっていうのを地域の住民の方と話を決めていくような形にはなると思うんですけども、その点お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山中俊明君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山中俊明君） お答えします。

現時点で、1つの集落で複数箇所へ設置するということは考えておりません。今後、年末をめどに対象者の自治会長さん宛てに日程表を提示して、実施に向けて進めていく予定にしております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、今後意見を聞いてということでお聞きをいたしましたので、この取り組みが市民の皆さんに利用しやすいものとなることを願いまして、以上で私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 山崎晃子さんの質問が終わりました。

昼食のため1時まで休憩いたします。

（午前11時42分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。私は住民こそが主人公の立場で一般質問を一問一答方式で行います。

質問の前に1カ所、通告文の加筆をお願いします。

1枚通告文書をめくっていただきまして、3点目の防災・減災対策のところの③です

が、「水害を受けた倉敷市は、県と交渉の末、全国木造」云々とありますけれども、この「県と交渉の末」の次に、「県が」というふうに入れてください。「県が全国木造建設事業協会と」というふうにさせていただきたいと思います。

それでは、順次質問を行います。

まず、保育所の充実と子育て環境の整備を、からです。

子どもの成長発達を促すと同時に親の就労支援、子育てを支える上で、保育所の充実や子育て環境の整備は欠かせません。現在の本市の状況と対策を伺います。

国は待機児童を解消するためとして、平成27年から子ども・子育て支援制度を開始しましたが、法施行後も待機児童は解消されず全国的に深刻な問題となっています。

本市では新制度になるに当たり、教育・保育関係者や保護者、行政も一緒になって、多くの時間を費やして新制度のもとで保育を充実させるための検討を行いました。そして、計画に盛り込みました。その計画に基づいて、11時間保育や全園でのゼロ歳児の受け入れなど、保育環境の整備にも取り組み充実させてきたところです。また、充実のために保育士の補充等も行ってきました。しかし、いまだに待機児童は発生しており、保育職員の増員も十分とは言えません。本市では年度当初は大丈夫ですが、年度途中から待機児童が発生したりしています。その点からお伺いしていきます。

まず①、本年度の本市の待機児童数を年齢別にお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

まず、待機児童の件でございますけれども、国・県への報告等における待機児童に該当する児童はおりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 国・県に報告する待機児童には該当しないということなんですけど、でも保育に現在入れていない、いらっしゃいますね、ゼロ歳と1歳のほうに待機者がいるのではないのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

待機児童の数にはカウントされませんが、育児休業を延長するために待機という形を選択された方などが、12月6日時点でゼロ歳児29名、1歳児2名、合計31名となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 育休の延長を望まれてということですが、この方々が仮に、いや、やっぱり来月から働きに行きましょう、保育へ入れますかと言ったときにもうそれは不可能ですね、保育に入ることはね。



○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 今定員いっぱいということですので、それはできないということでごさいます。途中で育休を短くして復職したいかということ、途中であきができた場合にご案内した場合も入園はしないということで、やはり育児休業の延長をされた方が多かったというふうに考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次に②の質問に移ります。

保育士、調理員など、保育職員の配置状況を保育所別にお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

保育所別ということでごさいますので、お手元に資料をお配りしておりますが、12月1日現在で、公立保育園児595名に対し、保育士は正職員と臨時職員を合わせると116名、非常勤職員を16名配置し、各園においてシフトを組み、職員に不足がないように運営をしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） いただきました資料をしてみると、全部の職員さん、パート・非常勤も入れまして保育士は122名、あと調理員なのですが、そのうちの50名が正職で、あとは臨時・非常勤だと。この臨時・非常勤の職員さんの中に、保育士の資格を持っている方がどれぐらいの割合でおられますか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） この表で保育士と書かれている部分は全員保育士、保育士となってる部分は保育士で、右のほうの補助員・作業員とかいう部分は保育士の補助とかに当たっている方で、こちらの方は資格は持っておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 正職さんと臨時・非常勤さんの割合をしてみると、やはり臨時・非常勤さんに負うところが大きいというふうに思うのですが、保育の現場から、調理員さんは正職さんがいないところがありますが、職員補充の要望などが上がっておりますか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

やはり現場の体制といいますか責任という部分からも、正職を望む声は多くは上がっております。あと調理員に関しましては、今休んでおられる方がおられますので、復職しますと3名になります。あと、平成31年度は1名採用予定となっております。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） 平成31年度の採用予定は何名でしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。
- 教育振興課長（横山和彦君） 保育士4名と調理員1名の予定ということです。
- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） 大体现状がわかりましたので、次の質問に移ります。

③です。公立保育所の運営費用につきましての質問に移ります。

保育所運営費のおおむね50%は保育料、新制度のもとでは施設使用料ということですが、残る費用の負担割合は、国が4分の2で県4分の1、市町村が4分の1です。ただし、これは三位一体の改革によりまして、2004年から公立保育所分のみ国及び県負担が一般財源化された結果、市町村負担が公立負担は4分の4となりました。新制度以降も国・県・市町村との間の財政負担割合は変わっておりません。県及び市が負担する分は基準財政需要額に反映させて、地方交付税に算入する仕組みとなっております。

保育所運営費の財源確保に関する総務大臣の答弁をご紹介したいと思うのですが、2015年8月の参議院総務委員会で、公立保育所の運営費については、国庫負担金の一般財源化に伴い、地方交付税の算定に当たって従来の国庫負担分も含めた地方負担の全額を基準財政需要額に適切に措置されるよう、各市町村の実際の公立保育所入所児童数に応じた補正を行っている。ですから公立保育所の施設整備費及び運営費については、国庫補助金の一般財源化の影響が生じないよう適切な財源措置を講じているとの答弁があります。

以上述べましてお聞きをいたします。

公立保育所の運営費は、地方交付税算定の基準財政需要額にどのように反映をされているでしょうか。これは財政担当が計算をする、あるいはその担当課かもしれませんが計算をするということですので、その内訳がわかりましたらお聞きをいたします。

- 議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。
- 教育振興課長（横山和彦君） 普通交付税の基準財政需要額のうち、社会福祉費において算入されております。具体的には、年齢別の園児数などにより密度補正係数が算定されるほか、単位費用においても、子ども・子育て支援新制度にかかる施設型給付費などが算定基礎として積算されております。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） 国のほうに示しました金額はわかりますか、わかりませんか。
- 議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。
- 教育振興課長（横山和彦君） 私の手元では、金額は把握しておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 地方交付税の中にその保育所の運営費が手当をされておるといのは、わかっていただいたと思います。

それで、運営費に係る国の財源措置は近年、今申しましたように負担金補助金から地方交付税に反映するとかいうふうに、一般財源化と言いますけれども、形を変えながら保障をされてきました。一般財源化というのは時に市の財政運営にも影響いたしますけれども、しかし、子どもの健全な成長発達、子育て支援は行政の根幹であり、努力によって保育所を充実させていかななくてはならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 公立保育所につきましては、地域間の格差等が生じないように、市民全般に等しい保育が提供できるように充実していく必要はあろうかと思えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。④です。

今、財政難を理由に、公立保育所の統廃合、民営化が各地で進められております。そして、新制度のもとさまざまな規制緩和が進み、認可外保育や園庭がなくても、ビルの一室でも子どもを預かれるといった保育環境の心配な保育施設がふえています。一方で子どもを保護、養育する保護者の状況は、普通に働いても年収が200万円未満のワーキングプアという層や、2つも3つも仕事をかけ持ち、子どもと十分にかかわる時間がない中で、一生懸命に生活するシングルマザーなどがふえています。なべて貧困の中で虐待やネグレクトも繰り返され、子どもの人権が侵害されています。

保育所では、保育だけでなくあらゆる保護者の生活状況や保護者の持つ不安や気持ちに寄り添いつつ、保護者と一緒に子どもの育ちを考えます。公立保育所は、地方自治体が子どもの権利条約や児童福祉法に基づき、住民福祉の増進のために設置する、学校や図書館などと同じく公の施設です。同時に地域の保育、子育て支援の拠点ともなるものだと思います。

以上述べてお伺いします。

市においては、公立保育所の果たす役割についてどのようにお考えでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 公立保育所には限らないとは思いますが、保育所につきましては、児童福祉法に基づいて保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であります。入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進させることに最もふさわしい生活の場

を提供する役割があると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。⑤です。

2016年に児童福祉法が改正され、その第1条において、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」としました。それは子どもを権利の主体として位置づけ、児童福祉の理念を明確にするためです。また、児童福祉法第24条第1項は、市町村の保育実施義務を規定しております。国や自治体には子どもの最善の利益を、今課長が答弁いただいたように最善の利益を保障する責任があり、それを直接果たす場所が公立保育所です。

以上述べてお伺いします。

本市は高齢化率も年々高くなっており、少子化の克服が大きな問題となっています。生産年齢層の方々に移り住んでいただく、あるいは香美市在住の若い方々が県外、市外ではなく住み続けたいと思うようなまちづくりをするために、待機児童を解消し保育職員を整えるなど、保育所の整備・環境が必要ではないでしょうか。

これに関しましては、香美市の公立保育所、ある園でそのグリーゼンのお子さんを預かって加配をつけていただきまして、香美市の場合は大変手厚く保育をしたところ、子どもさんの状態がとても落ちついて親御さんも非常に喜ばれたと。一方で、他市でそのグリーゼンのお子さんについて保育所に相談に行くと、うちでは手が足りなくて預かれないから断られたと、それで香美市に引っ越してこられた。こういう実際の例もお聞きをしております。

ですので、こういう住みたいと思うようなまちづくりの観点から、待機児童は今年発生してないということですが、保育職員さんを整えとか、その保育所の整備・充実が必要ではないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

香美市では、振興計画の基本理念に「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」を掲げ、「地域の良さを大切に作るまちづくり」「みんなが元気に暮らせるまちづくり」「みんなで共に進めるまちづくり」の3つをまちづくりの方向性として示しています。子育て環境の充実は、まちのにぎわいやまちの発展に欠かせないものであり、少子化対策等に取り組んでいるところですが、振興計画の方向性を踏まえた施設整備と保育内容の充実を進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。⑥です。

以前、市長室に若いお母さんたちが赤ちゃんと一緒に訪れ、子育て環境について懇談されたことがありました。私もその場に立ち合わせていただいたのですが、若いママたちは一生懸命率直にお話をされておりました。

例えばその場で、日曜市に子どもを連れてきたときに市役所のトイレを使わせてもらったありがたいとこういったささやかな願いから、アトピー対応もしてもらえる小児科を誘致してほしいなど、たくさん出されました。こうした子育てをしてみても感ずること、生活の中から出てくる実感がまちづくりに生かされることが大事だと感じます。

そこでお伺いいたします。

子育て世代が参画して、その実感が生かされる子育て環境の整備計画を立ててはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

子育てに関するさまざまな事業が、先ほど議員からのお話にもありました香美市子ども・子育て支援事業計画に基づいて進められておりますが、現在の計画は平成27年度から平成31年度までの5年間となっております。平成31年度には平成32年度からの次期計画策定に取りかかることとなります。次期計画策定に携わっていただく香美市子ども・子育て会議の委員として、保育園保護者、PTA代表、子育て支援センター利用者など、子育て世代の方々に参画していただいております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 多分さまざまにご要望が出されると思いますけれども、ぜひともその実感を大事にしていきたい、それが反映されるような計画にしていきたいと思います。

それでは、次に、地域交通対策についてお伺いをいたします。次の質問に移ります。

1960年代からモータリゼーション政策の推進、公共交通の廃止をしやすくする規制緩和があり、バス路線の廃止が進みました。加えて、少子高齢化や通学・通勤者の減少で採算割れが起こり、公共交通の撤退に拍車がかかりました。大きな背景要因として、一次産業の衰退や合併もあるかと思えます。

地域ではガソリンスタンドや学校、金融機関、医療機関、商店などが撤退していき、周辺部の住民は車を運転できなければ日常生活の維持が困難になっています。そのために住みなれた地域を離れる方もいらっしゃいます。本市ではさまざまな交通対策はとっておりますが、この今現実に起きている諸問題に十分対応ができているのでしょうか。

以上述べた上でお聞きをいたします。①です。

地域交通対策はまちづくりそのものです。単に移動困難者の解消を図るという狭い意義だけでなく、高齢者の社会参加を促す、児童・生徒の学習権を保障する、地域コミュ

ニティーをつくるなどの観点から、総合的に検討することが必要ではないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 大岸眞弓議員の地域交通対策についてお答えいたします。

香美市内にある地域交通のあり方を検討いたします、香美市内地域交通対策検討委員会を昨年度10月11日から行っておりまして、委員の中には学識経験者として住民の方々にもご参加いただいております。地域の需要に応じた住民生活に必要な交通対策について協議や検討をしており、今年度末には委員会の中で検討された結果が、「香美市営バス事業のあり方に関する提言書」として市長に提出されます。また、必要に応じて香美市地域公共交通会議を開催いたしまして、地域の実情に即した適切な地域交通について協議・検討を行っておるところでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） これまでも地域交通対策はずっとやられてきております。

今回のその検討委員会におきまして一定のお話はなされてると思うのですが、きめ細かくいくというか、いろんな生活をされている方がいらっしゃって、いろんな年齢の方がいらっしゃって、そうした方々の中にも交通弱者っていると思うのですね。例えばじゃあ子どもさんの通学路線をどうするとか、高齢者の方は病院通いだけじゃなくて社会参加もとか出かけていける、外出がふえると元気な高齢者がふえるとか、そういった観点、地域コミュニティをつくるとか、そういう観点からも協議はなされておりますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） まず、地域交通のこの香美市内地域交通対策検討委員会でございますが、これは土佐山田・香北・物部地区で小委員会という形でそれぞれで分かれて委員会でいろいろ協議を行っております。その中には住民代表といたしまして、まちづくり委員会の委員さん8名も含まれております。民生委員さんや社協さん、PTAさん、また自治会の代表など地域住民の方もおりますので、その中で学校の通学のこととか、いろんな地域コミュニティのこととか高齢者のこととか、それぞれの地域でそれぞれ課題を出していただいて、それで今中間の取りまとめをしているところでございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） さまざまに協議をして今取りまとめ中ということなのですが、後の質問とも関連するのですが、じゃあ出てきましたその現状について、おおむね充足できるような計画になっているかどうか、その点いかがですか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） まず、香北のほうにつきましては、来年度デマンド

バスを導入する計画になっておりますので、それで地域の方々からどのようなところに入れていただきたいとか、例えば猪野々地区のほうでございましたら、美良布だけに限らず大柵のほうにも診療所とかいろいろ通ってる方もいますので、そういう地域の実情に合った方法でお願いしたいということが出ております。

物部のほうにつきましては、公共交通のほうで市営バス、デマンドバスのほうも皆さん利用していただいております、すごく皆さんに感謝していただいております。

土佐山田のほうにつきましては、あけぼの街道のほうもついておりますので、そこを今後どのような形で、お試しでちょっと試運転をするのかどうかというふうなことも協議をしておるところでございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。

本市の交通対策でジェイアール四国バス、とさでん交通に支出をしております補助金がありますね、それと市営バス、デマンドバス等の財源内訳についてお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

香美市の公共交通に関する財源はほとんどが一般財源となっておりますが、香美市生活バス路線運行維持補助金2,274万円ですが、内訳といたしまして、ジェイアール四国バス株式会社へ1,513万9,000円、とさでん交通株式会社へ760万1,000円、これと代替バス運行委託料6,510万円、これにつきましては約8割が特別交付税の算定対象となっております。その他の歳入といたしましては、交通施設使用料といたしまして土佐山田町分で39万9,000円、香北町分で48万7,000円、物部町分で54万1,000円、合計142万7,000円、また市営バス購入に対する県補助金、10月の議会でお認めいただきましたバスの購入費でございますが、これが高知県中山間地域生活支援総合補助金、県の補助金の2分の1の補助になっておりまして、264万9,000円ということになっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今平成29年度決算ベースでのお答えをいただきまして、とさでんとJR等への補助金、それから代替バスの運営委託料、合計をしまして8,784万円、このうちの8割が特別交付税で来ると、約7,000万円ですね、それから、市としては燃料費とか修繕費とかが1,000万円余りありまして、運賃収入もあるということで、突く引くでちょっと合計をしてみましたら、交通に関する福祉タクシーの助成金は別にしましても、市の一般会計から出ていくのは2,780万円ぐらい、大体こういう計算になります。この捉え方で間違いありませんか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） おっしゃるとおりでございます。ただ、先ほど私が言いました数字につきましては、一応平成30年度の当初予算ベースですのでお願いします。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） いずれにしても、8割の特別交付税での補填はあるということですね。

それを確認した上で、次の質問に移りたいと思います。③です。

土佐山田町の北部で、バス停までが遠いので雨の日や買い物袋を下げて帰るのが大変、何とかしてもらいたいとの声をお聞きしました。こんなところは市内の至るところにあると思いますけれども、私はその訴えのありました周辺で聞き取りをしてみました。すると、以前は市バスを利用していたけれども、歩くのが大変になりタクシーに切りかえたとか、外出を控えるようになったという方が何人もいらっしゃったことに驚きました。早速地域の班長さんからの声かけで会を開いていただき、地区長さんから要望書を市に提出していただく運びとなりました。

こうした要望書につきましてどのように検討をされておりますでしょうか。また当該地域を見回っていただいておりますでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

市営バスやデマンドバスの運行につきましても、香美市内地域交通対策検討委員会の中で、土佐山田町地区、香北町地区、物部町地区に分かれ3回から4回小委員会を開催いたしまして、各地区の住民代表、また運行事業者の方々にご参加いただきまして検討を重ねました。各地区の現状を踏まえ、小委員会で取りまとめたものが検討委員会でさらに議論されて、今年度末に提出される提言書ということにはなろうかと思えます。

ただ、その要望書につきましては、随時自治会長さんからそれぞれ要望書も出てきておりまして、その分につきましては検討委員会のほう、役員さん等とは十分に協議はしておるところでございます。それによって、市のほうの回答をさせていただいてるところでございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） この私が先ほど申しました要望書につきましては、どのように回答されておりますか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 土佐山田地区の自治会長さんから来た分につきましては、路線バスがもう少し地域のほうに入っていたきたいというご要望でございましたが、検討委員会のほうの役員さん等で役員会でお話をしましたところ、路線バスというものはそれぞれ幹線道路をそれぞれ行っているところがございますので、行き先が土



佐山田駅とか鏡野中学校とかそれぞれ皆さん利用もされておりますので、時間とかまた運行事業者の関係、そしてバスの台数の関係、時間の関係、いろんなことを鑑みまして、なかなか市営バスのほうがその路線の中へ入ってそれぞれ行くというのは、今の現状では難しいということでご回答させていただいております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、例えばデマンドバスはどうだろうか、そういう協議はされておりますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） デマンドバスのほうにつきましては、現在市営バスが通っていないところで大体バス停から1キロ以上、大体1キロをめぐらして、市営バスが通っていないところをデマンドバスが現在運行しております。山田に関しましては大後入とか中後入のほう、そしてもう1路線が東川とか平山とか大法寺のほうでございます。それも協議をいたしました。今のところはなかなかちょっと、運行事業者さんと協議もいたしまして、なかなか難しいということでございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そのバス停から1キロ離れているところということなので、それほどの距離はなかったということで今回は却下をされたということなのですが、そのバス停から1キロという根拠はどういうことでしょうか、何でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 根拠といたしましても、そうですね、この分につきましては、以前平成26年度に物部のデマンドバスを導入したときに、大体約1キロぐらいということで根拠を定めております。ちょっとインターネットで国とかいろんなところを見ましたら、駅から1キロ以上とかバス停から500メートル以上が交通空白地域ということも書いておりますが、香美市もなかなか中山間地域でございますので、それでどこまでカバーできるかということで、平成26年度の導入のときにそういうことを考えて定めたところでございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ここの今申しております地域は、そんなに奥へたくさん入っているわけではありません。ただ、そこはもう高齢化も進んで自分で車を運転できない方がたくさんいらっしゃる、移動販売車も来てるところなんですね。1キロほどもないけれども重い荷物を歩いて帰ってくるのに大変という、高齢者の足からしますとそうなのですね。

それで、その距離の設定の仕方ですけれども、国土交通省が2011年に調査をしておる中で、交通空白地域として4つの条件をつけて調査をしておりますけれども、その条件の4番目の中にバス停から300メートル、それから鉄道から500メートル以上遠い、こういうところも公共交通の空白地域としてカウントをされております。

それで、東京の武蔵野市では、高齢者が買い出しをしたものを持って帰路を歩くに当たっては、300メートルから500メートルが限度、こういうふうなくくりをしておりますので、そういうくくりをしますと計画が随分変わってくるわけですね。そういう協議にならないものかと、広く皆さんの声が、ほんとに実態が反映されているんだろうかと私思うところです。

各自治体の中にはやっぱり、香美市も以前視察に参りました長野県の木曾町、岐阜市、京丹後市、ほかにもあるのですが、地域の実情から出発してボトムアップ型で計画を立てているところがあります。

岐阜市の例をご紹介しますと、これは誰でも参加できる岐阜市民交通会議、そして各地域ごとに1日市民交通会議を開く。それで、1日市民交通会議の中で、道路の整備とか信号の位置まで議論を行う、バスマップを作成する、路線バスの停留所の位置も決める、バス路線の新設についても検討する、中学生も総合学習でそれを学ぶ。そして、今言いました市民交通会議では、問題のある地域に関係者が、警察の方とか事業者とかもみんな出かかまして、2キロの行程区間で7カ所の停留所を実現しているわけです。

ここまではできないにしても、やはりその地域の実情を酌めば酌むほどこういうふうなことになってくるというふうに思うのですね、このきめ細かさがいいのではないかな。ないとは言われませんかもしれませんけれど、今この要望書を出した地域の方々は1キロ以上なのでだめですよと言われて、その今の困り事が解決しないわけですね。そういうことについては、どういうふうにお考えですか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 先ほど言いましたその要望のことでございますが、一応担当のほうも地域のほうに行きましていろいろはかってみましたら、今の市のバス停のところから希望する停留所、橋のあたりってところまでは大体300メートルぐらいということではかかってきております。大岸議員さんがおっしゃることはすごくわかるんですけども、なかなかその市営バスがあちこちへ入って入ってってなりましたら、山田、香北、物部すごく広いのです、その中に市営バスを全部そういうふうになっているのはなかなか困難でございまして、デマンドバスまた福祉タクシーもございまして、そちらのほうをうまく皆さん利用していただいて、公共交通機関をそうやって利用していただくようお願いしたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 地域交通の計画って、やはりまちづくりそのものだと私は思います。その観点から検討していただいたら、ちょっと隣の人に積んでいってもろたらとか、福祉タクシー制度を利用していただいたらとかいうふうな結論になって終わってしまう、これがすごく残念な思いがするのですね。もう少しやっぱり、ほんとにどこに住んでも困っている方は困っているわけですね、遠かろうが近かろうがね。そういう方を福祉の増進という観点からも見て、やっていく必要があるかと思えます。

それで、まちづくりということで1つ言いますと、交通事情が全く違いますけど、千葉県で大多喜高校という高校があるのですが、自分たちの通学手段の第三セクター、このいすみ鉄道を存続させるため、生徒会の中にいすみ鉄道対策委員会を常設しまして、駅の美化活動とか器楽部が出まして列車でコンサートをやって、列車の乗客がふえて市民に喜ばれているとか、そういうこの検討の仕方一つで、提案の仕方一つで、こういうまちづくりの気運が高まっている。

地域交通をめぐる寂れた、困った、お金が幾らでも要る、これ以上は出せんとかいうふうな捉え方ではなくて、コミュニティーを広げたり健康な高齢者をふやしたりとか、そういう観点からも私は検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

交通対策検討委員会もまだ何回かございますので、その中でまた地域の委員さん、皆さんで協議していきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。④です。

住民に一番身近で生活の様子がわかっている町内会単位で、交通手段に関する実情、要望等の調査はできないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 土佐山田町地区、物部町地区にデマンドバスを導入した際には、自治会など住民の意見を取り入れながら運行経路や乗降所などを決定しております。来年度香北町地区にデマンドバスを導入する際にも、自治会等の意見をお伺いしながら一緒に進めていくように考えております。また毎年、年度当初に行っております行政連絡会や、また物部地区や香北地区で行われております自治会長会などでも、市の公共交通に関するご質問やご要望もいただいておりますので、一緒に考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 自治会等の意見、自治会長さんの意見ということだと思うのですが、この自治会の中でそれについて検討していただく場を持っていただくというのは、これから年末年始にかけて初会とか総会がございますね、そういうことも課のほうから提案をしてみただけならと思いますが、いかがでしょうか。多分いろんな意見が出ると思います。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 香北町地区につきましては、特にそのデマンドバスのこともございますので、来年1月、それぞれデマンドバスが何カ所か入るであろうところにつきましては自治会長さんにご説明もして、また総会やいろんな会で地域の方に

いろいろアイデアや、そしてまた停留所をどこにしたらよろしいかとかいうことも聞いていただきたいとは考えております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。

3点目の防災・減災対策でお聞きをいたします。

今、日本列島は災害に対して大変厳しい状況になっています。しかし、日ごろの備え次第で被害も出費もかなり抑えられるということがわかってきています。本市では今年7月豪雨での経験も踏まえまして、防災力・対応力をさらに上げていく必要があります。

豪雨や昨年台風などで避難所への避難を繰り返した方が、自身の居住地に不安を覚え、転居先の相談をしてこられました。ご高齢の夫婦2人の世帯で、一方の方が障害者手帳を持っておられる要配慮世帯です。気持ちとしては住みなれたところで住み続けたいのですが、土砂災害の危険のある地域だということと、とっさの行動がとれない身体状況であることにも不安を覚えることでした。またその方とは別に、災害に起因するさまざまな事情で被災後長期に自宅に住めない方々にとって、住居の確保は大変重要な問題です。

そこでお聞きします。①です。

防災・減災対策の一環として、とりあえず公営住宅の柔軟活用、空き家の活用はできないでしょうか。さきの10月議会でも同僚議員から同様の質問がありまして、それに対しまして、公営住宅は公営住宅法により持ち家のある方は対象外となっていると答弁がありました。私は、災害により危険が予測されたり道が寸断されるなどして生活が脅かされている、こうした場合は一般的な財産管理としてではなく、防災対策として公営住宅や空き家の活用ができるようにならないかをお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） ご質問にお答えいたします。

市営住宅の空き家の活用につきまして防災対策で対応できないかということでございますけれども、やはりそれぞれの個別の根拠法に基づいて対処していくといったことが基本になるということをもっと言いまして、中身につきましては繰り返しになりますがお答えさせていただきます。

市の所有する住宅は、公営住宅法に準じて運営しております。公営住宅法の規定では、公営住宅に入居する者の資格を「現に住宅に困窮していることが明らかな者」と定めており、居住可能な住宅を所有している方は、原則として入居資格を満たしていないとの見解が示されております。本市の災害による市営住宅の一時使用に関する要綱においても、住宅が居住不能であることを対象者の条件としており、使用の可否判断の基準となっております。

空き家につきましては、家屋の所有権者が個人であることから、所有者・使用者、当事者間での契約の成立が基本となるものと考えております。物件情報の提供を空き家パ

ンク制度を通じて行うことで、需給のマッチングに努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 公営住宅の活用に関しましては、今課長からご答弁いただいたことは前回の質問のときにもお聞きをしております。申しましたように、災害対応としてですから、その一般的な財産管理としての公営住宅の扱いではなくって、特例を設けるとか、条例をつくって対応するとか、そういう災害のほうで対応ができないかということをお聞きをしております。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 大岸議員の質問にお答えいたします。

さきの議会でもお答えしたとおりのことなのですが、やはり根拠法によって公営住宅は運営しておりますので、その災害対応の一環として入るということはなかなか難しいと思うんですが、さきの議会でもお話ししたように個別に、原則としては入居資格を満たしてないということなので、個別にその案件について検討していきたいと。例えば少なくとも居住可能という住宅困窮案件がありますが、崖地で危険なとかいうことがあれば、その資格要件に該当するのではないかとかいう判断もできるのではないかとすることは可能やと思うんですけど、それはいろいろ個別の案件で検討したいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 個別の案件であれば余地はあるよと、こういうことですね。それでは、次の質問に移ります。

②ですが、こうやって市民の方が事前に災害に備えて安全なところへ自力のあるうちに転居しようとする、私はこれとてもいいことだと思うんですね、何よりの防災・減災になると思います。危険になって避難を促してもなかなか逃げないとかいうふうな状況の中で、こうして自分たちの状況、住んでいる地域、それから身体状況なんかも踏まえて、今のうちに移り住んでおこうというのは大変賢明なことだと思います。なぜなら災害が起きて、家をさあ仮設とか構えようとするときに、まずその罹災証明をもらってそれから建ててとか言いよったら、すごく混乱の中で困るわけですね。なので、こうやって手前に準備できることはしておくというのは、市としても援助をしていくほうが賢明だと思うのです。

個別対応は可能ということですので、また相談に来られようかとも思うのですが、今、議会でこういうやりとりをしておりますが、住居の確保に関しまして事前に相談できる部署、体制が要ると思いますがいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

市営住宅の使用、空き家の活用とも、それぞれ担当部署におきまして、随時ご相談を受け付けておるところでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そしたら、市営住宅等募集のないときでも、こうした相談事は受け付けていただけるということですね。それは防災対策課のほうに行けばいいですか、災害でこうなんだけどというふうに相談に行くとき。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） 市営住宅の使用の可否につきましては、やはり所管部署である管財課のほうで判断されるということになりますので、そちらのほうにご相談をお願いしたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） では、こことここで相談は受け付けますということ、何かの機会を捉まえて広報・周知をしていただきたいと思います。

それを申し上げまして、次の質問に移ります。

私たち共産党議員団は、政務活動費を活用しまして、NPO法人多摩住民自治研究所主催の「議員の学校」に参加をしてきました。今回は災害特集でありまして、現職の宮城県女川町長や倉敷市選出の女性県議らから、災害の実際と自分たちがどのように行動したかという大変貴重なお話を伺うことができました。

西日本豪雨で甚大な被害を受けた倉敷市では、当初仮設住宅の建設は考えておらず、借り上げ型、みなし仮設住宅を先行させ3,000世帯近くが入居しておりました。それまで起きた大災害の教訓をもとに、倉敷市や岡山県の担当課長のもとへ地元の市議、県議、国会議員などが連携して要望した結果、県が一般社団法人全国木造建設事業協会と締結をし、直ちに木材の仮設住宅の建設が始められたということです。現在までに57戸が建設されまして、さらに増設の計画があるということです。

そして、8月2日に行われました、その7月の豪雨後ですが、参議院災害対策特別委員会におきまして、災害で速やかに木造仮設住宅を建設できるよう、平時から全都道府県で協定や準備を整えるよう支援をとの質問に対しまして、小此木担当大臣が、木造建築事業者団体等と都道府県との災害協定が進むよう助言していくと答弁をしております。また、同大臣は木造やプレハブなどの選定は自治体が判断する。被災者や地域の実情も踏まえ一刻も早く提供できるように適切に助言するとも答えています。

以上述べてお伺いいたします。③です。

香美市議会10月定例会での私の木材仮設住宅に関する質問に対し、防災対策課長は県に要望するとのことでした。今紹介しました8月2日の大臣答弁も踏まえまして、プレハブでなく木造の仮設住宅を選び、再度県に要望していただきたいと思いますがいかが

がでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

災害救助法が適用される大規模な災害時に木材を利用した応急仮設住宅を建設することについて、高知県住宅課に問い合わせたところ、平成24年1月、高知県と一般社団法人全国木造建設事業協会との間で災害協定を締結していることが判明いたしました。この協定では、木造の応急仮設住宅の建設について市町村に委託し、地元の工務店が所属する全国木造建設事業協会に発注するというを想定しているとのことでございました。

四万十町では、県から住宅建設業務を委託される場合を想定し、取り組みを始めているとの情報も得られましたので、今後調査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 四万十町の例も調査いただいているようですので、ぜひその取り組みを早く取りかかっていたいただきたいと思います。災害が起きてからやるのでは、今申しましたように時間がかかります、お金もいっぱいかかります。ぜひとも事前に仮設の準備をとということを申したいと思いますがいかがですか、課長。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

現在のところ、本件を施策として推進していくための知見、情報、体制とも不足しておりますので、今後調査研究に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。

再生可能エネルギー事業についてです。

2012年7月のFIT法（固定価格買取制度）開始以降、再生可能エネルギーの普及が進み始めました。再生可能エネルギーの普及自体は歓迎すべきことだと私は思います。しかし、最近、大手資本による再生可能エネルギー事業等で、住民生活や環境への影響を無視した開発などでトラブルが相次いだことから、国や県はガイドラインを設け、丁寧に住民合意を得た上で進めるよう求めています。しかし、それは義務規定ではなくお願いの規定であることから、地元説明は事業者にとってはしないままで進むこともあり得ます。それでも現行法の中では違法とはなりませんので、私はぜひ住民合意に関しては、お願いではなく義務規定にしてもらいたいと思って再度質問をするところです。

最近、私の住まいする地域におきまして、県外事業者による太陽光発電パネル設置の動きがあり、住民の方々が大変心配されています。設置場所とされているところの地理的要件、開発の規模、ハザードマップなどから、事業開発による災害を一番心配をされ

ております。

せんだって、自治会で事業者による説明会が行われましたけれども、図面や調整池の説明を受けましても、その計算値でいいのかどうかを住民は判断できません。地質のこともわからないし、何へクターも開発して大丈夫なのかというような心配については、説明を聞く側にも基礎知識と情報がなければ判断できないと、説明会に参加して私は思ったことでした。説明会場では降って沸いたような話だ。どこからそんな話になったのだという質問も出たりしまして、住民の方々は余計不安を募らせることになりました。

以上述べてお聞きをいたします。①です。

市において、発電事業者主体のソーラー発電に関する関係法令や地形的なこと、環境への影響など、判断基準となる情報が取得できますように助言ができないでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電事業に関して、市を經由せず直接国へ事業申請を行い、国の認定を受けるため、市において事業内容等を把握することについて困難な部分がありますが、県及び関係機関との連携を図りながら可能な限り情報収集に努め、市民からの問い合わせに対して助言できるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そうですね、今課長言われましたように、経済産業省へ事業者がそのまま申請をして許可が得られるように、文書だけでなっておりますのでね、市の頭を飛び越えてということがまま起こるわけですが、これが私はFIT法の欠陥だと思っておりますけれども、今課長のほうからできる限り情報を収集して、地元に対して助言も可能だということをお聞きをいたしました。

それで、今年4月に環境省から太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取組事例集が出ております。これは地域地域によりまして取り組みはさまざまなのですが、ざっと数えましても県と市で23ぐらいの条例及びいろんなガイドラインを設けたりしております。その中で、事業者に対し市への届け出・説明会の義務化、市長による指導や助言、勧告等が行われるようにしている市もあります。また市でガイドラインを策定をしているところ、そして、住民の苦情や不安の声に対して出前講座を実施している自治体もあるようです。

そこで再度伺いますけれども、本市としては、要望があれば現地に出向いていただくことも可能ですか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

現地へも出向くことも可能ですし、要望があれば出前講座等も行っていきたいと考え



ております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 地域にとりましては大変ありがたいご答弁をいただきました。

次の質問に移ります。②です。

事業の立案、計画の段階から、地域住民、自治体、環境保護団体、専門家などが必要とする情報を公開し、広く利害関係者を加えた意見交換を行うなどのアセス制度の適用範囲を広げることが必要であり、だんだんとその方向に向かっております。

2017年6月に全国市長会から、既存の法令の対象とならない行為の規制として、太陽光発電施設の土地利用についてこう述べております。より小規模な開発についても開発許可をするかどうかの審査の対象としたり、FIT法において防災・安全の確保、景観への配慮、周辺環境の保全、施設の適正な撤去・廃棄の観点から基準を策定して許可するなど、法的規制を行うこととする特別提言が出されました。

こうした動きを受けまして、環境省は今まで環境アセスの対象は、発電所関連では水力、火力、風力、地熱、原子力だったものに太陽光発電を加えることを明らかにしております。時期としましては2019年の秋にもということですがけれども、環境影響評価法の政令の改正で済むために法改正は必要ありません。早くやっていただくように望むところであります。また、施設の廃棄費用（撤去及び処分費用）の積み立て状況を報告することが、今年7月23日から義務づけられました。

そこでお聞きします。ぜひこうした内容につきまして、市民に周知・広報していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

全国的に太陽光発電施設に関する問題が顕在化する中、環境省におきましては、太陽光発電施設についても環境影響評価法、いわゆる環境アセスメント法の対象とすべく現在検討を行っております。また、資源エネルギー庁においては、不要になった太陽光パネルがそのまま放置されたり、不法投棄されるなど不適切に廃棄されるのではないかと懸念を払拭するため、事業認定を受けた事業者からの定期報告の項目に廃棄費用に関する項目を追加し、報告を義務化するなどの対策を行っております。これらの動向や法的規制につきましても、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 情報提供をしていただけるということで、その当該の地域だけでなく、やっぱり広く市民的に周知をしていただきたいと思います。どこでこういう話が起るかわからないからです。それにつきましていかがですか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 住民の皆さんとのやっぱりコミュニケーション

は大事と思っています。また、情報の収集につきましても関係課、農林課、山林の関係とかもありますので、農業委員会とかとの連携がやっぱり重要になってきます。そういった情報を早くキャッチするというのが、非常に重要になってくると感じております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の③の質問に移ります。

私たちの地域は、従来から医療予防、健康づくりの取り組み、また高齢者を孤立させない、そうした力を出し合ってコミュニティーをつくってきました。いつも公民館に電気がついていて、何をやっているんだというふうにはほかの地域の方から聞かれたりするぐらいです。こうした地域に県外資本による事業が展開されることによって、再生可能エネルギーという、本来社会的にも有益な事業が地域への不安、そして混乱をもたらすのは大変残念なことだと私は思います。事業開発を認めるにしても認めないにしても、その権利は今自治会にはございませんけれども、住民全体が納得いく判断ができるようにしなければならないと思います。

今課長がこれまで再生可能エネルギー関係でご答弁くださったことも踏まえ、今私が申していることも踏まえ、市として条例を制定するように再度求めます。いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 先ほども申し上げましたが、現在環境省におきまして、太陽光発電施設についても環境影響評価法の対象とすべく検討が行われており、その内容も踏まえて、条例制定に向けた検討を進めていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 検討されるということで、できればこれまでも香美市内で、今私の質問でわかっている限りで3カ所目なんですね、2019年問題もありますので条例につきましては急いでいただきたいのですが、時期的にはいつごろになりますか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

10月の定例会において、同様のご質問に対しましてお答えもいたしました。条例の必要性は十分に認識をしております。国においては環境アセスメント法においてどのように義務づけするのか、また高知県においては環境影響評価条例の見直しを行うのか、そういったことも踏まえて、条例制定に向けた検討を進めていきたいと考えております。したがって、現時点で条例制定の時期は定まっておられません。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 条例を制定をするということは、もうはっきりしたということで急いでいただきたい思いはあるのですが、課長は来年退職をされるようになっておられると思いますので、それまでにはちょっと無理のような気がしますのでしっかり引き継ぎをしていただきたいのですが、その点いかがですか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

あと少しなんです、できる限りできることはやって次の方にしっかりと引き継いでいきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。

○議長（比与森光俊君） 14時25分まで休憩します。

（午後 2時11分 休憩）

（午後 2時25分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、本日最後の質問に移ります。

放課後児童クラブについてです。

今議会初日に、5年間の債務負担行為補正の提案がありました。指定管理者は公募でのことですが、運営体制等の検討・協議がどうなっているのでしょうか、まだいろんなことが明らかになっておりません。現時点での進捗状況についてお伺いをいたします。まず、①です。

指定管理期間が5年とのことですが、経験値のない新しい団体にいきなり5年間は長すぎるのではないのでしょうか。不安がありますが5年で大丈夫でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

施設の管理も含む児童クラブの運営を一体的に実施することや、業務内容に一定の専門性があり、人材育成及びノウハウの蓄積が必要になることも考え、業務の継続性、サービス内容の定着性などを考慮して、5年間の指定管理期間とさせていただきました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今の課長のご答弁が担保されればいいのですけれども、これまでの経験がどうも頭をよぎりまして、空白期間をつくるようなことにまたなったりすると大変と思うのですね。全く大丈夫と課長は思われますか。それでもし何かで、お伺いしてみるとかなり熱心に協議をしてくださっているということで、専門性のある方たちもいらっしゃるということなんです、その児童クラブの運営について、専門性はあっても、例えば保護者とのやりとりとかそういうところでどうなのか。これまでの保護者会さんが悪いというわけではないのですけれども、起こったさまざまを見てみますと大変心配するのですね。そのあたりはどうですか、もし何かありましたときにはどうい

うふうにされますか、例えば3年に縮めるとかそんなふうになりますか。いずれにしても、子どもたちに影響がいかないようにしていただきたいと思うのです。いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

議員は児童クラブの運営などにかかわってこられて、保護者会の負担とか支援員の処遇面等でさまざまご心配もいただきました。新しい団体に運営を任すということは不安を持たれているということだと思いますが、メンバーの中にはまちづくり委員の方々でありますとか、香美市の子育て、教育に熱心にかかわってこられた方々が児童クラブの運営を前向きに変えていきたい、子どもたちの過ごし方、環境をよくしたいという強い意識を持って保護者会、保護者や支援員の理解を得ながら、県内外の先進地視察を行ったり、夜間・休日にボランティアで研究・協議を重ねてくださっております。現状を踏まえた上で保護者や支援員の意見も聞きながら、運営方針や放課後子ども総合プランなどの趣旨を十分に生かした改革に取り組もうと動いておられます。

指定管理期間は通常3年とか5年ということになるかと思いますが、後退することはできません。新たな団体とはいえ、香美市の子育て教育を支えてきた熱意ある方々が主要メンバーとなっておりますので、十分担っていただけるものと考えております。もちろん選定に当たっては、運営方針や会計処理などについて十分な聞き取りもさせていただきたいと考えています。もしその途中でだめになったらということですが、そういう場合は指定管理を解除といいますか、そういうことも当然あり得ることだと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 大丈夫ということで明言をしていただきましたので、次の質問に移ります。

指定管理料は全額新たな指定管理者に支払われ、そこが人員配置から何から事務を統括するようになるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） そのとおりでございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 南国市方式のような形になるというふうにイメージをします。1カ所でやるのですね。

そしたら、次に③でお聞きをいたします。

指定管理者の事務所の中で働く人件費等はどこから出ますか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 利用料と指定管理料になると考えております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 指定管理費の中に含まれるということによろしいですか。  
そしたら、次に、④の質問に移ります。

新制度に移行するに当たりまして、今現在持っている各児童クラブの所持金があると思うのですが、何か所持金というとイメージが悪いかもしれませんが、適当な言葉が見つからなくて所持金というふうにしましたが、例えば児童クラブごとにバザーをやったりして、いろんなイベントのときに子どもたちのために使うお金だとか、一定ためて持っておられます。そうしたお金があると思うのですが、全部の児童クラブがどういうふうな形になっているかわかりませんが、そのお金はどうなるのでしょうか、新しい団体に指定管理するに当たり。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えします。

基本的には各保護者会で管理していくようになります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） その保護者会、新しい指定管理者になりましたら、保護者会はもうその指定管理者ではなくなりますね。その指定管理の新たな事業が始まった時点で、そのもとの残金があるというのは、よほど適切に処理をしませんと、何かそれをまた繰り越してということもおかしいと思うんですね。ただ、今あるお金は努力をされてバザーで得たお金もあるかもしれませんが、保護者からいただいた保育料、それから、市からの指定管理料もまざっているのではないかと思うんですね。この適切な処理の仕方をしないといけないと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

その所持金といいますか、そのお金には、議員のおっしゃるとおりさまざまな地域の事業、バザー等で集めたお金等もあるでしょうし、指定管理料等もある（後日「含まれていない」と訂正あり）とは考えられますが、ただ、今新たな団体ができたからといって、そこに吸い上げるということは現在の保護者会にも理解が得られない部分もございますので、ただ保護者会が管理できないということになれば、当然新しい団体に上げていただくということも考えられると思います。各保護者会は今のところ残る予定ですので、指定管理は新しい団体ですけれども、保護者会そのものはPTAと同じような形で残りますので、そちらのほうで管理していただいて、それぞれの児童クラブが独自にやってきた事業などは続けていただいたらよいかと思っております。もちろんお金の管理につきましては、毎年きちっとやっていく必要はございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ぜひともその関係者の皆さんが納得のいく形の適正な処理をしていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。⑤です。

国が指導員の配置基準を緩和する方向が打ち出されております。本市の児童クラブは、やっと支出も含めまして他市並みになりかけたところですが、実態からしますと、これまでの基準の充足こそ必要だと考えるところですが、その立場に市は立っていただけますでしょうか。新体制の方向をお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

人材不足等で厚労省のほうで基準を緩和するといったことですが、基準の緩和によって職員の配置について、従うべき基準から参酌すべき基準になるわけですが、現時点でも、現在の基準を下回ることをしないようにと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 水準を落とすことのないように取り組んでいただけないかというので、さらに子どもたちのために充実を目指してやっていただきたいと思います。

以上で私の質問を全て終わります。

○議長（比与森光俊君） 大岸眞弓さんの質問が終わりました。

次に、15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 15番、市民クラブの小松 孝でございます。議長の許可をいただきましたので、一問一答にて質問します。

まず1点目、本年10月の定例会に引き続き、鍛冶屋の学校構想についてお伺いします。

この事業の主体である土佐刃物連合協同組合は民間の団体ですが、この民間の団体の目的は伝統工芸の継承なのか、所属する関係団体の利益なのか目的が明確に見えない。見解を求めます。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 小松議員のご質問にお答えいたします。

近年の土佐打刃物を取り巻く環境は、鍛冶職人の高齢化や徒弟制度など、時代にそぐわない就業形態などにより後継者不足が顕著となっており、このままでは伝統産業の灯が途絶えてしまうおそれがあります。そういったことから後継者の育成が喫緊の課題となっており、今回の鍛冶屋の学校は伝統産業を守り継承していくことを目的とし、後継者が育っていくことで産業の発展につながっていくものと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 後継者がいなくなるということですが、今後も支援をいつまで続けられますか。一応5年くらいと言われておりましたが、これからずっと続ける予定かお願いします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

当事業につきましては、国・県・市が一緒になって事業を進めているものでございまして、議員協議会でもご説明をさせていただきました収支の案については5年ということでお示しをしておりましたが、市としましても継続的に必要というふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） それでは、②に移ります。

次に、過日、議員協議会において鍛冶屋の学校構想収支計画案が示されたが、主体である協同組合の負担はなく、国・県・香美市の補助金のみの計画となっており、協同組合の意気込みが感じられない。協同組合には問屋などの関係機関もあり、後継者育成によって利益を有する立場です。一定の負担は当然と考えますが、見解をお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

事業主体となります高知県土佐刃物連合協同組合は営利事業を行っておらず、主として伝統工芸品の振興を中心としております。当事業への負担金は出せていませんが、研修施設に配置する機械一式を提供するほか、多くの組合員が技術を提供するように講師を引き受けているところです。

今回の事業につきましては組合としても責任を負っておりまして、学校運営の動向を見ながら必要な対応は検討されるものと考えております。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 後継者不足ということですが、どうやって自立させるのが課題だが、どう考えても黒字経営にはならない。協同組合は民間団体でありいつまでも補助金を出すわけにいかないと考えるが、この件についてお願いします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、この事業の支援は香美市だけではなく国・県とあわせて一緒に行っていくものと考えております。そういったことから今後も支援が必要というふうに考えております。そしてまた、組合の負担につきましては、今後も検討いただけるものというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） それでは、次の質問に移ります。

次に、鍛冶屋の学校卒業者は、卒業後、香美市に残り伝統工芸を継承してくれるのか、

お伺いします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

基本的に、卒業後は香美市に定着して修業を続けていただくようにしたいと考えているところです。ただし、本人の希望やつくりたい刃物によっては、やむを得ず他の市町村に転出することがあるかと思われまます。この場合には、伝統的工芸品産業等後継者育成事業補助金を利用している場合でありましたら、補助金の返還を求めることも出てくると考えております。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 返還を求めるということですが、これはちょっともう全然難しいことと思います。15万円の給料で見習いに来て、普通学校はお金を出して学校へ行くんですけどこの場合は逆ですから、それから、生活をやっとしもって見習いをして育てていくわけですき、これ他府県へ行っても、これを払い戻ししてくれということは絶対に考えられません。

それじゃあ、次に移ります。

卒業生が香美市外へ流出となれば、学校建設費、その後の補助金等、市民に納得できる説明はできません。協同組合に所属する他の自治体に応分の負担を願うのは当然と考えます。県、協同組合、香美市が連携し負担の仕組みを構築すべきです。見解をお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

今後の学校運営の広域連携につきまして、協力していただける仕組みを検討しまして、関係自治体へ協力を求めていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） でも、今からでは他の自治体との協議などはできないと思います。

次に移ります、⑤番。

入学後2年で卒業だが、その後、何年で独立できると考えてますか。また、独立への計画はあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

研修期間は2年となっておりますが、独立準備期間として3年間引き続き指導をしていきますので、基本的には5年後が本当の独立になると考えております。ただし、研修生の能力によっては独立の時期は変わってくると思われます。

そして独立への計画はあるかということでございますが、主体の組合のほうでつくりました計画として、事業計画の中で案はつくられております。



○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 計画はつくるということですが。

最後になるが、どうして市から補助金にて鍛造業、伝統工芸の業種のみ手厚く補助しなくてはならないのか。鍛造業という1業種の怠慢ではないのか、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 土佐打刃物は、平成10年5月に国の伝統工芸品の産地指定を受けております。そういったことで、またあわせて当市においては県下でも刃物の町として発展してきたという経過もございます。将来的に伝統産業と後継者をつなげていくため、国・県と一緒に事業を進めているものでありまして、市としても引き続き支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 鍛冶屋の学校に関するご質問についてお答えをしたいと思います。

今、この鍛造業界の皆さんの怠慢ではないかというお話があった。これは全くそうではない、撤回をしていただきたいというふうに思います。

今課長も申しあげましたように、この町でできている鍛造の高い品質は評価をされておるわけでありまして。海外でも通用する、むしろすぐれた評価をされているというふうな技術であります。したがって、この鍛造が海外に出ていく可能性というのは大変大きいわけでありまして、そうなりますと、私どものこの町の誇りでもあろうかというふうに思うわけでありまして、この鍛造の灯が決してここで消えるようなことがあってはならない、そのためには私は今市長として全力で応援をしてまいり所存であります。

言われるように、この事業体がもっともっと頑張るべきではないかと、言われるとおりであります。経営をしていく上では資金もショートもするでありませう、ですから資金を確保する必要もあろうかと思っております。そのためには、全ての鍛造の関係者の皆様方の知恵と、汗をかいていただかなければならないというふうに思っております。そして、この鍛造の技術が伝承されているのは香美市だけではありません。他の市町村にも土佐打刃物としてその伝統は残っているわけでありまして、今後におきましては、れんけいこうちなどを通じてこれを事業計画としていただいて、もっともっと多くの自治体が連携ができるように、できるならば県が土佐打刃物と銘打っておるわけでありまして、もっと前に出ていただいて、県立学校にしたいと言われるぐらいの学校にしていかなきゃならないんじゃないかというふうに考えております。議員におかれましても、最大のご協力を賜りますようどうかよろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 市長から直々に、これ何年たてばと僕もいろいろと言いたかったけど、ほんとの職人になれるにはほど遠いと思っております。市長も3年半まだありま

すが、また3期目を目指してやってください。そのうちにあと7年半のうちに営業ができて、香美市の刃物は切れるというようなことがあったら僕は最高やと思います。市長に反抗するつもりもない。もう市長、いいです。

それじゃあ、もう次に移ります。

次の質問事項、地域経済活性化支援機構（REVIC）についてお伺いします。

来年度以降、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートの運営について、香北ふるさとみらいへの指定管理料は発生していないと認識しているが、経営状態によって香北ふるさとみらいの要望があっても指定管理料が発生することはないでしょうか、お伺いします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

現在の指定管理契約では、指定管理料が発生することはないと考えております。平成29年3月に締結しました香美市ピースフルセレネの管理運営業務に関する協定書第8条では、「指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。」となっております、そのような事情が生じた場合には協議になる場合もございます。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） それじゃあ今後、本議会で補正予算に上がったような絵画・レプリカ購入などがまだあるのか、それをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 現時点での予定はございません。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 次に、将来REVICが撤退した後、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートや健康センターセレネ等の運営はどのようになるか、お伺いします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えします。

現在のホテルのほうの指定管理の期間につきましては平成34年3月31日までとなっております、それ以降は新たに協定を締結する予定となっております。現時点では、現在の指定管理者である香北ふるさとみらいに引き続き運営してもらうことが、経験やノウハウ、そういった面などから合理的であると考えています。なお、香北ふるさとみらいにつきましては、REVIC撤退後は株式買い受けする株主のもとで引き続き運営されるものと想定しております。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） それじゃあ次に、REVIC撤退後は、香美市指定管理料による運営になるのでしょうか、お伺いします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） R E V I C 撤退後の指定管理者は現時点ではわかりませんが、指定管理者を決定する際には協定内容を検討し、指定管理料が発生するか否かを決めるものと考えております。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） その時点にて、香美市からの指定管理料などの補助金で黒字経営となっていないなら香美市が支出したホテル改装費などが無駄となるが、将来負担のないような事業を進めることをお願いします。香美市が支出したホテルの費用などが無駄となりますが、この件について。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

7月にオープンしましたホテルにつきましては、指定管理者と協議を重ねて改修してきた施設でありますので、今後の安定した経営を見守っていきたくと考えております。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） それでは次の質問事項、べふ峡温泉の運営についてお伺いします。

①の質問につきましては、12月6日の入札において落札されたとのことですので、これを取り下げます。

それでは、②番の質問です。

べふ峡温泉は、オープン当時は黒字経営が続いていたと聞いています。しかし徐々に赤字となり、幾度も経営診断や料理の開発など相当額の財源を投入してきたにもかかわらず上向く気配はありません。現在は観光協会が運営し若干の黒字が出ているとのことですが、これも指定管理料があつてのことです。いつまでも指定管理料で運営させていく意味があるのか、見解をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

べふ峡温泉の運営、今後の指定管理料ということですが、現在のところ指定管理料により施設の運営が成り立っている状況でありますので、今後も引き続き必要と考えております。また、指定管理料につきましては、今後の収支の状況により検討することもあると考えております。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） ③の質問に移ります。

次に、施設の大規模修繕や指定管理料が今後も続くとなると市の財政への影響も心配です。べふ峡温泉のみならず指定管理施設の継続について、思い切った判断をする時期ではないでしょうか、見解をお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 小松議員のご質問にお答えします。

現在、本市の公の施設は、指定管理料の要らない施設も含めると43施設を指定管理者制度で管理運営しています。指定管理者制度は、民間事業者等の効率的な管理手法等を活用することで、サービスの向上や効率化、経費削減を図ることができるため、行政改革を推進していく点からも大変重要な制度です。今後の施設の運営方法やあり方につきましては、各施設の重要性、地域における役割、市の財政への影響等を鑑みながら、個別に検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 今43施設指定管理で行われているということですが、やっぱりここで市長に大なた振っていただきたいと思います。まあいいです、質問はいいです、もうこれからちょっと何してほしいということですが、お願いします。

最後となりますが、関係課の皆さんのみならず市職員が全体で考える、将来の香美市をどうすべきか議論できるような香美市を望みます。

以上により一般質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 小松 孝君の質問が終わりました。

次に、4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） 4番、市民クラブの甲藤でございます。通告に従いまして一問一答方式で質問をいたします。今回は、森林環境税及び森林経営管理法について、この1点のみの質問になります。

まず、最近一部のメディアの中では、森林経営管理法については私権、つまり財産権の侵害ではないかということで憲法違反であるという指摘もなされておりますけれども、一般的に新しい法律をつくる場合は、専門家あるいは官僚の皆さん方が集まってさまざまな角度から検討を加えて、憲法はもちろんのこと各種の法律・法令との整合性につきましては、慎重に審議の上で制定をされているというふうに考えております。今回の森林経営管理法につきましては、所有者の意向を完全に無視をして、市町村が経営管理権を設定するという事ではないということはいろんな場で説明されております。したがって、私は憲法違反ではないという認識で以下質問をさせていただきます。

パリ協定の枠組みのもとにおけます我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年4月に施行されます森林経営管理法を踏まえて、平成31年度の税制改正におきまして、森林環境税及び森林環境譲与税が創設をされるということになっております。

森林環境税は、地方の固有財源としまして、法令上用途を定めて、森林整備等に充てるためのあくまでも目的税ということになっております。この貴重な地方の財源を有効活用していくためには、制度の理解とそれからあわせて、執行体制の整備が極めて重要であるという観点から、以下順次質問をさせていただきます。

まず、①です。

課税が開始をされますのは平成36年度からでありまして、国民の負担感を勘案し年額1,000円を徴収をさせていただいて、総額で約600億円の税収を見込んでおります。

平成31年度から平成35年度までの間の譲与財源につきましては、後年度の森林環境税の税収を先行して充てる。つまり前もって借金をしておいて、後の税収の一部を償還財源としていくということになっております。都道府県分あるいは市町村分の総額の配分というのは一定示されておりますけれども、本市に対して流動的ではあると思っておりますけれども、現時点での年度別の想定譲与額について、わかっております範囲でお尋ねをします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 甲藤議員のご質問にお答えいたします。

本市に譲与が想定されている森林環境譲与税額につきましては、高知県が国の計算式をもとに試算しており、導入当初である2019年度から2021年度までは4,900万円、2022年度から2024年度は7,400万円、2025年度から2028年度は1億500万円、2029年度から2032年度は1億3,500万円、そして2033年度以降は1億6,600万円になる見込みです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） 当面平成31年度から平成33年度までですかね、これは4,900万円で動いていくということですが、最終的には1億6,600万円までは増額されるということです。

それでは、②に移ります。

現時点で国が考えておりますその事業内容につきましては、1番目として間伐等の森林整備、そして2番目に人材育成・担い手確保及び推進体制の構築、3番目に木材利用・普及啓発、そして4番目にですが、その他としまして基金の積み立てという、この4種類が示されているんじゃないかと思っております。

地方譲与税であるという観点から、国は使途につきましては詳細な範囲を示すことはなじまないという基本姿勢を打ち出しております。あくまでも市町村が事業内容を検討して実施をしていくということになると思っておりますけれども、この使途について、流動的であっても現時点でどこまで検討しているのか。平成31年度にはもう既に予算計上されるわけですから、その平成31年度とそれ以降の計画について、わかります範囲でお答え願います。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

先ほど議員が申されましたように、国のほうからは4種類の内容について示された

ころでありまして、これについて検討しているところなんです、まず、国の指導もあり、来年度は森林所有者への意向調査等の森林整備に取り組まなければなりません。森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査、そして経営管理権集積計画作成、境界確認、市の森林GISシステムの機能強化、そして森林環境税に関する各種協議会の設立、そして森林情報収集事業、それから本年度構築しておりますIoTを活用した林業現場における安否確認システムの運用保守、そして市産材PRのための備品購入事業等を実施する予定をしております。

その他にも森林環境譲与税を使った事業といたしましては、地元森林組合から要望を受けておるものもありますので、来年度設立を予定しております協議会において、実施する事業の絞り込みと今後の実施計画を作成したいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） そうしますと、平成31年度としては一応この4,900万円の予算は上げると、ただその中身については、メインとしては森林所有者に対する意向調査が主になるわけですか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 議員が理解していただいたとおり、来年度は意向調査を中心に進めてまいりたいと思います。そして、次年度以降にハード事業が出てくると思いますが、ただ、その意向調査につきましては区域を定めまして実施するわけですが、その所有者について市のほうで調査いたしますが、当然山林の場合、亡くなった方もいらっしゃるその後の相続ができておりませんので、その所有者確認に随分と時間を要すると考えておまして、来年度はハード事業に取り組めないと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） その意向調査も相続登記もされてない方が大勢いらっしゃいますので、そこも含めて全て市の職員がやるということになるわけですか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 意向調査の区域につきましては事業体のほうで抽出していただきまして、その中の所有者につきましては、その事業体のほうで把握してないものについて市のほうが戸籍調査をするということにしております。ただ、意向調査の事務につきましては、事業体のほうに委託する（後日「直営で行う」と訂正あり）予定をしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） こういった新制度が動き出す場合は、なかなか最初からスムーズに動かない面がありますよね。やっぱり走りながら決まっていく部分もあるかと

は思います。ただ私が心配しておりますのは、前段にも申し上げましたようにこの制度をとにかく理解してもらわんといかんと、もう市の職員さんも含めてですよ、事業体も。そして最終的には人手が要るわけですから、そこを心配することから今回質問をさせていただいております。

ちょっと重複する部分ができるかもしれませんが、これ③、④ともちょっと関連するかもわかりませんが、その森林経営管理法の中で所有者が森林整備ができない、したくてもできない場合、そういった場合は市町村が委託を受けると。その委託を受けた者に対して、対してといいますか、それをまた事業体に再委託をするという、この2つの契約事務が発生するというふうに思いますけれども、その両方とも市が契約までやっていくのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 意向調査を受けまして、森林管理権の設定は市町村が行います。そして、その市に委ねられた森林のうち、今までどおりそこで森林経営に適した山林については、既存の補助事業を使いまして林業事業体そのまま管理をしていきまして、森林経営に適していない山林につきましては市がみずから管理するというところで、ただ、みずから管理するといいますが市が当然施業できるわけではございませんので、各事業体に委託することとなります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） なかなか、そのお聞きをしてる中では非常に困難があるだろうというふうには思います。

それで次にちょっとお聞きをしますけれども、今現在県が実施をしております、これ2003年からだと思うんですが、森林環境税という制度がございます。これ教育長も委員会のメンバーに入っておられると思うんですが、今度のその森林環境税、森林環境譲与税につきましては、国から入ってきたものを全て一旦基金にしていくということをお聞きしておりますけれども、その基金化をしていくということになりますと、当然どういう使い方をするのかと、具体的にメニューに沿ってですね、そこが問題になると思うんですが。やはり今県がやっておりますようにその森林環境税の運営委員会ですか、例えば名称が、そういう形でメンバーに集まっておりますので、そこでその用途について決めていくということをお考えおられるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

基金につきましては、当該年度の配分を受けた環境譲与税を使いまして、その残額を基金に積み立てる予定をしております。また、事業につきましては市産材の利用推進協議会、これは仮称ですが、これを来年度立ち上げまして、その中で各事業の検討をしていきたいと考えております。当然この中には民間の方も入っておりますので、民間の方

のアイデア等は募集しながら、環境税の趣旨に沿った事業を展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） その基金についてですけれども、今現在県が示しておりますのは、1つ目に森林整備等の基金の積み立てと、人材育成等の基金の積み立てと、それから木材利用等の基金の積み立てと、その執行残額等の基金の積み立てとこの4種類、私もらった資料にあるんですが、これ執行残でなくて最初から全部を積み立てておいて、またその年度に執行残ができたときには次の年度の基金と残った分を合体してやっていくということなんですか、言ってる意味がわかりますかね。ほんで4種類の基金を1つの基金としてやっていくと。

今執行残額って言いましたけど、例えば4,900万円の平成31年度の予算について、意向調査とかそっちのほうのソフトがメインになるわけですがけれども、そうしたときにどれだけ使えるのかわかりませんが、例えば2,000万円積み残ったとしますか。その2,000万円使えなかった分を平成32年度に使えるように基金として積んでおくということなのか、最初から基金にすることではないですか、最初からではない。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。現時点ではまだその基金が目的も持っておりませんので、来年度意向調査に係る予算といたしまして約3,000万円ほど上げております。そのほか各事業を行いまして、4,900万円のうち現時点ではそんなに残らないだろうと考えておりますので、その残額を基金に積んでいきたいと考えております。後年になりまして何か目的がありましたら、その基金に積んで事業展開はしていきたいとは考えておりますが、当面は当該年度の残額を基金にして積んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） それでは、基金条例というのはいつ制定するのでしょうか。いつの予定なのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 最初に環境譲与税が入ってくるのが9月とされておりますので、来年度中に基金条例はつくりたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） ちょっと私も心配しておりますのは、何年かたっていくうちに執行残が積み上がっていくということは、これ避けなければならないというふうに考



えております。貴重な財源ですからね、やっぱり使っていただきたい、そう思います。

これ別に本の宣伝するわけじゃないんですが、「山からの伝言」という本がここにございます（資料を示しながら説明）。香美市在住の方のことが書かれておりますけれども、この中でやっぱり実務をやっていく上で心配しているんだろうと思いますけれども、「新たな森林環境譲与税については「税は市町村が受け皿の基金を作ることになっている。基金で寝かしたらいかん。森林整備のため活用し切るように働きかけよ」と。どこに働きかけるかというたら、行政に対してですよ。こういう本も出ておりますので、基金として寝かさないように、積極的に使うことを考えていただきたいというふうに思います。

恐らく市町村に任されるということになりますと、やっぱりその行政の力量というのが試されてくると思います、アイデアも含めてですね。ですから、やっぱり汗を流し、それから知恵を絞って、もうこの貴重な財源を使っていただきたい、山のために使っていただきたいということをございます。

次に、③です。

これ今現在自分が考えますところ、事業体としては、物部森林組合とか香美森林組合がすぐ頭に浮かぶわけですが、香美市内の中に民間の林業事業体というのがあるのかどうか。そこへ制度の説明であるとか、それから事業に対しての具体的な要望とか、希望の調査をしているかということをお聞きをします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

香美市内には、議員がおっしゃられましたように2つの森林組合がございまして、2015年の農林業センサスによりますと、あと2事業体・法人が物部と香北にあるようですが、申しわけないですが実態のほうはちょっと把握しておりません。また、個人の自伐林業家という方が99人ほどいらっしゃるということですが、そういう方についてもちょっと把握はしておりません。

この事業ですが、森林経営管理法に基づく事業の委託先としては、今のところ市としましては森林組合を想定していますが、同法に基づいて作成する森林経営管理権集積計画（後日「経営管理権集積計画」と訂正あり）による森林整備等の実施については、県が認定する意欲と能力のある林業経営者から企画提案書を募集し、審査した上で施業実施者を決定することになっております。したがって、意欲と能力のある林業経営者の募集・登録については、来年4月以降に実施されるため現時点ではどうなるかわかりませんが、地元森林組合以外の民間事業者が選定される可能性はあると考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） 私もあんまりその民間の事業体については詳しくないんです

が、余り聞かないですね、活動を。だからそこが問題だというふうに思うんですが、自伐林家の方が99人おいでるといふ話もございましたけれども、やっぱりそこが県のほうで認定されるかっていったら、まずだめだろうというふうに思います。

もう一つは、②の質問ともちょっと関連はしてきますけれども、先ほど事業体に対して、具体的な要望とか希望をとったかということをお願いしましたけれども、今現在香美市だけではなくてこれは全国的な傾向だと思うんですが、今一番問題になっておりますのは、過去に補助制度を利用して導入されました高性能林業機械というものがございまして。この機械がもう既に耐用年数を過ぎて更新時期を迎えているというところがありますけれども、非常に高額な機械になります。新たに購入しようとした場合に、事業体単独ではまず無理だと思います、何千万円もかかりますのでね。そういったことで単独では費用を捻出できないだろうということが問題になっているわけで、ただ既存のその補助制度の中では、更新に対する補助金というものは出ないということになっております。ただ、今度の新しいその森林環境譲与税、森林環境税を利用してこの更新に対して充てることができるのか、これは現在そんな検討はされているんでしょうか。まず、それが1点です。

それからもう一つ、これ国と県と市の見解が同じにならないといかんわけですが、もう1点、路網の整備とその維持修繕というのが非常に問題になってきております。労働者の現場への足も必要ですし、また木材の搬出とか、それに高性能林業機械のその現場への移動ですね、そういったものに対しましても道が整備されてなかったら何にもできないわけです。今もう人でやるっていても無理ですから、やはり道路網の整備というのが必要になりますけれども、そのメニューの中にもそういったメニューがあるわけで、市としてどこに重点を置いていくのかということが問題になるかと思っておりますけれども、今言いましたようなことは現時点で検討はされているんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

事業の説明につきましては、7月上旬から両森林組合を高知県中央東林業事務所の担当者とともに訪問いたしまして、事業説明と要望を伺っております。その中で2番目におっしゃられました路網の整備については要望が上がってきておりまして、先ほど申し上げましたように来年度、初年度はちょっとハード事業はできませんが2年目以降、平成32年度以降にその要望調査をとった地区内であれば、そこから事業を進めていきたいと考えております。

また、高性能林業機械につきましては、おっしゃられたように更新の補助がないということは伺っておりますので、この事業でできるかどうか、ちょっとこれから検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） 多分その市町村の主体性を重要視しますよと言いますけれども、恐らく既存の制度との整合性というのがまず問われてきますから、その高性能林業機械の更新については、恐らく市の見解だけでは動けないと思います。やっぱり国・県ですね、そこと連携をとっていただきたいというふうに思います。

それで、もう1点ちょっとお聞きをしますけれども、そのメニューの中で、森林の境界を現地で確認、明確化するために立会とかくい打ち、施業区域の測量というのがあると思うんですが、これ以前、国調と同じような制度でその林業の予算で測量されてましたね、そのメニューは今なくなってますけれども。この予算で、このメニューで、その国調に対応するような精度の境界測量というのはできないんですか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

来年度の事業の中でも境界の明確化はいたしますし、それとあわせて、地籍調査で行いました境界部分の復元を測量会社によって行いたいと考えております。それについては、この予算内で事業ができるようになっております。

○議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） いや、境界部分の復元じゃなくて、新たに国調に使えるような測量精度の高いような測量はできないでしょうかという質問です。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） そこについてはちょっと県のほうと協議させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） その点、了解をいたしました。

それでは、④です。

森林経営管理法は平成31年の4月から施行となります。このことに関しまして、地元紙が県内34市町村を対象にアンケート調査を実施をしておりますけれども、その結果、多くの市町村から林業の専門職員の不足が不安材料として挙げられております。本市もアンケート調査への回答では、専門知識を有する専任の林業技術者がいないということを実行に当たっての不安材料としているわけでございます。

そこでお聞きをいたします。

事業開始年度の平成31年度以降、専門的な知識を持った職員の育成・確保について、具体的な対応をお尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

森林環境譲与税の使途として、臨時職員等の給与に充てることが認められております。来年度は、先ほどから申しておりますように意向調査を実施するために、この業務の全

般を担当していただく方と相続人不明の方の戸籍調査を担当していただく方、2名の予算を計上する予定です。ただ、効果的な事業を推進、実施するためには、専門知識を持った職員の確保・育成は重要なことですので、来年度設立を検討いたします協議会において、専門職を雇用するための体制づくりに関しても検討したいと思います。

来年度、先ほど申しあげました市産材の利用推進協議会とは別に、活性化センターを設立したいと考えておりました、その準備会を開く予定をしております。この活性化センターにつきましては、物部川流域の3市共同で協議会が立ち上がれば、そこに専門職を雇い入れて事業が進めていけるのではないかと考えて、その検討を来年度いたしたいと思いますと考えております。

県のほうに地域林政アドバイザー制度というのがありますが、これにつきましては、国のOB、県のOBさんとか林業の詳しい方が地域林政アドバイザーの登録をしていただければいいんですが、なかなかこの制度の中に人がいないということもありまして、なかなか専門職を雇用するのが難しい状況となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） 臨時職で2名を新たに雇用するというお話ですけれども、臨時職員さんてかわっていくじゃないですか。専門で専任ということになるとなかなか問題があると、知識の蓄積もできないという問題がありますけれども。

1つ、これ総務課長にお聞きをしたほうがいいと思うんですが、平成32年度からですか会計年度任用職員という制度が始まりますね、ここにこういう方を充てるということとはできないんですか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

会計年度任用職員制度については、現在さまざまな業種の方がそれに該当していただくというふうに考えられておりますので、そういった専門職を持った方を雇用することで、その方を会計年度任用職員として採用することはできると考えております。また、任期付きの職員ということで、数年間にわたって採用するという方法もあるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） それで今、課長のほうから活性化センターというお話が出ました。これは極めて重要なことであるというふうに思っております。なぜかと言えば、特に香美森林組合は南国市と香南市まで営業のエリアがまたがってますよね。そうしますと広大な面積を施業範囲にしていくということになりますし、一番心配しておりましたのは、例えば3市が協力して連携してやっていきますよといったときに、その3市に1人ずつその専門職員を配置をするのか、まとまったところで専門職員を配置していく

のか、そこがちょっと気がかりだったんですが。今のお話ですと活性化センターというものを組織としてそこに専門の職員を、3市分配置をしていくということのようですが、それ今のところ何名予定されてます。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

現時点では来年度その準備会をいたしたいと考えておりますので、内容的にはまだ白紙の状態です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） 多分1名ではなかなか対応できないんじゃないかというふうに思います。例えば香美市の人が南国市、香南市っていても地理的にも不案内ですし、なかなか難しい面があるかと思えますし、また、その香美森林組合さんとの連携というのが重要なことになってきますので、そこも含めてぜひ慎重に検討していただきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（比与森光俊君） 甲藤邦廣君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思えます。これにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会します。

次の会議は12月12日午前9時から開会いたします。

（午後 3時38分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 8 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 3 0 年 1 2 月 1 2 日 水曜日

平成30年第8回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成30年12月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月12日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

|      |      |      |       |
|------|------|------|-------|
| 1 番  | 萩野義和 | 11 番 | 山崎晃子  |
| 2 番  | 山口学  | 12 番 | 濱田百合子 |
| 3 番  | 久保和昭 | 13 番 | 山崎龍太郎 |
| 4 番  | 甲藤邦廣 | 14 番 | 大岸真弓  |
| 5 番  | 笹岡優  | 15 番 | 小松孝   |
| 6 番  | 森田雄介 | 16 番 | 依光美代子 |
| 7 番  | 利根健二 | 17 番 | 村田珠美  |
| 8 番  | 山本芳男 | 18 番 | 小松紀夫  |
| 9 番  | 爲近初男 | 19 番 | 島岡信彦  |
| 10 番 | 舟谷千幸 | 20 番 | 比与森光俊 |

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

|            |        |              |       |
|------------|--------|--------------|-------|
| 市 長        | 法光院 晶一 | ふれあい交流センター所長 | 明石清美  |
| 副市長        | 今田博明   | 福祉事務所長       | 佐竹教人  |
| 総務課長       | 山中俊明   | 農林課長         | 西本恭久  |
| 企画財政課長     | 川田学    | 商工観光課長       | 竹崎澄人  |
| 会計管理者兼会計課長 | 森安伸    | 建設課長         | 井上雅之  |
| 管財課長       | 秋月建樹   | 建設課林業土木担当参事  | 澤田修一  |
| 定住推進課長     | 中山繁美   | 環境上下水道課長     | 安井幸一  |
| 防災対策課長     | 中山泰仁   | 《香北支所》       |       |
| 市民保険課長     | 植田佐智   | 支所長          | 黍原美貴子 |
| 健康介護支援課長   | 前田哲夫   | 《物部支所》       |       |
| 税務収納課長     | 公文薫    | 支所長          | 近藤浩伸  |

【教育委員会部局】

|      |      |          |      |
|------|------|----------|------|
| 教育長  | 時久恵子 | 教育振興課長   | 横山和彦 |
| 教育次長 | 野島恵一 | 生涯学習振興課長 | 岡本博章 |

【消防部局】

消防長 寺田 潔

【その他の部局】



監査委員事務局長 三 谷 由香理

**職務のため会議に出席した者の職氏名**

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 中 村 友 紀

議会事務局書記 一 圓 まどか

**市長提出議案の題目**

な し

**議員提出議案の題目**

な し

**議事日程**

平成30年第8回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成30年12月12日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 12番 濱 田 百合子
- ② 3番 久 保 和 昭
- ③ 16番 依 光 美代子
- ④ 6番 森 田 雄 介
- ⑤ 2番 山 口 学
- ⑥ 13番 山 崎 龍太郎
- ⑦ 1番 萩 野 義 和
- ⑧ 7番 利 根 健 二
- ⑨ 5番 笹 岡 優

**会議録署名議員**

5番、笹岡 優君、6番、森田雄介君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（比与森光俊君） ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

初めに、昨日の執行部からの答弁で訂正を求められておりますので、それを許可します。教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） おはようございます。昨日の大岸議員の質問に対する答弁の中で、誤りがありましたので訂正させていただきます。

放課後児童クラブに関するご質問の④、新制度に移行されるに当たり各児童クラブの所持金はどうかというご質問の中で、保護者会の所持金には、バザーなどの事業で得た収入などのほか、指定管理料も含まれているのではないかという趣旨のご質問があり、含まれているという内容の答弁をさせていただきましたが、指定管理料は含まれていないので、そのように訂正させていただきますと思います。

と申しますのも、児童クラブの運営費は指定管理料のみでは賄えません。運営費には、財源として、まず指定管理料の全額が充当された上で不足する費用に利用料が充てられるという形になっておりますので、所持金には指定管理料は含まれていないということになります。申しわけございませんでした。

○議長（比与森光俊君） ただいま教育振興課長、横山和彦君から、昨日の大岸議員の放課後児童クラブの質問の答弁の中で、「指定管理料等もあるとは考えられます」の部分を「含まれていない」との訂正の申し出がありました。香美市議会会議規則第65条の規定によりこれを許可いたします。

続きまして、農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） おはようございます。昨日の甲藤議員の森林環境税の用途についての質問の中で、答弁に誤りがありましたので訂正をお願いいたします。

答弁の中で、「経営管理権集積計画」と申し上げるところ「森林経営管理権集積計画」と申しあげましたので、訂正をお願いいたします。

それともう1点、意向調査につきまして委託で行うと申しあげましたが、意向調査につきましては直営で行いますので、これの訂正もお願いいたします。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君からの昨日の甲藤議員への答弁の中で、「森林経営管理権集積計画」を「経営管理権集積計画」に、そして「委託する」を「直営で行う」に訂正の申し出がございました。香美市議会会議規則第65条の規定によりこれを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） おはようございます。12番、濱田百合子です。

恐れ入ります。質問前に、質問要旨への加筆を1カ所お願いしたいと思います。質問番号5番目です。最後の5番目ですけれども、その文面の中に「地域交通検討委員会」の文言がありますが、その頭に「香美市内」を入れていただきまして、「地域交通」と「検討委員会」の間に「対策」を加筆をお願いいたします。「香美市内地域交通対策検討委員会」とお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして一問一答方式で質問をいたします。

最初に、1、市民の命と財産を守る防災対策について質問をいたします。

私たち日本共産党市議団は、10月23日と24日の2日間、NPO法人多摩住民自治研究所主催の議員の学校に参加をいたしました。そのプログラムの中で、岡山県議会議員の方より、倉敷市真備町での豪雨災害について話を聞くことができました。

お聞きした話では、倉敷市真備町は、小田川の決壊により、9月26日現在で真備町区域4,400ヘクタールのうち1,200ヘクタール、真備町の4分の1、世帯数約4,600戸浸水、被害者数は死者51人、救助者数2,350人、避難者数約8,200人、また家屋の被害は全壊5,080戸、大規模半壊369戸、半壊230戸、一部損壊148戸の合計5,827戸との報告がありました。報道では知っていましたが、現地の方の報告には再度愕然といたしました。

なぜ多くの死者を出したのか、その原因について、（1）避難指示のおくれについては、倉敷市長が最初の指示を小田川の南側の地区に出したのが7月6日の午後11時45分、決壊したのが50分ごろ、7日の午前1時半ごろに真備町の拡声器、携帯電話のメール、テレビ、ラジオを通じて、小田川の北側の住民に避難指示が出された。（2）夜間の避難の困難さについては、避難所の受け入れ体制が十分でなく、車の避難者の受け入れができなかった。深夜の避難勧告や避難指示が伝わらない。要援護者、高齢者、障害者が被害者の9割を占め、逃げおくれによる溺死であった。（3）浸水の深さについて、浸水3から5メートルで、平屋や2階に上がれなかった人が助からなかった。

（4）合併をした真備町の真備支所の職員は半分以下になり、体制が不十分ではなかったか。また、真備町の水防団・消防団は10分の1の体制だった。以上のような報告がありました。また、マスコミの報道では、倉敷市では2005年以降、国土交通省に対し河川整備工事を始めるよう毎年働きかけてきたが、国にとっては優先度が高いとは認識されなかったとも書かれてありました。

本市は物部川に沿って上流域から下流域へと地域に住民が住んでいます。豪雨災害による道路の浸水、冠水、崩壊等で通行が遮断されることが予想されます。本市でも災害への対応力を強化していくことが重要です。人を育成し、予防対策をしっかりとさせることで、被害を軽減していかなければと考えます。市民の命と財産を守る防災対策について、真備町の被害を教訓として取り組む必要があると思います。質問をいたします。

①です。

真備町の豪雨被害の原因について、（１）から（４）までの報告がありました。おのおの指摘に対しての見解をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） おはようございます。ご例示いただきました被災地の事例から教訓をとということでございますので、物部川の洪水対策に置きかえましてお答えさせていただきます。

まず、（１）でございます。

国土交通大臣指定の洪水予報河川である物部川には、避難行動を判断する目安となる水位が定められております。本市では、河川管理者である国土交通省が定めた氾濫危険水位等を基本として、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、住民の方に避難情報を発令することとしております。７月豪雨の際は、深淵観測所の水位監視に加えて、国交省からのリエゾン派遣の支援も受け、提供されました６時間先までの水位予測データをもとに対応に当たったところでございます。本年度中には、加茂地区におきまして国交省による水位計の増設が予定されており、より細やかに河川の状況を把握することが可能になります。また、市長と国交省高知河川国道事務所、高知地方气象台との間でホットラインの連絡体制が確保されており、災害発生のおそれがある場合は、迅速な情報伝達をいただけるものと考えております。災害から命を守るためには、早目の避難が重要であることは論を待ちません。適宜適切な避難情報の発信に努めたいと考えております。

次に、（２）でございます。

本市の避難勧告等の判断・伝達マニュアルでは、避難行動を判断する時点、これは夕刻に当たります、において、夜間・早朝に避難が必要となることが想定される場合は、その時点で避難情報を発令することとしております。夕刻に、浸水害に係る大雨警報または洪水警報が発令されており、気象情報・降水短時間予報でさらに多量の降雨が予想される場合や、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合は、避難準備・高齢者等避難開始を発令いたします。また、その時点で、深淵観測所の水位が避難判断水位である３．８メートルを超えた状態にあり、物部川上流域においてさらに多量の降雨が予想される場合には、避難勧告または避難指示（緊急）を発令いたします。これらの避難情報は、防災行政無線などを通じて対象地域に伝達することとしております。確実な情報伝達を実現するために、浸水想定区域には屋外スピーカーに加えて、戸別受信機を全ての世帯に設置しております。想定を超え、避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合は、ちゅうちょすることなく避難勧告等を発令することとなりますが、避難の際の安全を確保するため、夜間の避難は可能な限り避けるよう努めております。

（３）でございます。

国土交通省によれば、物部川流域で想定最大規模の降雨、これは１２時間で６８１ミ

りの降雨とされております、により浸水した場合、本市では最も深いところで5メートルから10メートルの浸水区域が発生すると想定されております。屋内の2階以上で安全を確保できる高さに移動する垂直避難のできない方は、早目の避難行動を起こすことが肝要であり、避難勧告・避難指示（緊急）の発令を待つことなく避難準備、高齢者等避難開始の段階で、指定避難所など安全な場所へ立ち退き避難を行うことが不可欠でございます。自分は大丈夫と思い込む正常性バイアスを解除し、最悪の場合に備えて予防措置を講じるという自助の意識とともに、地域で避難行動を実施する共助の取り組みが重要であると考えます。なお、物部川の浸水想定区域と深さにつきましては、今年5月、市内全戸に配付いたしました香美市総合防災マップに掲載しております。

最後に、（4）でございます。

平成18年の町村合併後、香北・物部の両支所において職員数は漸減しております。旧町時代とは異なり、行政区域の拡大に伴って地域事情に精通した職員が少なくなっていることも否めませんが、災害時には自治会長に降雨の聞き取りを行うなど、可能な限り地域情報の把握に努めております。また、水防団・消防団については、合併前とほぼ同じ人員を維持しております。洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の6時間先までの予報値、土砂災害危険情報など、以前には得られなかったデータの活用も可能となり、総合的な防災体制は維持できているものと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 見解をお聞きをいたしました。おのおの対策ができているということもお聞きをいたしました。

引き続き、②のほうに移ります。

（1）の被害原因に対してですけれども、真備町の場合は、避難指示を倉敷市長が初め南側の区域に出していたと、それから2時間後に北側の区域に出したということで、避難指示を出してその四、五分後に決壊をしているということなんですね。これを見る限りでは、私は避難指示が遅すぎたのではなかったのかと思ったのですが、避難準備指示があらかじめ出されて、それに夜間でもありなかなか気がつかないということもあるかと思えますけれども、町によって、山間部と町の中とそれぞれ地域によって雨の降り方違いますので、旧町村、物部町と香北町ですけれども土佐山田町も含めて、それぞれの地域にあります農協だとか郵便会社、森林組合、商工会、教育関係、土建会社、地域企業などの連携をとって防災体制を構築し、災害現場での即対応を可能にするための権限を分散する、そのことが重要ではないかと思えます。

今、行政防災無線がありまして、すぐに情報が伝わるようになってきております。しかしながら、旧町村ごとに、ここで言いました香北町、物部町ですぐその対応ができるような、指示できるような権限の分散ですね、その辺の対応が必要かと思うんですが、そのあたりの体制についてお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

香美市地域防災計画では、香北・物部の両支所を災害対策本部を構成する活動組織において、香北災害対策支部、物部災害対策支部として位置づけております。両支所においては、それぞれ支所版の災害時職員初動マニュアルを作成し、風水害、地震への対応手順を定めておりますので、自立的な即応体制は確保されているものと考えております。また、本庁・支所間では、双方の連絡員を固定し、情報の錯綜を防ぐ手だてをとっております。

日本郵便株式会社などの指定公共機関、JA土佐香美や森林組合、商工会などの公共的団体は、おのこの災害時において処理すべきと定められた事務・業務を実施していただけるものと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それで緊急のときですね、緊急のときに例えば物部のこの地区とか、特化したところで急な対処が必要だというときには、香北支所とか物部支所、土佐山田町の場合は本庁がそれぞれすぐに対策本部を立ち上げて、情報共有できるような体制が今はできているということよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

災害対策本部が置かれます本庁、それから各地域の拠点となります香北・物部支所との連絡体制は、常に密にとれておるものと考えておりますので、連携につきましては十分とれておるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ①の質問の中でご答弁もありましたけれども、永瀬ダムの放流の状況、深淵のほうの水位計とかですすぐチェックができるということで、その情報についてはもちろん本庁のほうには届いていますけれども、同時に香北や物部にもすぐ情報が届くようにはなっているんだと思うんですけれども、そのあたり確認します。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

ご質問のデータにつきましては、国または県を通じましてインターネット上で閲覧ができるということになっておりますので、本庁・支所とも同時に情報が活用できるということになっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 次の③に移ります。

(2) (3)の被害原因に対しまして、真備町の住民の多くは、大きな水害があった昭和47年と昭和51年以降にこの2つの川に挟まれたこの地域、真備町に引っ越してきています。高齢者の方は、洪水のリスクを認識していたが、床上までの浸水は経験しなかったと言っています。真備町は、倉敷市中心部に通う住民のベッドタウンとして人口が増加してきました。水害の経験者は少なくなってきました。ハザードマップでは、真備の大部分は紫色で塗られていて、洪水が起きたときに浸水する可能性が高いことを示しています。そしてこの紫色の地域は、実際今回の豪雨で浸水した地域とほぼ重なっています。しかし、真備の住民にこのことが周知されていなかったとの報道がありました。

高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を必要とする要支援者に対する防災上の措置を講ずるために、福祉、教育、地域の自主防災組織などとの連携を綿密に行い、個別支援計画を地区公民館または指定避難所単位で策定しなければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 濱田議員のご質問にお答えをいたします。

個別計画は避難支援プラン（全体計画）に基づき、市からあらかじめ提供された名簿情報を活用し、避難支援等関係者が要支援者本人や家族と話し合いを行いながら、地域で作成することとなっております。支援者につきましては、家族や自主防災組織、民生委員がなることが多く、現状では地区公民館や指定避難所等、施設単位で作成することは想定しておりません。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 個別支援計画を地域で作成するということですがけれども、その進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

この12月6日現在で、39件の計画が作成され市に提出されております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 39件ということで、まだまだこれからだというふうに思いました。

真備町の記事の7月13日の地元紙を見ましたら、要介護や要支援の認定を受けている65歳以上の高齢者は、この真備町地区で約1,400人に上る。ひとり暮らしをしながら介護サービスを受けていた高齢者も少なくないが、何人が被災してどこで過ごしているのかもつかめていないという、市の担当者の声が出ておりました。

本市では要支援者名簿に登録している方が今約500人いるとお聞きしています。この方たちは自主防災組織の会長さんや自治会長さん、民生委員の方が把握できているという状況であると思いますので、やはりもう少し早く、この方と一緒にその名簿に掲載

されている方に当たっていくということが、その状況も把握しながら、担当課としてもその都度声かけをしていくような手だてが必要ではないでしょうか伺います。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

自主防災組織においてはさまざまその温度差がありまして、名簿の提出後、個別計画の作成に至っていないところでありまして、例えば班ごとに一時集合場所に集まり、点呼等で確認し合い、それから避難所へ向かうというような計画を班レベルで作成しているところがございます。個別計画の策定においては、そういう地区におきましてはすぐにでも作成できるような状況にあるわけございまして、今後とも早く個別計画をつくっている組織等の例を参考にさせていただくように情報提供などもしながら、まだ個別計画の策定に至っていない組織等に働きかけを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 次の④に移ります。

（4）の被害原因に対して、市職員の防災対応能力、判断力を培うために防災学習会を開くとともに、展示訓練から図上訓練、つまり情報収集、分析、判断、調整などの一連の流れの仮想体験をする必要があると思います。そうして思考・頭脳を鍛えることが必要ではないでしょうか。もちろん地域住民を巻き込みながらのワークショップ形式だとかいう形も考えられると思いますが、現状と今後の対応策をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

南海トラフ地震など大規模災害が発生した場合、市町村は災害対応の主体として重要な役割を担うとともに、膨大な災害対応業務を長期にわたり実施することとなります。市の職員には災害時職員初動マニュアルを配付し、一人一人が防災対策要員であることを常に認識し、あらかじめ定められた配備体制と自己の任務について十分習熟するよう求めています。

全ての部署での訓練実施には至っておりませんが、昨年度は医療救護訓練、遺体対応訓練、上下水道の県下合同訓練を行い、関係課が参加したほか、消防本部でも情報管理・消防活動指揮本部運営のためのシミュレーション訓練、高知県緊急消防援助隊受援・応援合同訓練を実施いたしました。また、全職員を対象とした職員研修にも防災研修を取り入れております。本年度は、大規模災害発生時における職員の参集可否調査と、参集可能者による時系列での事務分担表の作成を行いました。年明け1月には、香北町・物部町地区の医療救護訓練を実施する予定でございます。

今後は、全庁的・総合的に行う訓練以外に、各部署での組織図、情報伝達ライン図やアクションカードの作成など、実施コストをかけなくても有効性の高いメニューなども企画検討したいと考えます。将来的には、防災対策課が全てをコントロールするのではなく、災害対策本部の各部局で自立的に訓練を企画・実施できる体制を整えたいと考え



ております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 住民を巻き込んだワークショップのような形式での仮想訓練ということは想定はされていますか、今後の計画の中で。市の職員さんの中での訓練はもちろんですが、そこにその香北、物部、山田、それぞれの地域の住民の方も巻き込みながら、例えば民生委員さんとか自主防災の方だとかを巻き込みながら、一緒にシミュレーションしていくような訓練も今後考えていますか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

住民の方との協働した訓練、またワークショップということでございますけれども、住民の方と一番の接点となります避難所につきましては、避難所運営マニュアルを作成した避難所から優先的に、運営訓練を地元の方と一緒にやっていくという計画を立てております。また、災害発生時の初動につきましては、自主防災組織の協議会におきまして訓練等ございますので、そういった機会を利用しまして、ご意見等を拝聴したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、次の質問に移ります。

2、プラザ八王子施設のあり方についてです。

プラザ八王子には、香美市立美術館、香美市社会福祉協議会が入っています。保健福祉センターとして、1階は各種健診や歯科健診にも使用されています。また、介護予防活動や健康づくり活動などに使用しており、市民にとってはとても利用頻度が高い総合複合施設です。また、社会福祉協議会は介護事業者でもあります。このような現状を踏まえ質問をいたします。

①です。

高齢者のデイサービスの送迎車両、美術館への来館者、検診車両や利用者の乗用車などさまざまな市民が使用していますが、敷地内の駐車場が狭く、利用者からは不便という声を聞いています。見解をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

プラザ八王子の敷地内の駐車場につきましては、駐車スペースが比較的狭くご不便をおかけしていることありますが、最近では西駐車場の周知もされており、駐車スペースが不足するといった事態は生じておりません。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 大分周知をされてきたと課長はおっしゃいましたけれど

も、私がお聞きをしましたら隣の八王子宮の駐車場に置いている方もいるようで、注意を受けたということもお聞きをいたしております。プラザ八王子敷地の駐車場のスペースには、車椅子のマークの駐車場は2カ所、一般の駐車場が11カ所、全部で13カ所しかないんですね。出入り口までも距離がございます。確かに西駐車場が周知をされて、今不足はしていないということをおっしゃいましたけれども、車の運転はできるけれども、つえを使用しなければ歩行が難しい方もいらっしゃるし、できるだけ近くに駐車したいと思っているのではと考えます。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 旧来から比較的健常な方につきましては、西側の駐車場の使用をお願いしているということもあります。さらにそういったことを徹底し、体のご不自由な方々等に敷地内駐車場が使用できるようにしていきたいというふうに思います。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 車椅子のマークの駐車場に置きたい方は、車椅子の方だけではなくてさまざまな障害をお持ちの方、また妊婦さんとか、小さい子どもさんをお持ちの方で妊婦さんの方いらっしゃると思うんですけれども、そしてここは複合施設ですのでいろんな方が利用されております。社協も入っていますので、体の不自由な方が来て当然だと思うんですけれども、今すぐについていうことはできないと思いますけれども、せめてその車椅子の駐車スペース2台ありますけれども、屋根を設置するとか何とか対策はできないものかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

イベント等がありますときは、現在シルバー人材センターの方をお願いをいたしまして、西駐車場への誘導というようなことは行ってありますが、さらに障害者の方々等が駐車しやすい方策について、社協とともに検討していきたいというふうに思っております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 社協の方は今介護事業者でもありますので、パートで午前に来て午後に帰ったりとかいう入れかわりが職員さんにはありますので、その方たちのために独自に社会福祉協議会が八王子宮の近くの駐車場を確保しているということをお聞きしまして、一般の方は西駐車場いうてもやはり少し遠いんですね、なので職員さんは西駐車場にももちろん置いてると思うんですけれども、健診を受けに行くと、それから土・日とかは美術館に人がたくさん来ますよね、行事もすごく重なるときもあろうかと思いますが、やはりこの駐車場のことをちょっと前向きに考えていただきたいなと思うところです。

そして、やはり障害をお持ちの方の車椅子のスペース2カ所が入り口からとても離れ

ています、必ず雨に濡れるんですね。検診車とかそれからデイサービスの送迎車は、屋根のあるところまで来てくれるんですね。だから、おりても入り口まで雨に濡れないし、その辺はできてるんですけども、一般の方へその配慮がもう少しあってもいいのじゃないのかなと思いますので、ぜひ社会福祉協議会とも話をしながら、前向きに考えていってほしいなと思っています。

次の②に移ります。

社会福祉協議会は、地域福祉を推進することが目的の協議会です。さまざまな地域福祉活動をしなければなりません。本市もさまざまな事業を委託をしています。あつたかふれあいセンター事業や生活相談センター香美などの業務は、利用者のためにも快適な環境で適切なスペースを確保して行うべきではないでしょうか、見解をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

社会福祉協議会に委託しておりますあつたかふれあいセンター事業や自立相談支援事業等につきましては、やや手狭といった現状の課題を踏まえ、相談窓口や事業実施スペースの確保なども考慮し、有効な対策や工夫について今後も社協と協議を進めていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 私もお部屋を見せていただきましたけれども、まず相談室、生活相談センター香美に来られる方の相談室ですけども、窓もないような暗い、ほんとに電気をつけなければ暗い倉庫のようなところでございましたし、やはり困難を抱えた相談者に寄り添って、ゆっくり話を聞くことができる雰囲気ではないなというふうに感じました。

また、あつたかふれあいセンターにしましては、誰でも気楽に集える場として、「地域サロンボランティア家てとて」を交流スペースとして開放されています。お花も飾り、さまざまな工夫はされているとは思いますが、交流スペースとしては狭いと思いましたし、ここは玄関のフロアを仕切ってコーナーにして使用しています。注意書きもされていますけれども、寄りかかれば倒れますので、やはりこのような状態のところではなくて、きちっとした、もう少し明るくてゆったりできたスペース、安心できるスペースを確保すべきではないかと思いますが、その辺見解をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） あつたかふれあいセンター事業などにおいて使用しているそのフロアの状況について、社協とともに確認をいたしまして、安全性の確保はしていきたいというふうに思っております。手狭感はどうしても否めませんので、まだ社協も多分工夫の余地があるということは考えていると思いますので、その辺について協議し、さらに広いスペースで事業が展開できるようにしていきたいというふうに思っ

ております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ③です。

さまざまなこの複合施設の中で、いろいろな事業をプラザ八王子の中でやっているわけですが、やはり社会福祉協議会が本来の役割、地域福祉を担う、これから地域包括ケアシステムも構築し、医療と福祉と介護、ほんと一体になってしなければならないようなそういう拠点にもなる、こういう社会福祉協議会の役割を担っていくためにも専用拠点施設を土佐山田町の中心地に設置をしていくべきではないかと思うのですが、見解をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

地域福祉センター及び社会福祉協議会の設置場所につきましては、建設当時から地域での説明会等を通じ、十分住民の皆様の理解を得ておりまして、現在も香美市における地域福祉の拠点としても認知されております。また、社会福祉協議会から移転の要望もなく、福祉事務所としては現在移転は検討しておりません。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、次の3に移ります。健康センターセレネについてです。

平成28年11月9日に商号が「香北ふるさと公社」から「香北ふるさとみらい」に変更となり、新たな経営方針、体制でスタートしています。事業計画には、「住民の休養と健康増進を図り、併せて地域の活性化に寄与する。」という目的に基づき地域の健康増進施設としての役割を果たすように努めます。」と記載されています。健康センターセレネの利用促進のため質問をいたします。

①です。

平成26年度から平成28年度の運動教室、床運動や水中運動の参加状況やトレーニング室の利用状況をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） おはようございます。濱田百合子議員の運動教室の参加人数やトレーニングジム室の利用人数という質問にお答えします。

運動教室の参加人数につきましては、平成26年度が1,893人、平成27年度が1,461人、平成28年度が1,365人であります。トレーニング室の利用状況につきましては、トレーニング室のみの集計をしておりませんので人数は不明です。プールとジムと両方利用してる方も含まれていますので、集計ができなかったという状態です。今後集計していくようにはしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 運動教室のほうは1,898人、1,461人、1,365人、ちょっとずつ、このデータを見ますと少なくなっているようではありますけれども、トレーニング室だけの集計も今後していくということですので、見ていったらどうかと思います。ここのトレーニング室には、新しい機器も入ってふえているかと思えます。やはりそっちのほうに行きたい方もいらっしゃると思いますので、こういうことも含めまして、その運動教室やトレーニング室、昨日の同僚議員の質問にもありましたが、介護予防とか健康づくりのためには、やっぱりみずからこういうところに参加をして、健康づくりに自分が積極的に参加するということはほんとに大事なことです。利用度をアップするために運動教室へもっと参加してほしいわけですが、何か計画を立てていることがございますか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

昨日もお答えしましたが、昨年の台風被害によりまして、それと指定管理者の変更ということもありまして、昨年度新たにイベントをしようかと思った矢先にそういった台風被害がありましたので、今現在は少なくなっておりますが、今後新たなイベントも立ち上げてジムも活用して、健康づくりのためにさらに役立てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） その新たなイベントを立ち上げるというのは、まだ何かするという段階で、具体的にこんなふうなことをやっていきたいというような構想はまだないのでしょうか。台風の被害がある前にやろうと思ってた矢先ということでしたが、こういうことをする予定であったというのがございますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

昨年度トレーニング機器も入れましたので、それを使ったイベントというか、介護予防という形の教室をするようにも聞いております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ②に移ります。

昨年の10月、言われましたように台風による大きな被害がありましたが、修繕が終わりまして今年の11月1日に再開をしました。今まで以上に健康増進のために多くの市民が利用しやすい施設になることを期待をします。送迎バスが出てるとお思いますので、送迎バスの運行状況や運動指導者の配置などについてお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

送迎バスにつきましては、午後3時からの運動教室の送迎を、月曜の床運動、金曜の水中運動について実施しています。送迎バスは登録者の方がどこから乗車されるかにもよりますが、午後2時に土佐山田駅を出発して、セレネまでの間で登録者の方がそれぞれ乗車されます。帰りにつきましても同様であります。乗車人数は季節によって異なってきますが、バス利用者が少ないときは10人乗り、多いときは27人乗りを運行して送迎を行っています。

運動指導者については、職員としてはいませんが、外部から健康運動指導士1名が運動の指導をしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 送迎バスについてですけれども、午後2時に土佐山田駅から出てるということですからけれども、その便でセレネの入り口まで来てるということですが、そうしましたら、香北や物部からの方たちの送迎はどのようになっていますでしょうか。私の聞くところによりますと、全員がそろうのに保健福祉センター香北で待つ時間が長いというふうなこともお聞きしましたけれども、そのあたりの送迎の仕方はどのようになっているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

現在、土佐山田駅からの便しかありません。登録制になっていますので、もし希望がありましたら送迎するようにはすると言っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 台風の被害のあった以前、1年ぐらい前でしょうか、香北の方も送迎バスに乗って行ってたんですけれども、やっぱり高齢とか何かさまざまな要因でバスに乗っていないということだとは思いますが、その送迎バスは2台ありますよね、10人乗りと27人乗り、運転手さんはお一人だと思えるんですけれども。その需要が今はないということですからけれども、需要がある場合には土佐山田方面、香北方面、それぞれ行っての送迎を今までしてたわけですので、そのときに皆さんがそろって運動を始めるまでに若干待つ時間が要するというのはわかりますけれども、この曜日を変えるというようなことは出てないのでしょうか、その運動教室。

運動教室の先生が外部から1人来てるということですので、この先生が月曜日と金曜日ですかね、来てしています。その時間帯を地域の状況によって変えてするとか、山田の方はこの時間で、あと香北、物部はこの時間とか、その送迎の運転手さんが1人ですと、どうしても山田から物部とかなりますと時間がかかると思えるんですね。その辺の融通のほうはできてくると思うんですが、もしふえてきた場合はその辺のことも考えることはできますか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 実際、運転手さんが今1人でして、昨年度職員  
の入れかえがありましてやめた方もいますので、今送迎の運転手は1名になっておりま  
す。ただし、各地区でも必要があるとあれば送迎のほうはしたいと言っておりますので、  
その分はまた登録してもらって、相談をしていただければありがたいと思っております。  
以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） トレーニング室に新しい機器も入って、今後イベントも  
考えてるといことですけれども、男性、女性問わずに行かれてると思うんですけれど  
も、私が聞くところによりますと、やっぱりふだん町なかをなかなか歩くのが恥ずかし  
いけれども、トレーニング室に歩けるようなのがあるのでそこらで運動してるとか、そ  
れから、男性の方でも定期的はずっと行ってる方も何人かいらっしゃってまして、やは  
りそのときにこの運動指導者ですね、運動教室のほうは、水中運動とか床運動には指導  
されてる方がいらっしゃいますが、このトレーニング室にも運動指導者のちょっとアド  
バイスしてくれるような方がいれば、より魅力があって行く方もふえてくるんじゃない  
かと思うんですが。そのあたり、この香北ふるさとみらいのほうが指定管理してますけ  
れども、そこを話し合っていて、運動指導者をふやすといいますか、今外部から  
1名ですのでふやして、行ったらこの先生がいて指導してくれて、じゃあまた次につ  
ていうような、何かステップアップできたら行ってる方もうれしいわけで、その辺のこ  
とも含めて運動指導者をふやすこと、回数をふやすことなんかも含めまして、ひょっと打  
診ができないものでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

トレーニングジムの指導につきましては専門職員はいませんが、全職員が運動機器の  
取り扱いや指導もできるようになっています。月曜と金曜の午後には、職員が1人トレ  
ーニングジムについております。専門職の配置や指導方法につきましては、以前からも  
話をしていますが、計画を立てて進めていくよう伝えていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、③に移ります。

スクリーンをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。セレネの利用者のた  
めにこのような看板が出ております。駐車場がここですってというような指示の看板が出  
てるんですけれども、今利用者のためのこの駐車場は、葦生の里美良布直販店が東のほ  
うに移転をいたしました。そして真ん中、レストランとの間に集落活動センターができ  
ております。日中はセレネ駐車場の看板が設置をされていますけれども、買い物客も直  
販店の近くに駐車することで、セレネの利用者が駐車できない状況も見受けました。利  
用者を困惑させる事態にもなっています。

ここは直販店のほうに生産者の方が朝商品を搬入するわけですが（スクリーンを示しながら説明）、搬入口は駐禁の黄色いマークになってまして、そこに生産者の方の車が四、五台とまれる。でも生産者の方は午前中に来ますので、別にセレネ利用者の方とかち合うことはないと思いますけれども、ちょうどその際のところにそのセレネの駐車場の看板がありまして、どうしても美良布直販店ともうすぐ近くですので、こちらのほうにとめるのもやむを得ないかと思っているところです。

やはりこの集落活動センターと、そして蕪生の里のレストランと美良布直販店、つながってるわけですが、これも全て国道沿いにありまして、前から国道沿いの駐車場の出入りが非常に危ないという状況も続いております。保健福祉センター香北の前も大きい駐車場がありますが、利用者の方たちはやっぱり近くにとめたいという思いはあると思ひまして、何とかこの各施設の利用状況も勘案した、総合的な駐車スペースの対策を考えるべきではないかと思うところですがいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

健康センターセレネの駐車場は、集落活動センターに近い国道沿いの駐車場とセレネの西側に設置してあります。セレネは午後からのオープンになりますので、国道沿いの駐車場は、集落活動センターを利用される方やアンパンマンの遊具に行かれる方の駐車もあり、セレネ利用者は駐車できないこともあろうかと思ひます。セレネの近くに駐車したいだろうとは思ひますが、国道沿いがあいてないときは西駐車場はあいていると思ひますので、そこへ駐車願ひたいと思ひます。また、集落活動センターがセレネの西に駐車場を設置する計画もありますので、ある程度の駐車するスペースは確保できると考へております。アンパンマンミュージアム周辺には幾つかの施設がありますので、周辺施設を利用される方についての駐車場は具体的な線引きを定めておらず、あいていれば駐車できると考へております。

そして、看板につきましては、移設を一応検討しております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） この駐車場の件は、国道沿いの駐車場で出入りの際にやっぱり危ないなって思つたことも何回もありまして、やっぱり抜本的に、先ほど課長もどこに置いてもいいということをおっしゃってくれましたけれども、できるだけ不安がないように、利用者が快適に施設を利用することができる、観光客の方もたくさんいらっしゃると思ひますので、観光客の方が駐車場でトラブルがあつて嫌な思ひして帰られるというのはほんとはよくないことなので、ぜひそういうことも含めまして、今後も注視していつていただきたいと思いますと思ひます。

それでは、次の質問に移ります。

4です。生活保護制度について質問をいたします。

今年6月、生活保護法を含む関連4法（生活保護法、生活困窮者自立支援法、社会福



祉法、児童福祉法）が改正されました。貧困問題が深刻化、顕在化する中、貧困問題を改善する内容も含みつつも、生活保護制度は制度利用者の生活状況を悪化させる可能性が高い内容ともなっています。このことに関しまして質問をいたします。

①です。

生活保護利用者に対する後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用を原則化すること、また被保護者健康管理支援事業の創設などは、医療扶助費の削減が目的ではないでしょうか。また、ジェネリック医薬品の強制は人権侵害にもつながる場合もあるのではないかと思います。このことに関しまして見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 濱田議員のご質問にお答えをいたします。

より安価な後発医薬品の普及促進につきましては、医療財政の健全化を目的としたもので、生活保護受給者に限らず医療保険など国全体で取り組まれております。今回の生活保護における後発医薬品の使用原則化につきましても、この流れの1つとして、医師が後発医薬品の使用を認める場合には原則使用としたもので、一律強制に使用するものではなく、医学的知見に基づいて処方されるものとなっております。また、後発医薬品は先発のものと同じ有効成分を同じ量含む薬であり、後発医薬品の使用原則化が直ちに人権侵害につながるとは考えておりません。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ケースワーカーの方が、生活保護を利用されている方々のところには定期的に面談に行かれてると思いますけれども、制度も変わりましてこのようなことが位置づけをされましたので、こういうことの指導とか説明はされている状況でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 今回の法改正により、原則化される前からジェネリック医薬品の推奨ということはほかの制度同様やられておりまして、香美市でも一定の取り組みをし、ケースワーカーによってジェネリックの使用についてご理解をいただくというようなことをしてまいりました。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 医師の判断でこの薬をもって言われたときに、今薬局のほうで、ジェネリックもありますけどどうしますかっていうことを聞かれたりするんですが、あくまでもそれは本人の意思によるもので、やはりこちらがいいとなればそっこのほうを使ってもいいわけですよ。その辺のことを引き続き、原則化すると書いておりますので、やはり原則はそうだけれども強制するものではないというようなことで理解をしました。

そしたら、次の②に移ります。

生活保護法第63条返還債権について、非免責債権化し保護費からの天引き徴収を可

能にする、このことに関しての見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 申しわけございません。①の質問に対して、最後、濱田議員が申されたその認識はちょっと私の発言した内容と違っておりました、ジェネリック医薬品の原則化は原則化でございます。従来からジェネリックをご利用いただくということ、生活保護の受給者の方に推奨、ご説明をしておったというようなことでございます。原則化ということには変わりないということでございます。

②のご質問にお答えをいたします。

生活保護法第63条につきましては、急迫の場合など、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、その保護に要した費用の範囲内において返還義務を定めたものでございます。同条におきましては、これまで保護費の調整、いわゆる天引きがなかったために、被保護者が金融機関で支払う手間や入金忘れによる回収漏れが生じるなど、被保護者、市双方に負担がございました。今回の法改正により、いわゆる天引きによる徴収が可能となったものでございます。ただし、天引きによる徴収は本人からの申し出があること、また、天引き徴収している場合であっても、本人から中止の意思表示があれば天引きによる徴収を取りやめることとなっておりますので、被保護者の生活を圧迫するものとは考えておりません。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 被保護者の生活を圧迫することはないということですのでそのように、やはり生活保護を利用されている方たちはケースワーカーの方と一番お話をされて、不安なこともあろうかと思えますけれども、よき相談相手になっていかなければとケースワーカーの方はそういうことだと思えるんですけども、ぜひそういうこともお話になって、適切な対処をしていただきたいと思いますところでございます。

次の③に移ります。

生活保護基準は5年に一度の見直しが行われます。今年の10月から3年間かけて段階的に引き下げが実施されます。この生活保護基準は、就学援助制度、生活福祉資金貸付制度、介護保険料、保育料、住民税の非課税限度額等に利用されています。おのこの制度への影響はどのようになりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

社会福祉協議会で行っております生活福祉資金貸付制度中、生活保護基準の影響を受ける貸付区分に要保護世帯向け不動産担保型生活資金がありますが、実際の貸し付けに当たっては、貸付額の返還可能性を考慮するというところで、基準見直しの影響はないということでございます。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

まず、就学援助制度についてでございますが、本年6月に厚生労働省からも基準の見直しによる影響について、できる限り影響が及ばないように対応するという方針が示されておりますので、基準の引き下げを行わず据え置きとしております。

また、保育料に関しましては、対象者が見直しに伴い被保護者に該当しなくなった場合であっても、市町村の長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者については、引き続き利用者負担の上限額をゼロ円とすることが可能とされております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

介護保険料の負担の発生やサービス利用者負担が発生しますが、厚生労働省の通達により生活保護廃止証明書を提示していただければ、サービス利用者負担については、軽減できるよう要綱の見直しを考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） 濱田議員のご質問中、住民税の非課税限度額につきましてお答えさせていただきます。

住民税の非課税限度額につきましては、低所得者層の負担を考慮し、生活保護基準額程度の所得の方をできるだけ非課税にするための制度として設けられております。非課税限度額の基準は、地方税法、同法施行令等で示されております。現在のところ、今回の生活保護基準の改正による影響はありません。なお、平成31年度以降、国で対応を検討していくこととなっておりますので、今後につきましては税制改正等で示されていくものと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、④に移ります。

食費や光熱費などの日常生活費に充てる生活扶助費は、3年間かけて最大5%引き下げられます。国費160億円を削減するようになっていきます。都市部と地方では増減額に差がありますが、削減対象は生活保護利用者の7割近くに及ぶとされています。本市の生活保護利用者は、平成29年度月平均が304世帯とお聞きをしておりますが、今回の引き下げにより影響を受ける受給世帯について伺います。また、問い合わせなどはありませんでしょうか、伺います。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

今回の基準見直しの前後となる9月と10月で世帯状況に変化がない世帯を比較調査しましたところ、香美市では保護費がふえた世帯が220世帯、減った世帯が43世帯

となっております。3級地であります本市におきましては、保護費引き上げとなった世帯が大幅にふえている状況となっております。また、引き下げられたことに対する問い合わせは今のところございません。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 本市の場合は3級地ということで、都市部と比べて地方は余り影響がないということですが、生活保護基準は、これ以上の貧困があってはならないという最低生活水準を定めたもので、多くの低所得者向けの施策を利用できるかどうかの認定基準の指標にもなっています。生活保護世帯には生活水準を切り下げて、そして低所得者世帯には負担増になると、このような基準の削減は、「日本国憲法第25条に規定する理念に基づき」と生活保護法第1条では書かれていますので、この基準をどんどん下げていくというこのやり方は、それにも反するのではないかと思います、見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 生活保護法の基準につきましては、厚生労働省におきまして、社会・経済指標等を鑑みまして基準の改定が行われているところでございます。基準のその公平性については、厚労省のほうで十分担保をされていると認識しております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ⑤に移ります。

医療費の適正化や自立支援の強化など、管理業務がふえればケースワーカーへの過重負担になるのではないかと危惧します。利用者の生活保障と自立助長のために、利用者とは十分かわれる体制整備が必要と思いますが、今のケースワーカーの現状、今後の対策があれば、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

平成30年度の保護班の体制は班長、係長のほか、ケースワーカーが非常勤職員を含め5名、医療レセプト点検員、相談員、資産調査員、就労支援員が各1名、経理担当者が1名の合計12名となっております。現状では比較的経験の浅いケースワーカーが多くなっておりまして、生活保護法を初め、生活保護に優先される他法他施策に係る専門知識の習得が課題になっているほか、医療費の適正化や自立支援の強化など、新たな取り組みや法改正への対応もふえているため、職員の負担も大きくなってきていると感じております。今後とも職員の健康に留意しつつ、業務のさらなる効率化と班内での協力体制の強化を図り、適正な運営が維持できるよう努めていきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ケースワーカーの方たち、非常勤を含め5名ということですが、定期的にその生活保護受給世帯に訪問に行っていると申しますが、

そのあたりはきちっと定期的に行って情報共有もしながら、それぞれのケース検討会も課内で行っているという状況でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

法令で定められました訪問回数というのがございまして、それは全て今満たしている状況かと思われます。課内、班内でのケース会議等も活発に行われ、適正な運営が行われているというふうに思っております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、最後の5の質問に移ります。

山間部の児童生徒の通学に支援をについてです。

本市は、市バスやデマンドバスをコミュニティーバスとして運行しています。香美市内地域交通対策検討委員会の審議を受け、来年度から香北町にもデマンドバスの運行が始まる計画です。山間部に住んでいても、安心して学校に通学できる通学手段の確保は必要だと思います。

長く不登校であった山間部在住の小学生が、学校に行きたいと通学できるようになっています。しかし、現在の市バスの始発時間が早く乗ることができません。何らかの対策をすべきではないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 濱田百合子議員の山間部の児童生徒の通学に支援をについてお答えいたします。

市営バスの路線により、市営バスは、住民の通院や買い物など日常生活の移動とあわせて、児童生徒のスクールバスとしても利用されております。香北町内の5路線につきましては3台の市営バスで運行しており、始発時刻が早い岩改線は、小学校前に到着後、再び千萱線を運行し小学校前に8時5分に到着するため、やむを得ず始発時刻が早くなっております。ただし、市営バスのダイヤ変更につきまして地元自治会から要望書をご提出いただきましたら、検討をさせていただきたいと思っております。要望書をいただきましたら、市営バス運行業者と調整をいたしまして、ご回答させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 3台の市営バスが香北町を運行しているということですが、けれども、西川方面と岩改方面が同じバスで融通がきくということでしょうか。今始発にこの対象の小学生が乗りますと1時間ぐらい学校に早く、7時過ぎですかね、7時10分に岩改のほうからバスが出ます、大宮小学校の前に着くのが7時20分です。始業までとても待てないというようなことながですけれども、もしその運行形態を変えることができ乗ることができるならば、そのように変更をしていただきたいという旨なん

ですけれども、自治会の要望書を出していただいたらということですのでけれども、自治会からのその要望書を提出いたしまして、実際変更になって乗車できるのは大体どれぐらいになるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

自治会長さんから提出いただきましたら、まず市営バスの運行業者と調整もいたしまして、そしてまた時間表を順番に運行も変えていかないといけないと考えております。また、地元にも周知もしていかないといけないと思っておりますので、回答につきましては1カ月以内には回答ができると思っておりますけれど、実際いつからとかということは、今の段階ではちょっとお答えができないということでございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） もう冬休みになりますけれども来年の3学期には、1カ月ぐらいかかるとなるとなかなか難しいかと思っておりますが、例えば1月に初会がございまずどこの自治会にも、そのときに地域からのお話も聞いて要望も出してということであれば、3学期中にはひよっと変更が可能かなというようなところで理解してよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 確約はできませんが、前向きに検討させていただきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 来年度、香北町にもデマンドバスの運行が始まる計画だと聞いております。まだどこの路線を走るかはわかりませんが、もしデマンドバスを運行するようになったときもやはり停留所を決めないと、地域の人との話し合いのもとで停留所を決めていくようになると思っておりますけれども、今市バスの走っている停留所がございしますが、そこにこだわらずに新たなデマンドバスの停留所の設置というのはできるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

来年1月には、地元の方にも自治会長さんにも説明会をしたいと考えておりますので、それで地元で自治会長さんに持ち帰っていただきまして、それでどちらのところに停留所を置いたらいいのかというのを地元で話し合っていたいただきたいと思います。今の市営バスの停留所以外にも自治会のほうで停留所がほかにもということであれば、また、その点については、こちらも考えていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 教育振興課長にお伺いをしたいと思います。

子どもの学習権を保障する上で、やはり町の中心部に住んでなくても、山間部に住む

子どもたちの通学支援っていうのは同じようにしていかなければならないと考えるところですが、本市は市バス、デマンドバスを利用して、スクールバスとしても利用して通学支援を行うという方針だとは思いますが、これからもその方針でいくのか、スクールタクシーの運行なんかは考えることはできないのか、その辺の通学支援への見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

通学や通院、買い物等で定時運行される市営バスは、交通手段として欠かせないものになっております。まずは先ほどの例で言いますと、利用しやすいダイヤへの変更を優先していただきたいと考えております。今のところスクールタクシーというものにつきましては、例えば路線バスが廃止されたとか、学校が統廃合されたという場合には考えていく必要があるかと思っております。この市営バスについては、また定住推進課との協議もしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ぜひ子どもの通学支援につきましては、教育振興課と定住推進課のほうも一緒に話をしたいと思うところです。

以上で私の全ての質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 濱田百合子さんの質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前10時28分 休憩）

（午前10時39分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 3番、市民クラブ、久保和昭です。議長より許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。質問は一問一答方式です。

まず、1、中山間地域の農業と暮らしを守る対策であります。

初めに、農業に関する質問で、中山間地域等直接支払制度についてであります。

山間・中山間地域の農業情勢は、年を追うごとに高齢化や人口減少が著しくなり農業生産活動に大きく支障を来してきました。以前より国策で進めてきました農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落単位に支援して農用地を維持管理し、現在に至っております。

順次質問をします。①。

この第4期対策、平成27年度から平成31年度の対策が来年平成31年度に終了と

なります。この制度が始まり20年となりますが、対策期ごとに集落協定の地域数と協定面積の推移をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 久保議員のご質問にお答えいたします。

制度が始まった第1期の初年度である平成12年度の香美市管内の協定数は102協定で、取り組み面積は548万136平米でした。第3期最終年度の平成26年度は、協定数102、面積は699万1,783平米でしたが、第4期に向け継続を断念した組織が14、新規が1であり、第4期の初年度である平成27年度の協定数は89協定で、面積は575万8,583平米で始まり、平成30年度現在の協定数は89協定で、面積については614万2,838平米に増加しております。

なお、今期は取り組みを断念した組織に対して再開を促し、平成28年度に94協定に増加しておりましたが、その後、複数の協定を広域化することで今後の取り組みの継続を図ったことで、初年度と同じ協定数となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） わかりました。

集落協定の減っている大きい理由が農業者の高齢化と人口減少ですが、ほかに減少要因があれば教えてください。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 減少の原因につきましては、議員のおっしゃったとおり高齢化と担い手不足のため協定数が減少しておりますが、先ほど申し上げましたように、今後は広域化をすることで事務事業の一元化を図り、対象面積の減少を食いとめていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） ぜひそのようにお願いいたします。

この対策を振り返りまして、当市が抱えている大きな課題に耕作放棄地、遊休農地対策があります。今までを検証して、成果が出てきたかどうかをお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

耕作放棄地・遊休農地の解消につながっており、成果は出ていると考えております。本交付金は、共同取組費と個人配分費の2項目に分かれております。共同取組費としては集落に点在する諸問題の解決、例を挙げますと農道・水路の修繕費、鳥獣被害対策費等に活用され、個人配分費については、協定参加者の農地の保全費用等に活用されております。制度がなくなればこれらの取り組みを断念する地域がふえ、耕作放棄地・遊休農地の発生が危ぶまれるところです。また、この制度を活用することで、集落でのコミ



ユニティー形成にも役立っていると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 次の質問に移ります、③。

農業者の高齢化と担い手不足や米作中心の農業活動が多くを占め、米価の下落と農機具費の負担増により個々で農業経営が難しくなっており、集落営農組織の設立を必要とすることはご承知のとおりです。現在、その設立状況と推進指導の状況について伺います。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

集落営農組織は現在15組織あります。また、集落営農組織に準じた取り組みを行っている組織は3組織あります。集落営農組織は任意の組織であり、市が強制的に指導を行って設立させる組織ではありませんが、地域の営農活動を担う重要な役割を果たすことから推進をしております。推進に当たっては、農協や高知県中央東農業振興センター等と連携し、設立の検討を行う地域があれば地域に出向き意向を伺い、先進地視察等への参加を呼びかけるなど、設立に向けた支援を行っております。本年度も1地区で検討を行っているところがあり、11月に先進地視察へ参加していただいたところです。

引き続きこのような推進活動を行っていきたいと思いますが、一方で、現在組織化している地域では、高齢化により解散せざるを得ない状況にある地域もあります。今後は近隣の地域との広域化等を検討をしながら、組織の維持を支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） この対策の狙いの1つに、住みなれた集落を次世代へバトンタッチするという目的もありますので、集落営農組織の設立を積極的に推進していただきたいと考えます。先ほどご答弁いただきましたが、この部分に関しての答弁をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 集落の維持にもつながりますし、この集落営農組織から法人化した組織も2組織ほどありますので、今後は法人化も含めて集落営農活動の推進を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） ④。

集落協定地域内での地域活性化総合補助金は使えないと聞きます。今後において、使い勝手のよい同補助金を協定区域外と同様に対象とできないか、見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

地域の農業用施設の維持・修繕等に活用できる支援といたしまして、農用地域においては、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度があり、これらの交付金の活用を支援の中心として考えております。また、これらの交付金の取り組みが行えない地域においては、地域活性化総合補助金の中の農業用施設整備事業を活用していただいているところです。これは限られた予算で交付金事業が行えない地域に配分するために行っているものですので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 明文化したものがなくお願いしているということです。やはり補助金を希望している市民の方がおいでです。行政の公平・平等の原則から再考はできませんか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、交付金の取り組みが行えない地域に優先的に市の予算を回したいと考えておりますし、その中山間地域等の取り組みが行える地域でありましても、現在取り組んでいない地域に対しましては、地域活性化総合補助金の対象としております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） わかりました。

この対策は期ごとにタイムリーな施策で進んできており、評価に値するところでございます。しかし、協定違反をしましたら交付金の遡及返還があり、以前市の広報にこんな短歌が掲載されておりました。

紹介します。「中山間五年の制度どう進む八十路の身には思いあぐるる」、この人のように不安がある方がおいでますので、次期対策の第5期対策制度につきまして、情報があれば伺います。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

現在のところ、県から次期対策の情報は入ってきておりません。今後情報が入り次第、提供してまいりたいと考えております。

なお、市が既存組織にアンケート調査をした結果、89協定のうち9の組織が高齢化等を理由に廃止を検討しているようですが、近隣組織との広域化などを勧め存続を促し、農地の維持管理をお願いするところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 続きまして、暮らしに関する質問で、集落営水道の維持管理についてであります。

山間・中山間地域に点在する一部地域は補助事業の対象から外れ、費用対効果の低いということを利用して公営水道の恩恵を受けられず、生活用水は、少数世帯が管理します集落営水道で取水して生活を営んできました。しかし、近年、管理する者が高齢化し、取水源までの維持や豪雨による復旧など、水道管理の対応が困難化してきたところです。毎日生活用水確保に不安を抱え、高齢者は生活をしております。

そこでお尋ねします。①。

市内の少数世帯が共同で管理する集落営水道の箇所数と管理の現状はどうなっていますか。今回、水道普及率の低い物部町、香北町の状況を伺います。

○議長（比与森光俊君） 香北支所長、黍原美貴子さん。

○香北支所長（黍原美貴子君） 久保議員のご質問にお答えいたします。

現在、香北支所で把握している集落営水道は、集落で施設を管理している白川上地区と永瀬地区、そのほかに利用者が共同で設置し管理している水道が猪野々地区の松床、柚ノ木にあります。管理の現状については調査しておりませんが、利用者の高齢化が進み、このままでは施設の管理ができなくなると相談を受けたことはあります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 久保議員の質問にお答えいたします。

物部支所で把握している集落営水道は、集落で施設を管理している大栃地区の大栃水利組合、そのほかに利用者が共同で設置し管理している水道が、20箇所以上あるのではないかと思います。管理の現状につきましては、高齢化や利用者の減少などから、施設の維持管理が今後より一層難しくなると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 物部支所長に伺います。

今年の7月豪雨による集落営水道の状況を、記憶の範囲で結構ですのでお聞かせいただきたいと思っております。

また、旧物部村時代から実施しています地域担当職員制度での集落営水道の相談や要望等はありませんでしたか、伺います。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 久保議員のご質問にお答えします。

7月豪雨のときの断水ということになりますが、7月豪雨のとき槇山方面の集落営水道及び個人の水道が断水になりました。地区は百尾、押谷、佐岡、影山崎、水通、栃本など供給ができなく断水となりました。それから上葦生地区には、久保地区ですが和久

保、影、沼井、上久保、堂ノ岡、大西の集落で断水が起りましたが、そこは集落支援員に飲料水を持って行っていただきまして事なき終えてます。それから、槇山地区のほうは市の直営ということで、自分たちが給水を持っていった経緯があります。

地域担当職員では水の集落営水道の心配等を、平成24年にちょっと地域訪問カード等で書いてるのを見ましたところ、何件か水元がとまったりして、今年は雨も多かったんで困りましたとかいうような情報等が寄せられています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） このことを踏まえまして、次の質問に移ります。②。

近い将来、管理する者がいなくなる集落営水道が必ず出てきます。このことを回避するために、地方自治法第149条に、私的財産の管理は、自治体の担当事務として扱われないため、福祉行政の施策として維持管理を支援することで民生の安定を図れないか、見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君） 久保議員のご質問にお答えをいたします。

集落並びに個人の方が管理されております給水施設につきまして、地域の皆様が大変ご苦勞をされておりますことは十分に承知をしておるところでございます。特に物部地区の山間部の施設につきましては、水源地までの距離もありまして、かつ大変険しい管理道を通って管理しなければならない場所もたくさんございます。市長も私も実際久保地区でございますが、現場まで足を運びまして現状も確認させていただきましたが、山側の斜面は崩落し、管理道も飛び、下の谷まで一気に数十メートルもある、当然のことながら手すり等もない、そのような場所が何カ所もある。このような現状でございました。

この地区には以前私が担当課長をしていた時分に、これ平成24年1月からでございますが、そのような実情をお聞きし、このままでは住民の命が危ない、そのような思いから当時の市長に相談いたしまして、香美市で初めて集落支援員を配置した集落でございます。現在もその当時の支援員が地域で活動をしていただいております、8カ所の給水施設の管理や地域の見守り、地域行事への支援、また集落道の維持等に活躍をしていただいております。

また、施設の改修につきましては、大規模な場合につきましては高知県中山間地域生活支援総合補助金の活用、小規模な工事につきましては本市の地域活性化総合補助金を活用していただきまして、施設の修繕を行っていただいております。今後地域の過疎化・高齢化により、新たに同様の事案も出てこようかと思っております。このような集落につきましては、そのほとんどが集落機能の維持も困難になっていることが推測されますので、既の実績が上がっております集落支援員制度を活用して、対応したいというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 集落支援員さんが維持管理を行っていただくということで、今後これずっと続く問題ですので、ある程度、できんでは困りますのでできるような対応をお願いしたいと。当面の間は支援員さんが管理をしていただくということですが、その点に関しまして今後の見通しも兼ねた、先ほど言いました福祉行政の施策として支援することができないか、お伺いします。

○議長（比与森光俊君） 副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君） この地域支援員制度が継続する間は、この制度を活用していきたいと思っております。福祉施策としての支援ということでございますが、集落支援員の業務には、地域での声かけや生活支援、地域行事への参加等も含まれておりますので、私は福祉施策であるというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 関連してお伺いします。

憲法第25条第1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定め、そして第2項には、この権利の保障のための国の責任として「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と定めています。

そこで質問の案件は、この条文にかかわるかどうかの見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君） 見解はいろいろあると思いますが、地方公共団体の役割というのが地方自治法のほうにも定められておりまして、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」ということでございますので、私は地方自治体の役割の1つであるというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） わかりました。

項目を変えまして、2、消防・防災組織のさらなる充実であります。

初めに、（1）消防・防災施設の整備計画についてです。

火災、大規模地震、台風、集中豪雨等、今後予想される災害に対応できる拠点施設が老朽化し、施設機能が低下してきています。早期の整備が期待をされております。

①、香北町、物部町両地域の消防防災拠点である、香北分署の建設用地選定方針と進捗の状況について伺います。またあわせて、今後のスケジュールを伺います。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 久保和昭議員の香北分署の建設についてお答えをいたします。

香北分署の改築に当たりましては、平成28年度に香美市消防署香北分署建設地検討委員会を設置し、建設用地について慎重に検討をしていただきました。答申の概要は、現在地は危険箇所に含まれていることから移転が適切。移転先は香北町府内地区から香北町吉野地区にかけての国道沿線で、災害発生時においても安全で消防活動が担保される場所となっております。建設用地選定基準につきましては、同委員会では、南海トラフ地震や土砂災害発生時における安全性、将来の人口推計、人口密集地である美良布、大栃までの距離・時間、想定敷地面積の確保等を判断基準としております。

進行状況につきましては、現在、答申に沿って候補地をさらに絞り込み、地権者の方と交渉中でございます。今後のスケジュールは、来年度に用地取得及び設計、2020年度に造成及び建設工事に着手、年度末の完成を目指しております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） よくわかりました。

次に、②。

市内の各地域の消防防災拠点となります19消防分団屯所の現状と、今後の施設整備計画を伺います。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 消防分団屯所の現状等についてお答えをいたします。

消防分団屯所は、昭和40年代から50年代に建築されたものも多く、老朽化が進んでいます。また、団員が参集した際の駐車スペースが十分でない分団もあります。

今後の整備計画につきましては、香北分署の建設事業完了後、老朽の程度、地震発生時の危険性等の高い消防分団屯所を優先的に、用地確保等の諸条件が整った消防分団屯所から順次整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） わかりました。

続きまして、③。

谷川、水路など自然水利が少ない市街地は、消火栓、防火水槽などの人工水利が必要なことは承知のとおりです。人工水利の防火水槽・耐震性防火水槽の設置状況と充足率を伺います。

また、災害時に水道本管が破断し家庭の水道が断水したときに、臨時給水所として設置可能な、飲料水兼用防火水槽の導入予定はありますか。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 防火水槽等の整備状況についてお答えをいたします。

消防水利の基準を満たす40立方メートル以上の防火水槽は、香美市全域で199基、町別では土佐山田町100基、香北町52基、物部町47基、そのうち耐震性貯水槽と

して整備したものは、香美市全域で47基、町別では土佐山田町9基、香北町17基、物部町21基となっております。充足率は、直近の調査となる平成27年度で約66%となっております。なお、充足率につきましては、防火水槽のみの充足率というものは出しておりません。消火栓も含めたものとなっております。

また、飲料水兼用防火水槽につきましては、現在のところ消防本部としては導入の予定はありません。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 先ほど質問しました飲料水兼用防火水槽につきましても、防災対策課と環境上下水道課等と協議を行う上にあつたらえいもんでございますので、何とぞ導入を計画していただきたいというふうに思います。

また、今後の防火水槽、耐震性防火水槽の設置計画について伺います。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 今後の計画等につきましてお答えをいたします。

これまで同様国の補助事業を活用し、水利が不足している地区や延焼危険性の高い地区など優先順位をつけまして、地元からの要望等も踏まえ用地の確保など条件の整った箇所から、順次整備を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 続きまして、（2）非常備消防、地域消防分団のことについて質問をします。

ふだんは本職を持ち、家庭・職場の理解のもと、有事に緊急に参集している義勇消防団員で、消防団活動と水防団活動を兼務しております。分団の充実は地域の防災力の向上につながるとともに、地域住民の安心・安全の暮らしに大きく寄与しています。

①、物部町4分団、香北町6分団、土佐山田町9分団の市内19消防分団の団員定数に対する実団員数と充足率を伺います。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 分団の定数に対する実団員数と充足率についてお答えをいたします。

まず初めに、消防団員の皆様には、それぞれがお仕事をお持ちの中、昼夜を分かたず消防団活動にご尽力をいただいておりますことに対しまして、この場をおかりしまして改めて感謝を申し上げるとともに敬意を表するところでございます。

団員数、充足率につきましては、香美市消防団全体としましては、定員442名のところ実員385名、充足率87.1%となっております。各方面隊、各分団の定員、実員、充足率につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） ありがとうございます。全国的にも消防団員のなり手がな  
いなど、消防団員不足は深刻な社会問題となっております。ぜひ定数確保による消防力  
の向上を図っていただきたいと思います。

充足率についてお尋ねします。

人口は合併のときより約3,500人減少し、消火対象の人家は減りました。消火対  
象面積が同じ場合、団員定数はどうなるか教えてください。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 定数等についてお答えをいたします。

定数等はしばらく見直しは行っておりません。議員のご質問にあるとおり人口が減少  
はしておりますけれども、以前と比べまして、消防団員の役割、活動範囲なども災害対  
応であるとか捜索であるとか範囲が広がってきております。また、香美市は広大な面積  
も有しておりますので、当面の間は現在の定数でいきたいと考えております。将来的に  
は組織の再編、また定数の見直し等も必要になろうかとは考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） わかりました。消防団員の実団員が不足しておるということ  
で、定員確保対策につきまして、どんな活動をしているのか伺います。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 消防団員の定員確保対策についてお答えをいたします。

これまでどおり、分団長を初め団員の方の地道な勧誘活動に加えまして、広報・PR  
活動としまして小学校の防災学習、またイベント会場等での放水体験や消防車両の展示、  
また成人式の会場でチラシ等を配布するなど、団員の方みずからによりPR活動を積極  
的に実施しております。そのほかにも行政連絡会や自主防災組織の総会等にて、消防団  
員確保について協力を依頼しているところでございます。

組織運営としましては、機能別団員、団員OBの方が主となっておりますけれども、  
この制度の運用、女性・学生団員の加入促進、全体の定員枠内で分団別定数を増減する  
などの柔軟な組織運営なども行っております。いずれも目に見えるような効果のある対  
策、即効性のある対策ではありませんけれども、地道に継続して実施していきたいと考  
えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） わかりました。

続きまして、②。

平成29年度決算の主要な施策の成果説明書に、「消防団員が救助活動を行うために、



救助資機材の整備及び更新について、計画的に進める必要がある。」と課題を挙げておられますが、この解決策を立てておればお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 救助資機材の整備等についてお答えをいたします。

大規模災害発生時等に消防団員が救助活動を行うための救助資機材の整備については、これまで総務省消防庁の貸与制度や高知県消防防災対策総合補助金を活用し、救助資機材搭載型消防ポンプ自動車やチェーンソー、油圧ジャッキなどを整備してきました。

今後の整備に当たりましては、財政状況も厳しいことから、国・県等の補助事業等を積極的に活用して、風水害や大規模地震発生時の救助活動に有用な資機材の整備を計画的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） わかりました。

最後に、（3）市長の公約についてであります。

市長は、公約で消防分署早期建設、消防屯所整備、消防団の充実に努めると述べられております。どのような現状認識と課題を持っておられるのかお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 現状認識と課題についてお答えをいたします。

香北分署は、香北町及び物部町の重要な消防防災拠点の1つでございますが、現行の耐震基準を満たしておらず老朽化が進んでいます。また、現在地は土砂災害の危険区域に包含されていることから、災害時においても消防活動が継続できるよう、安全性の高い場所への移転改築が必要です。当初の予定よりおくれてはいますが、現在、用地取得に向け地権者の方と交渉中の段階であり、2020年度末の完成を目指し、着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

また、消防分団屯所につきましても、地域の消防防災拠点ですが、老朽化の進んでいる消防分団屯所も多いことから、地震等災害発生時においても消防団活動に支障を来すことのないよう、老朽の程度や危険性の高い消防分団屯所から順次改築していく必要があると考えています。

消防団は地域防災力のかなめであり、市民の安心・安全のため、本市にとってなくてはならない消防防災組織です。しかしながら、消防団を取り巻く状況は、急激な過疎・少子高齢化、就業構造の変化、地域コミュニティー意識の希薄化などに伴い年々厳しくなっており、消防団員の確保も大変困難な状況にあります。特に山間部においては、分団を維持することが困難になることが予想され、消防団組織の再編も今後検討しなければならないと考えております。

将来にわたり地域防災力のかなめである消防団を維持していくためには、団員確保、特に若い世代の入団促進が喫緊の課題と言えます。そのためには、機能的な資機材整備

や消防分団屯所の改築など、限られた予算の中で工夫しながら活動環境の改善に努めるとともに、さまざまな手法で市民に対して、消防団の必要性や活動内容等をより積極的にPRしていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） よくわかりました。誰もが安心・安全、笑顔の暮らしと、市民の期待度の高い施策です。公約達成をよろしくお願いしたいと思います。

これで私の全ての質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 久保和昭君の質問が終わりました。

次に、16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 16番、依光美代子でございます。通告に従って5項目について、一問一答方式で質問をいたします。

最初に、少年少女発明クラブの新設が本市にできないかということで質問をいたします。

少年少女発明クラブは、発明協会創立70周年記念事業の一環として1974年にスタートし、全国で47都道府県に214カ所あります。約9,000人の子どもと約2,800人の指導者の方が活動しています。運営事業費の補助は、発明協会とそして各自治体が応援をしております。四国内には、徳島・香川・愛媛県に各3クラブあります。そして県内では、南国市少年少女発明クラブが昭和58年に設立され、現在も指導者は学校の先生のOBの方々が携わり活動をしております。今年は高知市などが検討をしているようです。

近年、子どもたちの間でものづくりに関心が高まっております。それはテレビ報道などの高校生や大学生による、ロボットコンテストなどの影響が少なからずあるのではないのでしょうか。県内では毎年秋に、子どもたちにもものづくりを楽しんでもらおうと、高知県発明協会と高知新聞などの主催で「高知県教育文化祭児童生徒発明くふう展」を開催しております。アイデアや個性の詰まった作品が今年も小学校24校から103点の出品があり、県教育長を初め多くの賞の表彰式が行われました。そこへ来た子どもたちは、他の方の作品を見、興味を持ち、そしてまた次回への参考にとわくわくしながら、とっても関心を持ち見学されたそうです。

その同じ時期に隣のちばさんセンターでは、企業や団体が自社の技術、製造技術や防災技術などをPRする「ものづくり総合技術展」が毎年開催されております。本来このイベントは大人たちの商談の場ですが、県内企業を広く知ってもらおうと学校へ呼びかけることで、ここ数年、小・中・高校生の来場が急増しているようです。子どもたちは、工業ロボットや世界をリードする技術を見たり聞いたり触れたり、操作することでおもしろいと評判が年々広まり、2016年には15校だった参加校は2017年には26校、今年は23校、約3,000人が来場したそうです。隣の南国市の小中学生も大勢

参加したようです。

私たちの子どものころは、秘密基地というかそういう隠れ家をつくって、その遊びの中でものづくりをしたり発見したりすることがあり、わくわくしながらいろんなことをしたことでした。しかし、今はそういう遊びもなく、やっぱりそういうものづくり、発見、そういう機会を私たち大人が、周りが少し支援をして場をこしらえるべきではないかと思って、今回この質問に至りました。

香美市でも子どもを対象にしたものづくりを始めてみませんか。子どもたちは学校では先生に教えてもらうことが中心ですが、発明クラブでは自分の意思で集まった子どもを対象とした課外活動の場です。工作がしたい、発明がしたいと意欲を持った子どもたちが、学校で学べないことや家で経験できないことをのびのびと自由に発想し、主体的に学びながら楽しみ、自分のアイデアを形にしたり、おもしろい実験や人に役立つものの発明を考えると、多種多様な体験ができるのが発明クラブです。活動は月1回ぐらいで、当初はオリエンテーションから始め、5月には道具の使い方などの知識を身につけ基礎工作から始まります。7月ごろより発明くふう展に向けての作品づくりをします。1年を通していろいろなものづくりができます。発明クラブの活動は、ほとんどがボランティアの指導員によって支えられております。

香美市には工科大学があります。先生や学生の協力も得られると思います。また、ものづくりをしている方も多くおられます。高専や工業高校のOBの方、そして企業の方、もう一つは技術者協会の出前講座、こういった活用もできます。このようにいろんなやり方がたくさんございます。

本市に設立することで、新しい形の南国市とは一味違ったものができる可能性が高いと思います。子どもたちがものづくりや発明に夢を膨らませ、想像力豊かな子どもを育むことにつながる少年少女発明クラブの新設ができないか、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 依光議員の少年少女発明クラブの新設についてお答えをいたします。

香美市は、保育園・幼稚園から大学まであるまちとして、探究あふれるまちづくりを目指しており、少年少女発明クラブは、本市の目指す教育にとっても近いものがあると思っています。近隣では、お話しいただきましたように隣の南国市の活動が盛んで、教育研究所に事務所を置き、小学校4年生から6年生を対象に現在16名が活動をしているようです。

本市には、山田高校を拠点として活動している理科クラブがあり、現在15名の小学生が活動をしています。理科実験などとともにプログラミングしたドローンを動かす活動や星空観察など、子どもたちの発明や発見の力を育てる取り組みを進めているところですが、指導者など人的な体制づくりや運営面で苦慮している側面もございます。香美市は、ものづくりに視点を当てているまちでもありますので、発明クラブはとても興味

深い取り組みです。きっと楽しいと思います。今後、活動の主体となって取り組んでくださる方がいればありがたいと考えているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 取り組んでくださる方があればという答弁でございました。

例えばですが、学校のコミュニティ・スクールや、それから地域からこの話を聞いてやってみたいとかそういう手を挙げてきたとき、市としてそしたら応援をしていただけるでしょうか、見解をお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをします。

香美市が大事にしているものづくりに子どもころから親しみ、興味・関心を高めることができる発明クラブはとてもよい取り組みになると思われまますので、実は1年ぐらい前から実施できないかと検討もしてきたところです。ただ、継続そして発展をしていくということになりますと、中心となる支援者、継続できる人たちの支援チームが必要ですので、実施には至っていません。地域学校協働活動の中などでこれが継続できる、そういうチームとか主体になる方が出てくればこれは一番いいことなので、ぜひそういう主体となって取り組んでくださる方とそのチームができれば、大いにそこを応援していきたいと思っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ありがとうございます。また、私もそういった方を見つける努力もしたいと思いますが、小さいころからものづくりに親しむ、そういうことがぜひできたらという思いで今回質問いたしました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

鏡野中学校の取り組みについてお尋ねをいたします。

鏡野中学校は、以前はいろいろな問題があり批判の声を多く聞いておりましたが、最近はやい評判を聞くことが多くなり、うれしく思っております。

その一例ですが、今年の春、県外より鏡野中学校の近所へ転居してこられた方が、出勤時に鏡野中学校の生徒に道で会うと、生徒のほうから挨拶をしてくれて驚いた。こちらから声がけをするが、ほとんどの生徒が大きな声で挨拶が返ってくる。先生までも挨拶してくれると感心しておりました。その方が言われるのに「私の出身県は学力が全国でも特に高いと言われているが、挨拶を子どものほうから進んでする人は少ないのです」、「こんな子どもたちが多く育っている香美市は将来が楽しみです」と言ってくれました。うれしい限りです。中学校全体が落ちついてきたようにも思います。

そんなとき、市民の方から坂本教育賞のことを尋ねられましたが、恥ずかしながら私

は知りませんでした。そこでお尋ねをいたします。

坂本教育賞は、毎年県内の小中学校教育の取り組みのすぐれた学校、中学校と小学校を選考されるということを知っていますが、本年度鏡野中学校のどのようなことが評価され受賞したのかをお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 鏡野中学校が坂本教育賞を受賞したことについての評価の点についてお答えをいたします。

坂本教育賞は、県内の優秀な成果を挙げた学校に授与されるもので、受賞校は原則として小学校2校、中学校1校と大変少なく、この賞の受賞はとても名誉なことです。このたびの受賞は、ここ数年間、チーム鏡野として「鏡野中の授業づくり」を全教職員で統一して実践・授業改善に取り組んだ結果、生徒の学習面や生活面で劇的に変化が見られたことが一番大きなことです。特に4月に実施された全国学力調査では、全ての調査で全国平均を超え、県内の大規模の中学校に大きな自信を与えることができました。また、地域と連携した商店街の活性化や地場産品の発信など、地域に根差した学習を進めていることなども高い評価を受けたところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ほんとにすごいことですね、学力なんかも全国平均を超えたということで、たまたま私だけが知らなかったかもわかりませんが、せっかくのこの評価をされたことをぜひ他の中学校へも伝え、そして、この評価されたことを中学校だけでなく、来年度この中学校へ入学する各小学校へもぜひ知らせてほしいです。先生だけでなく生徒へも、よいことはどんどん伝えてほしいです。子どもたちに夢や希望が湧いてきます。自分たちはこんなよい中学校へ行くんだと励みにもなります。悪いことは放っておいてもすぐ伝わりますが、よいことはなかなか伝わりにくいです。学校から他校へは言いにくいのではないのでしょうか。ぜひ行政から積極的にPRしてほしいと考えますがいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） ありがとうございます。ほんとに積極的に発信したいと思います。鏡野中学校は、いつ訪問しても集中力と活気のある授業が行われています。先ほどおっしゃってくださったように、子どもたちの挨拶、そして生き生きとした話し合い活動とか、大変気持ちがいい学校になっています。ぜひ訪問をしてあげてください。

子どもたちのことをいつも前面に出してお話をするのですが、実は校長先生がこの賞を受けたときに、どういう経過で子どもたちが育ってきたかということを書かれた最後の端に、校長先生が着任をされて、そして先生方と一緒にやってきた気持ちの部分を「終わりに」というところに書いてありまして、ちょっと職員側のほうから一言これ読ませていただきたいと思います。

「子どもたちの心に「鏡野への誇り」を取り戻す。そのことが、3度目の赴任で心に誓ったことだった。数年前、学校は荒れ、地域の信頼をなくし、学校は悲鳴をあげていた。ここ数年で、何とか学校は立ち直り始めた。赴任当初から、「鏡野は絶対によくなる」「地域の信頼を絶対に取り戻す」「必ずよくなる時が来る」と言い続けてきた。授業改善、学力向上、生徒指導、部活動、教職員は心を合わせ学校の課題改善に向き合ってくれている。「厳しい状況を共に乗り越えたことで、チーム鏡野は強くなった」と同僚は言った。子どもたちの力を信じ、幸せを願いながら、「日本一幸せの多い学校」になれるよう、「チーム鏡野」のチーム力を更に高めていきたい。」、前田校長先生の最近の言葉です。ぜひ広めていきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ほんとにそうですね、鏡野中学校は校長先生中心にほんとに1つになってる。私も前ほど頻繁によう行かないんですが、すごく学校が変わってきたし、先ほど教育長が言われるように集中力とか活気、すごく違ってきましたものね。もうほんとに今聞かせていただいてじーんと来ました。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

災害時避難行動要支援者名簿の作成についてお伺いをいたします。

この要支援者名簿は毎年更新をされます。今年も11月初めに自主防災組織の代表者に配付し、協力を得ながら地域の要支援者の現状把握に努めております。地域によっては大変苦勞をされた代表者もいると聞いております。進捗状況についてお尋ねをいたします。

最初に、その対象者は何名ですか。そして、同意を得られ個別計画ができた方は何名ですか。先ほど同僚議員の質問で、その個別計画が12月6日現在で39件ということをお聞きしましたので、対象者が何名でそのうちにとということをお聞かせをください。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 依光議員のご質問にお答えいたします。

避難行動要支援者につきましては、本年12月1日現在で対象者が893人、そのうち避難支援関係者等への情報提供について同意が得られた方が549人、不同意が33人、未回答が185人となっております。要支援者につきましては異動がありますので、前回調査時点からの新規要支援者が残りの126人となっております。この方々につきましては、今月調査を行う予定となっております。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 対象者が893人で同意が得られた方が549人ということで、新規の方が意外と、11月の初めに配付したんですが、その名簿が返ってくるということは個別計画の一式が返ってきたと、それが39件ですか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

名簿の回収は、年1回その名簿を配付をさせていただくと同時に、前年度に配付をさせていただいた古い分を回収するということでございます。個別計画につきましては、それぞれの組織から上がってくるわけですし、それが12月6日現在で39件が市に提出されたということでございます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） わかりました。先ほど少し触れましたが、地域の方がその要支援者の現状把握に、名簿が来たことで訪ねて行って聞き取り調査というか、そういうことをなさるんですが、市がそのときに自主防の会長さんに一緒に配付する市の配付資料がありますよね、「避難行動要支援者個別計画の流れ」ということで（資料を示しながら説明）、上から2つ目に、「平常時から災害に備えて、本人から同意の得られた避難行動要支援者の名簿を自主防災組織等の避難支援者に提供」ということを書いてます。

私の理解がちょっと間違ってるかもわかりませんが、この自主防の組織の方にこの資料を配付して、今の現状で変化がないか、新しい人も踏まえて入ってやるのに、この資料と一緒に入ってるんですが、ここを見ると、本人から同意の得られた要支援者の名簿を自主防災組織に提供となっておりますが、事前にこの同意が得られているのでしょうか、そこの辺ちょっとお尋ねします。

なぜかと言いますと、今回その自主防災組織の代表者が大変困っておりました。何回も訪ねたが、お留守でやっと本人に面会することができました。そしたらその人から「来てくれな、迷惑だ」と言われて、大変困惑をしたということ聞いております。自主防災組織にこの名簿を送る前に、ほんとに本人の同意が得られてるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

先ほど申しあげました全体の要支援者数893人のうち、同意が得られた方が549人というふうに申しあげました。この549人は、個人情報提供に関する意思確認ということで調査をさせていただき、確認書に同意をいただいた方でございます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そしたら549人が同意が得られて、今回各地域の自主防災組織の代表者へ名簿を送りましたよね、それから新しい人も入っていると。それは同意が得られたから送って、なお個別計画を立てるに当たって現状把握をしてほしいということですかね。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） おっしゃるとおりでございます。549人の方が同意が得られた方でございます。各自主防災組織等に配らせていただいた名簿は、549人の同意が得られた方の名簿となっております。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） わかりました。そうすると、その自主防の代表の方は、「来てくれるな、こんなことは迷惑だ」って言われたから、そらおかしいねって、同意が得られてるはずやけどというお話をさせてもらったんです。

また1人の方は、その調査に行って「あんたら、こんなことをよそへ言いやあせんろうね」っていうようなことで、「そんなことありません」ということで、そこでちょっといざこざがあったというようなことがあります。その辺の確認をまたなお丁寧にお願いをしたいと思います。

今回私も何点かそういういろんなことを聞きましたが、この名簿作成に当たってどのような問題点が起こっておりますか。そして、また今後その進捗状況というか、今39件ということで、なかなか回収というか個別計画が難しいのではないかと思います。今後の状況なんかもあわせてお聞かせをください。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 少し別の議員さんの答弁でも触れましたですけども、39件の個別計画は、やはり現状でもう少しやってもいいのではないかというふうに思っております。いろんな組織によってやり方も違うので、今はさまざまな組織の方のご意見、それから当事者はもちろん聞いて、できるだけ早いその個別計画の提出に至るようなノウハウもあれば、逆に我々のほうから提供していきたいなというふうに思っております。あわせて自主防災組織等の会合等でもう少し丁寧な説明をして、やはり主体的にこの計画づくりに取り組んでもらえるようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ぜひ今後も、これは毎年続いていくことですので、その自主防の方たちの集まりだとか、このことに対しての説明がちょっと不十分かなということを感じましたので、ぜひ引き続きお願いいたします。

それでは次の質問で、この中で同意が得られてない対象者に対してはどのような対策を講じるのでしょうか。

そしてもう1点、自主防災の方々からも聞かれたがです。同意が得られてないけど、明らかに支援が必要と思う方が地域にいます。自主防として、自分たちとして、どんなに対応したらいいんだろうか。同意が得られんから放っておいていいというものでもないだろうけど、その辺の判断に苦慮しているようです。あわせてわかれば、ご答弁お願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

不同意の方々につきましては、平成30年3月現在58人でございましたが、再調査を行うとともにチラシを入れるなど啓発を続けました結果、現在は33人に減少をして



おります。今後も再調査等により啓発を続け、趣旨をご理解いただけるように努めていきたいと思っております。

それからもう1点、今回その要支援の対象にならなかった方であっても要支援として登録し、必要な支援を受けたいというような場合は、組織を通じて我々のところに申し出ていただきまして、システム的にも登録するというようなこともし、配慮をしていきたいというふうに考えております。カテゴリーと申しますか、その要支援者の対象者の中には市長が特に認めた場合というような項目がありまして、対象から漏れる方であっても実際は配慮が必要だ、状況に応じて配慮が必要だという場合は、そうした項目の適用により要支援者として登録していきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） よくわかりました。そしたら、この災害時の対応は、市のほうでその方に対応してくださると理解していいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

要支援者の支援につきましては、マニュアルというか計画上は、一義的に避難行動等の支援者が行うということになっております。具体的には先ほども申し上げましたが自主防災組織、民生委員さん、それから消防団等になっております。その方が支援をするわけですが、名簿の登載ですね、管理と申しますか、その要支援者として登録をするという行為については、申し出ていただければ登録はされるということでございます。登録されれば、それがその関係の自主防災組織に名簿として配られ、その中に新たに登載、名簿に加わるということでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ぜひその同意してない方に啓発をすることで、58人が33人に減ってきてるので、ぜひその啓発を続ける中でこういうことも将来大事だからという、ちょっとその説明なんかも加えてぜひ皆さんに、少しでも多くの方に同意が得られるように努力をお願いいたします。

それでは、次の4の質問に移りたいと…。

○議長（比与森光俊君） 暫時昼食のため休憩します。1時まで休憩します。

（午前11時56分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） それでは、4の聴覚障害者の方への対応ということで、

特に災害時や防災などに対する対応についてお尋ねをいたします。

最初に、近年は異常気象による災害が各地で発生をしております。本市でも今年には被害の発生が予想され、避難準備情報や避難勧告などが発令をされました。そんなとき聴覚障害者の方は、災害時の防災無線や広報車などの情報が伝わらず、避難がおくれる可能性があります。災害発生時に避難支援が迅速にできるようにするためにも現状把握が必要です。

避難行動要支援者名簿に聴覚障害者全員の方が登録をされておりますか。また、登録を拒否された方はおりますか。香美市には聴覚障害者の方が何人おられ、住まいは独居なのかまたは同居者がいるなどの状況把握ができておりますか、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 依光議員のご質問にお答えいたします。

本市の聴覚障害者は、平成30年4月30日現在で83人です。身体障害者手帳申請に係る事務を行っておりますので、申請された方の聴覚レベルの把握はできております。

先ほどおっしゃった災害時の対応とか独居であるとかそういった事項については、システム上はいつでも把握できるような状態にはしておりますけども、特段の避難行動に要する手配、個別計画のようなものは市役所のほうではつくっておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） システム上は把握できるけど個別計画はつくられてないということ。そうすると、その地域の要支援者として対象者の中には入ってないと理解していいんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 聴覚障害の方は障害区分の2級からになっております。要支援者は身体障害者手帳でいえば1級・2級の方が該当しており、2級の方が要支援者名簿に登載をされているものと思われまして、2級の方は現在28人でございます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 2級の方が28人ということで、そうしますと、今回名簿が配付されて、28人のそういう方がおられるということは自主防のほうでもわかっておると思いますが、そうでなくそれ以外の方が地域におられたとき、あの方は聴覚に障害があつて聞こえにくいとか、そういう状況をその地域で民生委員さんだとか、何か把握してなければ何かのときに困るんだと思いますが、そこの辺の対応とかどんなふうに考えておられます。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 全然聞こえないといった方がちょうど障害者手帳の2級に該当しており、その他の方は補装具とかさまざまな器具をつけて、多少なりとも聞こえるレベルであること。それから、日々生活する中では介助者、家族の方もいらっ

しゃるだろうというようなことは想定はしておりますが、個々の対象者につきまして、個別計画レベルで個別の支援を行うべく資料を集めるというようなことは、福祉事務所のほうではやっておりません。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） よく理解できました。そしたら、その聴覚障害者の対象となられてる83人の方の中で、昨日同僚議員から質問のあったヘルプマークを所持してる方というのは何名いらっしゃいますか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） ヘルプマークの対象者については、要支援者の名簿と特に現在は整合しておりません。まだ緒についたばかりということもありますし、普及がまだ進んでいないということもあります。当然そのヘルプマークの普及もあわせて、そうした要支援者の方にご案内していきたいというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ぜひ案内をしてあげてください。聴覚に障害があったら、いざというとき、災害に遭ったときに聞こえないということが、そういうマークを持ってたらいろんな方がまた気にもとめてくださるので、ぜひそういう案内、ヘルプマークというのがあるよということをぜひ勧めてあげてほしいと思います。

そしたら、次の②の質問に移らさせていただきます。

聴覚障害者の方々は、緊急時や防災時の防災無線放送が聞こえません。聴覚障害者の方々には、個別に文字で見える防災無線の設置が必要ではないでしょうか。安芸市では、早くから平成28年より設置をしております。この方たちへの対応はどのように考えておりますか、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） ご質問にお答えいたします。

防災行政無線からの音声情報を得られない聴覚障害者の方に対しましては、音声を文字に変換して伝える文字表示装置を戸別受信機の付属機器として設置しております。設置対象者につきましては、身体障害者手帳を取得されている方でございます。これに加えまして、エリアメールまた携帯電話・スマートフォンのメール機能を使って、防災行政無線の放送内容を確認することができる、登録制メールの配信サービスも行っております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 失礼しました。既に香美市でもその戸別設置をしているということで。その戸別設置をしている方は何人いらっしゃる、その対象とする83人の方、それとも障害者手帳2級の方のみでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

対象者につきましては、先ほど福祉事務所長からも人数の把握というところでお答えしましたとおり、身体障害者手帳、聴覚での手帳取得者ということでございまして、平成27年度の設計段階で85人おられました。設計といたしましては、今後の増加分を含めまして90台を見込んでおります。現在の設置状況につきましては、済みません、ちょっと手元に資料がございませんので、また調べておきます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そしたら、その手帳を持っている方に、本人からの申請でなく、その手帳を持ってる方にはこちら側からということやっておられますか。

そうしたときに、これは今ある防災無線、戸別受信機と一緒に、同じくその貸与という形でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

世帯に対しましては、貸与という形をとっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そしたら、今後ふえるだろうということを予想して90台ということですが、そうしますと高齢化により耳が聞こえにくくなって、今、浸水地域だったら戸別受信機がありますよね、もしくは近の防災無線が聞こえづらいということがあった場合に、市のほうに申請すれば、その診断書なりが要るだろうと思うけど、貸与を受けることは可能でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

文字表示装置の設置につきましては、やはり身体障害者手帳の取得がなされているかどうかというところが、判断の基準になろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） それでは、③の質問に移らさせていただきます。

この聴覚障害の方たちが災害が起こって避難所に避難してきたとき、外見ではわかりませんので、迅速に適切な支援がなかなかできにくいと思います。そのためにも避難所行動マニュアルというのか避難所マニュアル、そういう聴覚障害のある方たちのための支援マニュアルが必要と考えますが、マニュアルはありますか、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

聴覚障害者の方に特化したマニュアルはございませんけれども、現在、指定避難所に

において作成を進めております避難所運営マニュアルでは、基本事項といたしまして、要配慮者の把握、生活支援の項目を設けております。内容は、聴覚に障害のある方に対する支援の留意点として、音声による連絡を必ず掲示板や広報紙などの文字情報でも掲示すること、手話通訳者や要約筆記の必要な方同士をできるだけ近くに集め、情報がスムーズに行きわたるよう配慮することなど、情報入手のサポートを行うことを挙げております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） わかりました。

そしたら、次の④の質問に移らさせていただきます。

先ほどの避難所運営マニュアルの中でも、その方たちに対応するため、手話の必要な方同士を集めサポートをするというようなことでもございました。聴覚障害のある方は、災害時に耳が聞こえないので状況がつかめず、非常に不安な状況になると思うがです。そういった障害者の方が孤立しないよう、配慮が必要だと思います。そのマニュアルの中に、配慮が必要ということで掲げてくださってるということで少し安心をしましたが、どうしてもその伝達手段として、先ほども言われました音声でない場合は、掲示板とかということで文字情報ということもありますが、やはり手話が大事ではないかと思えます。情報を正しく伝え安心してもらうためにも、手話ができる人が必要だと考えます。職員の中で手話ができる方は何人おられますか、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

手話研修を受けた職員はおりますが、手話通訳者のような手話ができる職員は福祉事務所では確認しておりません。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 福祉事務所の中で研修を受けた方はいらっしゃるけれどということですが、それ以外の香美市の職員さんの中で手話の研修を受けたのは、今のは全体の答弁でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 把握はしていないので、もしかしたら個人的にその研修を受けたりというようなことがあるかもしれませんが、ただ、現状では手話ができるということは聞き及んでいません。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 現状では十分に把握できてないということですが、ぜひ手話ができる方、やっぱり窓口であったり災害対応であったり、やはり何人か必要だと思いますので、ぜひその手話の研修を積極的にしていくべきと思いますが、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

平成29年度より、手話奉仕員の資格を取得することができます手話奉仕員養成講座を南国市、香南市と共催で、香美市の中央公民館で開催をいたしました。平成29年度は入門編として20回、それから今年度、平成30年度は基礎編として25回を開催しております。全体で今年度2月には26人の奉仕員が新たに誕生するという予定になっておまして、うち香美市が15人、南国市が8人、香南市が3人ということで、新たにその取得をされる予定になっております。今後ともこうした手話奉仕員の資格に係る、また、その能力の維持に係る研修等が続けていきたいというふうには思っております。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ぜひ引き続きお願いいたします。やっぱり一度の研修だけではなかなか身につかない。それからやっぱり、その手話の研修をしてもステップアップということも大事ですので、ぜひ引き続きよろしくようお願い申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

最後になりますが、職員研修についてお尋ねをいたします。

本市では合併後10年が経過し、財源は減少傾向に向かいます。少子高齢化の中、住民サービスは一定行いながらも新たな事業も取り組まなければなりません。そうしたとき、これからの職員は、今以上のやる気、能力、裁量が求められます。公務員は、地方公務員法第30条で、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げて専念しなければならない。」と定められております。全力を挙げて専念するためには、行政知識の習得、職務能力の向上が必要です。そのためには職員研修の積み重ねが重要と考えます。

毎年、主要な施策の成果説明書に、職員の資質向上のため、職員研修の実施状況が掲載をされております。しかし、研修の内容が余りにも少なく心配をします。

そこで、職員研修の実施状況や効果についてお尋ねをいたします。

今回、事前に研修内容についての資料をいただきましたので、主要な施策の成果説明書に掲載している以外にも多くの研修を受けているという状況がわかりましたので、最初に、平成29年度の職員研修を行い、どのような効果がありましたか。そして、今後の課題についてもお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 職員研修についてお答えします。

職員研修につきましては、本市が実施する全体研修、こうち人づくり広域連合が実施する研修、そして、民間機関が実施する研修の3つを受講しておりますので、この3点について説明させていただきます。

平成29年度の研修でございますが、本市が実施する全体研修では、人事評価制度導

入に伴う目標設定研修に347人、災害時の医療救護活動を学ぶ防災研修に233人、犯罪被害者支援について学ぶ人権研修に236人が参加しました。また若手職員を対象に、市民が接しやすい行政職員の育成を目指す人間力向上研修に20人が参加し、6月から12月までの期間で12回の研修を実施しました。

こうち人づくり広域連合が実施する、経験年数に応じて必要とされるスキルを学ぶ階層別研修、これは新規採用職員の研修、採用2年目研修、5年目研修、10年目研修、15年目研修、管理職研修などがございますが、これに117人、地方自治法、行政不服審査法、滞納整理事務など専門知識の習得を目指す専門研修に29人が参加しております。また、県内では受講の機会がない県外で開催される専門知識の習得を目指す専門研修に15人が参加しております。

研修を通じて学んだ知識や技術はそれぞれの業務に生かされており、ここ数年、重点を置いて実施してきた接遇研修につきましては、確実に接遇の向上につながっていると感じております。

課題といたしまして、接遇研修については、若手だけでなく幅広く研修を受ける必要があるということで、平成30年度は臨時・非常勤職員までを対象とした研修を開催し、接遇能力の全体の底上げを図ることといたしました。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 専門研修なんかも受けてるということで、この内容を知り少し安心したんですが。

この階層別研修、スキルを学んで、経験年数に応じた能力を高めていくということがとても大事になってこようかと思いますが、意外とやっぱり忙しいからでしょうかね、5年目、10年目になると、なかなか少ないんですが。これはあれですか、こちらから指名ですか、それとも手挙げ方式でやられているんでしょうか。それともう1点、役職についたら役職の係長研修、課長補佐研修とかありますよね、課長研修、管理職研修、これは一度受けたらもう受けなくて、その役職についてる間は受けなくていいというものでしょうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

階層別研修については、もうその対象となった職員は必ず受けていただくようになっております。多分人数が少ないというのは、対象者もそれぐらいの人数であったということになっておりまして、係長研修以上の研修も対象になってる方は全員が受けるようにしております。100%ではないですが、ほとんどの職員が、対象となった職員は受講しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 対象となる職員さん、そしたら例えばですが、役職についての方が係長になった、今年受けたらもう来年度同じその役職の、2年後とか3年後、もしあったときに再度そういうのを受けるんですか。それとも一度受ければ、その役職にいる間はもう受けなくていいということでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

係長研修等につきましては、一度受ければもうそれで構わないということになっております。その役職について年に受けられなかった場合は、次年度以降で受けるということになっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） それから、接遇の向上につながったということでもとてもいいことだと、市民の方からも、いや、すごく感じがよくなったねっていうことを1人言われた方があります、相変わらず不評なところもあるけれど。それと今度、臨時職員さんまでも底上げをしていくということでやられたということで、ぜひそれは継続してお願いをしたいと思います。

そしたら、次の質問に移ります。

それでは、平成30年度の研修について、実施後の効果や課題についてお聞かせをください。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

本市が実施する平成30年度の研修について、本市が実施する全体研修では、救命処置や応急手当を学ぶ救急救命講習に219人、基本的な接遇における接客術を学ぶ接遇研修に434人、情報セキュリティー対策について学ぶ情報セキュリティー研修に230人が参加しました。また、平成31年2月に同和問題について学ぶ人権研修の開催を予定しております。

こうち人づくり広域連合が実施する経験年数に応じて必要とされるスキルを学ぶ階層別研修に103人、政策法務、住民税課税実務、滞納整理事務など専門知識の習得を目指す専門研修に33人、県内では受講の機会が少ない県外で開催される専門知識の習得を目指す専門研修に15人が参加しております。

次年度への課題としましては、年三、四回開催する全体研修への参加率が80%から95%に達しておりますが、全員参加を目指して、研修に参加しやすい職場環境を整えるための取り組みを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） やっぱりその年三、四回に回数がふえると参加者が少し



少ない。けど以前よりは改善されてきているということをお聞きしたんですが、大事なことです、ぜひ。

こうして経験年数が経過すればするほど、公務員として必要な倫理観及び法制知識などを養わなければならないと思うがです。仕事が忙しいということもあるでしょうが、積極的な参加を促していくべきでないかと思う。今そういうのに全員が参加ができるように、そういう環境を整えることを目指すということでしたが、ぜひその専門的な知識を得るための能力向上・開発研修や民間の研修です、例えば自治法だとか自治体の法務だとか、それから契約事務、地方自治の研修だとかいろいろありますが、ここに対して1人もしくは2人だけ、まだ2人のほうはいいけど、ぜひ最低でも2人受けていく、それと一度ではなかなか習得できないと思うので、重ねてそういう能力をアップしていく、そういうことが必要ではないかと思うんです。

それと民間機関での研修、これ県外へ行かれてるということで非常に大事になってこようかと思えます。時間と費用が非常にかさんできますが、全国で県外である研修へ、ぜひここも参加者をもう少し、1人でなく最低でも2人が行くっていうようなことができないだろうか。

というのも、私も時々琵琶湖のふちに、全国の市町村議員の研修、そこでは職員さんの研修もやっております。そうすると全国からいろんな方が集まっているから、職員さんでも素晴らしい方が集まって勉強、同時に私たち議員も夜、一緒の会場になるところがあるんですが、そうすることでやっぱり自分の目指す職員像、尊敬できる、そういった方との出会いもあるんです。そこでいろんな他市町村の職員さんとも知り合い、いろんな情報交換したりつながっていく、そういう可能性もすごくあります。ここを見らしてもらったら日本経営協会の研修ということであれですが、琵琶湖のふちの全国市町村国際文化研修所かな、そこでの研修は1泊2日でも6,800円、7,800円、2泊3泊しても2万円足らずの、宿泊と食事と研修がついて、そういう費用でとてもいい講師の方が来てやっておりますので、少ない経費でいろんなことを学べるシステムになっておりますので、そういうこともまた検討していただけたらと思えます。

その施設のとてもいいのは、そこへ各市町村から職員さんを派遣する、そこで研修し、そしてそこで認められたら、そこから海外の職員研修にも費用をそこが全て見てくれることも可能です。ぜひそういった外での研修にももう少し人の参加者をふやすことができないか。また、専門研修に対して、職場が忙しいからなかなか一遍に何人ものというのは難しいかもわからんけれど、これからますますそういう知識が必要になってこようかと思えますが、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

こうち人づくり広域連合で行っております能力向上・開発研修はさまざまなメニューが用意されており、総務課のほうでもインフォメーションで募集等しておりますので、

こちらのほうは無料で参加できるものですので、多くの職員が参加できるように広報・周知を図っていききたいというふうに考えております。

また、民間で実施している研修につきましては、一応予算というものがございまして、その予算の範囲内で職員を派遣して、研修を受けていただくようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 毎年決算のときに出される主要な施策の成果説明書に、研修について、課題として5年以上同じ課題が挙がっております。研修の参加率の向上ということで、こうち人づくり広域連合研修の積極的な活用推進を挙げております。今課長が呼びかけていくということをご答弁くださいましたが、これずっと改善できていないのは何がネックになっているのでしょうか。また今後、現状ではいかんということであれば、今後どのように改善していくお考えなのかお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

毎年同じ課題が挙がっているということでございますが、やはりこの研修の時期と業務の関係もあろうかと思えます。やはり忙しい時期になりますと、なかなか研修に行く余裕はないというようなこともございます。そういうこともございますので、今後につきましては、なるべく早目にこの研修の広報をして、あらかじめ予定を立てていただいて、なるべく研修に参加していただくというような、そういったこともちょっと取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 仕事が多忙ということもあろうかと思えますが、ぜひ研修は必要ですので、また積極的に引き続いてお願い申し上げ、最後に市長にお尋ねをいたします。

職員の人材育成ということは非常に重要になってこようかと思えます。職員のやる気、それはまずトップの長並びにここにいらっしゃる管理職の皆さんがいかにかやる気を起こすか否かが大切だと思えます。単に仕事を命ずるだけでなく、職員の職務能力が十分発揮できるよう、適材適所への配置や職員の能力・創造力を掘り起こすことに十分配慮しながら、常にやる気を起こす環境づくり、競争意識の盛り上がりを図っていくべきだと思います。そして、そのほかの職員全員において、退職するまでは常に研修の積み重ねが重要と考えます。市長は職員研修の位置づけをどのように考えるか、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えをいたします。

公務員が、住民の皆さんにいかに自分の職務を通じて貢献できていくかということが、大変大事になってこようかというふうに思います。そのためにはしっかりと自分たちがやっている仕事そのものが、住民の皆さんにどのように影響していくのかということをしつかり捉まえることと、みずからが能力を上げていくことによって、住民に貢献をしていくことをしつかりみずからが感じるものが、何よりも大切なことだというふうに考えます。そのための環境づくりを今後も徹底してまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 職員の研修を徹底していくということで、やはり職員さんとして、不断の努力とその努力で得た知識と経験が周囲から認められ、責任者としての力を与えられる職員研修の積み重ねに期待を申し上げ、私の質問を以上で終わります。

○議長（比与森光俊君） 依光美代子さんの質問が終わりました。

次に、6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で一般質問のほうを進めさせていただきたいと思います。

今回の質問の中でもたくさん取り上げられてます防災の観点について、まずお聞きをしてみたいと思います。私のほうは、地域を限定しての地震火災対策ということでお聞きをさせていただきます。

本市は、南海トラフ地震発生時に、木造住宅密集地域において想定される地震火災による人的被害の軽減を図ることを目的に、行政や住民、事業者があらかじめ取り組むべき対策を、平成29年に香美市地震火災対策計画として出しております。拝見をさせていただきました。

この一部を引用させていただきますと、街路の整備や沿道建築物の不燃化、公園などのオープンスペースの確保等ハード整備には長期間を要するために、住民みずから命を守るために今すぐでも行える取り組みを進めることが必要としています。

そこでお伺いをいたします。

指定をされました西本町、東本町、百石町、旭町についての出火防止、延焼防止、安全な避難の各視点から、これまでの取り組みについて概要をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

平成27年6月、高知県から本市を含む県内11市町の19地区が、地震火災対策を重点的に推進する地区として示されました。この地区指定を受けて、平成28年度に香美市地震火災対策計画を策定いたしております。策定に当たりましては、重点推進地区内の全世帯を対象としたアンケート調査、自治会・自主防災組織の代表者による2回のワークショップを通じて意見を集約し、計画に反映させております。

アンケート調査の結果からは、感震ブレイカーの設置、耐震改修の実施、家具の転倒

防止など、地震火災への備えとして効果が高いと住民の方ご自身が考えている対策が、実際には余りとられていないという状況が明らかとなり、個人、地域、行政のそれぞれの立場で、出火防止、延焼防止、安全な避難の取り組みを進めることを今後の対策の方針といたしました。

市では出火防止対策を重視し、重点推進地区内の全戸に感震ブレーカーを配付する計画を立て、昨年度、簡易タイプの感震ブレーカーを購入いたしました。本年3月、重点推進地区内の自治会・自主防災組織の役員の方々にお集まりいただき、感震ブレーカーの取り付けに協力を求めたところでございます。重点推進地区内には、14組織の自主防災組織があり、現在までに6組織で取り付けを終えていただいております。また、取り付け中が1組織、準備・検討中が4組織、協力不可という組織は3組織となっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ほんとにワークショップ等を通じて課題も取り上げていただき、的確に対応できるようにということで取り組まれていることがよくわかりました。それを受けて、②に進んでいきたいと思っております。

今も課長の答弁からわかりましたけれども、これから取り組むべき課題ですが、取り組めたところもあるし取り組めなかったところもあると、そういったことでありますので、そういった課題を今後どういうふうに解決をしていくのか、そういったところも含めまして、この課題対応をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

重点推進地区への感震ブレーカーの取り付け件数は、現在340世帯でございます。これは計画世帯1,534世帯の22%に当たる進捗でございます。今後取り組みを強化したいと考えております。自主防災組織で取り付けを終えた地区からは、分電盤の仕様によって取り付けが困難であること、入院などによる長期不在世帯や空き家が多いこと、取り付けを拒否されたという事例などが報告されております。地元対応のできない地区や自治会未加入者などへの取り付けも、今後の課題であると認識しております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ちょっと入院とか物理的にも難しいところもありますけれども、一方では自治会未加入というところでの困難というところですけども、そういったところはやり方によってはすぐにでもできそうな気がするんですけども、実際そこら辺の方への周知とかの見通しが、また対応がありましたらお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

自主防災組織、自治会によりましては、未加入の世帯についても、この際に組織への勧誘も含めましてご対応いただいたという事例もございますけれども、どうしても全ての組織でそれができないという事例もございます。そういった世帯につきましては、また防災対策課、また消防とも連携し、取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そうですね、未加入者も含めて対応して積極的にやっていた自主防の組織がある一方で、①でお聞きしましたようにちょっと協力が不可だと、これ多分人員とかのことで難しいのかなとも思いましたけれども、そういったところにもまた課題があるように思いました。

この計画のワークショップの中では、避難計画に参加された方に限れば、されてない方よりもこういった必要な対策をとる方がふえておるという傾向が出ておりましたので、そういった意味でも、まずは避難訓練に参加というようなところから、ぜひとも取り組みを進めていただけたらと思います。

それで、③の質問に移ります。

このたびの対策計画作成に当たって、ワークショップを開催して多くの意見を吸い上げておると聞いたところでありますが、今回計画の中にも反映し切れてないものもあるので、今後も具体化できるように検討を進めるということも記されておりました。また、私としましては、そのハード整備、これは時間がかかるということでもあったんですけども、まちづくりをするに当たって、継続したワークショップなどの場でこういう協議を進めていく必要があると思うんですけども、今後の取り組みなどどう進めていくのかをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

市が作成した計画を今後どう見直していくかということでございますけれども、全く現段階では白紙ではございますが、住民の皆様のご意見を聴取するという機会が必要であるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そうですね、具体的な解決策は今後、例えば建設課とも協力をしながら進めていくようなこともあると思います。まずは意見を聞くというところから進めていくということですので、ぜひともそちらのほうを進めていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、2の質問に移ってまいります。

物部川を生かした景観条例ということで提案をさせていただきます。

この間、私自身、工科大学が実施をいたしますイブニングセミナーというのがありま

して、そちらのほうへ参加をさせていただいたときに、たまたまご紹介されたのが島根県松江市での取り組みで、防潮堤をつくるのに景観に配慮した形で防潮堤を設置をしたというお話でありました。その際に後押しになったのは、地域にあります宍道湖を中心にした景観条例の設置があったので、それをてこにして景観に配慮した防潮堤、これを製作ができたというお話でもありました。

また今般、その防災関係でよく課題に挙げられますのは物部川水系の対策ということでもありますので、そういった観点も合わせましたときに、たまたま私の目にとまったのがこの景観条例というものでありましたので、そういったところを取りまとめるような意味でも、提案ということで進めさせていただきたいと思います。

本市の物部川、こちらは幹川流路延長が71キロメートル、流域面積が508平方キロメートルの一級河川です。源流域の東北部は、四国の屋根を構成する四国山地に広く含まれ、おおむね1,000メートルから1,800メートルの急峻な山並みが続いています。その山岳部は秩父帯といわれます古生代層からなり、泥岩がち互層や砂岩がち互層など複雑で、石灰岩の露出や鍾乳洞等も見られます。また、それより南の仏像構造線と言われる断層線、これは物部川の別府筋ということでもありますけれども、それより南には四万十帯といわれる中生代の砂岩がち互層が広がっています。それぞれの地質区分の境界線に沿って、物部川上流部の流路が形成されています。

上流部はもちろんのこと、中流部、下流部とも急流となっており、永瀬ダムから杉田ダムまでの中流域はほぼ直線に流れています。その後、杉田で向きを南に変え神母ノ木で香長平野に出た後は、野中兼山が完成をさせて以後の井筋の歴史等もありまして、流域の景観を特徴づけております。物部川本流のほうは、香南市吉原で太平洋に注いでおります。

物部川上流域には天然林も多く残されており、そこは水源を涵養する自然のダムであるとともに、べふ峡、轟の滝を初めとする溪谷や滝、鍾乳洞、湿地帯等の多彩な景観美が見られ、アメゴ、アユ、カワセミ、ホタル等の多様な生物を抱える貴重な空間を伴っております。こういった多種多様な自然の観光資源があり、私たちの郷土を愛する心象風景として刻まれております。今後観光資源として生かしていくためにも、その保全のための取り組みを応援し、充実させていくことが望まれます。

以上のことから1つ目ですが、例えばサイクリングコースやアーティスト・イン・レジデンスなどの民間の取り組み、行政の支援が相乗効果を持つような仕組みは考えられないのか、現在の取り組みやこれからの展望をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

議員がおっしゃられましたとおり、物部川につきましては、急峻な地形が織りなす溪谷部や山田堰によって形成されました平野部など、特徴的な河川景観が存在をしております。

ご質問の自然体験型の観光資源としての発信はということでございますが、今年の秋に芸術家が地域に滞在し、芸術作品を制作展示するアーティスト・イン・レジデンスが香北町永野の農地であり、市内外の参加者で芸術体験が行われたところでございます。このような各地で行われます新しい取り組みや楽しい催し等は、大変参考になるところでございます。民間と行政が協力した取り組みにつきまして今の時点では具体案はございませんが、参考にしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） こういった民間の取り組みを参考にということでありました。ただ、直接市が何かイベントをとということもできればそれに越したことはないんですけども、こういった民間の取り組みをされるときに、物部川の景観もあわせて宣伝になるような、連携というようなところもあると思います。また、その民間団体の方がなぜそういう企画をしたのかという中に、その物部川の景観を生かしたいという思いも加わってありましたら、なおのこと相乗効果ということだと思います。

そういった意味でも、例えば今観光協会のほうが音頭をとりまして、史跡とか歴史に対する検討委員会、もしくは宿泊に関する委員会等を開いております。私のほうも参加をさせていただきましたけれども、やはり観光ボランティア、地元の方がそういったことができるような取り組みが重要というようなことも繰り返し述べられております。そういった意味でも、民間でイベントを企画するような方が、あわせてこの物部川の景観なんかを積極的にアピールするような形になればという思いがあります。そういった意味で再度、ひょっと商工観光課のほうで取り組めるようなことがありましたらお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えをいたします。

今のところ具体案はございませんが、例えば関係団体でそういったイベントを情報発信するとか、そういったところからでもスタートできるのかなというふうに思っております。それから、先ほどおっしゃいました観光協会の新しい委員会のほうでも、そういったものにつきましてこれから協議・検討していくと、意見も出てくるだろうというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） それでは、②のほうに移りたいと思います。

流域3市と民間団体でつくります物部川流域ふるさと交流推進協議会のこれまでの活動の成果、そして今後の支援・取り組みの展望、こういったところをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 森田雄介議員のご質問にお答えいたします。

物部川流域ふるさと交流推進協議会の役員は、香美・南国・香南の3市で構成されて

おりますが、賛助会員として、民間団体のアクア・リプル・ネットワークと社団法人高知県森と水の会（後日「高知県森と緑の会」と訂正あり）に入らせていただいております。この協議会は3市の交流を推進しながら、地域の機能や価値について相互に理解し合い、流域の調和のある発展を目的とし、年間を通してアクア・リプル・ネットワークとともに環境保全活動を行っております。3市職員、また3市議会議員を対象とした環境学習や児童を対象とした環境学習、また環境保全広報活動などを行っております。今後、物部川の環境保全に関するパネル展や児童生徒を対象とした釣り大会なども行う予定となっております。

このような活動はなかなか目に見える成果がすぐに現れにくいですが、今後ともアクア・リプル・ネットワークのご協力を得ながら、地道な活動を続けていくように考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） お聞きをいたしました。地道な活動で主にやはり広報活動、それから清掃活動、そういったところをお聞きをしたところですが、まず何よりも本市の振興計画の中にもこの物部川流域ふるさと交流推進協議会の取り組みというのも出てきておまして、そこを見ましたら、もうほんと森林の荒廃から、中山間では有害鳥獣の被害、そして災害対策、山腹崩壊や土砂の堆積、最後、河口付近の閉塞とあらゆることが課題として取り上げられまして、そういった改善に向けた取り組みがこの交流推進協議会でも行われるというふうに書かれておったところであります。

そういったところから、もっとさらに活躍を今の状況の中ではしていただきたいなという思いがあります。議員も参加をする団体ということで済みません、自分自身もやらなければならないんですけども、さらなる活躍というところで、今後の見通し等ありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

先ほども申しましたが、この交流推進協議会は香美市・南国市・香南市の3市で構成されておりますので、今後とも物部川流域の3市の交流に関する事業や、また研修会、また情報の提供など、いろいろなイベントなどもやっていきたいと考えております。今年には物部川の環境バスツアーもやる予定でございましたが、台風で中止となりまして、今後は子どもたちの釣り大会を来年はやるような方向で考えております。また、先ほど申しましたが、10月25日には物部川流域の現地見学、さおりが原の鹿被害などということで、議員の方々5名も参加していただきまして、合計22名の参加で別府の現地見学、視察の研修もしていただいております。今後ともこういう啓発、また交流事業を活発にしていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。



○6番（森田雄介君）                    それでは、次の③の質問に移りたいと思います。

今後、河川や井筋を軸とした良好な景観を形成する取り組みを応援するためにも、この協議会とも連携をいたしました景観条例づくりを進められないのかと考えたところがあります。

この条例は、景観を現在及び将来にわたる国民共有の資産であるとして、良好な景観を保全し、またその個性を伸ばすよう住民、事業者、行政の協働で合意や調和を図り、一定の施策に協力する責務を定めております。これは地域の取り組みを支える制度でありまして、平成30年3月末時点で、全ての自治体が景観行政団体になった愛媛県と宮崎県を除く45の都道府県と、政令市20市、中核市48団体を含む713団体が景観行政団体とされており、そのうちの558団体が景観計画を策定しておるところであります。流域3市が協働をして物部川の保全に取り組むイメージでの景観条例の提案ですが、見解はいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）                    定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君）                    お答えいたします。

現在のところ景観条例の制定は考えておりません。

市の景観につきましては、香美市振興計画におきまして、「誰もがあこがれるようなまちづくりの一環として、香美市ならではの自然と文化を活かした快適で魅力的な景観づくりや、物部川及び国道195号を広域交流軸として美しい景観形成を進めます。」となっております。物部川流域ふるさと交流推進協議会との連携した景観条例づくりにつきましては、先ほども申しましたが3市の行政で構成されております協議会でございますので、香美市1市との条例の連携は難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）                    6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君）                    私も今回の質問をつくっている中で、この景観条例、そのものほうの第11条のところにあるんですけども、実際取り組む方であったりとか、また、まちづくりを行うNPOなどが土地の所有者の3分の2以上の同意を得て、素案を添えて提案もできるということも書かれております。そういった意味では、行政だけに任すわけではなくて、地元と連携した取り組みも必要かなと思った次第であります。

それですと1つには、ちょっと古い話になりますけども、2001年に工科大の土木計画学研究ということで「舟入川プロジェクト」というのがネット上にも載っております。これは、物部川の井筋であります舟入川を、より魅力的なことで土木開発をしたいという計画であります。具体化はされていないわけなんですけども、こういったせっかくなつくられた計画なんかもありました。

こういった方向に取り組むというようなことも1つあると思います。こういったところとの連携ですね、どこが事務局になるのか、手を挙げるというようなことになるのかわかりませんが、こういったところとの連携なんかもできていければと思うところ

ろであります。

そしたら、物部川流域ふるさと交流推進協議会、事務局は定住推進課さんということで、あと3市が持ち回りということですが、総会的なものとかはどんな感じになってますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

これ3市の持ち回りとなっております、今年からは香美市のほうが会長職ということで市長が会長をやっております。大体5月ぐらいに協議会の総会をやっております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ほんとに物部川というのは、その井筋も合わせましたら、いろんな自然もありますし歴史もあると、いろんな顔があるというところで、ほとんど全てのものがそろってるんじゃないかなと思います。また、そういったところもひょっと自分のほうも含めて発信をしていけたらと思います。また応援もよろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

下水道整備計画ということでお伺いをいたします。

本市の一般廃棄物処理基本計画の中の生活排水処理基本計画では、生活排水処理の目標を「水質の改善を図るにとどまらず、流れる川に清流がよみがえり、蛍が飛び交う河川の浄化を目指すもの」としております。そのための生活排水処理施設整備の基本計画については、次のとおりとされております。1つ目に、人口の密集地域においては、公共下水道などの集合処理施設を整備。2つ目に、その他の地域は、合併処理浄化槽の普及を推進。3つ目に、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽等への転換促進ということを挙げております。

これらの施設整備を所管しているのは、人口密集地である市街地の公共下水道や特定環境保全公共下水道は国土交通省の管轄、そして農林漁業の集落排水は農林水産庁の管轄、コミュニティプラントなど一部の集合処理と、浄化槽の設置の個別処理は環境省と総務省が管轄をしておりますということです。これらの処理形式の違いを比較検討して、最も効率のよい経済的な方法を選択することがまず求められると思います。

その上で、処理計画の進捗に時間がかかっているうちに生じた、社会情勢の変化に対応した見直し等も求められるところだと伺っているところです。具体的に人口減少や高齢化のほか、地域によりましては、合併浄化槽による水洗化のほうが優先をしていくということだと思います。下水道の供用が開始された時点で、遅滞なく下水道に接続することが求められるところなんですけれども、例えば平成22年から2年間にわたって開かれました、国におけます「今後の汚水処理のあり方に関する検討会 有識者等委員会」におきましては、下水道接続に一定の条件を設けて、免除・猶予期間を設定するなどの必要性も議論をされておるということを見たところであります。

将来におきまして下水道接続率が向上することは、事業の経営面でもプラスなわけなんですけれども、早期接続の奨励金、そういったことも設定をしております。しかし、これがなくなった後も接続の向上が進みますように、猶予条件とか猶予でなく個人でつけないと言っていた方も、後でつけようと思ったときに、何がしかの奨励金のようなものの検討があってもよいのではないかと考えてもおるところです。

そこで、①の質問ということになります。

片地地域での下水道供用開始後の下水道接続率の向上に対する手だてというところで、お聞かせください。また、その片地地域の接続義務がどう発生するのかお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 森田議員のご質問にお答えいたします。

下水道法第10条では「公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。」となっております。

また、同法第11条の3では「処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所に改造しなければならない。」となっております。

つまり、浄化槽を設置している場合には香美市が許可すれば下水道への接続が猶予されますが、くみ取り便所の場合には、便所だけでも供用開始の日から3年以内に下水道へ接続しなければならないと法を解釈しています。ただし、環境上下水道課において受益者負担金の公平性の問題が議論され、来年度より供用開始区域の考え方について改正を行うよう準備を進めております。

現在の香美市の供用開始区域は、年度の初めに一括して地域で告示し、接続義務の起源が設定される仕組みをとっておりますが、来年度より宅地ごとに地権者または土地利用者が接続意思を示した後に、随時告示するやり方に変更するよう考えております。これにより、下水道への接続意思を示さない限り供用開始区域とはならないため、接続義務が発生はいたしません。そのため、接続率等の懸念される問題点は減少するものと考えております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 今後柔軟な対応ができるというお話をお聞かせいただいたところですが、

供用開始はその下水道をつなぐ方の意思表示ということですが、そうなりますと一括納入の方には奨励金が出ておったと思います。この奨励金の制度なんかはその場合はど

のような取り扱いになるのか。改正を検討中ということですが、そのところがわかりましたらお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

香美市下水道事業受益者負担金に関する条例及び関する施行規則の改正につきましては現在内容を検討中ではありますが、前納報償金につきましては現在のところ変更はございません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） これは変更がないということで、前納の報償金ですから、供用開始になって本来20回に分割しなければならないということなんですけども、それを1回にやるということは、この対象になるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） それでは、検討中の内容につきまして若干説明させていただきます。

負担金の額については変更はございません。徴収につきましては20期5年、申し出があれば一括納付可能を1期一括徴収に変更いたします。納期限でございますが、1期・2期・3期・4期を納入通知発行日の月末に変更いたします。減免についてですが、香美市の公用に供する土地について、それぞれ100%の減免に変更いたします。また、自治会が所有、または使用する集会所の敷地、その他これに類する土地については、75%を100%に変更いたします。主な変更点については以上であります。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 検討中のところもお聞かせ願ったところです。

そしたらこの奨励、何度も奨励金のことばかりで申しわけないですけども、奨励金が発生するのは、むしろ全体が供用開始になったときということになるのでしょうか。猶予された方は一括徴収が基本になるというようなお話でありましたので、一括徴収のときに奨励金を引いた額になるのか。負担金は変わりがないというのは、今面積に460円を掛けた額が負担金ということで、一括納入をする場合はその20%、回数に応じてその奨励金の額が変わるということなんですけれども、その回数によってというのはなくなってしまうということよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） もう一度説明をさせていただきますが、あくまでも戸別で意思表示をいただいた方で、かつ一括納付ができる方は前納報償金の対象になるということになります。区域ではなくて戸別ですので、あくまで。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 済みません、ありがとうございます。

そしてもう1点なんですけれども、今工事が進んでおります片地地域ですが、完成予定が2027年度ということで伺ってるところです。工事の進捗状況も変化もあるとは思いますが、そしてこの下水道接続率ですね、どれぐらいを見込んでいるのか。そういった事前の声なんか、わかる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 片地地区の下水道の接続率については、今後この条例の改正を4月1日から施行というふうに一応したいというふうを考えてますので、4月1日から施行された場合の接続率については、現在のところ想定はまだちょっとできてません。あくまでも条例が通った後というたてりがありますので。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そしたら、それも含めまして、②の質問に移っていきたいと思います。

残る下水道整備計画地域であります、土佐山田の南組地域の計画実施時期はいつごろになるのかをお聞きをいたします。また、合併浄化槽を設置している世帯に対して、接続を促す説得性のある計画になるのか。また、高齢世帯への配慮などは考えられるのかお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） それでは、お答えいたします。

南組地域については平成28年度に全体計画の見直しを行い、市街化調整区域は現状の下水道によらない個別処理が経済的に有利であるため、整備計画から除外しております。市街化区域につきましては既に都市計画決定済みとなっており、平成32年度に都市計画事業認可を取得の上、平成33年度より2カ年で設計を行い、平成35年度より整備する予定です。下流域の農業用水路への今後の生活排水による負荷や影響も考え、事業の整合性はあると考えております。また、合併浄化槽の設置者及び高齢者については、先ほどの前問のお答えのとおり例規の改正を行う予定でありますので、問題はないと考えております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 自分のほうが気になるのがその浄化槽、個人で判断する場合なんですけれども、浄化槽と下水道のランニングコストや設置工事も含めたそういったものの違いなどを、実施予定地域で説明などをする予定があるのかということでもあります。自分のほうでもできる限りの試算はしたいところではありますけれども、そういった説明会等を通じての啓発というか、そういったことは予定されるのかどうかお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 条例改正しましたら、個別の意向調査を行う予定になっております。すぐに接続する方、猶予する方、それによって状況が変わってきますので、特に合併浄化槽を持たれてる方は、現在は二重の負担になってくるという認識を持って条例改正を行うわけでありまして、この条例が通った後、地元の関係者を個別に当たって、意向調査に回りたいというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 一応自分のほうも含めまして大抵の合併浄化槽の方は、移行しないほうがコストは安く済むということがあってのことだと思いますが、実際に比較した場合にどうなるかというのも明らかであればあれなんですけども、それが接続してもそれほど負担は将来的に変わらないというようなことになりましたら、ここはむしろ下水道整備ってというのが、個人の経済的な状況もありますけど、地域環境の改善という意味では、より下水道のほうの方が有利であることは間違いのないところだと思いますので、そういった意味では、どこかには下水道も推進をしますよというような、メリットになるような部分があってもいいんじゃないかなと思うところですけども、経済面だけではないところでのその接続を促す仕組み等は考えられないものか、ちょっと一度お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 基本的に市街化区域につきましては、下水道に接続していただくというのが理想です。ただ、合併浄化槽が中にあることによってなかなかそれができないというジレンマが現在あるわけで、その方については地区で認可をした場合には3年以内に接続してもらおう、これ強制力はないわけですけどお願いをしているところです。それが今回条例を改正することによってある程度柔軟に対応できる。個人の方も自分で判断できる余地が出てくるわけでありまして、原則として市街化区域の中については、下水道につないでいただくというお願いをしていくということです。以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） よくわかりました。また、利用される方の目線に立った下水道政策を進めていただきますように、お願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 暫時休憩します。

（午後 2時26分 休憩）

（午後 2時38分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） それでは、4の質問に参りたいと思います。会計年度任用職員についてであります。

2020年を制度開始年度としている会計年度任用職員制度ですが、制度の運用に当たって財政負担増を心配する声があり、どうバランスをとっていくのか見通しが出てきていません。進捗状況や見通しをお聞きをしたいと思います。

①です。

平成28年に臨時・非常勤職員に関する実態調査が行われました。それと同形式で、現状の臨時職員、非常勤職員、特別非常勤の人数をお聞きをいたします。また、フルタイムとパートの内訳もお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

臨時職員の人数でございますが、12月1日現在、臨時的任用職員数が186人、一般職非常勤職員が109人、特別職非常勤職員が21人で合計316人となっています。また、全体でフルタイム職員が186人、パートタイム職員が130人となっています。以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 私も資料もいただきまして、結局臨時的任用職員186人がフルタイムで、そして特別職非常勤職員と一般職非常勤職員合わせて130人の方がパートタイム、フルタイムではないということになっておるといふところだと思います。それで、平成29年度の正職員の一般行政、教育、消防、そして公営企業も全部含めました正職員の数は388人ということでもあります。その前の前年度でも391人、大体こういった人数で推移をしておる。そしてフルタイムだけに限りましても、今お聞きしたのが186人、その前の年、これも私のほうが一般質問でもお聞きしたときは、臨時職員の方は177人ということでした、それぐらいで推移をしておると。平成28年度の正職員・臨時職を含めた全体人数における臨時職員、フルタイムの方の割合、568分の177でいきますと、31%の方がフルタイムの臨時職員であるということがわかったところであります。また先日の一般質問で、保育所の臨時に限れば、平成30年度では103人ということでもありました。臨時のフルタイムの半分以上は、保育の職員ということだと思います。

そういったことを念頭に置きながら、②の質問に移りたいと思います。

法改正に当たりまして付帯された決議の3番目にあります、「不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保…必要な財源については確保に努める」に基づきまして、国に財源を要望することが肝要と考えるところであります。本年3月の質問でも、財源の確保について、国に対し声を上げていくとのことでした。これまでの状況をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

会計年度任用職員制度では、期末手当・退職手当や経験年数に応じたの昇給についても示されており、財政的な負担が増すことが予想されます。また、制度の準備費用としてシステム改修費用や例規等の整備の人件費等も必要となります。このため、全国市長会では、本年11月に関係府省や国会議員に対して提言書を提出しております。また、全国市議会議長会からも国に対して提言書が提出されております。本市もさまざまな機会を通して、国に対して財源の確保を訴えていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） それで提言をさまざまな場所で行っているわけですが、その提言の内容であります、システム改修の費用も要るし、実際に財政負担がどれぐらいになるのか、具体的な調査などはされておるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 現在のところ具体的な調査またはそういった数字的なところは出てきておりませんが、国に対しての提言におきましては、先ほど私が答弁したとおりの内容の提言内容となっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そしたら数字とかではなくて、ふえるであろう予算をお願いしますという文言であるということですね。今回制度改正に当たりましてマニュアルが出ておりまして、ほんのこの間、平成30年10月にまた第2版のマニュアルが出ております。その中で、少なくとも国のほうから調査しなければならないというようなことも、この中には出ております。そういった要望が国からまだ来てない状況であるんだとも思いますが、なければ必要な財源額試算もしてみることも大事なかなと思うんですけども、そういった見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

会計制度任用職員についてはまだ細かい制度設計等ができておりませんので、これからその準備をしていく段階ですので、その数字的なものについてはまだ先になってくるだろうと考えています。また、平成28年度には、総務省のほうから各市町村の意見・要望というものを集めたものがございまして、その中でもこれからふえるであろう財政負担についての、措置についての意見というものが出されております。本市においても、総務省のほうからそういった調査がありましたら、そういった意見を上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。



○6番（森田雄介君）　　あと、これからの準備ということではありますが、2020年、つまりあと2年先ですね、来年度中には先行などをして、だから2019年に先行した上で2020年に実際に移行ということですから、4月1日とは言いませんけれども、来年度中のどこかでは条例改正なりしていかなければならないと思います。実際にこの予算の手当もされるのかどうかもありますし、あと手当、期末手当やそのほかのものも含めて改正ということですから、多分条例改正は多岐にわたるのではないかと思います。それで、このペースで大丈夫かなというのものもあるんですけども。

○議長（比与森光俊君）　　総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君）　　お答えいたします。

国から示された標準的なスケジュールは、来年の3月の議会に各種制度を上程してということでしたが、現在のところ、県内の各市町村とも来年度9月ごろをめどに準備をしているという状況でございます。

○議長（比与森光俊君）　　6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君）　　そうですか。ぜひとも遅滞なく準備がそろうようお願いをするところでもあります。この制度を使いまして、このマニュアルによりますと、行政体制は簡素で効率的な行政体制の実現が求められるということであって、一定のラインというものもあるのかもしれませんが、地方行政の活性化のために人材の発掘・育成を地方が手がけるために、この会計年度任用職員制度を使って積極的な施策の推進なんかも絡めていくということが、攻めの姿勢を持っていくというようなことができるんじゃないかというところがあります。先ほどもありました地域活性化の支援員なんかも、この会計年度任用職員に切りかわっていく、大方の臨時職員さんが会計年度任用職員に移行するということですので、その方が非常にやる気の出る改正にしてもらいたいと思います。

それで、③の質問に移っていきたいと思います。

先ほども申し上げたようなことも含めまして、財源を心配する余り、無理な人員削減や時間短縮による処遇の切り下げなどがないように求めるところでありますけれども、見通しはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君）　　お答えいたします。

会計年度任用職員制度については、事務処理マニュアルに沿った制度設計を行わなければならないと考えております。マニュアルの中では、「組織として最適と考える任用・勤務形態の人員構成を実現することにより、厳しい財政状況にあっても、住民ニーズに応える効果的・効率的な行政サービスの提供を行っていくことが重要です。」とあり、まずは現在の各部署での業務の効率化及び事業の見直しを行い、それに伴う臨時・非常勤職員の勤務が適切であるかどうかを見きわめる必要があります。今後、新制度での任用募集が開始となる前までに、人事ヒアリング等によってその見きわめを行わな

ればならないと考えております。

また、無理な人員削減や時間短縮は、住民サービスの低下につながるばかりか職員の健康問題も引き起こす一因となることを承知しております。したがって、無理な人員削減や時間短縮については行うことはありません。しかし、適切な雇用と財源問題とは切り離して考えることができないため、やはり先ほど申し上げた全部署を挙げて業務の効率化、また事業の見直しによる財源の確保は必要不可欠であると考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） まさしく財源問題とその住民サービス、職員の処遇というところのバランスをいかにとるかというところだと思います。人事ヒアリングで適切な配置であるかどうかを見きわめるといふところがありましたが、ほんとに住民サービスを切り捨てるのではなくて、適切に行うためにはこれだけの人員が要るんだというところを積極的に示すことによりまして、財源も実は国に求められるわけでありますから、ぜひとも求めていただきたいというふうに思います。なかなか具体化はまだしてないということですので、ぜひともそういう方向をお願いをしたいと思います。

それでは、以上で次の質問に移りたいと思います。

不要になった備品類、物品の処分についてということでお聞きをいたします。

去年の9月には、使わなくなった物部支所の備品を入札制の競り売りで売却をしたというふうに聞いております。同じように他の備品なども処分の際には、公売等にかけているのかをまずお聞きをいたしたいと思います。また、消防車は需要者が非常に限定をされておりますが、新車購入価格がかなりの高額であることと、特殊用途自動車であるために、中古消防車は非常に高い需要があると聞くところであります。購入者は消防団や海外での需要もあるとのこと。

そこで、特殊車両は下取りによる処分もありますけれども、より有利な売却などの方法を検討するべきではないかと思い、現状の取り組みに当たってお聞きをします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 森田議員の不要な備品類についてのご質問にお答えいたします。

不要になった備品類は、基本的に各課、各部署において処分しています。その多くは廃棄や下取りによるものですが、大量の備品や特殊車両等の処分については、各課において公売を行った実績があります。重要物品の廃棄処分の際には管財課に回議されるので、そのときに有利な処分方法について協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 今のご答弁で公売を行った実績はあると、けれども基本的には各課に任せておいたということであったかと思っております。今後は有利な処分方法を検討

していきたいということで、これはまた各課に要請というか、仕組みをつくっていくようにお考えなんでしょうか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 森田議員は多分特殊車両系のことをお話しされてると思うんですけど、特殊車両は今のところはもう本庁のほうにはほとんどなくて、環境上下水道課が持っていた破砕機及びショベルカーを公売にかけた実績がありまして、あとは消防のほうの車両については、これからも公売的なことで処分をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そうですね、先ほども申しましたように、この質問するきっかけは中古の消防車が非常に高価なんだということで、そこら辺の実態もあわせて聞けたらなというのはありました。

それで、消防車両のほうは今まで公売にかけられたという実績などはあるのか、ひよっとおわかりでしたら。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 大分前のことでちょっと私のほうは把握しておりませんが、インターネット公売をかけた実績があるということで聞いております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 条例によったら、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例というのがありました。ここの第6条では、「物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。」ということで、公益上の必要に基づくのか、寄附を受けた物品のうち、その用途を廃止したときに譲渡すると定めていた場合という2つの場合が記されております。できる規定なので余り積極的に行われてこなかったのかなという気がしております。それで、言い方で言うとふぐあいが多くなってきた車両とかであったとしても、一定の価値が常にあるんだということですので、ということになりましたら、修理を必要としても需要はあるというふうに解釈できます。積極的にこういった公売なんかを使って、より有利な税の活用というか、公有財産の活用というようなことを求めたいんですけれども、最後に答弁をいただけたらと思います。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 消防車両については、これからは消防署のほうと連絡を取り合って、公売していきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） また、その公売の方法もいろいろ研究して、また取り組みを進めていただけたらと思います。

それでは、以上をもちまして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 森田雄介君の質問が終わりました。

次に、2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 2番、市民クラブ所属の山口 学です。議長より許可をいただいたので、通告に従い、基本方針みんなで築くと、小型無人航空機ドローンについて、一問一答方式で質問させていただきます。よろしくお願ひします。

香美市の基本方針、みんなで築くについて少し疑問を持ちましたので、質問します。

私たち市議会議員は、常に市民の方々の意見を聞き、どうやって市をよくしていくのかを一緒に考え、市政に訴えていくのが仕事だと思っています。そこで、もっとたくさんの人たちからの意見を聞く方法がないかを考えました。なお、6月議会において先輩議員が質問した内容と重複する点もあると思いますが、何分新人ですので、半年間の経緯も含めお答えください。

1つ目、意見箱についてお聞きします。

①、意見箱は、香美市民の方々の声を聞くために重要なアイテムだと思いますが、1年間で何件の投書がありますか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

平成27年度から平成29年度の3年間の平均で、年間約15件となっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） つまり1年間で5件ぐらいですね。その件数には満足される…。

○議長（比与森光俊君） 年平均が15件。

○2番（山口 学君） あれ、年平均が15件でしたか。済みません、申しわけないです。その件数には満足していらっしゃいますか。さらに件数を伸ばす何らかの対策はしてるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

件数については年によって増減がございまして、後ほどの質問の中にも出てくるんですけれども、さまざまなご意見がございまして。組織や施設、その他の項目について、ほとんどが住所、氏名等はない無記名の投書が多いというのが現状でございます。満足してるかどうかということにつきましては、これはもう市民の方のご意見でございますので、市に対してのいろんなアイデア等がもう少し入れればいいのかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 先ほどの①の質問とお答えを踏まえて、②の質問の設置場所についてお聞きします。

今意見箱は、1階ロビーに入って左を向いて、さらに数歩進んで左を見ないと全く見えない位置にあり、うまく隠しているなという印象を受けます。1階には市民の方々が利用する頻度の高い課が集中しており、市としても利用してもらいやすいようそうしていると思いますが、それは全部ロビーに入って右側の話です。そして、帰りにもやはり意見箱には気づかないと。市民の方々の動線から完全に外れた位置にあるとしか思えません。意見箱の存在を知らない人もたくさんいると思います。利用者数をふやすためにも、もっと存在感のある位置に変えてみてはどうでしょうか。例えば総合案内の近くや各階ご案内看板の横、会計課の前の広いスペースなど、場所はあると思いますけどいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

設置場所については、先ほどご質問もございましたが、以前は玄関ホールの南側、総合案内の隣に設置しておりましたが、市民の方から目立ちすぎるといようなご意見をいただきまして、現在の位置に変更しております。設置場所についてはさまざまな場所が考えられるとは思いますが、現在の場所に移してからは、来庁された方から設置場所についてのご意見等はいただいておりませんので、適切な場所ではないかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 目立ちすぎるとい意見で変えて、目立たなくなったから苦情が来なくなったというのはちょっと僕的にはよく理解できないんで、じゃあ、平均的なところでどこかないでしょうかね。何か考え得るところはありませんか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

このご意見をいただいた方が投書箱の中にご意見を入れていただきまして、それを変更したわけでございますが、そうすると、またその方からご意見をいただきまして、適切な場所に変更していただきありがとうございますというふうなご意見もございまして、市民の方もさまざまなご意見があろうかと思えます。また、件数につきましても、平成27年度が14件、平成28年度が11件、平成29年度が19件ということでございますので、目立たないということで減ってるということではございませんので、その辺のところ、どうしても書いているところを人に見られるのが嫌だといような方も多くいらっしゃるというふうなことでございますので、このあたりは慎

重にその設置場所について検討しなければ、市民の方がかえってお気軽に意見を出せないという状況も出てくる可能性もございますので、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） ありがとうございます。

③の質問に移ります。

意見箱の投書内容ですか、先ほどもおっしゃったように意見箱の中に入っていたもので今の位置に移動したということなんで、それも踏まえて、意見箱の実績についてお聞きします。今までにどのような投書があり、どのように対応してきたのかお答えください。先ほどのほうはもういいです。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

内容につきまして、平成27年度から平成29年度の3年間について、組織に関するものが13件、施設関係が13件、その他が18件となっています。投書があったときは総務課で受け付け後、市長まで回議し、関係部署にコピー等を送り、改善できることはしていただいております。また、氏名、住所の記載があるものは、関係部署で回答書を作成し、市長決裁後、記載した方に回答をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 結構考えてるよりも多くの投書があり、ちょっとほっとしました。

先ほど住所、氏名が書き込まれている場合とありましたけど、ちょっとこの別資料の意見書をごらんください。今の意見書には記入日を書き入れるところしかなく、余りにも寂しく感じましたので少し書き加えらせていただきました。下手な手書きで申しわけありませんが。あくまで一例であって、こうしろという命令するようなものではありませんので、誤解しないようにお願いします。例えばですが、このようにすることによって少しはこちら側の求めることを明確にし、また投稿者にも氏名等を書き込むことにより、責任を感じる意見を導き出すことになりませんか。意見全体のレベルアップにつながるのではないかと思います。今の意見書のまま続けていくのかお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

意見書については、今後見直す方向で検討しております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 改善してくれるということで、投稿者が書き込む気を起こす

ようなものを期待します。

④の質問に移ります。

意見箱に投書された内容を公開することはできませんでしょうか。市民の方々がどういった意見を持ち、市のほうでどう対処しているのか知りたいんですけど、もちろん氏名等は伏せてもらって構いません。どうでしょう。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

意見箱につきましては、来庁された方が市政に対するご意見や窓口等で気づいたことなどを自由に気軽にご意見をいただくために設置しており、公開するとなると一定の基準も必要になってくるだろうと考えております。意見箱については、本年6月議会でも改善のご提案をいただいておりますので、そうしたことも含め、今後公開については先進事例なども参考に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） ちょっと答弁が難しいので次行きます。意見箱はほんとにいいアイテムだと思うんで、これからも改善をしつつ、たくさんの意見が集まるようになればいいと思います。

次に、パブリックコメントについてお聞きします。

先日、協議会のときに説明を受けましたが、理解できてないところもありますので質問させていただきます。

①の質問。

ホームページ上でのパブリックコメントの成果と、今現在募集していない理由を伺います。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

2018年中に香美市で実施したパブリックコメントの結果について、直近の3事例をご報告いたします。

1月29日から2月13日までの期間で実施しました「第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」については、1名から寄せられたご意見が1件、そのうち計画に反映されたご意見がゼロ件でした。

2月14日から2月28日までの期間で実施しました「障害福祉3計画」については、1名から寄せられたご意見が5件、そのうち計画に反映されたご意見がゼロ件でした。

2月26日から3月30日までの期間で実施しました「香美市立図書館建設事業基本計画書素案」については、4名から寄せられたご意見が40件、そのうち計画書中の文章の表現が修正されたものが13件でした。

募集する案件によって、多くのご意見が寄せられる案件と余りご意見が集まらない案

件があるような結果となっておりますが、計画に反映されたご意見等もございますので、一定の成果があったものと考えております。

パブリックコメントにつきましては、現在、条例化に向けて検討を進めている状況でございますが、現状においては、各課の判断によりパブリックコメントを行うか否かを決定しております。今現在、意見募集を行っておりませんのは、各課においてパブリックコメントに付する案件がないということによるものでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 今までの成果を述べてもらいましたが、私の見方が悪いかわからないんですが、ホームページで見ることができないんですが、それはどうしてでしょう。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

これもこれまで質問をいただいておりますが、パブリックコメントにつきましては、一定期間が過ぎますと消えるようになっておりまして、それを残すように要望いただいておりますので、今後その改良をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 今ホームページ上で、先ほど言われたタイトルというか、項目があるけどそこをクリックしても何も見えないと。どうせ見れん項目やったら、もうゼロ件と表示するか、もういっそのこと削除という方向にしていただければ、ホームページ上が見やすくなると思いますがお答えください。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

パブリックコメントにつきましては、過去のものも含めて残してもらいたいという議会のほうからのご意見をいただいておりますので、そのような方向で今検討しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） わかりました。②の質問に移ります。

先ほども答弁いただいたように、パブリックコメントという性質上タイトルが決まっていなと意見を求めることができず、膨らみがないと感じます。パブリックコメントも大切ですが、同時にホームページ上にも意見箱というものを設置して、1年中広くタイトルを決めず意見を求めてみてはいかがでしょうか、お答えください。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。



現在、香美市公式ホームページのトップページでは、皆様からご意見やお問い合わせをいただくアイコンを設置しております。ちょっと小さいですが（資料を示しながら説明）、この部分にご意見・ご要望等お問い合わせのアイコンがございますので、ここから意見を出していただけるようになっております。また、掲載している記事についても不明な点やご意見がありましたら、ページ下部からお問い合わせをいただけるようなページ構成となっております。ご質問をいただきました市民の皆様から広くご意見をいただく機能につきましては、実装できているという認識ではございますが、なお、画面のレイアウトやアイコンの表示・表現の仕方などでご意見等がございましたら、検討をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 済みません。勉強不足で全く気がついてませんでした。申しわけないです。意見書とパブリックコメントについては、議会だより第50号で、先輩議員の問いにより改善、修正を市民の方々に約束していますので、できるだけ早急に実行していただきたいと思います。

次の項目、改善提案に移ります。

今民間企業では、社員一人一人が今現状より会社をよくするアイデアを、1人1つ定期的に提案するという取り組みを行っている会社がふえています。素晴らしいことだと思います。仕事を多面的に考え、責任感を持たす目的もあると聞きます。この改善提案を香美市役所職員の方々にも行っていただきたいと考えました。日ごろから市民の方々の意見や悩みを聞き、解決をしていく中で感じることを、香美市外の職員の方もいらっしゃると思いますが、香美市役所等で働いている以上、一香美市民としての意見も出していただきたいと思います。言うなれば、職員さん用の意見箱です。いたずらに総務課さんの仕事をふやしていこうとは思っていませんので、月ごとに意見を出す課を決めて、各課でまとめてから提出するというやり方なら、負担も少なく済むと思います。この改善提案が可能かどうかお答えください。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

職員からの提案については、現在職員提案制度がありますので、今後職員への広報を積極的に行い、提案を出していただくようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 前にも何件か職員さんに意見を求めたことがあったとお聞きしました。そのとき、でも10件ぐらいしか案は出なかったと聞いています。やっぱり仕事をしていく中で、何にも考えてない人なんかは多分いないと思うんですよ。今現状よりもこうしたらいいじゃんっていうことを1個も考えてない人なんかは多分いないと

思います。強制的でも構わないと思いますので、年間1個ぐらいは意見を出していただけるようにしていただければ、少しでもよくなるんじゃないでしょうかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

職員からの提案については、強制的ということではなくて、やはり職員から主体的に提案を出していただきたいと考えております。なお、この職員提案制度については、議会のほうからも改善をしたらというようなご意見も伺っておりますので、今後なるべく多くの職員から提案を出していただけるような取り組みは行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 済みません。言葉がちょっと悪かったです。強制的ではなくて仕事の1つとして、一環としてアイデアを募集するというところでよろしくお願ひします。そのときには、当然執行部の方々にも参加していただきたいと思います。そして、私たち市議会議員にも閲覧できるようにお願いいたします。

次の質問に移ります。

小型無人航空機ドローンについてですが、本市には既にドローンが1機建設課分室にあり、2機目の購入も決まっていると聞きました。

①の質問です。

今やドローンはいろいろな職業に必要とされ、さまざまな状況で活躍しているのはテレビ等でも知ることが多くなっています。本市におけるドローンの購入目的、使用状況を聞かせてください。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

購入目的については、主に災害等発生時の被災状況調査、また国などの査定時等の説明用の写真・動画等の撮影に使用しています。使用状況については、被災時に被災箇所の上空からの撮影により、被災箇所の把握及び状況や規模の早期の確認ができ、道路・河川等の崩壊状況による通行状況や二次被災等の把握につながっています。特に本年度7月豪雨災害時には、大規模な被災箇所につき周辺箇所からの空撮画像が、国・県などの協議資料となり大いに活躍しています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 7月の豪雨での活躍ということで、ドローンの重要性もさらに認識されたと思います。

踏まえて次の質問に移ります。

②の質問ですが、別紙のドローンの先ほどの資料の裏をごらんください。災害時におけるドローンの役割とそれをどうしていくか、わずかではありますが、ごくごく一部として資料として持ってきました。

やはりドローンが香美市に一番必要とされるのは、災害時・緊急時だと思います。災害の状況を人が直接確認しに行くよりも、安全に上空からいち早く広範囲を確認できます。今やマイク・スピーカーつきのものがあったり、物資を運ぶパワーのあるもの、生存者の体温を検知する赤外線機能のついたものもあります。そして価格もさまざまになっていますが、本市の所有するドローンのスペックと価格を聞かせてください。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） スペック等については、主なものという形でご了承ください。

重量は約1.4キログラム、寸法につきましては約35センチ、最大速度時速72キロ、限界高度としましては海拔6,000メートルまでとなっています。また、飛行時間は約30分、カメラは2000万画素程度という形になっております。その他、またフルスペックといいます細かいスペックがありますが、ご了承ください。

また、価格につきましては、今現在持つておる使用中のものが約45万円程度でした、備品等その他の分も入れて。次に2台目の購入予定、まだちょっと物品がなかなか、需要というか供給が間に合わないという形で年明けになると聞いておりますが、その分につきましては、ちょっとバージョンアップ的なものがありまして約50万円程度、内容については8月の臨時議会でも説明したのですが、やっぱりそれも付属品も入れてという形になっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） ありがとうございます。現状はじゃあカメラ機能だけということではよろしいですか、防水機能はついてますか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 細部のスペックをちょっと把握しようとしてないですが、やっぱり防水機能はついてないという認識で飛ばしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 災害の事後調査だけに使うということなら防水機能がついてなくてもいいと思いますが、7月豪雨などのことを考えて、雨が降っている中でも飛ばして調査ができるような感じのものが最適ではないかと思っておりますので、それを今後考慮して検討ください。

③の質問に移ります。

今は建設課分室が管理されていると聞いていますが、災害時一番近くにおいて一番危険

な作業をされている消防隊員の方々、分団員の方々の人命のことを考えると、消防署もしくは防災対策課が管理するのがベストではないでしょうか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） あくまでも災害等発生時の被災状況調査、国の査定時等の説明用写真・動画等の撮影を目的として、今現在建設課では持っております。先ほども言いましたが、今年の7月豪雨では特に物部地区の山間部において災害査定資料として有効で、今後も使用頻度はふえると考えています。また、現在も各課から要望があれば協力は行っています。また、使用目的によりスペック等だけでなく機種も変わったりするため、当課としては災害時の使用目的を考えると、今の機種ということになるのではないかと思うし、また関係課によって使用目的が違えば、そこで使用機種、スペック等を含めたものを検討しなければならないものと思われれます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） そうですね、ちょっと質問の仕方も悪かったと思います、何も1つの部署が一括して管理しなくてもいいわけですから。

じゃあそれを踏まえて、④の質問に移ります。

香美市は物部・香北・山田とエリアも広く、7月豪雨での被害状況や、遠くない未来に起きるとされる南海トラフ地震での同時に起きる広域被害予想を考えると、できるだけ早急に被害時の備えとして、救助時の道具として各エリアに1台以上、そして過去のことも考えると、繁藤地区にも配備していただければありがたいと思います。今後いつまでに何台までの購入を考えているのか、お聞かせください。なお、先ほど建設課長から答弁いただいたように、ドローンの必要性を感じる幾つかの課の考えも聞きたいのですが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

災害対策本部が設置された場合、道路災害であれば建設部、農業・林業に関する被害は産業振興部のように、被害情報は各対策部が収集をいたします。本部事務局である防災対策課は、各対策部から報告された情報を取りまとめ、本部会議に提出するという任務を担っております。災害対策としてのドローン導入は情報収集が主な目的となるものと見込まれるため、情報集約部署である防災対策課ではなく、機器の運用を担う部署で管理することが適切じゃないかと考えます。以上のことから、現在のところ防災対策課での購入予定はございません。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 山口議員のご質問にお答えします。

農林課のほうでは山林災害等に役立つとは考えておりますが、現時点では購入の予定

はございません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今後の使用頻度等にもよりますが、1台が壊れたときのために2台目を現在購入という形になっておりますので、建設課での追加購入は考えていません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 山口議員のドローンの購入等についてお答えをいたします。

消防本部としましては、消防分野におきまして火災の延焼状況確認、火災調査、捜索、救助活動等で広範囲に活用されており、実績も上がっておりでございます。消防業務は迅速に対応する必要があるため、近い将来的には消防業務専用を整備をしたいと考えております。なお、機能・台数等につきましては今後の検討課題と考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） ありがとうございます。とりあえず消防さんのほうでは台数をふやしてくれるし、今後入れてくれるという心づもりということはわかりました。

でも、やはり先ほども言ったように、実際災害時にいろんな状況が考えられる中で、幾つかの課が持ちよっても僕がかまんと思います。できれば先ほども言ったように、雨の中でも飛べるぐらいのスペックのものを何台か欲しいなと思いますし、この参考資料にもありますように上空から見て一目でわかる、誰かそこに倒れているのがそのドローンを通じて見ることができるのなら、目はやはり多いほうがいいんじゃないかと思います。

ちょっとこれは僕の個人的な意見になるかもしれませんが、人命にかかわる大切なことだと思いますので、市長にもお答えいただきたいです。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お尋ねに対してお答えをしたいと思います。

今ドローンにつきましては非常に幅広い活用がされる状況になってきておりますので、今後は我々が今想像していない範囲、ものまで活用されることとなろうかと思っておりますので、十分勉強させていただきながら、必要なドローンを整備をしてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） ありがとうございます。地球の温暖化、海水温の影響もあるでしょうが、今世界規模で災害のレベルが上がっている気がします。予想以上の災害がいつ来るかもしれません。そのときのために備えをする時期が今だと思いますので、よい結果を期待しています。

⑤の質問に移ります。

台数と同時に操縦者のことも考えなければいけません。現在の操縦者の人数と今後の育成プログラムをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

さきに述べた理由から、防災対策課には現在有資格者はありません。また、今後の取得予定もございません。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

農林課にも操縦できる者はありません。ただし、操作講習会等があれば課員に参加させたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） ドローン等の普及により、航空法の一部が平成27年1月に改正され、無人飛行機の飛行に関する基本的なルールが定められました。また、国土交通省航空局より「安全な飛行のためのガイドライン」、総務省より「撮影画像等のインターネット上での取り扱いに係るガイドライン」もあわせて定められています。

建設課においては、現在上記ガイドラインに基づき、国土交通省航空局大阪航空局長に10名届けています。ただ、操縦技術差はやはり多少の差はあります。今後もやはり現地で実施でならしていくしかないと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 操縦者の人数、今後の育成等につきましても、今後の検討課題と考えております。秋にも一度業者でも見学といいますかやってみていただきまして、一定有効性であるとか、操作も最近はかなり簡単になってきているといったようなこともお聞きしましたので、今後はそういったところも研究をして、できるだけ早く整備に向けて準備を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 建設課長と消防長にお聞きします。

お隣の徳島県那賀町がドローンによるまちおこしやいろいろな取り組みを行っておりますので、ドローンによる理解、見識も深いと思います。今後のためにも一度研修や相談などをしてみたらいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） ドローンの飛行、特に画像の扱い方等になろうかと思

ます。ただ、使用目的という形の中でいけば、うちはやはり一番は災害時の把握、その  
がのためだけでも、ドローンは今回の7月豪雨においては大変助かって大活躍でした。  
やはりそれがメインでないと、そこから先へという形はなかなかないものと考えていま  
す。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） また、那賀町のほうには那賀町消防本部を通じて情報収集  
をしたいと思えますし、高知県内におきましても高知市消防局を初め各本部が現在もう  
導入済みということですので、そちらのほうの活用状況等もあわせて情報収集したいと  
思います。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） ありがとうございます。

では、災害時からちょっと離れますが、⑥の質問です。

せっかく導入したドローンです。活躍の場もふやしてみたらどうでしょうかと思いま  
す。例えばホームページ上に香美市の観光スポット、べふ峡や三嶺等の空撮でのPRを  
入れてみるとか、空き家バンクなどの平面的な情報に周辺情報を加えてみたり、成人式  
などのイベントで上空からの記念撮影とか行ってみたら、ドローンの特性を生かした使  
い方もきっといろいろあると思えます。そのときはドローンを所有している課の方にも  
協力していただいて、いろんな課が使えるようになればいいと思えますが、どうでしょ  
うか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えします。

防災対策課が所管しております業務で、平常時にドローンを有効に活用できる業務と  
しましては、現在のところ想定していないところでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

農林課では、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度、経営所得安定  
対策事業の現地確認の作業、また鳥獣被害の確認等に利用できる可能性はあると考えて  
おります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） あくまでもうちの課とすれば災害時がメインと考えてい  
ますが、現在もですが各課から要望があれば協力は行っています。ご協議願えたらと思  
っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 幅広い活用をということで、消防本部としましては、災害時のみならず、通常の警防調査であったりとか点検時、そんなところにも活用できるのではないかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） いろんな課に答えていただきましてありがとうございます。

災害時だけではないと思うので、今後香美市をさらによくするためにもPRのほうにも力を入れてやっていってもらいたいと思いますし、そのときにドローンがあれば有効なアイテムとなると思いますので、ぜひ各課で使い方を考えて、いい考え方ができるといいと思います。

最後に、災害に強い香美市、対応の早い香美市、被害者のいない香美市を目指して、これからもよい技術は積極的に取り入れていってほしいと思います。最後に市長、済みませんが答弁をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） ドローンの活用についていろいろとご提言をいただきました。昨年の秋には、台風21号で大変な倒木もございました。こうした状況がなかなか我々の手元には伝わってこないというようなこともございます。ドローンを使えばもっとも状況がわかるのではないかという思いもありますし、施業していく上でも非常にデータとして助かるところがあるんじゃないか。あるいは中山間の中で大変人が少なくなっているところに対して、これをうまく使って高齢者のところへ、あるいは困った人のところへ飛ばすなんていう方法も、考えられるのではないかというふうに考えておりますので、まだまだこのドローンについては開発の段階ではありますけれども、我々も大いに勉強しながらこれを活用する、さらにはこれを町の情報提供にも使うということはずばらしいことだと。

先日、日ノ御子に伺いましてお話を聞いたところですが、日ノ御子の住民の方がドローンを飛ばして、自分たちの地域はこういう地域なんだということを空から映して、私たちに日ノ御子のことをいろいろと話をしてくださいました。非常にわかりやすい映像だったわけですが、我々もそういうところは大いに学んで、町全体を売り出していくというようなこともやっていかなきゃ、フェイスブックのお話もございましたので、そうした動画もあわせて考えていく必要があるのではないかと考えております。どうもありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） これで私の質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。



○議長（比与森光俊君） 山口 学君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会します。

次の会議は12月13日午前9時から開会します。

（午後 3時47分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 8 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 3 0 年 1 2 月 1 3 日 木曜日

平成30年第8回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成30年12月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月13日木曜日（会期第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 番   | 萩 野 義 和 | 1 1 番 | 山 崎 晃 子 |
| 2 番   | 山 口 学   | 1 2 番 | 濱 田 百合子 |
| 3 番   | 久 保 和 昭 | 1 3 番 | 山 崎 龍太郎 |
| 4 番   | 甲 藤 邦 廣 | 1 4 番 | 大 岸 眞 弓 |
| 5 番   | 笹 岡 優   | 1 5 番 | 小 松 孝   |
| 6 番   | 森 田 雄 介 | 1 6 番 | 依 光 美代子 |
| 7 番   | 利 根 健 二 | 1 7 番 | 村 田 珠 美 |
| 8 番   | 山 本 芳 男 | 1 8 番 | 小 松 紀 夫 |
| 9 番   | 爲 近 初 男 | 1 9 番 | 島 岡 信 彦 |
| 1 0 番 | 舟 谷 千 幸 | 2 0 番 | 比与森 光 俊 |

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

|            |         |              |         |
|------------|---------|--------------|---------|
| 市 長        | 法光院 晶 一 | ふれあい交流センター所長 | 明 石 清 美 |
| 副 市 長      | 今 田 博 明 | 福祉事務所長       | 佐 竹 教 人 |
| 総 務 課 長    | 山 中 俊 明 | 農 林 課 長      | 西 本 恭 久 |
| 企画財政課長     | 川 田 学   | 商工観光課長       | 竹 崎 澄 人 |
| 会計管理者兼会計課長 | 森 安 伸   | 建 設 課 長      | 井 上 雅 之 |
| 管 財 課 長    | 秋 月 建 樹 | 建設課林業土木担当参事  | 澤 田 修 一 |
| 定住推進課長     | 中 山 繁 美 | 環境上下水道課長     | 安 井 幸 一 |
| 防災対策課長     | 中 山 泰 仁 | 《香北支所》       |         |
| 市民保険課長     | 植 田 佐 智 | 支 所 長        | 黍 原 美貴子 |
| 健康介護支援課長   | 前 田 哲 夫 | 《物部支所》       |         |
| 税務収納課長     | 公 文 薫   | 支 所 長        | 近 藤 浩 伸 |

【教育委員会部局】

|         |         |          |         |
|---------|---------|----------|---------|
| 教 育 長   | 時 久 恵 子 | 教育振興課長   | 横 山 和 彦 |
| 教 育 次 長 | 野 島 恵 一 | 生涯学習振興課長 | 岡 本 博 章 |

【消防部局】

|       |       |
|-------|-------|
| 消 防 長 | 寺 田 潔 |
|-------|-------|

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

**職務のため会議に出席した者の職氏名**

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 中 村 友 紀

議会事務局書記 一 圓 まどか

**市長提出議案の題目**

な し

**議員提出議案の題目**

な し

**議事日程**

平成30年第8回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第4号)

平成30年12月13日(木) 午前9時開議

日程第1 一般質問

① 13番 山 崎 龍太郎

② 1番 萩 野 義 和

③ 7番 利 根 健 二

④ 5番 笹 岡 優

**会議録署名議員**

5番、笹岡 優君、6番、森田雄介君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

初めに、定住推進課長、中山繁美さんから発言を求められておりますので、これを許可します。定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 皆さん、おはようございます。昨日、森田雄介議員のご質問で物部川を生かした景観条例でございますが、これの質問に対する答弁で、私賛助会員の名前を「社団法人高知県森と水の会」と言ったようですが「高知県森と緑の会」が正しいので、済みませんが訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（比与森光俊君） ただいま定住推進課長、中山繁美さんから、昨日の森田議員の質問の答弁の中で「高知県森と水の会」の部分を「高知県森と緑の会」に訂正したいとの申し出がございました。香美市議会会議規則第65条の規定によりこれを許可いたします。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） おはようございます。13番、山崎龍太郎です。通告に従いまして質問をいたします。一問一答であります。

最初に、消費税増税に関して伺ってまいります。

政府は、来年10月からの消費税率10%への引き上げを決定しました。今回の増税は、増税のみならず複数税率やインボイス制度導入など、多くの問題を抱えていると私どもは考えます。そのことは市民生活や中小零細業者の営業等にも多大な影響を与えます。そのことから、さまざまな角度から見解をお尋ねしてまいります。

①です。

現行憲法は、第30条で納税の義務、第84条で租税法律主義を定めています。そして、第25条で「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と、国民に対する国の責務を定めています。そのことは生活費非課税を基本としなければならないと考えます。また幸福追求権、法のもとの平等の定めから、税制はおのずと負担能力に応じた累進的な課税が求められております。所得の低い者には低く高い者には高い負担にする、応能負担原則が基本中の基本であります。低所得者ほど負担の重い消費税はこの原則を無視した税であり、私どもは消費税そのものに反対する立場であります。その点は申し上げておきたいと思ひます。

さて、消費税は1989年4月1日に導入され、1997年に3%から5%に引き上げられ、消費大不況と景気悪化が急激に進み、8%になった2014年4月以降ありとあらゆる経済指標が落ち込み、個人消費に至っては1月期から3月期321兆円が、導

入後4月期から6月期306兆円と、15兆円も大きく落ち込んだところです。消費税は景気を底から冷やし、中小業者、国民の働く場を奪う税金です。増税による景気悪化は、地方の自治体はより大きいと考えます。

以上申し上げて見解をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 山崎龍太郎議員の消費税についてのお尋ねにお答えをしたいと思います。

来年10月に予定をされております消費税10%につきましては、景気の動向等、これは議員も大変心配をされておられるところではありますが、言われるように、2014年に導入した（後に「2014年に8%の引き上げ」と訂正あり）際には景気が随分変わりました。導入された4月の前3カ月の消費の動向につきましては、駆け込み需要もありまして1.9%ということでありましたけれども、導入された後の3カ月を見ますと、マイナスで4.6%ということで大変大きな落ち込みがあったということで、これは地方経済にも、そして地方自治体にも大きく影響したわけでございます。そういうことで今回につきましては、ぜひともきちっとしたその需要変動の平準化、あるいは消費税導入前後の景気の急変が起こらないような対策を求めてきたところでございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 市長がおっしゃられたように基本は国の政策でありますけれども、地方自治体に大きな影響も与えてきた経過もでございます。やっぱりGDPの60%が個人消費であるということと鑑みるときに、やっぱり消費を冷え込ます税制であるということ、そのこと自体がそもそもおかしいと私どもは考えますが、実際、市長最後に申しましたいろいろ対策も求めてきたというところですが、具体的にどういう動きを自治体としてされたのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） この消費税の導入につきましては、ひとしく地方にも影響があるわけでありまして、まず1つは、この消費税の景気に影響が及ぶことを大変心配をしておりまして、1つは税制の対策など、あるいは消費者への影響がないような、生活への直撃がないような形にしていきたいということはもちろんでありますけれども、この消費税については、このお金が使われることについても自治体としては大変注目をしておるわけで、お約束をされていることについてきちっとそのとおりにやっていただかなければならないと、我々もこの消費税が自治体として入ってくるわけでもありますけれども、国においても社会保障、子どもの養育などにきちんと使われる税でなければならぬというふうに思います。痛みを伴う税でありますので、きちっとしたそういう用途を明確にしていくことが大事だというふうに思います。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） お金の使われ方が大切という市長のこの視点は、今後も

私どもも大切にさせていただきたいと思ひますし、我々も注視していきたくと思ひます。

次に移ります。②です。

増税とともに複数税率が導入されます。複数税率とは、10%増税後も酒類及び外食を除く飲食料品と定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞を、現行の8%に据え置くというものです。その導入の狙いは、さらなる税率引き上げへの布石と考えます。

政府は低所得者への配慮と言っておりますが、複数税率が導入されても10%になれば1世帯当たり約8万円の負担増となります。食料品や新聞は税率8%の対象とされるも、包装費や運送経費は10%です。そうなれば商品価格を現行のまま据え置くことはできません。また外食産業では、食材などの仕入れは8%で売り上げは10%となり、納税額はふえることとなります。日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本チェーンストア協会など、幅広い団体も複数税率の導入には反対しております。

消費者の混乱という点では、テレビなどでもいろいろとやられておりますが、オロナミンCは清涼飲料水で8%、リポビタミンDは医薬部外品で10%、水道水はお風呂やトイレや洗濯にも使うから10%、みりん風は8%でみりんは10%、屋台で座って食べたら10%で外で食べたら8%、何が何やらという感じです。また、零細な業者は面倒な税率区分で本当に大変です。

以上を述べて、複数税率に関して見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おっしゃられるように、このたびの軽減税率導入によりまして複数税率となりまして、消費者側もそしてまた取り扱う側のほうも大変混乱をしている状況にあります。大変複雑な状況になってまいりましたので心配する点もありますけれども、根本的にはこれは食料品というより国民生活に直結したものの影響を最大限抑えていこうと、そうしたことから出てきておる税の制度でございますので、そうしたことにつきましては私どもも理解を示して、この制度が余り混乱のない形でやることを期待をしておるところでございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 諸外国では基本税率があつて軽減税率を設ける仕組みがあります。増税された後、軽減税率8%を保つとして、片一方で基本税率10%はどんどん上げていくというふうな例が多発しております。また、そしたら8%がそのまま据え置きかいうたらそうでもないんですね。これ、ひどいところによりますと3段階とか、そういうステップでもやったりもしています。消費者の混乱のみならず、業者は非常に大変な実務も事務もしなければならぬというふうになっております。

ここで一部持ってきたんですけど、軽減税率のQ&Aというやつです。さまざま、先ほど1つ2つ述べさせてもらいましたが、この分厚いやつがあつて、こういうことを国の官僚の方々がいろいろ考へてるわけですね、私すごく時間をもつたいないと思ひんで

す、こういうこと。それならばぱっと8%でやめて、ほかの税制の充実を図るというのが私の基本的な考えですけれども、実際そのところ、市長は軽減税率には低所得者への配慮ということで一定理解を示したわけですが、私はやっぱり、その部分は今は景気の動向も考えたら消費税率を上げる、そして複数税率に持っていくというがはいかなものかと思いますが、再度の見解をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 複数税率になった経過は、申し上げたとおり国民生活への影響を最大限抑制しようという思いからでありますけれども、なかなかこの消費税それ自体が、国民の暮らしと比べて税率を変えていくことのできないもともと制度だと思えます。1つの商品に所得がある方が高い税率をかけられ、あるいは所得の少ない人が低い税をかけられるというふうなことはなかなかできない。議員が言われるように、逆進性から累進性にしようとするとなかなかそういう複雑な形になりますので、この消費税にはそうした、今おっしゃられるように大変大きな矛盾があるだろうというふうには思いますが、ただ、世界的にもこうした消費税は一般的な税として普及をしているわけでありますので、我々もそうした世界の動向ともあわせて考えていく必要があるんじゃないかと思っております。と申しますのも、今後海外の方々にもこの税が適用されていきますので、そうしたところで我が国だけが特別な形のものをつくっていった課税をするということは、なかなか難しいところではないかというふうに思っておりますのでございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 市長の見解は伺いましたが、現実問題マレーシアでしたかね、消費税の税率をゼロ%にしたとか、そしてリーマンショックを受けたときに、カナダは消費税をぐっと下げたということでその影響を最小限にしたとか、ほんでイギリスなんかも、ブレア政権のときやったろうかちょっと、消費税の税率を下げることによって景気を回復させたというふうな例もございますので。

さまざまな見方があると思いますが、私はやはり税の根幹をなすのはやっぱり所得税であり、やっぱり法人税であると、その部分をきれいに課税しておくのが基本中の基本と。ほんで消費税は、市長先ほど言われたように目的を明確にしたいんやったら、そこにやっぱり使うべき税制ということを考えております。

以上を述べて次に移ります。③です。

複数税率はインボイス方式（適格請求書等保存方式）の導入が前提となっております。インボイス制度は課税事業者に膨大な事務負担を負わせ、中小業者の経営を直撃します。レジ導入やシステムの仕様変更、値札の変更、税率区分集計などの対応も必要で人件費もかさみます。新たな負担に耐えられない業者は、廃業や倒産に追い込まれることも予測されます。本市でも中山間地で頑張っている店舗がそのような状況になれば、地域の疲弊を加速してまいります。



以上を述べて、インボイス制度についての見解をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） インボイス制度の導入によりまして、大変影響を受ける業者さんがあるというお話であります。今までなかった事務がふえてくるわけでありましてから当然のことだと思いますが、インボイスと言いますけれども、これは適格請求書等保存方式というふうな適格という言葉が使われておりますけれども、これまでの消費税の取り扱いにつきましては、益税問題などもございまして、適正にその消費税が徴収され、そして国に納められているのかといった疑問も持たれる方も多いわけでありまして、こうした随分もう長くなってまいりました消費税の歴史の中では、適正なやり方を導入することも必要ではないかというふうに考えるところであります。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 今まで1,000万円以下が免税事業者というくくりで、ほんで事務負担の軽減から簡易課税制度等も導入してやってきたのが消費税であります。なぜなら、零細な事業所というのはその事務負担だけで大変しんどい思いしてる。そして本業もやらねばならないというところで、政府も一定考えられた部分があります。それをこのインボイス制度は根底から覆します。

そうすることによって、やはり本当に我々、この香美市のように中山間地で頑張ってる個店等、その方々、そして生産者の方々が非常に大変な思いをするということを私は想定します。市長は、さまざまなお店が閉まったときの対策も本市としてやってきたわけです。そういうことが加速されたときには市としてどういう対応をするのかと、今から逆に言うたら考えねばなりません。そのときにやはり地域の住民から不平・不満が一番真っ先に来るのは市に対してであります、国の制度であっても。それによってやっぱり廃業を早める方が出ないような状況にするのが、私は市の役割でもあると思います。

このインボイス制度ですが1つ言わせてもらえば、かなり反発が強いということで最初の4年は8%、10%のこの区分記載請求書等保存方式で、それを出したら免税業者もオーケーということで、そのときには適格請求書の税務署からもらう番号は要らないんですね、4年間は。その次の段階で3年間で免税業者からの仕入れの80%を仕入税額控除の対象と認めると、その次の3年間で仕入れの50%分を税額控除の対象と認めると、そういうふうに10年間かけてやっていこうと。こういうこと自体が、実際この経過設定がやっぱり負担、やっぱり抵抗が大きいと考えてる証拠なんです。10年といってもやっぱり十年一昔になりますので、かなりの部分でその間に廃業を考える方、そして、これから商売を始めようと本市で頑張ってる起業家の方もおられます。やっぱりそういう方々にプラスのお金を投資しなければならない状況を生み出します。やはりこの制度は事業者にとっても大変難しい問題である。益税理論、市長言われましたけれども、実際のところは、それはやはり国自体が本来益税にならないためにどうするべきなのかと、この消費税を生み出したからこういう理論・理屈が出てくると私は考えるんで

すね。やはり、この取ってつけたような物事のやり方というがはすごく気に入らな感じです。私はやっぱりこの消費者の立場から物を言った市長の立場も理解もするんですが、事業者の立場で言ったときに、どんだけ香美市の事業者が大変な思いをしてるのかということについてどうお考えなのか、再度答弁を求めます。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） この導入については、言われるように事業者からしてみたら困惑をして、この際もう事業を取りやめたいという方も生まれてくる、そのことを大変心配なされてるということで、大きな反対の運動もありまして10年という期間が設けられたということでもありますけれども。このインボイスの中におきましては、仕入れにかかる消費税、そして売り上げた消費税、そしてさらには投資をした場合の消費税とあるわけでありまして、この投資をした消費税がむしろ大きかった場合には、還付も受けられるというふうな制度になっております。

いずれにしても、この税制度というのは公平で公正なものでなければ支持されない、そういうものであろうかというふうに思います。大変厳しい状況になるということもよくわかるわけでありまして、より正確で公平・公正で、ガラス張りのやっぱり税でなければならないというふうに考えますので、このたびのインボイス制度の導入は、私としては状況からしたら、いたし方がないのではないかというふうな思いでおります。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） まず還付について言われましたが、還付は大企業がほとんど受け取ってますということを申し上げて、そして公平・公正という部分でいったら、この消費税そのものが公平・公正の税でないということを申し上げて、次に移ります。  
④です。

私の調べたところでは、本市の小規模事業所のうち約70%が売り上げ1,000万円以下の免税業者であります。そのような中インボイス制度が導入されれば、インボイスを発行するために適格請求書発行事業者として、国税庁の登録を受けなければなりません。現在は要件さえ整っておれば、誰が発行した請求書・領収書でも保存があれば仕入税額控除の対象となりますが、本制度では登録事業者の番号が記載されている請求書等だけが仕入税額控除の対象となります。免税事業者から商品を購入した事業者は、たとえその免税事業者が発行した請求書などを保存していても、消費税の仕入税額控除を受けることはできません。インボイスを発行するには、免税事業者であっても課税事業者を選択するしかないのです。免税事業者は、取引から排除される道か、みずから課税事業者になるかという、自身の営業に大きくかわる選択を迫られるわけです。ちなみに年間500万円の売り上げで、職種にもよりますが、簡易課税で計算にて新たに15万円から25万円の消費税がのしかかってきます。

参考資料をごらんください。これは私どもが参画します全国商工団体連合会のホームページより出したものであります（資料を示しながら説明）。「フリーランスも消費税

課税に？」「建設一人親方も免税ではられない？」「飲食店も消費税課税に？」「小売店も課税一黙ってられない！」ということですが。

少し2つほど紹介させてもらいますが、上手に読めるか知りませんが、「建設一人親方も免税ではられない？」のところを読んでみます。「トビタツくん大変！消費税のいんぼうが…」「インボイスだよ！今度の税率アップと同時変更で、これがないと親方は【仕入・経費分の消費税】の差し引きが認められない！」、トビタツ君は「オレは免税だから消費税関係ないよ」「ところが！親方の仕事を請けてトビタツさんがインボイスを出さないと親方は「消費税の丸かぶり」になるんだ！」、「そうなんだ…職人さん一人月30万円としても10人頼むと月27万円の持ち出しになっちゃう。かと言って職人さんのチカラ無しには仕事ができないし…」。下の表で、職人さん1人のお給料（外注費）は30万円掛ける消費税率110%分の10%で2万7,272円、この金額がインボイスがないと差し引けない、掛ける10人で27万円。だから「インボイスを出すには年間売上1,000万円以下でも消費税を税務署に払う課税業者にならないといけない」「年間売上800万円仕入経費が300万円なら10%で45万円！？かかる。そんなのムリ！」ということになっております。

次の「飲食店も消費税課税に？」ということを書いてます。囲みの3つ目から、「会社の接待で飲みに来てうたえさんがインボイスを出さないと会社が「消費税を丸かぶり」することになるんだ！」「ええっ！」「接待の消費税が引けないとうたえさんのお店には来れないかも…」、「インボイスを出すには年間売上1,000万円以下でも消費税を税務署に払う課税業者にならないといけないから大変だよー！」「私が消費税を払うの…？」ということを書いてます。

これまでは取引先を選ぶのは、技術や人柄、これまでのつき合いであったものが、インボイスを発行できる事業者かどうか基準になってまいります。事業者としても赤字になったり、もうけが減ればみずからの消費に回す分が減少します。地域循環型の経済そのものを冷え込ますこととなります。この点について見解を求めます。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 消費税にインボイスの制度が導入されるということで具体的なお話をいただいたわけでありましてけれども。

お話をさきにもさせていただきましたように、税というのはしっかり公正でなければならないということもありますし、益税といった状況についてが残りますと、やはり税に対する信頼というものが薄れてまいります。そうした点から、もうやむを得ない制度だというふうに思うわけでありましてけれども、今議員が紹介をしましたようにこうした大変厳しい中にありますので、このことについてはゆるがせにはできないというふうに考えますけれども、いろいろご提案があれば、市として応援のできる部分があれば、応援をしていかなければならないというふうに考えております。ただ、制度それ自体がもう導入することが決まっておる中でありますので、一市町村が導入は反対と申し上げて

もならないものでありますので、実際のところの対策、困っているところに対しての手当が、市としてできるものがあれば手当をしていく、そういう形で現実的な対応を探ってまいりたいと思いますので、議員におかれましては、そうした点で市としてなすべきことがあれば、ご提案をいただければ幸いかというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） その立場で私どもも市に対しても申していきたいと思えます。実際、市としてやっぱり地域の声を、特に中山間地を抱える本市にとっては大きな問題になると思いますので、その声をまた国のほうにもつなげてもらいたいと思えますし。

1つこの間の議論で気になるのは、集活センターなんかでやってます蕨生の里なんか、あそこには生産者の方が品物持ってきますわね、その方々みんな課税業者になるんだらうかと心配するんですわね。そしたら、今回議論になってますふるさと市ですかね物部の、あそこは賃貸契約云々って言ってましたけれども、ああいうところがもし指定管理やったときに、管理者が1,000万円以上の売り上げがあったときに、仕入れた分を1品1品適格請求書を発行して、課税業者になって、100万円も売り上げないのに何万円もの消費税を払うのかいうてすごく心配するんですわ。だから、そういうことも各支所を預かってる方々、また定住推進課なども気にしててほしいんです。やはりそこから生産者が離れていったら、実際のところは商い自体が成り立たんなりますので、せっかく地域を核としてやってるそういう事業がやはり疲弊することになりますので、そのことは申しておきたいと思えますが。

実際、国自体もいろいろポイント制度とか、国の方向はやっぱり皆さんをキャッシュレスの方向に持っていこうということもあって、5%還元とか2%還元とかやってますけど、そういうのは結局9カ月で終わると、オリンピックが終わったら終わるみたいな格好なんですわね。そういう状況で国民を誘導していこうと思いますが、高齢者等にとってそんなキャッシュレスのことなんか頭にありませんし、やっぱり現金があつて初めて商売が成り立っているのが地方の現状と私は思います。

やはり国のやってること、マイナンバーもしかりです、ちょっと話飛びますけど。それで全部ひもつきにしちよって、皆さんの所得・財産を把握しようというのが今の国の流れであるということをおきたいと思えますが。

最後に市長に、やっぱりこの消費税そのものの議論は実際のところ反対、いたし方ないという立場でおるんですけれども、実際今後も、先ほども申されましたが、この消費税に関しての地方の影響というのをやっぱり国等に届けて、やはり自主財源等にも影響する税制でもありますので、そのことを踏まえて、ちょっと再度答弁を求めますがいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） この消費税の導入については、まずその消費税の導入によって地域の経済が冷え込みやしないかという、もうこれは自治体としては当然の心配を持っております。また、言われるように事業者にとって大変過酷な事務がふえてくるということがあったりして、事業者が撤退するというようなことがあればこれまた大変影響が大きい。自治体にとりましては、さまざまな心配もしながら注視をしているということでもありますけれども、同時にこの消費税が地方の譲与税として入ってくるわけでありまして、私どももこの税の用途については、もう限られた中で使わなきゃならないものでありますので、安定して収入があるかないかということまで心配をしているところでもあります。

非常に複雑な思いの中でこの消費税の導入を迎えているわけでもありますけれども、今国の中で、我々地方のほうにおきましても、社会福祉の費用が非常にかさんできております。こうしたものを待たなしでやらなきゃならない状況になっておりますので、こうした目的税である消費税を避けて通ることができないというのも現状であります。大変厳しい中でもありますけれども、我々は、今議員がおっしゃられたことも十分頭に入れながら注視をしながらやっていこう、国に申すべきことはしっかり申しながらやっていこうという思いでございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次の質問に移ります。市有財産の利活用についてであります。

本件については以前、行財政改革推進特別委員会で継続して審査を行い、現地調査等も行い、管理・活用のあり方を具体的に詰めた経過がございます。執行部も可能な努力をいただいたともとれるところですが、今日的状況を踏まえて伺うものです。

さて、行革の審査では、遊休地の利用や転用等をどう捉えていくかという点においては、現状の把握分析ができた時点で、庁議等で施設全体の管理に関する基本方針を決定していただき、その後、議会と市民に情報を共有したいと考えている。また、維持管理については、管財課は公共施設の情報を管理・集約はするが、全庁的な取り組み体制の構築、情報の共有が必要となるとの答えでありました。

そのような方向がどうなっているかは③のほうで伺ってまいりますが、①に、さまざまな課題を抱えながらも担当課の努力により前進し、成果といえる案件もでございます。売却や活用ができた実績をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

売却の実績としましては、平成25年度から29年度にかけて行われました行財政改革推進会議において報告してまいりましたが、普通財産のうち市街化区域の土地・建物について、旧さくら保育園と旧竹串組合工場・倉庫が売却済みとなっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 旧さくら保育園の跡地なんかもさまざま審査した中で現在は地域医療の核としてできておりますので、大変喜ばしい部分もございます。旧竹串組合のほうもかなり長い期間要しましたが、代がわりの中で結末を得たということもございませぬ。

ちょっと1点関連して伺いますが、議論の中で無償貸し付けなんかについてもいろいろ議論をいたしました。さまざまな理由があったかと思いますが、その後進展等してないのか。具体的な例は避けませぬが、進展してるかしてないか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 無償貸し付けの案件につきましては、公共機関とか地区の防災倉庫に貸し付けしてる部分はあるませぬが、公共的なところの団体に貸し付けている土地については、その売却の打診というか購入の検討をしてもらったところなませぬが、話はまとまっておらず進展は今のところございませぬ。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 売却が可能な案件であれば、引き続きやっぱりお話は進めていただきたいということを求めて、次に移ります。

②です。

平成29年度決算書では、普通財産の建物は3,447平米、宅地は11万7,324平米であります。そのような中、今後予測される普通財産の増加はどうかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 今後は、学校・保育園の廃校廃園及び新図書館完成後の現図書館等の普通財産の増加が予想されますが、地区の中心部にある施設ですので、協議により行政財産として使用することも考えられます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 学校・保育園の廃校廃園ね、わかりました、それについて増加するということですね。

次に移ります。③です。

前段でも申したとおり、現状の把握分析ができた時点で、庁議等で施設全体の管理に関する基本方針を決定していく点から言えば、結局普通財産の売却・利用等もその流れに沿っていくと考えられます。その方針はどうなっているのか。また具体的に言えば、百石団地跡地利用や黒土児童遊園跡地売却、前山市営住宅跡地等売却についていかに手順を踏んだのか、また踏んでいくのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 基本的には普通財産は売却する方向で考えておりますが、

各部署において使用したいとの要望があれば協議の上、行政財産として活用していくこととなります。しかし、庁議で活用の計画を話し合うといったシステムが今のところできておりませんので、その点についてはこれからの課題だと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 私が具体的に提起した案件も、実際基本的に売却する方向であったが行政財産になった分、なろうとしてる部分もありますわね、実際のところ。そういう部分でその都度その都度、管財課が各課と打診してどうするかという議論、そこはシステムが構築されてないということはいかがなもんかと思いますが、そのところはどのように、今後どうするのか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 今後は普通財産の管理につきまして、売却等、行政財産等使用するかについても庁議等で、協議する場を設けるシステムを構築していきたいと思っております。

なお、議員のおっしゃられた百石団地跡地等については医療救護所活用地として予定しておりますが、これは健康介護支援課からお話があって、管財課及び上層部と話して活用するということになりまして、議員協議会のほうでも報告をさせていただいております。

それから、前山市営住宅跡地につきましては、平成27年度に入札により売却を試みましたが、参加者なしにより不調に終わっております。平成31年度に再度、宅地分譲を前提とした鑑定評価を行い、売却の手続を進める予定となっております。

黒土児童遊園跡地につきましても、本年度売却の手続を進める予定でしたが、数少ない市街化区域の普通財産ということで、行政財産としての活用も視野に入れて検討しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 先ほど具体的に言われた点を、やっぱりシステムというか各課の要望もあろうと思いますので、行政財産として活用するのであれば、やはり議会等にも納得いただけるようなご提案をいただきたいというふうに思うんです。

1つちょっと、今新しい図書館が、議員協議会等もまた設けられるんですが、そして今町なかにある図書館ですわね、それなんかも行政財産から普通財産になっていくと思うんですが、そういうことについても新たな方向性を今から、やっぱりどう利用していくのか、転用していくのか踏まえて、担当課と管財課がやっぱり話ししておくべきと思いますが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 普通財産になるということは基本的には売却目的という

ことになると思うんですが、図書館を行政財産からほかの行政財産に移すということになればそこで考えないといけませんし、1回普通財産にしておいて売却するのか、行政財産として使うのかということは、また検討するということになると思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） もう1点、新町西町線なんかも今やっていますよね、そういう中でやはり市民の方々のご都合もあろうと思いますが、やっぱり角地とかいろいろな部分で遊休地が出てきますよね、以前の審査であのポケットパーク、楠目のほうの、そういうがもなかなか難しいと。やっぱり何とかならないかなと思いつつですけどなかなかならないという部分ですが、何かいいアイデアを持ち合わせてないのか、そういう今後起きる事象も踏まえて、何かいい知恵があったら。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 道路等の敷地の余り地といいますか、そういったものについては普通財産にはなりません。道路の行政財産の一部として購入してるものですから、その辺につきましては、その事業課サイドのほうで考えていると思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 済みません。先走って言ってしまいました。

次に移ります。④です。

現在使われてない建物は6件ということでありました。ただ宅地については、平成28年1月時点ではどこにどのような土地があるのか、使用されてない土地はあるのかは今後の調査の後になるとのことでした。財産管理台帳も整備された中、塩漬け等、普通財産の利活用は、いかに考え前進させていくのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 面積が狭小な土地については、利用価値が低いため有効な活用方法が見つからないのが現状です。その他の遊休地につきましては、平成31年度策定予定の公共施設個別施設計画による方針も考慮して、利活用の方針を検討する予定です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 公共施設等の総合管理計画ができてますよね、その中で個別施設計画ということでは伺っております。そらまあ、現状ある建物に関してという部分を中心として、遊んでる建物とか土地とかいう部分についてもあわせて行っていくのか、そこはいかがでしょうか、利活用。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 済みません。もう1回お願いしていいですか。



- 議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） 個別施設計画に基づいてと言われましたが、実際それは現状ある施設の計画ですわね。それがまだ遊んでる建物とか遊休地、普通財産等についても同時に検討していくものなのかということをお尋ねしています。
- 議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。
- 管財課長（秋月建樹君） 個別施設計画については、建物の延命を図るのが主な計画になっておるところなんですけど、平成26年度からシステムを構築しました固定資産台帳システムというのがございまして、そのシステムは市の固定資産を把握してるものなんですけど、それについて行政財産と普通財産の区別がまだ曖昧なところなんです。そこで完全に行政財産と普通財産をさび分けすることができて、さらに建物については普通財産と行政財産はさび分けができておりますが、土地についてはさび分けができていないということで、それができてから活用をしていきたい。建物については早期な活用計画が立てれるとは思っております。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） だからそういうことも管財課だけが考えるんじゃないで、やっぱり所管課がありますのでね、そこと協議して、そういうさび分けなんかがもうできてないといかんはずなんですわね、そういうシステムが構築されてる中ですのでね、すぐ取りかからねばならないということを申しておきたいと思えますし、面積が少なくてなかなか難しい案件もあるということも言われましたけども、実際のところはやはり継続した取り組みが重要だと思います。先ほど前山市営住宅跡地のことも言われましたけど、一遍だめやったからじゃなくて、やはり粘り強く根気強くやらなければ売却の方向も探れないと思えますし、前山のほうではヘリポートの計画なんかも計画されてましたわね、それと関連させた行政財産は何かあるとか、そういうことを考えていただきたいと思えますが、その点いかがでしょうか。

- 議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。
- 管財課長（秋月建樹君） 売却となるとやはりある程度の面積が必要でありますし、市街化区域等の便利なところでないと売れないというのが実情であります。その財産台帳的な普通財産のシステムが構築できれば、またそこで考えていきたいと思えますが、そのときにつきましても、市で行う事業等については一緒に考えていきたいと思っております。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） 今まで行革の審査では市街化区域内が中心の審査でありまして、市街化調整区域も若干やったんですけど、やはりあと香北とか物部にもたくさんございまして。実際そのところも、特別委員会なくなったので手を緩めることな

くやっていただきたいと思いますのですが、それについての見解を。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 議員おっしゃられたとおり、土佐山田町地域の市街化区域についてはある程度のことのできておると思いますので、これからはまた香北・物部地域のほうに手を広げていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次の質問です。観光協会についてであります。

香美市観光協会は、観光情報の発信・PR、交流人口拡大のためのイベント、インバウンド、特産品のPR、広域観光の推進などに取り組むとともに、香美市いんふおめーしょん、べふ峡温泉の指定管理運営をしております。べふ峡温泉は昨年10月の台風被害から、過日の12月6日の入札でやっと修繕の施工業者も決まり、執行部としては一安心というところでしょうが、諸事情は一定理解するとしても施設修繕のスピード感は持ってほしいと申しとおきたいと思えます。

香美市観光協会は資金ショートを起こしかけたことがありました。行政支援にて資金援助を得、その借入れは完済されたところですが、一方、観光振興の事業は緊縮財政のゆえ停滞していたと言わざるを得ません。私は事業の展開には、常勤役員の専務理事を入れ経営面も安定させ、新たな戦略も構築する必要性があると申しまいりました。また現状は、べふ峡温泉の経営は大変でございますが、以前の借入金の返済状況から申せば、経営が通常に戻れば指定管理料の減額は視野に入るはずであります。なぜなら、借入金の返済原資はべふ峡温泉の剰余金であったと考えるからであります。

以上申し述べて、①に伺います。

専務を雇用されたと聞きますが、現状の観光協会の役職員体制についてお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） おはようございます。山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

香美市観光協会では、平成30年8月1日より運営専務として職員を1名雇用し、専務理事に該当する職務を担っています。理事就任には総会において選任することになっておりまして、平成31年3月31日までは臨時職員という形で雇用をしております。

なお、役職員体制について説明申し上げます。役員につきまして、理事15名、監事2名、事務局は現在5名となっております。香美市いんふおめーしょんは常勤・パートが3名、べふ峡温泉は9名となっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 専務理事として雇い入れたと思うたら、ちょっと勘違いしてまして専務と訂正させてもらったところですが、将来的には専務理事になっていた

だく候補ということで、現状非常勤として活躍してくれてるというふうに認識いたしました。

そういう中でかなりの人数の規模になってる観光協会でございますが、べふ峡温泉について1つ、現状、支配人についてはどうなってるのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

べふ峡温泉の支配人につきましては、平成28年2月から現在まで不在となっております。支配人につきまして今まで募集はしてまいりましたが、該当者がいなかったということでございます。昨年10月の台風によりまして、宿泊業務を一旦停止をしております。現在は支配人の募集も取りやめをしているところでございますが、宿泊業務のめどが立った時点で、再度検討ということになると聞いております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。

平成29年度は「志国高知 幕末維新博」も開催され、県では県外からの観光客数は、「龍馬伝」の効果があつた平成22年の435万人を超える440万人であったと伺っております。そのような中、本市観光施設利用者数は右肩下がりで減少し続け、40万人を割り込む結果であります。観光協会としていかなる役割を果たしているのか、全体として総括しているのか、また担当課はどう捉えているのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

平成29年度の観光客の減少につきましてご説明いたします。

昨年10月の台風によりましてべふ峡温泉や国道が大きな被害を受け、年間を通じて一番集客のある時期に行楽客を呼び込めなかったこと、また台風などの天候不順により龍河洞も大きな減少となったほか、週末の悪天候によりますイベントへの集客数も減少したためと考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 天候等のことも言われましたが、平成29年度だけ捉えられましたが、私の持つる観光協会のこれ総会資料ですが、平成25年度が51万7,830人、平成26年度が45万7,696人、平成27年度が45万3,253人、平成28年度が41万3,552人、平成29年度が39万4,606人ときれいに下がってますわね、右肩下がりで、この状況をどう捉えているかということを知りたいんです、実際のところね。もちろんピースフルセレネのこととか龍河洞の減少もでございます。こういう数字の中で香美市いんふおめーしょんが観光の案内等については貢献してる、平成28年度、29年度、9,528とか9,720とかいうことで、それまで6,000台、5,000台やったやつがインフォメーションとしての機能を果たして、指定管理者としての役割を果たしてくれてると思います。

ただ、それが各観光施設への案内等にどう結びついているのかということが大変気になる場所なんです。玄関口であるインフォメーションの機能と、それから各施設の入り込み客数がマッチングしてないというふうに捉えるわけです。ほんで、観光情報の発信等もしてると思うんですわね、さまざまホームページも立ち上げてやっていますけど。そこら辺のこの間の状況等を市及び観光協会はどう捉えているのか、反応等も踏まえてお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

香美市への観光客が平成25年度からずっと減っておるということでございました。観光協会としましても、今までもさまざまな取り組みもして集客を図ってきたところでございます。県のほうも観光については力を入れてます。その他県下でも力を入れてまして、この順番に下がってきてる現状は、またこれから検討させていただきたいところでございます。

それと観光情報につきましてです。観光協会、それから香美市いんふおめーしょんにつきまして、情報発信としましてはホームページやブログ、フェイスブック等を活用しながら地域の情報を発信をしております。フェイスブックで申しますと、地域のイベントや新店舗情報、香美市いんふおめーしょんを訪れた家族の写真等アップもしております。また、ブログでは桜や紅葉の時期に情報更新も行っております、訪れるお客さまの参考にしていただいております。

ただし、これらの情報発信がどれだけ集客につながっているかという数値的なところは捉えておりませんが、このような取り組みは必要なものだというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 頑張っていることは何も否定しませんが、それが成果につながってないということを申し上げてるところでありますので、実際、今後そういう分析も必要かと思えます。

次に移ります。③です。

私は、観光協会は観光客を取り込む企画を提案する立場にあると考えます。個々の施設等は個々の集客努力はされていると思いますが、それを線で結ぶ役割が重要であります。また、市民に観光の担い手になってもらう手だても必要です。新規の事業の取り組み・企画等は考えられているのか。

私は25年ほど前、刃物の関係でドイツやフランス等に視察研修をさせていただきました。市民が皆で観光案内人になって、その町は刃物の町でしたが、誇りを持って商品のPRとか観光案内もしてくれた記憶がございます。そういう役割もやっぱり担うような人も育ててもらいたいとも思いますが、それは後段でもよろしいですが。

最初に、その新規事業等の企画はどんなのかということについてお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 新規事業につきましてお答えいたします。

来年からの新しい取り組みといたしまして、「いんふおめーしょん通信」を新聞折り込みで発信をいたします。この取り組みにつきましては、JR土佐山田駅前の観光案内所である香美市いんふおめーしょんに集まった情報や各種イベント情報などを、年4回高知新聞への折り込みとして発信をするものでございまして、12月10日には事前テストとして折り込みをスタートしてございます。

また、べふ峡温泉のリニューアルとシカニクの日のイベント、時期的に合いましたら合同イベントということを考えております。また、今年度に立ち上がりました「歴史・史跡に関する委員会」、「宿泊・交通に関する委員会」をさらに発展させ、新規事業の開拓につながっていかないと考えております。その他、JR列車へのお手振り企画など計画をしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） さまざま企画もされて、お手振り企画なんていうのはどういう内容なのか、大体想像もつきますけれどもいいかなとも思いましたが。

1つはやっぱり委員会を立ち上げたということで、そういう委員会の中で先ほど前段にも申し上げましたけれども、やはり歴史とか史跡の委員会やったら、観光協会が主導権を持って、市民の方でそういう興味がある、説明員になれる、私がフランスへ行ったときにそういう町もあって、皆がその町のPR、誇りを持ってたということをお願いしたけど、そういう人を養成をすとか、そういうことも必要と考える必要はないだろうか。

それから、宿泊とか交通の委員会もできたということであれば、やはり温泉もありますわね幾つか、そういう部分をやっぱり結んでいく。そして、観光用の目立つようなオープンカーをつくるかそんなこともいろいろ、財政的なことも観光協会要ると思えますけれども、そういうことをさまざま考えて、もっと目立ってほしいなというふうに思いますが、そこら辺のところはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

先ほど申しました2つの委員会につきましては、10月、11月と2回の委員会を各々で行っております。「歴史・史跡に関する委員会」でいきますと、健康をテーマに市内の史跡をめぐってもらうウォーキングコースの検討とか、そういったことは検討として委員会の中で出たと聞いております。その他、漫画と芸術を活用したツアーやイベントができないかとか、そういったことが議題として上がったということ聞いてます。香美市の魅力を引き出す、また観光客の満足度を上げるためのそういったことを考えていってくださっておると考えております。

また、「宿泊・交通に関する委員会」としましては、香美市の宿泊・交通に関する問題点・改善点を提案、検討していくということで、今JR土佐山田駅周辺での観光客に紹介できる駐車場の確保、そういったところの検討をしたというふうに聞いております。

どちらの委員会につきましても、各委員さんが積極的に協議をしてくださっております。前段で議員がおっしゃいました市民の方も参画するといいますか、そういったアイデアを委員の方が出してくださって、検討していただいておりますというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 以前の審議の中で、香美市いんふおめーしょんが今現状3名ですわね、そういうことでパートでやってるということで、その中におった本部職員が外れて企画業務についていくということも言われたんですが、そのときに旅行業の免許も取得していくようなことを聞いたんですけど、それは今できてるのかどうかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

香美市いんふおめーしょんにつきましては、今おっしゃいましたとおり3名の常勤パートということになっております。

それともう一つ、旅行業の免許取得につきましては、旅行業の登録をするためにそういった資格が必要ということで、平成28年に事務局で取得をしました。その後、旅行業の登録をするということになりますと、営業保証金であったり、それから、その後のツアーを組んだときに利益を生めるのか、そういったところの検討もされたものと考えておるんですが、結果的には登録までは至っておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 現在、駅直近の前の朝日食堂のところから、こっちのほうに移ってますわね、工事等をしてると思いますが。その新しい拠点へ移転ということになるのであれば、以前その本部の機能の中でも特産物等を展示とか売りたいというふうなことを言われたと思いますが、新しいところはいかなる機能を持ってるのか伺います。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

新しい事務所につきましては、11月15日から、駅前から言いますともっと南の浜幸の前に移転をしました。以前と比べまして中の面積も広いですし、事務所とそれからまた奥にも部屋を構えております。それから、駐車場も何台かとめれるようになっておりますので、今までより効率的に事務が進むものと考えております。

それから、事務所の展示・販売というところがございますが、今のところ事務所の中

での販売というのは考えておりません。香美市いんふおめーしょんの販売につきましては、JRとの賃貸契約上販売はできませんので、香美市内の店舗で購入をしていただけるように販売場所を紹介しておるといようなことになってます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。④です。

観光協会は、全体の観光振興を図る立場と指定管理施設を運営する2つの立場がございます。そこに違和感を持つのは私だけではないと思います。

べふ峡温泉は現状、宿泊収入がなく運営は大変でございますが、観光施設として継続する以上は新たな支配人も置き、先ほど展開については話がございましたが、分離独立する方向か、さまざまな方策を検討すべきであると考えます。見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

現在のべふ峡温泉の指定管理契約につきましては、平成30年4月から平成33年3月までの3年契約となっております。現状では香美市観光協会が指定管理者として契約をしております。指定管理完了後の次の契約での指定管理者は未定ではありますが、香美市の観光施設として適切な管理運営を実施していただける方をお願いすることになると考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 広域観光は物部川DMO協議会等と連携はしているところではありますが、香美市の観光振興は観光協会が中心的な役割を担うべきであります。どんどん企画も出して、それに対して市として新たな補助等も考えるのが私は筋と考えております。

観光協会に最初補助金を1,100万円出すときに、香美市の観光を担ってる人が2名おって、その給与を合計したら1,100万円になるので、それで補助を出したというのが今でも頭に残ってます。非常に短絡的な発想でした。

私は新たな企画、先ほどいろいろ言われた企画に対して、観光協会からこれぐらいの予算が要るのでということで補助金の申請があって、商工観光課がヒアリングしてとか、それで市長に予算をつけてもらうように、そういうふうな部分が香美市の観光全体を担う観光協会の役割だと思います。だから龍河洞は別物なんですね、私の考えでは、実際のところ。

本来べふ峡温泉のあるべき姿は、観光協会は指定管理者として経営を向上させ、指定管理料も必要なくなる状況にして次の管理者に任せていくと。1つの方向が先ほど言った分離独立ということで今やっていますので、新たな支配人を構えて独立していったら、観光協会は観光協会として、やはり自立して香美市全体を見ていくということが大事になると思います。

平成27年度の決算で観光協会は約1,000万円の黒字でした、もちろん指定管理

料等が入ってますけどね、平成28年度は約860万円の黒字でした。平成29年度はマイナス250万円の赤字でした。これは全てべふ峡温泉と連動した部分であります。だから、ごっちゃになってるんです、会計上も。これってやっぱりだめと思うんですわ。だから、観光協会は本来任務に集中させるということのためにも、私は現状できることから進めていってもらいたいと思いますが、再度の見解を求めます。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

前段でのDMOおっしゃいましたかね、広域の関係でいきますと物部川DMO協議会との連携も当然しております。一方、香美市の観光振興ということ、観光協会のほうにも頑張ってもらいたいという現状でございます。

それから、分離独立のところでございますが、現在の指定管理契約につきましては、効果的かつ効率的に設置目的の達成が可能であると認められ、地元雇用等による地域振興の担い手として役割も果たしているということで、香美市観光協会を指定して契約しております。そういったところで、現時点では分離独立の議論には至ってなかったということでございます。先ほど議員がおっしゃられましたところにつきましては、今の時点でこうするということはないんですが、おっしゃられたところをまた次の契約までの間で考えていきたいと思っております。

それと、今後観光協会のほうの取り組みとしましては、現在1,100万円という補助金で運営をしております。基本的にはその範囲でやっていただければとは思いますが、新たな取り組み等につきましては、一定補助金の増額等の検討も必要であるというふうに考えております。現に来年度に向けて新しい取り組み、アイデア等につきましても、観光協会のほうから提案されておる状況です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

暫時10時30分まで休憩します。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、市長より発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 私、答弁の中で「2014年に導入した」とこのように申し上げたようでありますけれども、私の意図は「2014年に8%の引き上げ」という意味でございましたので、訂正をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。



○議長（比与森光俊君） ただいま市長より、「導入」を「引き上げ」に訂正との申し出がございました。香美市議会会議規則第65条の規定によりこれを許可いたします。一般質問を続けます。

1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 萩野義和です。市民クラブ所属でございます。議長のご承認をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

その前に、通告書の中に訂正がございますので、1件訂正をお願いいたします。

1番の⑨でございますが、「公会堂」という部分がございますが、これは「集会所」の誤りでございますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、まず1の防災・災害時対応ということで質問させていただきます。

地震等大規模な災害が起きたとき、安全を守り速やかな対応をするために以下を問うものです。これから質問することは⑧、⑨を除いてはごく基本的なことであり、多くは東北地震、熊本地震、北海道地震で問題になったことです。香美市で同じ問題を起こさないようにするために質問させていただきます。

①、市が管理している非常電源設備は何カ所あり、それらの管理状況はいかがでございますか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） ご質問にお答えいたします。

非常用電源といたしまして発動発電機を設置しておりますのは、市役所本庁舎、香北支所、物部支所、繁藤出張所、消防本部、市立中央公民館と防災行政無線施設の2カ所、これに加えまして上下水道施設の10カ所の計18カ所でございます。管理につきましては、それぞれの施設・設備の管理者において実施しております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 続きまして、②を質問いたします。

東北地震時の最大の事故となった福島原発事故でございますが、非常電源設備は作動しなかったんです。真っ先に津波にのまれて使用不能となったようです。高いイニシャル費をかけて法定点検を受けていても、意外と必要なときに役立たないものようです。

それで当市では、非常用電源設備は、浸水時等に真っ先に被害を受けるような場所に設置されていないかを質問いたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

全ての施設におきまして、浸水想定はされておられません。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 次に、③を質問いたします。

これは東北地震の後のことですが、避難されていた女性の方がおっしゃったことですが、女性用のものが支給されてとてもありがたかったと、言いにくいことで非常に困っていたそうです。

それで当市では、災害時支給品はマニュアル化してると思いますが、その中で特に女性に配慮した内容になっていますか、質問させていただきます。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

食料、飲料水及び生活必需品は、地域防災計画に基づき備蓄を進めております。うち女性用の生活用品といたしましては、生理用品1万1,000枚を備蓄しております。これにつきましては、本年7月の西日本豪雨被災地から応援要請がございまして、紙おむつとあわせて提供いたしましたことから、来年度補充を予定しておるところでございます。

内閣府作成の避難所運営ガイドラインでは、女性への配慮としまして、女性特有の物資の確保、女性用更衣室スペースの設置、授乳室スペースの設置などが示されており、更衣、授乳など多用途に使用できるプライベートテントを現在までに155張り購入しております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 今女性と申しましたけれども、あと体の弱い方等もおられますので、それに十分ご配慮をお願いいたします。

それでは、次に④を質問いたします。

熊本地震のことですが、被害の判断で市民の中に不満が出たということでございます。恐らくその判断により支援金等が違ってくることがあるかもしれませんが、内閣府の認定基準があり、それに基づいてやってることで違いは出ないはずなんです、行政あるいは担当される方の判断によって微妙な違いがあるようです。

それで、住宅が大きな被害を受けたとき全壊・半壊の判断基準はできているか。また、緊急時速やかな対応ができる体制になっていますか、質問させていただきます。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） 萩野議員のご質問にお答えいたします。

住家、家屋の全壊・半壊の基準につきましては、香美市地域防災計画や先ほど議員がおっしゃられました内閣府が作成した災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき、判定を行うこととしております。

緊急時の速やかな対応につきましては、現在マニュアルは作成しておりますが、大規模災害時の対応が不十分なところもあると思われまますので、香美市地域防災計画に鑑み、内閣府の作成した災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引きなどを参考に、なるべく早くマニュアルの見直しを行いたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） 一生に一度あるかないかのときですから、非常に冷静な人でもそういうときは判断を間違えるかと思いますので、十分訓練等を積みまして、支障のないようにひとつお願いいたします。

次に、⑤を質問いたします。

これは北海道地震時です。ある市ではできていたがある市とある市はできていないために、スムーズな対応ができなかった。ある新聞の一面に大きく掲載されました。そのようなことを香美市でなくすために質問いたします。

罹災証明書発行のマニュアルはできておりますか。研修等を行い速やかな対応ができる体制になっておりますか、質問させていただきます。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） ご質問にお答えいたします。

罹災証明書発行のマニュアルにつきましては、香美市罹災証明等交付要綱を作成し運用しております。ただ、大規模災害等に対応し切れない部分もありますので、先ほど申しましたが、香美市地域防災計画に鑑み内閣府が作成しました、災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引きなどをもとに香美市における体制を検討し、なるべく早く見直していきたいと考えています。

また、住家、家屋の災害認定業務につきましての研修等には、随時参加をしてスキルアップに努めておりますが、災害を想定した訓練等の実施には至っておりませんので、今後災害を想定しての訓練等も計画していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） 先ほども申しましたが、一生に一度あるかないかというような場面のことでございますので、混乱しますので、研修等を積んで市民の人を守るように、ひとつご配慮をお願いいたします。

次に、⑥を質問いたします。

住宅が土砂で埋まったようなとき、テレビ等で見ていますと消防職員、建設会社社員、それから救助しようとする方々、ご近所の方等と入り乱れております。生存者は70時間を超えると非常に少なくなるようです。時間との戦いでもありますし、救助に向かった人が災害に遭ってもいけない。そんな状況下で全体の指揮をとる方は大変だと思います。それで質問いたします。

住宅が土砂で埋まったような場合、現場での指揮（監督）は誰（または組織）がとるようになっているか。また、その立場に立つことが想定される職員の研修等はどのように行っていますか、ご質問いたします。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 萩野議員の質問にお答えをいたします。

住宅が土砂で埋まったような場合の指揮は、本市の消防機関のみで救助活動を行う場合は、職位または階級が上位の消防職・団員が現場指揮者となります。災害の規模等にもよりますが、一般的には消防職員では消防隊長以上、消防団員では分団長以上の者が現場指揮者となります。

また、本市の消防力では対応が困難で緊急消防援助隊や警察、自衛隊に応援要請した場合は、現地合同調整本部を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行い、連携して救助活動等を実施します。この場合、災害対策本部長である市長の判断や方針のもと、各機関はそれぞれの指揮命令系統により活動することとなります。

なお、土木建設会社等民間事業者に協力を求めた場合は、協力を依頼した機関、例えば消防であれば消防、警察であれば警察の指揮下で活動することとなります。

職員の研修につきましては、特に土砂災害に特化したものではありませんけれども、各種災害に対する安全管理や現場指揮能力の向上を目的とした消防本部内の訓練や他機関との合同訓練の実施、また消防学校への入校や各種研修などに参加をしております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 一番心配してるのは救助に行った人、そういう人が家屋の下に入ってその方が被害を受けるとか、それでそういうけがをすとか最悪のことがあった場合、指揮をとった人は非常に後々悔いが残ると思いますので、訓練等を重ねて、ひとつそういうことのないようお願いいたします。

次に参ります。次に、⑦を質問いたします。

遠くの親戚より身近な他人とも言います。そこで市と建設会社との関係を問います。真っ先に重機やユンボを持って駆けつけてくれるのは近在の建設会社ではないか、それで質問いたします。

住宅が土砂で埋まったような場合、建設会社は休日・深夜でも即対応してくれる、市との関係がうまくいっておりますか、質問いたします。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 建設会社との連携はとのご質問にお答えをいたします。

市が建設業関係の団体と締結している協定のほか、消防団に積極的に協力している事業所に対して、消防団協力事業所表示証を交付する制度があります。この制度は、事業所の消防団活動に対する協力が社会貢献として広く認められ、事業所のイメージアップになると同時に、事業所の協力を通じて地域防災力の充実強化を図ることを目的とした制度です。

その中に、災害時等に事業所の資機材を消防団に提供することを条件として認定している事業所がありますので、その協定のほか、これらの事業所にも協力をしていただけるものと考えています。本市では現在のところ17事業所を認定しており、このうち半

数近くが災害時等に資機材を提供する事業所となっています。また、消防団の方が建設事業所にお勤めをしているという方も一定おりますので、個別に協力を依頼するといったことも考えられます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 次に、⑧を質問いたします。

べふ峡の橋が壊れて随分長くなっております。幸い奥に住宅はありませんが、今年の観光シーズンはふいになりました。また、現実的に林業関係者等は困っているようです。それで質問いたします。

べふ峡の橋が壊れべふ峡・西熊溪谷間が通り抜けできなくなっているが、復旧の見通しはいつになりますか、質問いたします。

○議長（比与森光俊君） 建設課林業土木担当参事、澤田修一君。

○建設課林業土木担当参事（澤田修一君） 質問にお答えいたします。

林道大柘線の橋梁につきましては、現在下部工の工事を施工しております。年明けには上部工の工事を発注しまして、来年10月末の紅葉シーズンまでの完成を目指しております。また、本年7月の豪雨によりまして、橋梁から西熊側にかけて新たに4カ所の災害が発生しております。現在のところ、こちらにつきましても紅葉シーズンの通行は可能と考えておりますが、次年度に新たな災害が発生すると状況は変わってくるおそれがあります。長期間の通行どめとなりご不便をおかけしておりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 次に、⑨を質問いたします。

庄谷相の河川の崖崩れなんです。崖崩れの斜め上に集会所があり、そこは庄谷相地区の緊急時の避難場所となっています。庄谷相には現在、避難場所がない状況となっております。急ぎ対応してほしいと思いますので、質問させていただきます。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

7月豪雨による庄谷相川の河川災害復旧事業についてですが、11月28日に国の査定を受けています。河川の上部には集会所もあるため、早期発注に向け現在準備をしています。なお、河川管理区域部分につきましてはブロック等にて施工、その上部につきまして、集会所のあるところまでの官民境界までは、のり面工にて災害復旧にて計画しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） これ通告外ですが、私もこのとき気づかなかったのですが、復

旧ができるまで庄谷相は、恐らく拓も入っているのではないかと思います。避難場所がない状況になっています。この地区の方にもし、あしたでもあさってでも災害が起きたとき、どこに避難すればいいか。質問外ですので、答えられるようでしたらお答えください。よろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えします。

一般論ということになりますけれども、直近の指定避難所が使用できない場合につきましては、近隣の避難所に避難していただくといった形になると考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

災害復旧に当たりまして、地区からの要望というか地区長との協議を全て行っております。その中でまだ国の査定が済んだばかりですので、今後工程等が決まれば、都度地域のほうと協議し、進めていきたいと思っております。その中でうちのほうとすれば早い復旧を心がけますが、やはり時間がかかるような状況下の中、避難所等の対応につきまして地域のほうとあわせて協議していきたいし、地区長とお話を随時していかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 通告外でしたのに済みません、お答えありがとうございます。

それでは、1番を終わりますして2番のほうに参ります。

2、観光（龍河洞）行政ということで、全て龍河洞に関して質問をさせていただきます。龍河洞を活性化させ、ひいては香美市全体の経済のボトムアップを図るために以下を問うものです。

①、龍河洞まちづくり協議会がまとめた龍河洞エリア活性化基本計画では、計画期間は平成30年度から32年度となっており、前倒しが可能な事業については平成29年度から実施することとなっています。その進捗状況と既に実施していることは、いかがでございましょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 現在の龍河洞活性化の進捗について回答いたします。

洞内につきましては設計が終了しまして、滑りどめマット設置等の安全対策や看板改修等の工事を行っています。周辺部につきましては、出口休憩所の改修設計が終了し、12月中に工事に取りかかる予定です。また、荷物運搬用モノラックにつきましては、年明けから改修工事を予定しております。その他、統一的な景観街並み整備計画につきまして、委託業者とともに協議会及びチーム会において内容を検討していく予定となっております。

また、イベントにつきましては、平成29年度に引き続き、季節と客層を捉えた催しを継続して実施をしております。現在のところ、冬季イベントとしまして「龍河洞～光と雪の物語～」のイベントを開催をしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 次に、②の質問をいたします。

これらはホームページを見て思ったことです。全てホームページ内からのことだと思います。10年後に観光客30万人計画がありますが、達成までには時間が必要です。ささやかな観光客増加対策であります。できることをやっていくとの趣旨でございます。

香美市のホームページで龍河洞へのアクセスが2カ所あり、一方ではバスで20分と明記されていますが、一方ではバスの表示がなく車で17分とだけなっています。両方ともバスで20分と入れられないか、またバスの時刻表を入れられないか。いろんな観光地のホームページを見ますと、バスの時刻表まで入ってるケースが多いものですから、その点を質問いたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

龍河洞へのアクセスにつきまして、商工観光課作成ページでは約20分、リンク先の香美市観光協会のホームページでは約17分となっていたため、龍河洞保存会ホームページにあります約20分に合わせることにしまして、観光協会のホームページのほうを20分に修正をさせていただきました。また、バスの時刻表掲載につきましては、商工観光課作成ページ内に、とさでん交通ホームページのバス時刻表ページにリンクを張ることで対応をいたしました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 対応ありがとうございます。

それでは、③。

香美市観光協会の自転車コースで兼山コースと長宗我部コースがありますが、龍河洞コースを新設することはできませんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

ご提案いただきありがとうございます。新コースの提案につきましては、香美市観光協会に投げかけ検討したいと思います。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） ④、香美市観光協会が自転車の貸し出しを行っていますが、電動自転車の貸し出しはできませんか。また、自転車は現在1日だけとなっております、これの連泊は認められませんか。また、電動自転車はいろんな全国の観光地にかなり置

いておりますので、ぜひともお願いしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

香美市観光協会では香美市いんふおめーしょんにおきまして、香美市を訪れる観光客の利便性を高めるために、5台の自転車を用意し貸し出しを行っています。現在の利用状況でいきますと月に約20件程度となっており、また香美市民の生活利用が主な利用用途となっておりまして、今のところ電動自転車の購入は考えておりません。また、連泊につきましては、自転車の活動圏内には宿泊施設が少ないということもありまして、観光客へのニーズは薄く管理負担がふえるものと考えておりまして、今のところ実施の予定はございませんが、観光客の利用ニーズに応じて検討していきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） これは龍河洞に自転車で行く場合を想定したとき、ネットで見てますと、土佐山田駅から現実に龍河洞へ自転車で行かれたと、その方がおっしゃるには非常によかったということなんですが、私が行こうとすれば、龍河洞の手前の坂が結構きついものですから、電動自転車だったら非常に楽だろうと。そういうことで、それで電動自転車は何台も置かなくて結構ですから1台、とりあえず1台実験的にご検討をお願いしたいと思います。

それでは、次に⑤。

ふるさと納税の返礼品で県外の観光客を招くものとして三、四品があります。これらの希望は、現実的に1年当たりどれぐらいありますか、質問いたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 萩野義和議員のふるさと納税の返礼についてのご質問にお答えいたします。

観光客を招く返礼品は、現在のところ全部で4事業者9コースあります。

まず、美酒百膳文蔵が3コースありまして、香美市の地酒「文佳人」飲み放題付土佐料理堪能お食事券1名様分が、平成29年度で3件、平成30年度は11月30日現在ではゼロ件。次、香美市の地酒「文佳人」飲み放題・宿泊付土佐料理堪能お食事券1名様分が、平成29年度で2件、平成30年度が同じく11月30日現在で4件。また、飲み放題・宿泊付土佐料理堪能お食事券1名様分は、平成29年度、30年度ともにゼロ件となっております。

次に、龍河洞は1コースありまして、龍河洞冒険コースペア入場券が、平成29年度が2件、平成30年度が11月30日現在で1件となっております。

次に、香北観光トラベルは3コースありますが、香美市観光めぐり「おすすめ定番」コース2名様分と香美市観光めぐり「自然満喫」コース2名様分と香美市観光めぐり「塩の道」コース2名様分は、残念ながら平成29年度、30年度ともにゼロ件となっ



ております。

最後、ほっと平山は2コースあり、1泊2食付宿泊券土佐のお土産付2名様分が、平成29年度6件、平成30年度が11月30日現在で1件。1泊2食付宿泊券カツオの薫焼き体験付2名様分が、平成29年度が3件で、30年度は現在ゼロ件となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 希望の人があったということで、もしかしたら私はほとんどないのではないかというふうに思っておりましたけど、幸いあるということでございます。

それでは、⑥を質問いたします。

県外の方は香美市に温泉があるなんていうことを余り知らない人もいると思いますが、現実に温泉旅館がございます。そこで、今のコース以外に返礼品の中に、龍河洞入場券と温泉旅館1泊をセットにしたものを加えられませんかでしょうか。それで、基本的に2名ということになってると思いますが、1名で対応できませんでしょうか。さらに、全ての商品に龍河洞の有効期限つきご招待券をつけられませんか。これ全て、とにかく龍河洞に県外の人を呼び込もうということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

事業者様が提携可能な宿泊施設と相談をいたしまして、セット料金とプラン内容を提案していただければ出品は可能となります。また、人数の調整は事業者様次第ということになります。

次に、全ての返礼品に龍河洞のご招待券をつけることは今現在では難しいと考えております。なぜなら、龍河洞入場券の金額分が返礼品代金の原価に含まれることとなるからです。各返礼品の原価プラス龍河洞入場料から寄附金額が算出されるため、寄附金額のコースも高くなり、各事業者様に迷惑がかかることとなります。

また、参考例といたしまして、平成29年度の寄附件数が約1万6,700件ありました。大人1人1,100円入場料が必要でございますので、1,100円掛ける1万6,700件といたしまして1,837万円費用の負担ということになります。この金額をどこが負担するのかが問題となりまして、ご招待券というのはなかなか難しいと考えられます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） ホームページを見まして、とりあえず龍河洞へお客様を県外から呼びたいということなものですから、この後、ここには書いておりませんが、例えば三大鍾乳洞と言われてますからこのスタンプラリーをやるとか、この3つだけ

で。それから、ネットなんかで鍾乳洞を見ましても、龍河洞が真っ先に出てこないんですね、そういうところを一工夫、商工観光課のほうになるかもわかりませんが、鍾乳洞で検索したら、龍河洞が1番か2番か3番ぐらいには出るようにできないかと、これはお答えする必要はございません。今後お考えください。

それでは、最後の質問をいたします。

当市では人口は右肩下がりに減少しております。経済力も当然落ちており、税収も当然減少していきます。一方、俗に箱物と言われるものは少しずつ増化しており、歳出も増加しています。一度膨らんだ歳出は、税収が減少してもなかなか少なくすることは難しいと想定されます。当然財政内容は悪くなります。そういう状況下で、龍河洞観光客30万人は非常に素晴らしい政策だと思います。香美市への経済効果は大きいと思われます。しかしながら、達成には幾つものハードルがあるようです。したがって、この件は市長に質問させていただきます。

龍河洞まちづくり協議会の計画では、観光客を10万人から10年後には30万人とする計画となっておりますが、観光客30万人達成のためには大きな費用と切り切った対策が必要かと思われます。市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 萩野議員のお尋ねにお答えをしたいと思います。

今、県・市ともに龍河洞30万人達成に向けて、龍河洞の応援をさせていただいておるところでございます。かつては100万人という観光客が訪れたところでありましたけれども、現在はその面影が随分廃れた状態になっております。しかしながら、龍河洞は大変すぐれた資源でありまして私どもの町の誇りでもございますので、こうした資源を生かしていくことは何よりも大事なことだというふうに考えております。

とりわけ県が明年度から自然・体験型観光で集客を進めるということで、この連携が行われているわけでありましてけれども、しかしながら、全体として団体での観光、あるいは大型バスで乗り込んでくるという状況がございませんので、今までとは違った取り組みをしなければいけないというふうに思っております。一方で、インバウンドにおけるお客様もふえております。そして、大きな船でおいでの方もたくさんおられます。しかしながら、龍河洞の洞内をめぐっていただくと大変時間もかかるというふうなこともあります。そのためにはもう1段、もう2段の工夫が必要かというふうに思います。

大変困難な課題ではございますけれども、今のこのチャンスを生かして将来へつなげてまいりたいというふうに思っております。当然のことではありますけれども、多くの方が見えられるということになれば、地域経済にもよい効果がございますので、そうしたことを期待しながら、積極的な取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） これで質問を終わらせていただきますが、香美市の現況はい

ろんな面で右肩下がりになっておりますので、こういう観光事業で多くの県外の方に来ていただいて活性化さす、そして、お金を落としていただいて活性化させたいと思っておりますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 萩野義和君の質問が終わりました。

次に、7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 7番、市民クラブ、利根健二です。一問一答方式で通告順に質問を行ってまいります。

まず、姉妹都市間で人事交流をです。

現在香美市は、国内ではあわら市、積丹町、海外ではラーゴ市と姉妹都市の関係にあります。積丹町とは、よさこいソーラン・積丹ソーラン味覚祭りに参加。あわら市とは、あわら北潟湖畔観月の夕べへの出店。そして両市からは、本市のイベント、刃物まつりや土佐山田まつりに参加をしていただくなど交流が続いています。

また、姉妹ライオンズクラブの締結もされておりますラーゴ市とは、10年に1回訪問団を派遣し、ラーゴ市からも10年に一度本市に来ていただいております。交互に行き交いますので、5年に一度行き来してるということでございます。そして、平成4年4月18日には、地元県立山田高校とラーゴ高校が姉妹校提携を結び、互いに短期留学を行うなど積極的な交流が続いています。

ラーゴ市のホームページに山田高校との交流について書かれておりましたので、紹介をさせていただきます。歓迎会の先頭に立ったのは、姉妹都市文化交流の創設メンバーであるジョージ・フィースターです。彼にこの関係の重要性について尋ねたところ、姉妹校の交流が始まってから、今年はラーゴ市に177番目の学生を迎え彼らを祝福しました。現在では交流プログラムが第3世代となっております。これが継続し成長する姿を見ることはすばらしいことであると。グーグルとかで訳しましたけども余りわからないんで、自分が何となく訳しましたので、間違っていたらご容赦を願いたいと思います。

また、あわら市のホームページを見ますと、交流事業の予定として、市民間の交流で先ほど言いました、あわら北潟湖畔観月の夕べ、刃物まつりとか4点書かれております。そして、行政間の交流活動のところでは、災害時応援協定締結、人事交流、議会活動交流とあります。

そこで、①の質問に移ります。

まず、国内のあわら市と積丹町ですが、旧土佐山田町時代、一般質問で積丹町との人事交流を実は提案したことがあります。そのときは先頭に立って事務というか動いてたのがちょうど企画課長でありまして、前向きにぜひやりたいというような話を聞きましたけども、これは実現せずに終わっております。

今、ふるさと納税やインバウンドの取り組み、観光関係等、1日2日の視察では学べないことでも、交流により中期・短期でも、交流することで学べるようになってま

いました。積丹町では、フェイスブック、観光政策等は見習うところもあるのではないかと思います。また、あわら市では、健康、教育、環境、コミュニティー、経済産業をキーワードに平成22年度から取り組んでいる、これはそのまま読んでいいのかわかっていますが、それぞれの英語の頭文字をとっておりますH E E C E構想事業、これは平成29年度からは魅力創造を追加したH E E C E構想プラスとして取り組んでおります。こういったかなりそれぞれの特徴を生かした事業を行っており、ノウハウも持っておると思いますが、こういったノウハウを持ち帰ってはどうかと思いますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

現在、職員数に制約がある中で、さまざまな制度改正や多様化する市民サービスに対応するため、既存業務を維持または改善しながら、職員の能力向上をどのように図っていくかが課題であると考えております。人材育成の観点からは、先進地や異文化に触れることのできる研修や業務につくことは、参加した職員にとってよい刺激となり、本人の能力の向上のみならず、新たな人間関係が組織同士の信頼関係につながるなど前向きなよい効果が期待できます。

平成30年12月1日現在、当市から高知県へ4名の職員を人事交流及び研修職員として派遣し、高知県からは3名の職員に当市の業務へついていただいております。また、当市から南国・香南・香美租税債権管理機構、高知県後期高齢者医療連合へそれぞれ1名派遣しております。

先ほど申し上げたとおり、他機関へ派遣した職員と高知県から派遣していただいた職員とともに、その本人と組織にとってよい効果をもたらしていくと確信しております。そして、今後も現在の派遣先への派遣は継続していく予定です。

また、平成30年3月28日に協約が結ばれた「れんけいこうち広域圏」では、その圏内での連携強化を目指し、高知市と他自治体との人事交流の推進が提案されており、今後、新たな人事交流先として検討していく必要が出てきております。

以上のことから、人事交流については、これまでの定期的な相互交流等を維持、継続していく必要があり、現状では姉妹都市間での人事交流は優先事項とは考えておりません。ただし、災害派遣等による場合は、優先的に人的支援を考慮しなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） れんけいこうち広域圏でしたっけ、それとか県とかそれぞれ、まあ言うたら県単位とか府単位、都単位、道単位でやる仕事と、自治体単位でやる仕事は違いますよね、基本的にね。県との人事交流はそれなりの県との関係の中で必要なことではありますけども、自治体単位同士の交流はそこでは見えなかったことが学べるこ

とが多々あるんじゃないかと思います。だからこそ、職員が少ないからこそ人事交流でスキルアップを図る。先ほど課長もそう言いましたけども、だからこそという思いがあります。当然県、できれば国とも交流をどんどんしていけばいいと思いますけれども、自治体単位同士だからこそ学べないことについて、どうお考えかをお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

自治体同士の交流、人事派遣をしての交流ということも非常に大切なことだと考えておりますので、れんけいこうち広域圏では、高知市との交流ということも計画をされておりますので、こういったことには積極的に参加していきたいとは考えております。交流先がふえておりますので、そうしますと派遣職員の確保ということも難しくなってくると考えられます。本市での各部署での業務の状況など、総合的に判断した上で検討していくことになるかと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 基本的に人事交流というのは、もちろん行くけど来るんですよ。来た人はお客さんじゃなくてこちらで業務をするということになれば、当然なれてない業務で一時的に能力は下がるけど、単純にその人がいなくなるわけじゃないということも、当然こっちから向こうへ行くのも向こうへ遊びに行くわけでもないし、交流して学びながらこちらで仕事もしてもらおうということも、念頭へ入れればそんなにマイナスではないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

相互交流になりますのでマイナスになるとは考えておりませんが、こちらから派遣先へ派遣する職員の確保等ということになってきますと、現在多くの職員を派遣しておりますので難しい面もございますので、その辺の総合的な判断というのは必要になってきますので、現状ですぐにその交流をするということは難しいというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 予想どおりですので、次へ行きます。

②です。ラーゴ市との関係です。

先ほど言いましたジョージ・フィースターの言っている第3世代の交流というのはどうなのかなと自分で考えてみますと、香長中央病院の秦先生やそれ引き継いだ元赤ちゃんの店の吉田さんたちが始めたライオンズクラブ関係が第1世代の交流であって、あと姉妹都市として、ライオンズクラブから一歩進んだ姉妹都市締結から山田太鼓の派遣とか、そういったのが第2世代の交流、そして先ほど言いました山田高校の交流が第3世代の交流じゃないかなと自分は勝手に思っております。

その中で第1世代の方々も現役で頑張ってる方もいますが、次の世代の交流も活性化  
する必要があるのではないのでしょうか。長いおつき合いには民間の力も必要ですが、行  
政の継続した取り組みが重要であります。また、高知工科大学、旅行者、研修生等、外  
国人と接する機会もふえています。人事交流を行うことは、いろいろな意味で効果があ  
ると思いますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

人事交流することでさまざまなメリットもあるとは思いますが、現時点ではラゴ市  
への人事交流となると、さまざまな課題も考えられます。先ほど申し述べたとおり、姉  
妹都市間での人事交流は現在のところは優先事項とは考えておらず、今後の課題という  
ことになります。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 同じような流れということはよく理解はしております。

例えば教育委員会関係とかやったら、生涯教育とかやったら外国人、普通の学校教育  
のほうは外国人に直接来ていただいて生の英語とかやってますけども、生涯教育で  
もそれなりに外国人と接する場所を設定とか、かなり意義のある交流ができるんじゃない  
かと思えますけどもどうでしょうか、そちらへ急に振りますけども。担当課として欲  
しいのか欲しくないのか、そういった交流はどう考えるのかをお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 利根議員のご質問にお答えします。

交流事業は大事と考えておりますので、今後どのようにすればそのような交流ができ  
るかなどについて、調査研究を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 何カ月とか1年単位での交流がなかなか難しい状況というの  
は、実は私もよくわかっております。

そこですけども、せっかく山田高校が学校単位で交流を続けていくと、せっかく向  
こうへ行ってるんだから、そのときに職員も帯同させたらどうかなということです。そ  
れはもう何カ月とかいう単位じゃなくて割と短い間ですけども、学生なんかも当然学校  
へも行きますけども、表敬訪問で向こうの消防署を見たりとか、いろんな向こうの施設  
を見て交流とかもしておりますので、そういったときに香美市の職員がそこを見てくる  
ことはそんなに無駄じゃないし、大きな交流というほどの負担じゃなくできると思いま  
すけどもいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

短期間の派遣ということであれば可能であろうと考えますので、これは担当部署のほうとも、そういう場面があれば協議して検討はしたいと思います。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） それでは、2番のインバウンド観光に対応をとるところへ入っていきたいと思います。

本県に寄港する豪華客船は増化しています。そんな中、地元の山田太鼓が高知新港で行われる歓迎とか送迎のアトラクションのアクトチームとして、トップランクの出演数を誇っております。また先日、香美市の「方」と書いてありますが複数ですのでこれは「方々」ですね、香美市の方々が世界三大豪華客船会社プリンセスクルーズ社との間で、日本初のパートナーシップ事業提携契約を結びました。そして、香美市をめぐるツアーがここで採用されたようでございます。

今年の高知県地場産業大賞の応募のところに情報がありましたので、そこに載ってる部分だけですが紹介させていただきますと、その団体名は「U n i f y k a m i c i t y ～香美市を盛り上げる会～」です。活動名は「オール香美市で取り組む「ど」ローカル文化を広める活動」。活動概要は、香美市の伝統産業であるフラフ製造業と日本酒製造業がそれぞれの産業にイノベーションと地域の閉塞感を打破するために結成、最初の活動として、香美市の伝統産業を知ってもらおうと打刃物や神社、高校生の協力のもと、訪日外国人対象の体験型観光を企画しましたとあります。

これが豪華客船のプリンセスクルーズ社、多分世界最大の運航会社やと思いますけれども、そこに採用をされております。現在予定されているルート以外にも多くのルートの設定が可能と思われれます。また、売り込み先も広げる余地は十分にあるのではないのでしょうか、香美市としてもできることはあるのではないのでしょうかと思ひまして質問をいたします。

まず、①。

インバウンド観光の取り組みにおいて、高知県または公益財団法人高知県観光コンベンション協会との関係は十分行われているかをお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 利根議員のご質問にお答えいたします。

近年ではクルーズ客船が急増しており、多い日には4,000人を超える外国人観光客が来訪しており、今後のインバウンド観光の誘致が求められているところでございます。当市でのインバウンド観光につきましては、高知県や高知県観光コンベンション協会とも連携をとりながら、パンフレットやホームページの多言語化、Wi-Fiの整備等を行っておりますが、外国客船への対応は行えておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） パンフレットの多言語化、Wi-Fi整備、これなかなか、実は観光でありながら情報を得るには港湾関係は別の部署が高知県でもやっていると、観光系に載ってないという微妙な縦割りの部分がありますが、その中で高知県観光振興部国際観光課のインバウンドセミナーというのがありますが、それはご存じでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

勉強不足でして、知りませんでした。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） これは多分手を挙げたい人の事業者向けにセミナーを開いているものと思いますので、直接行政がということも無いと思いますが、商工会とは三役・部長会なんかにも月1回ぐらい参加して情報交換も行っておりますので、そういったことも勉強して、商工会にまた行政側からも提案するようなところまで行政に行ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） ご提案ありがとうございます。そのように前向きに進めたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 続きまして、②へ行きます。

さらなるコースの提案をしてはどうかという提案でございます。

これは実は観光庁の訪日外国人消費動向調査、これは平成28年の年間推計値より訪日ラボというところが作成した数字です、を見ますと、高知県は観光客数は多分全国ワースト3位ぐらいやったのかな、この情報もしかしたらちょっと別の情報かもしれませんが、ワースト3位ぐらいで43位とかそんなぐらいやったと思います。しかし、この情報で見ますと、旅行タイプ別1人当たり消費単価を見ますと、タイプ別で個人パッケージ旅行は全国で5位、個人手配旅行では全国で1位、トータルで全国3位。この数から見ますと、少ないけど一度取り込んでしまうとそれなりのお金は落とさせていただけるということです。数字的にはそういうことです。

ちょっとこれは、海外の人が来て高知の宝石サンゴを買うためにすごく単価が上がっているところもあるし、もしかしたらそれが主かもしれません、それ以上の細かい材料がないのです。それをのけましても、香美市にも先ほどふるさと納税のコースでありましたようにお酒、フラフ、それに加えて龍河洞、アンパンマンミュージアム、刃物等、十分に魅力あるものがあります。まだまだそういったものを加えた新しいコースを提案できるんじゃないかと思っておりますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

現在のところ物部川DMO協議会におきまして、豪華客船に関するところを含めまし



て、香美市の観光施設や観光スポットの売り込みを行っていただいております。そういったところで香美市独自といいますか、そういったところでのコースの提案等というところはできてございません。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 物部川DMO協議会にコースをお願いをしているという答弁でございますが、先ほど市長の答弁でありましたように、龍河洞自体が入るのに時間もかかってなかなかインバウンドが取り込めないと、そういう中でまあいうたら物部川DMO協議会、3市でルートづくりをしても全然香美市へ取り込む分が少ないじゃないですか。観光は、短いやつは6時間ぐらい高知寄港、長いやつでも大体が12時間ぐらいが多いと思いますけども、大体朝7時とか8時とか入って、そうすると多分最終的には高知で大きなお買い物するというルートづくりに皆さんなっていると思います。

そうすると、午前中見てもろうてできるだけお金を落としてもらえたら、お昼ぐらいまでは香美市でってなると、これは物部川DMO協議会に任せちゃったらおいしいところとっていかれるだけやないかと。香美市は香美市の利益のためにもうちょっと、任すところはもちろん広域のメリットはあるけど、香美市は香美市でちゃんととっていくということをやらんといかんとお思いますけれども、その辺をお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。物部川DMO協議会、広域ということでいきますと3市の広域観光でございますので、寄港して滞在している時間を考えますと、言われますとおおり、香美市へ来ていただく方をどのような方策でどのようなやり方でというところは、また考えていかないといけないと思います。ちょっと具体策のまだ検討まで至っておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） ②はこれぐらいにしときます、後にもちょっと続きますので。

③のプリンセスクルーズ社以外にもまだまだ多くの客船運営会社があります。幅広い売り込みができるのではないのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

現状では、客船運営会社への直接の売り込みまでは行えてございません。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） クルーズ社以外にもできてないという現状をお伺いをいたしました。流れ的にインバウンドはクルーズ社のほうへ流れておりますが、実は今クルーズ船以外にもまだあるのかな、高松空港へ外人がどっと来て、団体というよりは割と個人旅行とかもふえております、いろんなところへ本当に。そういった意味で多言語

化ももちろん重要であります、中国、台湾のほうからじゃなくてフランスからも大分、阿波池田近辺、大歩危ですかね、あの辺へよく来るとかも聞きますので、そういったことも含めて売り込み先はほんとにまだまだありますし、プランの立て方もほんとにいろいろありますので、ぜひそっちのほうへも手を広げていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

インバウンドへの取り組みにつきましてはまだまだというところでございまして、先進地のやり方、そういったプランであるとか、そういった研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） ④へ移ります。

香美市には、先ほども述べましたように個々の魅力ある事業所、個店で力がある、また日本の伝統産業、地元の地場産業とかありますけども、そういったところが先ほど言いましたインバウンドセミナーとか開催されていますけども、個々の事業所でそれを受けて対応するにはかなりハードルが高いと思います。さきの同僚議員の質問に出ましたけども、観光協会や先ほど言いましたUnifykami cityに、その点と点とをつなぎルート化し、売り込んでいただくという役割を担っていくことは可能だと思いますが、その辺の見解をお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

ご質問の役割をお願いできないかということでございしますが、現在のところインバウンドにつきましては、先ほど申し上げましたとおり物部川DMO協議会に役割を担ってもらっているというような状況でございます。一方、香美市観光協会としましては、高知県インバウンド推進連絡会に参画するとともに、県主催の商談会にも参加もしております。今後は観光関係者、商工関係者等のさまざまな方々と連携して、インバウンドのほうは取り組んでいきたいと思っております。このご質問の役割をお願いできないかというところには直接お答えはできてないかもしれませんが、今後関係者と連携をしていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 先ほども言いましたようにその物部川DMO協議会、売り込みの相手によっては物部川DMO協議会は敵になると、敵という表現はどうかかわかんけど、売り込み内容によっては香美市独自をかなり追求していかんと、数少ないお客さんの取り合いの部分もありますので、広域のメリットと単独でやるメリットをちゃんと、香美市の利益のためにやっていただきたいと思います。

そういった意味で観光協会、先ほど同僚議員からありましたように観光協会は観光振

興を集中してやると、1事業所に対して、べふ峡温泉ですけども、そういうがは実は切り離れたほうがこういったことにちゃんと対応できるんじゃないかと自分も思っております。その辺どうですか、もうちょっと観光振興に特化したチームとして、研ぎ澄まされた組織にしていきませんか、提案ですがどうでしょう。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

べふ峡温泉の独立というところを含め、それから香美市の観光振興のための観光協会のあり方、そういったところはまた詰めていきたい、考えていきたいと思えます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 先ほど、もう既にプリンセスクルーズとの関係を築いている香美市の方々が、実は通常の客船のインバウンドとかを含めまして、かなりのノウハウを持っております。ということは、新しく育てる、新しく勉強するよりもある意味事業委託みたいなところ、今現状では、自分の見るところで非常に失礼な話ながですけども、観光協会はそこまで行ってないかなという気はするがですよ、多方面にちょっと気を配りすぎて。そういった戦略的な部分は、そういったとこに事業委託をしていくのも1つの手じゃないかとは思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

そのような役割を担っていただける方のアイデア等につきまして、また議員の方からもアイデアをいただきながら検討したいと、考えたいと、勉強不足なところもありますのでよろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 自分は議員やけど、そういった方はアイデアとかノウハウというのは、一応民間の方はそれなりの資産とか、だから、ちゃんと金を払ってちゃんと情報とかいただけるようなことをぜひ考えていただきたいと思えます。

それでは、⑤です。

商工観光課は、べふ峡温泉、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート、龍河洞、鍛冶屋の学校と多くの懸案事業を抱えております。失敗すれば大変な税金の無駄遣いになりますが、先ほど言いましたように、成功すればまたとないチャンスであります。税込アップになりますし、雇用の場にもなるんじゃないかと思えます。それを成功させるためには、人材をもっと補強して向かうべきでは、対応するべきではないかと思えます。

インバウンドに関する取り組みは国を挙げての事業でありまして、先ほど言った民間が頑張れることが当然大前提ですが、ある意味行政と国のかかわりの中で、行政のほうで新たな補助金や制度に関する情報が早い場合もあります。もちろんずっとアンテナを張って黙っちゃって、補助金使いませんかって来るのはなかなかないと思えますけども、

そういう気になりさえすれば多分民間よりは少しは早いはずです。

べふ峡温泉については、改修の取り組みや料理がどうのこうのって複数の議員から提案があっても、なかなか対応ができないというか、ちょっとタイムスケジュールに追われて突っ込んでしまうところもあります。ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートは、絵の購入でちょっとばたばたしたりとか、改修の申し出があったりとかしてちょっとスムーズに流れてないと。龍河洞もここで細かく言いませんけども、全てが計画どおり順調に進んでない部分もあると、これは話を聞いております。

これらを含め、今回の補正予算や議員協議会のいろいろな説明において、多くの準備不足が目立っています。また、今言いましたようにちょっと前向いて進むのにも、特にちょっと人材が足らんのではないかということです。

特に鍛冶屋の学校については、行政ではできない事柄、例えば自治体間での負担に関する協議ですね、市長は最終は県立まで持っていきたいということでしたけども、少なくともどこやったっけ、須崎市、南国市、香美市やったっけ、そのあたりの業者さんが共通して共同で費用負担とかできるという、そういう話をまず行政間同士でちゃんとしてないと、多分事業を受けた元商工会の門田さんが一生懸命何ぼ働いても、当然そこではできないことが、行政がやらんといかんことがあります。

まだそれがちょっとおくれて今どうなのかというのがありますが、このままでは商工観光課の担当する事業が、もしかしたら全滅してお荷物事業になるんじゃないかと私も心配しておりますし、多分同僚議員の中でも個別には心配してる事業があるんじゃないかと思いますが、しっかりした体制をつくりませんかとかこういった提案でございます、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

商工観光課では、大型事業や懸案事業を抱えている状態でございますが、課員一丸となって取り組み、事業の成功につなげていきたいと考えております。商工観光部門として新しいことへの取り組みも必要と考えておりますので、今後の職員配置については要望したいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 先日、同僚議員が市長の鍛冶屋の学校についての熱い思いも聞きましたが、なかなか、先ほどからずっと言ってますように職員数の割に重要案件を抱えすぎてことは明白ではないかと。一丸になって頑張るというのはもちろんわかりますけども、その意気込みや熱い言葉だけではなく、それを可能にする体制をまずつくる。職員数をふやすとかの提案でございますが、今課長は課員の枠の中で一生懸命頑張る、当然と言われんね、頑張っていたきたいし応援もします。今後の人事については要望をすると、それも当然のことです、現在おくられているんで。それを受けて人事のほうはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

商工観光課につきましては、本年度の機構改革により産業振興課から独立し誕生しました。その時点で1名増の状況となっております。職員数については、人事ヒアリングにおいても多くの部署から増員を求める要望が多く挙がってきておりますが、財政状況も踏まえ、平成30年4月に策定した香美市職員定員適正化計画に基づいた定員管理を行っていく必要があります。今後各部署への職員の増員につきましては、定員管理、財政状況を踏まえ、業務量や業務の質等を総合的に判断して検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） やっぱり定員総数の壁がここでも出てきたわけですが。そうですね、まあいうたら商工観光課は本来は前向いたわくわくするようなことができる部署で、そういった事業のはずですけども。

これ実は先日テレビで、クラウドファンディングにより復元された名刀「蛸丸」の公開が行われたと、刀ですね、それ見ました。その公開のときには若者や外国人など多くの方が来ていました。インバウンドの取り組みや未来の若者にアピールする材料にこれは間違いなくあります、鍛冶屋の学校絡みですけども。

ほんで、ここでインバウンドのところへ戻ると、鍛冶屋の学校に外国人の先ほど言ったインバウンドの観光ツアーを取り込む。鍛冶屋の学校では物は売れんけど、流通センターがあるんで流通センターでお買い物をしていただいて地元の経済に役立てるとか、そういったちょっと前向きの計画を聞かんと、伝統産業の後継者がおらんき、どんどん寂しゅうなるきそれに対応するんじゃなくて、いかに売って行っていかに税収伸ばして、頑張ろうやっという提案までとても現状では行ってないですよ、説明でね。そこをやるのにほんとに今の体制で、定員管理の話もわかりますけども、もちろん全部の部署が大変なですけど、やっぱりどっかでもうけていくっていう表現おかしいのかな、地元が潤っていく政策にある程度もうちょっと人もちゃんと配置していかないと、やっぱりやらんといかんことはどんどんふえゆう中で、どんどんどんどん税収が下がっていったら先細りになるやないですか。プラスのところにうちょっと人材を配置したらどうですかという提案です、いかがでしょう。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

職員の配置につきましては先ほどお答えしたとおりでございますけれども、お話を聞きますと、やはりある程度専門的な知識を持ったそういった人材も必要というようなことも見えてきておりますので、そういうことであれば職員の配置ということではなくて、任期付職員とか臨時的、そういったことも含めて考えていく必要があるんだろうなとい

うふうには感じております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） そういうことです。鍛冶屋の学校では商工会でかなり頑張っ  
て能力もある門田君が対応すると、観光協会もテレビ高知で、その後イベント会社で役  
員・社長を務められた方がって、対応していく相手方の人材はそれなりにどんどん  
どんよくなってるのに、こっちの窓口がもうちょっとしっかりした対応をしていかない  
とどうなのかなという、多分周りがよくなってるんで、今ここでごと香美市の体制を  
構築したらすごく前向いたえい楽しい事業に、これ今懸案事業やけど全部楽しい事業に  
なると思います。

そういった意味で専門職の話もありましたけども、商工観光課に国・県との人事交流  
で参事クラスの人材をお願いしたらどうかなという気はします。香美市は大体懸案事項  
があるとき、自主防災組織の立ち上げのときは県から防災対策課のほうに出向してい  
ただいて、今は森林環境税関係ですかね、澤田さんが、中堅から若手からエース級から  
ばりばりの人が来ておりますので、民間から短期で登用という手もありますけども、県  
と国との人事交流、その中でお願いをしていくという手もありますけれども、いかがで  
しょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

国との交流につきましては、実は昨年度、本年度について国のほうにお話をしまして、  
交流ができないかというようなことを進めておりましたけれども、ちょっと香美市のほ  
うがその交流先に選ばれなかったというようなこともあり、ちょっと断念をしており  
ます。県との交流は前段のご質問でもお答えしましたが、県との交流を中心に行って  
おりますので、そういったところからのまた人材を派遣していただくというようなことは、  
可能であるだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 来年度の国との要請は行っているか、また時期がまだやっ  
たら行く予定であるのか、お願いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 国との交流につきましては、地方創生の関係で国のほう  
から照会が来ておりますので、その時点でまた検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） そしたら、その時点ではまたよろしく申し上げます。商工観  
光課は大変なんで、当然今の課の方に頑張っていていただくとともに、全庁的に応援をして

楽しい事業に、もうほんとにプラスになる事業ばかりなんで、ぜひそっちへ転換して、議員も文句ばかり言わんでもえいような事業にしていきたいと思います。

続きまして、3番、防災避難所の…。

- 議長（比与森光俊君） 暫時休憩します。  
（午前 11時57分 休憩）  
（午後 1時00分 再開）

- 議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

7番、利根健二君。

- 7番（利根健二君） 午前中に引き続き一般質問を続けさせていただきます。

3番の防災関係の避難所運営の訓練についてです。

11月4日に、山田高校が指定避難所になっている地区の防災会が、避難所運営マニュアルに沿って避難所の開設訓練を行いました。これは議会だよりのほうにも手順を含めて、紹介を兼ねまして載せさせていただいております。来年1月20日には、山田小学校が指定避難所になっている地区の防災会が同様の訓練を行います。

①、山田高校の訓練で見えてきた課題について、自分の感じたことや提案は課長に雑談でございますが伝えましたが、行政サイドとして見えてきた課題はどんなものがありましたでしょうか。また、それをどのように手直ししていくのか。そして、そのノウハウをどのように広め生かしていくのかを質問をいたします。

- 議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

- 防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

11月4日、県立山田高校で実施をいたしました避難所運営マニュアルを使用した初めての開設訓練では、参加者229名を対象にアンケート調査を行い、83.4%に当たる191名の方から回答が得られました。調査結果からは、受付方法やスペースの区割り、トイレへの動線を含めた高齢者への配慮などを改善点に挙げるご意見が多く見られました。事前に3回実施した準備会でも、受付方法は課題として取り上げられていた点でございます。マニュアルを実践する中で、限られたスペースで多くの避難者をどう効率的に整理するか、受け付けを終えた避難者を待機させるのか、居住スペースに入れてよいのかなど、解決すべき点として認識されたところでございます。

11月25日の反省会では、これらの改善策について意見交換を行い、来年2月に予定する次回訓練の準備会につなげております。今後も訓練を通じて確認された問題・課題は、その解決方法も含めて参加者と共有し、マニュアルの見直しに反映させていきたいと考えております。また今後、避難所運営マニュアルの作成を予定しております収容人数の多い避難所におきましては、準備段階から積極的にかかわり、先行事例を基礎とした助言や事前準備の支援を行っていきたいと考えております。

なお、年明け1月20日に予定しております、山田小学校の避難所開設訓練に向け1月11日に行われた第2回準備会では、山田高校での訓練を撮影した動画をごらんいただき、当日の様子や課題・問題点などの情報を提供いたしました。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） アンケートをとって、それをもとにまた会も開いて検討・検証もした。そして、次回につなげるべく手はずも十分とられていると思います。

②へ行きます。

先ほど答弁でありましたように、多分手順の確認を行って順番にはやったけど、並行に行えることをあえて多分、手順確認のためにやらなかったんじゃないかということも考えられますが、実際避難所の開設にかなりの時間がかかりました。それで、実際は昼間の天気の良い日やったんでそれで訓練も済みましたが、実際夜とか雨とか、先ほど言いました混乱がかなり、どこで待機さすとかすぐに入れんと雨とか冬の寒い日はあると思いますんで。

そういったことがある中で、山田小学校についてはすぐ並行というかちょっとおくれでいきますけども、この混乱ぐあいを見ると、他の避難所については開設に関する対応をちょっと急ぐ必要があるんじゃないかと思えますけども、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） まず、訓練の時間経過につきましてご説明をいたします。

訓練当日は、午前9時のサイレンを合図に山田高校体育館への避難を開始し、避難所を開設するための準備といたしまして、施設の安全確認を9時25分ごろから行いました。建物の外部・内部を確認後、受付を設置したのは9時40分ごろでございます。全員の受け付けが終了し、居住スペースの区割り作業を始めたのが10時ごろです。区割りは体育館のおよそ3分の1を使用し、9区画180人分の居住スペースを設定いたしました。作業終了は10時50分ごろとなり、所要時間は85分でございます。

今回の訓練は初めてということもあり、本来同時並行で行う受付設置、区割りの作業を手順確認しつつ1つずつ行いました。これが時間を要した最大の要因であると考えております。受け付けはマニュアルでの1カ所設置方式を変更し、自主防災組織ごとに設けたところ大変混雑を招きました。反省会では、複数カ所での受け付けは維持するものの、表示や呼び込みなどで誘導方法を改善することとなっております。参加者も今回の経験を通じて要領がつかめましたので、次回の訓練では開設時間を短縮できるものと考えております。また、習熟による作業時間の短縮は他の避難所においても見込むことができますので、訓練実施を今後働きかけていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。



○7番（利根健二君） 自分が考えて伝えた並行してできることとが、いろいろ項目に挙がって検討・検証もされておるようです。

あと1点、山田小学校の検討委員会のもう一番初期に、区割りのシートに通路も含めたやつを書いてスピードアップを図ればということが、まだそれ急いでという話が全然今回は進んでなかったですけども、今回見ている、結局区割りするのにメジャーまで持ち出してそこから順次やっていくという、そういう手順はちょっと見直したほうがいいんじゃないかなという気はしますが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

作業手順の効率アップといった手法につきましては、今後検討すべき課題であるというふうに考えておりますので、いろんな衆知を結集いたしまして、よりよい手法を取り入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） わかりました。その他ちょっといろいろありますけども、自分も防災関係でまだまだ現場での意見も言うこともあると思いますので、ここでほかの細かいことはやめておきまして、次へ行きます。

③です。

山田高校の訓練を傍聴させていただいたことは、いろいろと課題も発見でき、またノウハウを学べるなど参考になりました。自分たちでいろいろ考えて、こう動くだろうなこう動くだろうなと思うところが、ここで引っかかったりする姿とか、あっ、これやったらなかなかえいなとかってありました。確かにすごく勉強になりました。

それで、今後開かれる山田小学校、山田高校の訓練は、そのほかの小・中規模の避難所の開設・運営の参考になるのではないのでしょうか。先ほどの②の対応にも効果があると思います。1個1個やるのは時間かかるのでとにかく1回、1回と言わず2回3回と訓練してるのを見てよということ、他の防災会にも傍聴を呼びかけてはどうでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

訓練にかかわる情報につきましては、やはり共有することが重要であるというふうに考えております。山田高校、山田小学校の開設訓練の見学につきましては、それぞれの訓練準備会に提案をいたしましてご了承いただきましたら、市内の自主防災組織などに呼びかけを行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） よろしく申し上げます。山田小学校はちょっと実際避難所が

狭いので、防災会が全部来たら訓練にならん状況になるかもしれませんが、山田高校は結構広くて傍聴が随分受け入れられるような広さですので、そちらのほうをよろしくご検討お願いをいたします。

④に行きます。

春・秋の2回会議を開いてますね、連絡協議会ですかね。そのときに来た人は好きなところへばらばら座るようになっておりますけども、山田小学校とか山田高校は多分一緒にもう合同訓練を開いたりとか会を開いてますので、顔も知って話もしてる状況にあるんですけども、中規模の何カ所かが集まるけど、お互いそんなに、役員ももう毎年かわってよく顔を知らんよというところが多分あると思いますんで、そういったところは指定席にしておいて同じ指定避難所の地区を並ばせて、休憩時間とかそういった顔つなぎとか、終わってからとか途中でもえいですけども、意見交換とか顔見知りにならんと現場でもめたりすると思うんで、訓練が始まってないところでも取り急ぎそれだけはまず、ちょっとやっていったらどうかなというような気がしましたが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

自主防災組織連絡協議会での配席につきましては、春期の開催時は参加組織が多数に上り会場が大変混雑することから、座席の指定は行っておりません。近年設立組織がふえたため、これまでの開催方式では会場の収容力の限界に達しつつあります。ご提案の近隣組織、同一グループの実現も含めて、今後開催方式、会場の選定など、協議会役員と協議することといたします。秋期は、グループ別の訓練・ワークショップなど行う際は、近隣の組織が同じグループとなるよう考慮しております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） よろしくお願いをいたします。

以上で自分の質問は全て終わります。

○議長（比与森光俊君） 利根健二君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後 1時13分 休憩）

（午後 1時15分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 最後の質問になりましたが、5番、笹岡 優です。通告に従いまして一問一答方式で質問します。

1番、憲法が明記する基本的人権とは、その基本認識についてお伺いします。

日本国憲法は最高法規です。全ての法令、法律、または地方自治法も教育基本法含めて、この憲法に基づく最高法規に合致しなければなりません。その日本国憲法には、第11条、基本的人権の享有、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と明記しています。基本的人権は、国家・政府によっても制限することができないとされる個々の人間に固有する自由や権利のことです。この基本的人権を考えると、縦の関係から捉えるか、横の関係から捉えるかが極めて重要だと思います。そこで質問します。

①ですが、国民の基本的人権を守るべきは縦の関係が基本ではないでしょうか。国家権力、地方自治体権力、社会的な強者など、権力または権限を行使することによって国民・市民の基本的人権を侵害することになる立場にある機関、組織、企業等の関係者がしっかりと基本的人権を守ることが憲法理念の基本と考えますが、見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 笹岡議員の憲法の基本認識についてのお尋ねにお答えをしたいと思います。

今議員のほうから、国や自治体、またさまざまな機関、組織、企業などにおける関係を問われておるわけでありまして、ご承知のように今企業におきましても、社会に貢献をする企業が評価をされ、ブラックであるとかグレーな企業は社会から批判を受ける、そういう時代になってきております。しかしながら、組織の中には、個人の自由を妨げたり、あるいは個人の信条を侵害するような行為もあります。また、組織それ自体が反社会的な行為をしている場合もあるわけでありまして、こうしたものを個人が正義に基づいて社会に告発する場合もございます。こうしたものの不利益を禁じる、こうした人たちに対して不利益なものを与えないようにしなきゃいけない、こうしたことが現在の状況の中ではもう当然のこととなっております。国においても自治体においても、憲法のもとでそれぞれの方々の平等、基本的人権を守っていくことは当然のことだというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ここにちょっと資料を出してあります。皆さんのお手元にも配ってありますので見ていただければいいと思いますが（スクリーンを示しながら説明）、その資料の中でわかるとおり、これは法務省が毎年人権侵害にかかわる事件をまとめた資料です。そして、この資料を見ていただければ全体で2万件ぐらいの人権侵害がありますが、その中で先ほど言ったように縦の関係の方々を上を書いてあります。特別公務員や教育職員関係や、また刑務所やまた警察官を含め国家公務員と、そして下に私人間という国民のあれを書いてあります。

これを見ていただければわかるとおりですが、さきの人権教育のための国連10年で、国連が重視したのもこの点でした。ですから、このときに多くの議論になったのは、人

権教育とはもともと何なのかということで、その1つの柱が人権としての教育、人権を守らないのは教育と言わないんですね。ですから、ほんとに人権教育が人権を守ってるかどうかということが言われてます。

この中で上の中で教育職員関係の方々が多いわけですが、今の教育事業の中で大変問題といたしますか矛盾を持ってるというのは、結局武道の関係、柔道にしても剣道にしても、そして相撲にしてもお互いに格闘するわけですね。そしたら、やり方いかんによってはしごきといたしますかね、なってしまうという面を持っているわけです。ですから、そういう問題を含めています。ですから、人権としての教育が守られてるかどうかはまず議論になりました、国連のときに。

2つ目が人権についての教育。もともと人間社会において人権はどういう形で国際的に世界的に広まってきたかという、人権についての教育として今日の到達含めて、その中で憲法が果たす役割はすごく大きいわけですね。

そこで、もう一つの角度で議論されたのが、権力・権限を行使する側の方々の基本的人権がほんとに守られてるのか。権限を行使する方々自身も守られてなかったら、なかなかいかないわけです。この前高知新聞で、今中教審が議論になりまして、教職員の方々の残業の上限問題が、今その法整備がされようとしてます。こういうことがすごく大事なわけです。やっぱり先生方のほんとに基本的人権が守られてるかどうかというのがあるわけです。

そこで、市長を含めて、教育長を含めて私たち議員もそうですが特別職です。特別職の権限と一般職員とのこの関係もあるわけですね、この香美市で言えば。そういう中で議員自身もパワハラにならないようにしなければなりません、ほんとにその言動を含めて、議員も含めて権限を持つ行使のときには問われています。

よく対市民との関係で、そちらに執行側がいると、こちらに市民がおると、議員の立つべき位置はどこなのかということで、議員は市民側に立って話をする場合もありますし、場合によっては横におって、両方の調整役をやっていくという役割も要るわけです。そこで、権限行使というのはそういう役割になっていくと思いますので、ぜひこれは私たち議員も含めて、この基本的人権について大いに議論することが必要だと思います。

そこで、お伺いします。

近代国家における全ての政治制度、統治権力は国民の基本的人権の確立のために、また、地方自治制度も地方権限も住民の人権保障のために制定されたものです。これが立憲主義の根本的な立脚点と思いますが、見解をお聞きします。

- 議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。
- 市長（法光院晶一君） 基本的な見解でございますので、特に相違はございません。
- 議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。
- 5番（笹岡 優君） ぜひ自由に闊達にやりたいと思いますので、基本的人権とは何か、これを保障するとはどういうことかなどなど、自由に豊かに議論することが今す

ごく大事だと思います。それはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 笹岡議員、通告内の質問でちょっと、今①の質問ですか。

○5番（笹岡 優君） うん、そう。

○議長（比与森光俊君） ①で。

市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 自由闊達にそれぞれの主張をすることは自由でありまして、そのことは当然守られるべきことであります。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） この問題の最後ですが、そのセクションに従事する方々、香美市では市の職員や教職員の方々の職場の環境、または労働環境、産業医の方もいらっしゃいますので、等を含めて基本的人権が保障されているかどうかというのがすごく大事だと思います。先ほど言ったように、資料にもありましたが教職員の方々の長時間勤務問題、この縦の関係が機能してなければ解決できない問題だと思います。もう一つの角度は、市民にとって制度上、運用と対応いかんによっては大きな矛盾と不利益を与えることがありますので、その検証も必要だと思いますので、ぜひその点でもよろしく願いたいと思います。

それでは、②の質問に移っていきたいと思います。

国民・市民の間の横の関係について、どう考えたらいいのでしょうか。

憲法第99条、憲法尊重擁護の義務の関係をちょっと紹介しますと、第99条に憲法尊重擁護の義務が明記されてます。「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」とこう書いてます。これが縦の関係を明記してるわけですね。国民に対しては、この憲法の前文の中に3つの決意を表明しています。それに基づいて、「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」としか明記されてないんですね。ですから、縦の関係がしっかりあってこそ、国民のこの崇高な目標に行くんじゃないかと思います。先ほど紹介した憲法尊重擁護の義務の縦の関係社会が遵守され、機能してこそ広がるものではないでしょうか。

個人と個人の関係、私人間の関係は、お互いに私人間の相互関係の対話と交流で、もしトラブルが深まったときでも、場合によっては民法上または刑法上の係争で解決できると思いますが、その点の見解をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 議員のほうからは、縦の関係から横の関係に移ったご質問であろうかというふうに思いますが、憲法のもとではこれは全ての人々は平等であって、自由であり、闊達に意見交換をして物事を進めていくというのが基本であると思います。ただ、議員が今上下の関係の中で権力というお話をされてまして、上からの力に対しての意識的なお話でございますけれども、それだけではなく下からの意見、例えば自治体

においては職員の声を大切にする、国においては国民の声を大切にするという関係があつて初めて、その縦との関係が成り立つんだというふうに考えておりました、横においても左から右、右から左と意見が交換されてこそ成り立つものだというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そうですね。ほんとに相互関係が必要と思います。ただ、先ほど言ったようにその縦の機能というか、そこが大きな、やっぱり遵守されてこそと思いますので、ぜひ今後ともお願いしたいです。

先ほどちょっと紹介しましたが、法務省のその資料にあります時代の変遷によって変わってきていますが、今この中で私人間の関係等を見ていただいたら、結局家庭問題での夫によるDV問題を含めて家族間における問題があると同時に、今日的なプライバシーの関係は、特にインターネットでの、これ丸をしていますが大きな社会問題になっています。情報社会が発達した結果、このプライバシーを守るためにも縦の関係である法体系によって、個人のプライバシーを守るセーフティーネットが機能しなければ守れないというのが今の状況じゃないでしょうか。ですから、ほんとにその縦の関係を重視すると同時に、縦の関係が機能しなければならないことがあります。

私人間の人間関係で、基本的人権にかかわる問題があった場合、縦の関係が機能しなくてはならないときに有機的に結びつくことが大事だと思います。以前、私も議員当時に放置自動車の問題が旧土佐山田町でありましたが、そのときは地域間のトラブルでしたが、それを条例をつくって放置自動車の対応をしたんです。ですから、市民間の問題は縦が機能してこそ解決することがありますので、先ほど市長のほうも答弁ありましたように、ほんとに有機的に結びつくことが必要だと思いますので、この点での所見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 互いに意見を交換をし合うこと、これを活発にされることが基本でありますけれども、その際、思想や信条、あるいはさまざまなものの考え方が異なってくるわけでありまして、その際には当然ぶつかり合うこともあるわけで、そのことが逆に抑え込まれるような形にならないことも大事だと思います。国においても政府与党とかの形で国の方向が定まっておりますけれども、やはり国の中でも国民との中で激しく議論がされていくということが大事であつて、この激しくやり合うことが必ずしも悪いことではないと私は考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 今回資料でもお配りしていましたが、香美市でも努力されていろいろな形でハラスメントの防止の問題とか、内部通報の関係等も整備されたり、そういういろいろな工夫もされてきてますのであれですが。

③に移りたいと思います。

ここに以前、鏡野中学校の公民で使われてた教科書の一部のコピーがあります（資料を示しながら説明）。公民の教科書のコピーですが、「日本国憲法が保障している基本的人権は、大きく、平等権・自由権・社会権・参政権・請求権の5種類に分類することができます。」と書いて、この憲法の中で貫かれているのは、この「精神の自由」、「生命・身体の自由」、「経済活動の自由」で15条項もあるというて書いてるわけです。そして、この憲法で一貫している精神は国民の「自由権」を保障していると。一方で、平等にかかわる「個人の尊重と平等権」は3つの条項がありますと。そして、「社会権」は4つの条項があります。「参政権」は8条項あり、「請求権」は4条項もあるということで、この公民の教科書に表も含めて出てまして。

そういう中で、特に第14条の「法の下での平等」を議論するときにごく大事に考えるのは、違いのある関係、男性と女性の性の違いがあります。健常者と障害者の身体や精神など客観的な違いがある場合は、相互の違いを明確にして、理解を深めてこそ克服していける問題なんですね、違いを明らかにし。

ですから、ご存じのとおり、女子差別撤廃条約が1979年に国連で採択され、1981年に発効し、日本も1985年に締結してます。障害者については、障害者の権利に関する条約が2006年に国連に採択され、2008年に発効し、日本では2014年に批准しています。など客観的、具体的な違いを明らかにして、基本的人権を守る必要があります。

ですから、この特別対応をする法のもとの平等の精神というのは、機械的な平等でなく、まさに柔軟な対応と思いますが、この点について含めてお願いしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 議員が言われるように、性によつての差別あるいは障害があることの有無によつて差別があるということについては、誰も認めないというふうな今時代になってきておりますけれども、残念ながらそれが理由でさまざまな事象が起こっているのも事実であります。今障害者の雇用につきましても、国においても明らかになったところは、遵守がされてなかったということが明確になってきています。国においてそうしたことがあること自体が、私たちにとってみたら大変残念なことでありますけれども、やはり声を上げながらやっていかなければならないというのも、事実だというふうに思います。

そうした中にありまして、社会的な制度が整備をされて性の違いによつて差別がされることがないように、障害があつても差別がされることがないように制度を整備をしていくということ、そして社会環境を築いていくということが大事だと思います。そのためには、社会における理解・認識といったものが広がらなければならない。法律があつても、その社会的な認識・理解が徹底をしないとこれが実りのあるものにならないというふうに思うわけでありまして、我々ひとしく法のもとで平等でありますけれども、その努力、義務を欠くことはできない、そのように考えているところです。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 違いのあるものは違いをはっきりする。しかし、違いのないものを区別したり、特別扱いしたり不平等に対応することは、お互いに違和感を感じ判断を持ち込むことになりますので、そこの辺のほんとに内容を深めていただきたいと思います。

香美市には、戦前から多国籍、多民族など多様な文化、宗教を持つ方々が暮らしています。多様化する価値観、異文化を共有する社会へ前進するためにも、偏狭ではなく自由な、また闊達な基本的人権についての議論が必要と考えますがどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 社会の中にはさまざまな違いがあります。そうした多様な社会が今指向されております。多様な社会、我々人類だけでなくさまざまな生物の世界においても、あるいは自然科学の分野においても多様なものが生き残ってきたという事実からして、多様性を尊重することが何よりも大事な時代になってきていると思います。そのためには違いをお互いに認め合う、その上で議論をしていくことが大事だというふうに思います。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 続きまして、済みません。ちょっと構いません、1回とめて。

○議長（比与森光俊君） 暫時休憩します。

（午後 1時38分 休憩）

（午後 1時39分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 大きな2番のほうに移ります。

日本国憲法は世界に誇る先進性認識を持っています。

ここに、ちょっとスライド見にくいですが、アメリカの法学者たちが世界の188カ国の国々の憲法を分析した結果を発表しています（スクリーンを示しながら説明）。世界の憲法にうたわれている権利ランキングということですが、ここに日本とアメリカがありまして、ここにずっと1946年から1976年、2006年と順番にそれが実現してきたというか、明記されてきたかどうかを書いてる内容です。ちょっと上げていきますと、世界でもこういう形でやっています。これ見ていただいたら、丸がついてるのがもうそれが明記されてるところ。アメリカは団結権や女性の権利も明記されてないと、移動の自由も認めてないというような状況があります。それからちょっと下がって行って、身体的権利を含めて、アメリカは世界でももうほんとになくなっていく武装する権利をうたってるということで、この中にこういう形で書いてます。



米国の法学者たちが世界188カ国の中を調べた中で、「日本の憲法は「最高齢」「しかし、だからといって内容が古びているわけではない。むしろ逆で、世界でいま主流になった人権の上位19項目までをすべて満たす先進ぶり。今も最先端。不朽の先進性 実践次第。」ということを書いています。

ですから、最高法規である日本のルールブック、全ての法律・法体系のベースですので、この日本国憲法を大いに学ぶときではないでしょうか。

そこでお聞きします。

地方公務員は、採用になったときに服務宣誓を行います。ここにちょっとありますので、宣誓書といってまず、「私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。」とこういう宣誓書に署名をして公務員になるわけですが、教育公務員は「地方自治法」が「教育基本法」という形になっています。

この立場で宣誓書を受ける市長も特別職、私たち議員も含めて、この宣誓書を守る側も含めてなると思いますが、見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えをいたします。

職員採用の際には、そういう宣誓をしていただいております。

我々も当然のことですけれども、こうした公務につく上では憲法を遵守するのはもう当然のことでありまして、もちろん地方自治法にのっとって取り組みを進める立場でありますので、これらの法律を遵守をしていくということが、もう大大前提になるというふうに思います。

我々こうした職務につくときにはさまざまな公約をさせていただきます。憲法のもとの地方自治の住民自治ということがございますので、私としては市民本位の行政を推進するというのを、公約の中に一番にうたい上げておるわけでございます。言われるように、この憲法の精神に基づいて、日々業務に務めているところでございます。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そこで②なんです、日本国憲法の前文には3つの決意という形で書いてます。この前文もすごい私はほんとに深めたらいいと思います。まずは、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」と、この「決意」を入れると同時に「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」こう誓うと。「恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」とこういう決意を入れてます。そして、「他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。」と。そし

て、私たち「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」とこう書いてるわけです。

ですから、ほんとにこの日本国憲法自身を学習するということはどうでしょうか。同僚議員の質問の中で、平成31年に人権教育の職員研修をするという話もありました。ぜひこの憲法の内容を深めることが宣誓書の中身を深めることにもなるわけですので、どうでしょうか、ご答弁をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 議員のご質問の趣旨が十分に伝わってこなかったのも、ちょっとお答えがずれるかもしれませんが、世界に誇る日本国憲法だと、これを尊重しなさいというお話であって、市においてもこれを大きな羅針盤だというふうに考えるということでもありますけれども、これは当然のことだというふうに私も思います。日本国憲法のもとにおいて、対等・平等で活発に議論をするということ、そしてその主張について自由が妨げられないんだと、こういうことも申し上げました。

当然のことでもありますけれども、憲法のもとで憲法について、さまざまな議論が起こることも当然のことだと私は思っております。そういう大変アグレッシブなものだとも考えておりますので、憲法のもとでこれを全て羅針盤にしろということであって、この議論も封じ込めるようなことはあってはならないことだというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そうです。大いに憲法がここはだめということも含めてやっただらいいことと思います。しかし、公務員は宣誓書に誓ってますので、その中身はどうということかということの深めることは必要じゃないろうかと思いますがどうでしょうかね、ぜひお願いします。

それでは、3番に行きます。

行政の最大の仕事は災害から生命と財産を守ることです。私のふるさとには物部町の久保ですが、旧物部村は国策に翻弄されてきました。当時の建設省直轄で永瀬ダムがつけられ村が水没しました。当時の村長を先頭に南米へ移住政策で行きました。私のおじもパラグアイへ行きました。大変苦勞しました。そして、うちの父親も含めて、50年たったら大きな財産になると言っていて、林業政策で拡大造林、田んぼやった水田まで植林してきました。ところが、昭和33年からの木材の輸入化によって、山はほんとに今大変になっています。営林署が統廃合され、平成の大合併が持ち込まれて、そして今有害鳥獣の被害で苦しんでいます。

そこで伺います。

物部川水系の治水・利水・濁水を考えるとき、物部町の広大な山間地域の深刻な実態を直視しなければならないと思います。現状についての認識をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 笹岡議員のご質問にお答えいたします。

さきの大戦後、50年、100年先を思い、先人たちによって山々の至るところに植えられてきた杉・ヒノキの林地は、昭和39年の木材輸入全面自由化を境とした国産木材価格の低迷をいまだに引きずり、山林への関心が薄れ荒廃する山林がふえ、またふえ続ける鳥獣被害が荒廃に拍車をかけるとともに、これらを起因とする山腹崩壊などと相まって、物部川水系に悪影響を及ぼしていることは十分承知しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ほんとに今深刻な事態が広がっていると思います。国土交通省の物部川の概要という内容がありまして、その中をちょっと紹介します。

地質についてです。「仏像構造線に接する付近は破碎されており、加えて、崩れやすい性質をもつ蛇紋岩類や御荷鉾緑色岩類も一部に分布していることから、上・中流域は崩壊しやすい地質特性をもつ。」とこう書いてるわけです。

そして、もう一つは気象の関係です。「物部川流域は、太平洋岸式気候に属する。下流域の年平均気温は、17℃程度であり、一年を通して温暖な気候を示す。また、年平均降水量は、山間部の多いところでは約3,000ミリに達し、下流域に広がる平野部でも2,400ミリを超える、日本でも有数の多雨地域である。」と。雨が多い。特に梅雨の時期や台風の時期なんかは集中しているということでこう書いてるわけです。

ですから今、山はこういう状態がずっとどこかしこで起こってます（資料を示しながら説明）。杉林が崩れてきているという状況が生まれてます。これ物部ですね。これはこの前の高知の高速道路です（資料を示しながら説明）。杉林がずれて上り線は壊されました。ところが下り線を守ったのは、これ見ていただければ広葉樹、針葉樹じゃないんです、広葉樹です（資料を示しながら説明）。これが下り線を守ってくれたわけです。ですから、山の崩壊についてほんとに今議論しなければなりません。

物部川は私自身も子どものころ育ったところですが、50年前の物部川はアユもたくさんおり、エビ、そしてゴリ、ボウズゴリもありました。そしてカマキリもありましたし、多分市長も知っているとありますが、ウナギもたくさんおりまして、ほんとに清らかですばらしい清流でした。ですから、物部川は香美市のシンボルです。子どもたち、孫たちに、次の世代にほんとにもう一度清流を取り戻し、バトンタッチすることが必要じゃないでしょうか。

ですから今、物部川流域ふるさと交流推進協議会、そして物部川21世紀の森と水の会等が活躍していますが、ぜひ今この上流と下流の全体的なこういう物部川をつくろうじゃないかという、目標の一致点をまず見出さないかという、だめじゃないかと思うんです。ですから、清流を取り戻すためにどうしたらいいかということで、いろんな意見の違いを乗り越えてやる協働が必要じゃないかと思いますが、この点についてどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 現在の物部川につきましては、確かに議員がおっしゃる

とおり大変な状況になっておると思います。ですから行政も含めまして、市民の方々も心配される方多くいらっしゃいます。特に漁協の方なんかはほんとに心配されておりますので、皆さんからよい知恵をいただきながら、改善に取り組めたらと考えております。以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 杉自身は横にしか根が張らないということと、枝の長さしか根は張ってないということが言われています。そして背丈が高いわけですので崩れやすいし、先ほど言ったように地質的にもそうでありますので、ぜひ物部川の問題はほんとに議論する必要があると思いますので、よろしくをお願いします。

②ですが、平成30年7月豪雨について、県の永瀬ダム管理事務所の永瀬ダム洪水調節の効果について、「記録的な豪雨となり、永瀬ダムの管理開始後62年間で史上最大の累積雨量となりました。」と報告されています。また、国土交通省高知河川国道事務所は、深淵上流の流域平均で約1,200ミリの雨を観測（7月3日から7月7日）、深淵水位観測所（基準地点）で4.52メートルを記録（観測開始以降第2位の水位）、下ノ村箇所の引堤事業がなければ堤防が決壊していた可能性と報告しています。死傷者を含む甚大な被害を起こす危険性があったとの認識でしょうか。また、戸板島より下流の掘削、しゅんせつで河道確保は待ったなしと思います。国土交通省高知河川国道事務所へ要請し、早急な河道確保をすべきではないでしょうか、見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

当然、雨量及び水位等の変化状態から甚大な被害が起こる可能性は認識しています。7月豪雨においては、県永瀬ダムの懸命な流量調整により水位を約11センチ低減、あわせて下ノ村の引堤事業においても約20センチの水位低減効果もあり、国・県には大変感謝しています。

下流域の河道確保については、現在国土交通省において河川整備計画を立て、治水の現状と課題を精査し、各分野での専門家も踏まえた検討を行い、維持管理の容易な河道等の検討も行っているとのことです。

当然7月豪雨によります災害復旧工事が優先となりますが、関係機関及び関係自治体との情報共有を図りながら、早期実現に向け要望し、流域に恵みをもたらし、人々、私たちの誇りでもあり、住民の生命・財産を守り、みんなに愛される命の水、物部川であるように引き続き取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 国土交通省高知河川国道事務所の資料によれば、物部川の重要水防直轄区域危険箇所が24カ所あると示されています。特に下ノ村は河道側の川のほうから、この前の災害で堤防の中を抜けて北側の住宅のほうに漏水したところが、5

4 3メートルあったということなわけです。ですから、5 4 3メートルの間に何か所も漏水しちよつたと堤防の中抜けて、こういうことが報告されてます。ほんとに広大な降水面積を持つ物部川水系で、そして、川全体がほんとに日本でも有数の短くて勾配がきつい、そしてほとんど直線であるという物部川の特性を見たとき、ほんとに危険が増してきてるんじゃないかと思うんですね。

ですから、この点でぜひ、市長自身も今、物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会にも参加してると思うんですね。ですから、ほんとにこれは取り上げていただいて、この物部川問題を真っ正面から議論し、上下の関係でのほんとに連携をしてやる必要がありますので、この点についての回答というか見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 先ほど議員が言われたとおり、下ノ村の引堤の箇所において、一部堤外地水位の上がったことにより漏水が見られ、堤内地のほうへの浸透ということは確認しておりますし、国土交通省のほうでも把握し、現在それに向けての災害復旧の事業の計画を入れております。

ただ、私思うのに、それで抜けんかったら堤内が飽和状態となり崩壊の危機、一部抜けたことによってある程度助かった面もあろうかと思えます。ただ、時間が長くなれば長くなるほど怖いということは、水みちが太って大きくなって、アリの穴からでっかい穴になっていくことは多々あるかとは思いますが、そこら辺雨の降り方、県の流量調整で助かったと思っております。

今現在その件に関しまして、物部川改修期成同盟会等々関係の集まりがあります。また、先ほど議員のおっしゃったアクアプロジェクトですか、その他いろいろの組織の中で今後検討していかなければならない。それと先ほど言いましたように安易な河道整備を今後どういう形、安易に維持管理できる河道整備をどうしていくかが今後の課題と認識しています。ただ、流域3市がどのような形で情報共有し、国土交通省、高知県と協議して、一緒に進んでいかなければならない事業だと思っております。これからも私たちの宝であります物部川は守っていかなければならないと再度思っておりますので、またご協力のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひお願いしたいと思います。ほんとに今の実態というのは、国土交通省も次の台風時期までにはこの1 3カ所のところは直すということは言ってますけど、ほんとに今のその降り方自身が大変予想を超えるような事態が起こってきてますので、ぜひお願いしたいと思います。

次、③に移りたいと思います。

平成31年4月1日から実施されます森林経営管理法の関係ですが、林業経営の効率化が主な目的となっており、運用の仕方次第では皆伐また再造林がされない、バランス

が崩れる危険性があるんじゃないでしょうか。そうなれば一層山の崩壊が起こる危険性があると思いますが、この森林経営管理法の施行への取り組みはどうなっていますか。

これは同僚議員からもありましたので、この中で私自身が質問を聞いてたとき予算はたくさん聞きます、ところが地域にマンパワーがない。同時にもう一つは、香美市の体制と森林所有者の合意形成に大きな矛盾が起こる可能性があるという、この2つの点を聞いていて感じましたので、この点についてちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

森林経営管理法では、冒頭申し上げましたように山林への関心の薄さから適切な経営管理が行われていない山林があることを踏まえ、森林所有者に「適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営を行わなければならない。」と責務を定めております。これを受け、新たな森林管理システムでは、所有者への意向調査を経て、みずからが管理できない山林は市に経営管理を委ね、市は委託された森林の集約化を行い、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者につなぐ仕組みです。

この意欲と能力のある林業経営者は、高知県が地域の実情に応じて基準を設け、募集、登録、公表することとなります。考慮する事項として、森林所有者及び林業従事者の所得の向上につながる高い生産性や収益性を有するなど、効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指す主伐後の再造林を実施するなど、林業生産活動の継続性の確保を目指すとしており、森林組合、素材生産業者、自伐林業家などが対象とされております。

つまり、経営管理を行う林業経営者は、伐採後の植林や保育を実施できる体制を整えている経営者が選定されますし、伐採後の植林や保育にかかる経費を適切に保留し、計画的かつ確実な伐採後の植栽・保育を実施しなければならないとされておりますので、そういう業者が上がってくるものと考えておりますので、現在のところ乱開発のようなことは考えておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 今年の4月12日に開催された衆議院の農林水産委員会の参考人質疑で、泉英二愛媛大学名誉教授がこういう形を指摘してます。

今回の問題ほんとに審議時間が短くて、「制度疲労を起こしている現行の森林・林業基本法、森林法を始めとする森林法制全体をこの機会にゼロベースから見直し、新たな世界標準として誇れるような森林法制を日本は構築すべきである。」と結論づけてます。それなぜかと言いますと、今回の内容でやってしまったら、意欲がないということ自身もデータのねつ造問題があったんですね。そして同時に、法律自体が基準を示している。特に森林所有者に対して極めて強権的であって、運用の仕方次第では、極論を言えば短期に伐採し皆伐し、それが蔓延して、日本の山林がやや極端に言えば丸裸になる可能性があるんじゃないかとか言うてるわけ。

ですから、この前、12月20日の高知新聞に「悪法の善用」というコラム記事が載ったんです、談話の中で。その中にもこう書いてます。「極めて強権的で科学的根拠にも欠ける。廃案にすべきだ」というこの泉先生のあれを引用しながら、「森林の集約化には所有者への丁寧な説明による合意形成に徹し、集約した山林は文化や環境機能の向上に活用するなど、林業に地域政策の視点が要る。」とこう言ってるわけ、地域政策。ですから、今山をつつくということの、物部川のさっきの氾濫問題を含めて言ってる、山をつつくことの危険性を含めてよく議論しておかなければ、人災を起こす可能性があるということを描き出してるわけです、これ。

ですから今、ご存じだと思いますが、外国の外資系ビジネス等が日本の山を狙ってる、水を狙って来てるわけです。北海道を含めて山が今買われてます。ですから、そういうことに手をかすことになればこれはどういうことになるのか、その点で見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

現在、施業されてる山林につきましては、自伐林業家もしくは委託先の森林組合等がそのまま管理することとなります。今回あくまでも全く手がつけられてない山林について、ご自身で管理する意思がない方に対して意向調査をし、その方から委託を受けるわけです。そういう委託を受けた山林を集めまして、集約化して事業効率のよくなるような形をとって行くわけですので、ただ、大きな施業の中には当然今まで施業されてきた地区がありますので、新たに委託された山林を含めて、全体的で経営が成り立っていくものと思われまますので、その一部を市が再募集、委託かけるのに募集をかけた場合、そこだけに対して外部の団体が、外国企業等が参入してくることは現在考えておりません。以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 植栽してから、50年生でヘクタール当たり平均約248万円費用がかかります。そのうち6割のヘクタール当たり約150万円を最初の植栽してから10年間に費やすんです。そして、この方向で行ったら、実際林家・山主には、今のほんとに搬出コストがかかってしまって、林家にはお金が落ちない可能性が高いわけです、このまま行ったら。そういうことも含めてよく研究する必要があります。

そこで、この泉教授が問題視してるのは、災害等防止措置命令ということで、市町村長は森林所有者に対して伐採または保育を命令することができ、その命令に従わない場合は代執行をし、その費用は所有者に請求するものとするところなってるわけでしょう。だから、災害等を防止する関係ということをはんと立証できるのかどうか、ほんとにこれ難しい内容を持っていると思いますので、ぜひこれは。

そこでお聞きしますが、今物部の奥の山、香北もそうなんです、この香美市の山地の保全のための対策を今やらないとだめじゃないかと思うんです。そのためには、森林

法に基づく保安林の指定を積極的に進めて、保安林の機能を維持強化する。場合によっては、市が買ってでもやることを考えないと、間に合わない可能性があるんじゃないかということをおもうわけです。ゾーニングと言って、ほんとに山々によって植林に向く山とほんとに守らなければならない山等を含め、もう一度広葉樹再生をさせていく。そういう山の持つ機能の用途指定というか、ゾーニングをもう一回やって進めないと、お金は来ます、たくさん。それも含めてぜひ考えることが必要じゃないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） ゾーニングについてはおっしゃるとおりだと考えております。ですから、今回新たな森林管理システムによりまして計画見直しもかかってくるだろうとは思いますが、冒頭から言っておりますように全く関心のない方がいらっしゃいますので、その方に目を向けてもらうという意味もありますし、その方の経営管理権を市が委託し、それを適切に管理していくということですので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ林業関係者を含めて意見交換もやっていただいて、この問題の、先ほどの高知新聞のあれじゃないですが内容的に大変、いかにによっては大変危険なものを持っているということを含めて。だから、マンパワーがない中で、大きな資本力を持つ方等が参入してくる危険性は持っていると思うんですね。ぜひご検討いただきたいと思っております。

④に移りたいと思っております。

命を守る第一報を届けるために防災無線の今普及に努力していますが、防災無線のネットワークは家の外で届かないことではないでしょうか。その点、FMラジオ放送局との連携で携帯ラジオや車などで、割り込みも可能な防災ラジオネットワークを早急に検討すべきではないでしょうか。この点についてお願いします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

コミュニティー放送を活用した自動起動ラジオの導入状況につきまして、平成28年に総務省がコミュニティー放送事業者303者に対して実施した調査によりますと、回答のあった282者中269者が自治体との災害協定を締結し、90者が自動起動ラジオを導入しております。四国の自治体にも幾つかの導入事例がございますので、今後情報収集に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） この前、私自身も徳島市のFMと今、今治市が準備している資料を担当課長さんにも渡してありますが、費用的には大変安いんですね、これ。ですから、



既存のFM放送局との提携を結んでいくと、数百万円、1,000万円これかかってないんですよ。ですから、ほんとにそれやれば、ラジオ聞いっとたら割り込みで、そのまま災害のあれが入るわけですので、これはいろんなところにおるときでもラジオを聞いている方々に届くということですので、その重層というか、防災無線を含めた重層な対応をしたらどうかと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

- 議長（比与森光俊君） 暫時休憩します。  
（午後 2時15分 休憩）  
（午後 2時29分 再開）

- 議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

5番、笹岡 優君。

- 5番（笹岡 優君） 4番の定住人口をふやす取り組みを問うについてお聞きします。

人口がふえるということは、地方交付税制度自身に消防費とか道路橋梁費とか都市計画費とか、それから下水道費、また生活保護の関係や社会福祉や保健衛生、清掃費、また商工行政や企画振興や徴税の関係やその他の諸費含めて、経常経費と投資的経費等が人口によって単位費用がつけられて、1人当たり11万何ぼとかいう形で積算やって、基準財政需要額を計算するわけです。ですから、人口がふえるという自身は地方交付税、ですから、100億円の基準財政収入額があったら留保財源がありますので、125億円の財源として使えるわけですので、人口をどうふやすかということがこれからほんとに香美市の場合は必要になってくると思います。

高知県の人口の半分が今、高知市と南国市といの町に集中してます。都市計画法というのがありますが、都市計画法は建築確認というのがあるんですが、あれは認めてるんやなしに行政処分なんですね。ですから、その地域が危険かどうかということは、先ほど言ったように用途指定等でくくっていかない限り、危険なところにも家を建てれることになるわけです。今広島県を含めて、この辺の災害が起こってるわけです。

そこで、これ女性週刊誌なんですが、これに出てますが、東京大学の名誉教授の地震科学探査機構の会長さんの村井俊治さんという方がこの週刊誌の中に書いてまして、緊急大特集で北海道地震も的中、この前の北海道胆振地震も1カ月前に彼は予想しちよったわけです。M E G A地震予測が示す次の危険地域ということで、半年以内にここで震度5以上が起きる可能性は90%を超えると、こういう内容なわけです。その震度5が起こるという危険なところに異常変動が集中し、東京、神奈川、静岡東部が最も危険というて言うてます。その次に、南海・東南海警戒ゾーンとして、異常変動が集中してる徳島を中心に四国も大地震のおそれって書いてるわけです。

彼がやってるのは何かと言えば、地盤の隆起したりまたは沈降したり、沈んだり膨れてるところを全部やっています。彼は測量学の世界的権威の方なんです。その方がその変動のずっとデータ集めて、今この危険なところを示しているわけですし、南海トラフ巨大地震によって高知市内の液状化や陥没、また津波などの甚大な被害が起こる予想が今されています。ですから、そこにほんとに人口を集めてよかったかどうかの今ほんとに見直しをせんといかんわけです。特に県庁のあるところ自身も海拔2メートルぐらいでしょう。ですから、ほんとに国分川のほうが水位が高いと言われてますので、地震災害時に、香美市の高知県における役割はほんとに高まってきてるんじゃないでしょうか。そこで伺います。

①ですが、土地利用のあり方についてですが、南海トラフ巨大地震への対応として、高知県全体での都市計画の見直しが必要になってきてるのではないのでしょうか。被災を受けた後の、この間も同僚議員も言いましたが、木造の仮設住宅含めて今から検討し対応しとかなければなりません。特に高知市には仮設住宅を建てる場所があるのかどうか、あの人口が集中してるところを含めて、香美市の果たす役割が大変大きいと思います。

香美市振興計画の中にこう書いてます。現状と課題で、「先進的でバランスのとれた土地利用を図っていくことが必要です。」と書いて、「資源や立地条件を活かした、定住・交流人口を増化、産業が育ち、継続できるよう土地利用を図ることも必要です。」と書いて、基本的方向の中で、「高知広域都市計画区域マスタープランの区域区分を維持しつつも、市街化調整区域の土地利用については、地域の実情に合った規制緩和を検討します。」とこう書いてるわけですので、この間の取り組みを含めて今後の方向についてお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

南海トラフ地震の被害想定や予想を上回る人口減少、超高齢化の社会情勢の変化に対応するため、本年3月に高知県が高知広域都市計画区域マスタープランの改定を行いました。その中で引き続き区域区分、いわゆる線引きのことやと認識していますが、を定め、人口規模に応じたコンパクトなまちづくりを進めていくことや、災害に備えた多重防御型のまちづくりを推進すること、また既存コミュニティーの維持を図るための方針が示されました。この上位計画の改定に伴い、香美市都市計画マスタープランの改定作業を本年度より2カ年計画で行っています。その中で課題整理を行い、地域別構想など実現可能な方策を検討し、市の魅力度を高めていかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ、2年かけてやるということですが、高知県全体の土地利用の協議ということですので、これ香美市から積極的な提案をすることが必要です。先ほど地区指定といいますかこれも含めてということですが、香美市が今、同僚議員も

質問しましたけど神母ノ木のほうに向けて下水道やってますよね、ですから、ほんとは下水をやるということは市街化区域の中をやっていくということで、そうじゃないところも今下水をやってますので、将来的にはそこも含めたそういう市街化としての構想としてはあるかどうか含めて、そこはひとつどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

現況でも神母ノ木地区は、大規模指定集落地域となって既存の集落が形成されております。その既存集落の維持のためにも下水は必要だということで答申を受け、下水道の完備がされていったものと考えています。都市計画区域（後に「市街化区域」と訂正あり）内になることは将来的にはないものと思っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） いやだから、もともと広域でやればやるほど災害に弱いというのは、もうこの前の九州の地震もそうでしたが、水道を含めて広域になったときにどこかが切れてしまったら使えなくなります。ですから、そういうインフラの広域化というのは大変危険な方向なんですね。

そこで、香美市の地域防災の中に書いてますが、建設地の選定ということで仮設住宅の応急対策ということではありますが、「公有地の中から諸条件を考慮し、応急仮設住宅の建設地候補地を事前に選定しておき、その中から建設地を選定する。」となっているわけです、防災計画は。

ですから、先ほども言ったように、今のままで行ったら、高知市がほんとにこの被災地の方々を受け入れる対応ができるのかどうかを含めて、この南海トラフ地震が及ぼす高知県の被害状況を含めて、これは市長等に答弁していただいたらいいかもしれませんが、今ほんとに香美市からこの問題を議論しなければならないと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 昨日の議論もありましたが、仮設住宅でしたら市街化調整区域でも、条件的に言えば一部建つことは可能ということは、建設課のほうは確認しております。ただ、増大な場所と交通・通行、その他のインフラ整備等がどこまで整うちゅうかという中で、今後うちの関係課の中で協議していかなければならないものと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひお願いしたいと思います。

②ですが、まちづくり、市政運営での、パブリックコメント手続条例づくりなど積極的な取り組みを進めています。これはすごくよいことだと思います。しかし、一方で、

市民参加で夢を語り、案づくりの段階から参画するシステムの構築は急務ではないでしょうか。この点でご答弁をいただきたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

まちづくりは、多くの市民がまちづくりの主役として参加し、市民と市がそれぞれの役割を認識し合いながら、協働でまちづくりを進めていく必要があります。そのため、今議員が言われましたように、市が政策または施策を策定する段階から市民が参画することは非常に重要であると考えております。これまで市民の協働・参画を担保し基本的なルールを定めたものがなかったことから、議会の改選前の「協働」・「参画」調査研究特別委員会におきまして、香美市協働のまちづくり条例（案）、香美市協働のまちづくり条例施行規則（案）が策定されたところです。これを受けまして、現在その案をもとにし、まちづくり委員会で意見をいただきながら、条例及び施行規則の最終案の策定に向けて検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 先ほど前の問題も含めてですが、マスタープランを今つくろうとしてるわけですね。ですから、ほんとにそういう問題を含めて今ほんとに意見を求めていくことが必要だと思います。ですから、いろんなまちづくりの問題等ができてからじゃなしに、そういう意見をほんとに求めていくことが今必要じゃないでしょうか。

ですから、今ちょっとお聞きしたいんですが、いろんな問題の、香美市の場合は課長会で政策検討会議をやっているんでしょうか。その政策問題を議論するとき、担当課が広くいろんな角度からありますよね。まず、それはどうやっているんですかね、香美市の場合は、現在。各担当課がまとめてきますね、まとめてきた問題を広く意見交換という場は、まあいうたら課長会なのか含めて、それはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 課長会でも、各課で問題点とか協議事項がありましたら、課長会のほうで議論・協議したりもしてますし、情報共有をして対策も検討したりしているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひお願いしたいと思います。

5番に移ります。

○議長（比与森光俊君） 済みません。ここで建設課長、井上雅之君から答弁の訂正を求められておりますので、これを許可いたします。建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 申しわけありません。先ほどの答弁の中で神母ノ木地区のことに対してですが、市街化区域内になることは将来的にはないってところを、

市街化区域を都市計画区域と答えてしまったようです。「都市計画区域」を「市街化区域」に訂正をお願いいたします。申しわけありません。

○議長（比与森光俊君） ただいま建設課長、井上雅之君から、「都市計画区域」を「市街化区域」に訂正の申し出がございました。会議規則第65条の規定によりこれを許可いたします。

一般質問を続けます。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 5番の質問ですが、地方交付税制度の矛盾と消費税、そして臨時財政対策債とそれから基金のあり方についてお聞きします。

お手元に資料はないんですが、これは総務省がまとめてます中身でして（スクリーンを示しながら説明）、これを見ていただいたらわかるとおり、これは普通交付税の交付を受けているのか、不交付、交付税に頼ってない、自主財源でやってるところの数です。ここに市町村数があります。そしてこれが、ちょうど平成20年度ですかね、ここが平成29年度ということで、不交付団体であった139の市町村が、これ見ていただいたら平成29年度には76と。ですから、合併等を含めてほんとに今大変ですね、交付税依存がふえてきているというのがこの中身なわけでした。

それで、地方交付税の財源というのは、先ほど言ったように人口増は税収増になるし、自主財源の核になり、かつて地方交付税が交付金や利用財源の増額などに財政基盤を強くしていくことになります。しかし、消費税は以前10月の質問でもやったんですが（資料を示しながら説明）、ほんとに交付税の財源というのは、王道は所得税と法人税なわけです。

そこで、法人税・所得税の関係等で、これは所得税のもともと中身でして（スクリーンを示しながら説明）、以前この端が昭和61年のころのこれが15段階あります。個人住民税、所得税の内容、下が住民税、合計をここへ書いてます。以前はここにありますがように最高の税率が88%やったわけです。それがずっと来て、今現在では55%になっているということで、金持ち優遇といいますか、所得税が減る1つの原因になってきてます。

次、これが消費税の内容なわけです（スクリーンを示しながら説明）。消費税はここにありましており、もともと5%のときには地方消費税が1%、そして残りの4%の29.5%、1.18%が交付税の財源です。8%の現在は、1.7%が地方消費税、うち交付税に充てられた22.3%、1.4%。今回10%にされても地方消費税で来るお金は2.2%、交付税の財源になるのは19.5%と1.52%ですので、消費税自身は交付税の財源としてそんな大きな比率にならないのがこの表の中身です。ですから、地方交付税のほんとに王道は、所得税と法人税を上げなければだめだと思います。

そこで、消費税10%になっても、地方交付税財源分は1.52%しか財源に回らないことになっております。それより消費税10%になったら、市が運営するための公共

事業も10%かかります。そして、市が運営する歳出の中にも消費税がかかります。ですから、地方の財源として、これが大きくなればなるほど持ち出しもふえるということになるんじゃないでしょうか、見解を求めます。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほど議員が説明していただきましたように、消費税率10%の内訳は国税分7.8%、地方分である地方消費税分が2.2%となり、地方交付税財源分は国税分7.8%のうち1.52%が地方交付税の原資になるものです。また、地方消費税2.2%のうち半分が地方消費税交付金として市町村に配分され、消費税率引き上げ分は社会保障の経費に充てるものとされているところです。

これに対しまして、歳出面では、消費税率引き上げ後は歳出額が増加することになるわけですが、その負担が重くなるかどうかにつきましては、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額がどれぐらい確保されるかによって、変わってくるものと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） この前同僚議員も言いましたが、内閣府の2018年7月から9月のGDPがまた今年マイナスになり落ち込みました。そして経済指標は今ずっと悪くなってきてます。ほんで、労働配分率も2012年度の72.3%から、2017年度は66.2%と43年ぶりに低水準になってると。働く方々もどんどん今賃金が落ちていって、購買力が落ちていってるわけです。これに消費税となりますので、今度は市の税収も減ってくるということになるわけですね。ですから、負のスパイラルに陥っていくんじゃないでしょうか、この方向というのは。

だから、ほんとにこの消費税の財源を、やっぱり先ほど言ったように王道に返していかないとだめじゃないかと思しますので、国民の所得をふやす、雇用の安定と労働条件を上げる。企業の99%は中小零細企業です。そのうちの70%を日本の中小零細企業が支えています。その中小零細企業を応援して、大企業の連結決算なんかをやめてちゃんと税収を払ってもらおうと、そして行き過ぎた減税をやめて、所得税と法人税の落ち込みを回復するというこの王道の方向に行かないと、今の地方を取り巻く状況というのは、ほんとに救えないんじゃないかと思うわけです。ですから、今のこの方向をぜひ考えていただきたいと思えます。

また、今度出入国管理法等が通って、外国人労働者をまた安い労働賃金で使うようになってきた場合、日本人の労働者もまたその下のほうになっていくという危険性も持っていますので、お願いします。ですから、ぜひこの消費税の地方にもたらす影響という、歳出もふえていく、地域の経済も壊すということを含めた、地方財政を見ていかないとだめじゃないかということでもありますので、よろしくお願いします。

②です。

全国知事会の「平成31年度税財政等に関する提案」で、「臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るべきである。」という、だからこの間ほんとに言ってます地方交付税法第6条の3第2項を遵守させて、ちゃんと財源総額保障しなさいという、この立場になることが必要じゃないかと思いますが、そのためにも全国知事会の姿勢を後押しして、やっぱり市長を先頭にこれ行動を起こすべきじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

地方交付税に関する要望活動につきましては、全国知事会のみならず、地方6団体は歩調を合わせまして、地方交付税の財源不足につきまして臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引き上げを含めた、抜本的な改革を行うことを強く要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 香美市でも臨時財政対策債の借金の比率が大変大きくなっていますので、ぜひこの方向を声を上げていただいてやっぱり地方を、主権者は市町村で生活しているわけです。市町村の財源をちゃんと保障することが国政の第一義的な仕事と思うんです。そのためにもちゃんとこれをやっぱりやるべきだと思いますので、ぜひ声を上げていただきたいと思いますが、市長どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 臨時財政特例債（後に「対策債」と訂正あり）に関するお尋ねでありますけれども、臨時財政特例債（後に「対策債」と訂正あり）は本来地方交付税として配付するべきところを、地方の起債を認めるということで、借金を認めるというわけでありますので、地方自治体にとりましては大変厳しい運営を強いられるわけです。つまり借金をして、それを返さなきゃいかん、利子をつけて返さなきゃいけないということでありますので、本来は地方交付税として配付するべきところをそういう形になってまいりますので、当然のことではありますが、起債率が高くなっていくということになれば、財政運営上厳しいということになろうかと思えます。

ただ、議員がおっしゃられるように景気がどうなったのかということですが、きょうお昼の時点ではいよいよ日本もいざなぎ景気を超したと、戦後2番目の長い景気回復を歩んでるといふような状況であります。消費税についても8%から10%に変わるといふことではありますが、地方消費税は今見たように2.2%、さらにそれに1.52%の地方交付税の分が回ってくるわけですから、3.72%ということが一番下に書かれております。これまでよりも一番高い率になっておるわけでありまして、それぞれ市長会におきましても要望してきたことが、この消費税の中にも貫徹されているんだと

いうことだけは、お含みいただきたいというふうに思います。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 「特例債」というふうに申し上げましたけど、「対策債」でございますので、訂正させていただきます。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 王道の部分をちゃんと伝えていかないと、先ほど言ったように負のスパイラルに陥る可能性があるということを指摘しておきたいとします。高知県の市長会や町村長会などを含めて、決議や県下選出議員等にぜひこれは伝えていくことが必要としますので、お願いします。

③ですが、ここグラフ書いてますが、香美市の場合は基金のうち約17億円分、全体の14%を国債に充てています。質疑の中でわかりましたが、野村証券や三菱UFJや日興、3社等に短期の証券で信託してるということなんですが、ここを見ていただければわかりますが（スクリーンを示しながら説明）、これが国債、短期を含めてこれが合計なんです。これ見ていただいたら、短期の関係ではこれは海外が握ってます。そして、全体見ていただいたら、この日銀、特に国債全体の日銀の数、日本銀行というのは日本の中央銀行ですので、中央銀行が国の借金の肩がわりするということ、これはほんとは間違いの方向なんです。

私たちの1万円札というのは日本銀行券です。日本銀行が信頼があるから1万円の値打ちで買い物ができるんですが、こういう日本の国債の、これ見たら約1,100兆円ですね、日本の借金。借金がずっとあって、そして今大変危険なのは、この全体の国債の中で外国資本がもう10%を超えて11.5%になってると。これはマネーゲーム等を含めて揺さぶりをかけられた場合、国債が暴落する危険性を持ってきたという判断をしなければいけないと思うんですね。

ですから日本銀行券そのものが、今ほんとに日銀自身の信頼がなくなり、今の日本の景気、東京オリンピックを含めてどうなるかわかりませんが、来年10月に消費税増税になった場合に、この揺さぶりかけられたときのリスクが高まっているんじゃないかと思っておりますので、この基金を国債に充てる問題については、しっかり議論すべきと思っておりますが見解を求めます。

○議長（比与森光俊君） 会計管理者兼会計課長、森 安伸君。

○会計管理者兼会計課長（森 安伸君） 笹岡議員の基金を国債投資に充てるリスクのご質問にお答えいたします。

地方自治法では、特定の目的のため基金を設けることができ、目的に応じて確実かつ効率的な運用をしなければならないと定められております。「指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。」とされています。最も確実かつ有利な方法とは、安全で危険のない方法で、しかも経済的な価値を保全発揮できる方法で管理するものであります。通常は金融機関に預



金して安全に保管することでありますが、かつ支払い準備金に支障のない限り、適時適正に預金による運用の利益を図ることがあります。

基金の運用につきましては、積み立てや取り崩しを勘案し、1年未満の短期間の運用につきましては定期預金で行っておりまして、1年以上のものにつきましては国債、地方債で今運用を行っている現状です。債券につきましては、国や地方自治体の発行する公共債と民間企業等が発行する民間債がありますが、いずれの場合も運用のリスクを考えるとときには、第一に安全性を考え満期まで利子を支払い、元本を返済できるのかどうかという発行体の信用力が問われます。国債の発行体は国でありまして、今のところ将来の利子の支払いや元本の返済の見込みがあるため安全が担保されていると、安全を重視した運用に適していると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ここにあります内容で、これは国債の格付なんですね（スクリーンを示しながら説明）。2015年のときはA1やったです。

ところが見ていただいたら（スクリーンを示しながら説明）、これが日本、日本はここです、この上。上から2番目で、今これどんどんどんどん下がってきてまして、国際的にほんとに日本の国債の格付がほんとに下がってきてます。ですから、A1からA+含めてなってます。

先ほど言ったように、もしこの方の予想を含めて南海トラフ地震や東京の地震等を含めて、それから経済的な消費税10%上げることの経済失速、また東京オリンピックの先取りの景気を含めてなったときに、どういう形になるのかということが今ほんとに懸念されてます。この1年間だけでも災害によって大変不安定が広がってます。ですから、ぜひこれは見直すことがというか議論することが必要じゃないかと思っておりますので、お願いしたいと思います。

そしたら、6番に移りたいと思います。

地域から食料自給率を向上させる取り組みをについてお聞きします。

主要農産物の国別輸入割合を見ていただいたらこれがわかるとおおり（スクリーンを示しながら説明）、アメリカに全体的に依存してます約4分の1、そしてEUです、そしてここが中国です。だから、半分がこの3つの地域に依存してるのが今の日本の食料の実態なわけです。

日本の食料自給率の低さは異常です。グローバルな食材供給は物流の脆弱さなど限界に来てると思います。特に長距離輸送には過剰な梱包、ごみのリスク、物流を通れば通るほど消費税がかかります。そしてCO<sub>2</sub>、地球温暖化の問題もあり、大変ロスが多いやり方なわけです。

四国は島国です。災害時には橋が通れない、港が使えないなど物流がとまる可能性、危険性を持っているんじゃないでしょうか。四国の人口は400万人を切りました。災

害時の備えとして、昔からのやっぱり先人の言葉があります「身土不二」、「三里四方旬な味」という、まさに日本は農業、農耕民族として国を守り国土を守りやってきたわけです。市民の食料は地域でという目標で地産地消を思い切って推進し、食材供給のネットワークづくりを本気で進めることが必要じゃないでしょうか、見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 笹岡議員のご質問にお答えいたします。

農産物の地産地消につきましては、学校給食では微増傾向であるものの、他の施設を含め市内の状況を把握できておりません。そこでJAや直販所、農産物の加工事業者等との情報交換会を開催し、アイデア等を得たいと考えております。その中から、生産者と消費者のマッチングがうまくできるシステムづくりができればよいと考えております。以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 11日の日本農業新聞に「武器としての食料 1兆円で攻める米国」と東京大学大学院教授の鈴木宣弘さんが談話を発表してまして、ちょっと紹介しますとこう書いてます。「国民の命を守り、国土を守るには、どんなときにも安全・安心な食料を安定的に国民に供給できること、それを支える自国の農林水産業が持続できることが不可欠である。まさに、「農は国の本なり」、国家安全保障の要である。そのために、国民全体で農林水産業を支え、食料自給率を高く維持するのは、世界の常識である。食料自給は独立国家の最低条件である。それを放棄しようとしているのが日本である。」と。米国では食料を「武器」という認識で、穀物3品目に1兆円の実質的輸出補助金を出していると、こういう記事が載ってたわけです。

ここに先ほど言ったとおり、今アメリカ戦略を含めてやられてきてます。来年から10年間は、世界の食料で80%を支える家族農業年なんですね。だから、世界では80%が家族農業で支えてるわけです。大規模というのは少数なんです。ですから、ほんとに日本の家族農業年にあふさわしいような、農業を生かしてる、地域で食料を支えていくことがほんとに必要なです。現在の自給率の低さはほんとに異常だと思います。産地の高齢化も含めて食糧問題はほんとに喫緊の課題と思いますが、その認識をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

食料自給率の低下については、食生活の変化によりまして米の消費が減少する一方、洋食化が進んだことが大きな要因であると考えております。また、物流の予算につきましては、特に高知県の場合、都市部への農産物を出荷するには地理的に不利な条件になっておりますが、現在これまでは生産者や各農業団体の方々のご努力により、現在の産地を築いてきたと考えております。しかし、生産者の高齢化は継続的に続いております。これまで築いたブランド化を維持することは重要な課題だと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 高知県の農業は少品目大量生産で、都市部から外貨を稼ぐという農業をやってきたんですね。ですから、高知県も自分たち、農家の方も含めて食料は輸入してるんです。ですから、高知県の統計見ていただいたらわかるんですが、やっぱり外貨を稼ぐと同時に、向こうに払ってるということで貿易収支では赤字なんです、高知県でも。そして、この四国の中でも高知県が一番高いほうで、高知、徳島そして愛媛、香川なんです。ですから、全国平均より愛媛、香川は低いんです。カロリーベースで食料自給率低いんです。

そしたら、ほんとにこの災害時等に3つの橋が通れるのか、港が使えるのか、よって物流はとまります。そうなってきた場合、この島国である四国に住んでる方々の食料をどうやって確保していくかというのが、ほんとに喫緊の課題だと思うんですね。

ですから、私も以前議員をしたときに、地元スーパーの経営者との関係で直販店で「山田のかかし市」いうのをつくったんですが、1年かかって生産者を300人組織にして立ち上げたときがありますが、今2億円以上の売り上げがあります。農家の方々は、自分のつくったものの価格を決めれるということはすごく喜びになります。

今、香美市でも耕作放棄地等が大変広がってきてますので、この食をつくっていく、先ほど課長さんの答弁もありましたが、生産者と消費者をつなげていく、安心・安全の食材、そのことが必要と思います。香美市の食材が病院や介護施設、レストランなど地域循環型の供給体制をつくっていくことができれば、担い手づくりとなると同時に雇用の拡大になっていく、それが地域のブランド化になっていくんです。ですから、基金を積み、香美市民を支えるような安心・安全のネットワークをつくるのが今必要だと思いますので、ぜひ価格保証、所得保障について研究していただきたいと思います。

香美市の場合は背後の町がありません。そのためにはやっぱりそういう人を呼び込むような、食から始めることが必要です。高低差があるということは、いろんなものをつくれる魅力もあるんですね。

まちづくり、地域づくりは、昔から言います「結い」、「胃」、この結びつきが日本文化をつくってきたんです。ですから、日本のまちづくりは胃袋からということで、この胃袋の「胃」としてもぜひお願いしまして、その点について、市長にもこの見解、ぜひお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり食は人間の基本でありますので、安心・安全な食がよい未来をつくっていくと考えております。先ほど申し上げましたように有効なアイデアを少しずつ蓄積しながら、今後の取り組みを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えをいたします。

大変力を込めたお話をいただきました。できるだけ具体的に、どなたがどのような形で参画をして、どのような組織の中でそれが実現できるのか、ぜひとも具体的な提案をしていただきたいというふうに思います。皆さん考えることは誰もそれは悪いことではないというふうに思いますので、具体的なご提案をいただければ、誰がどのように動くのか、そのあたりもしっかりご提案をいただきたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 笹岡 優君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会します。

次の会議は12月14日午前9時から開会いたします。

（午後 3時15分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 8 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日 金曜日

平成30年第8回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成30年12月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月14日金曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 萩野義和 | 11番 | 山崎晃子  |
| 2番  | 山口学  | 12番 | 濱田百合子 |
| 3番  | 久保和昭 | 13番 | 山崎龍太郎 |
| 4番  | 甲藤邦廣 | 14番 | 大岸真弓  |
| 5番  | 笹岡優  | 15番 | 小松孝   |
| 6番  | 森田雄介 | 16番 | 依光美代子 |
| 7番  | 利根健二 | 17番 | 村田珠美  |
| 8番  | 山本芳男 | 18番 | 小松紀夫  |
| 9番  | 爲近初男 | 19番 | 島岡信彦  |
| 10番 | 舟谷千幸 | 20番 | 比与森光俊 |

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

|            |       |              |       |
|------------|-------|--------------|-------|
| 市長         | 法光院晶一 | ふれあい交流センター所長 | 明石清美  |
| 副市長        | 今田博明  | 福祉事務所長       | 佐竹教人  |
| 総務課長       | 山中俊明  | 農林課長         | 西本恭久  |
| 企画財政課長     | 川田学   | 商工観光課長       | 竹崎澄人  |
| 会計管理者兼会計課長 | 森安伸   | 建設課長         | 井上雅之  |
| 管財課長       | 秋月建樹  | 建設課林業土木担当参事  | 澤田修一  |
| 定住推進課長     | 中山繁美  | 環境上下水道課長     | 安井幸一  |
| 防災対策課長     | 中山泰仁  | 《香北支所》       |       |
| 市民保険課長     | 植田佐智  | 支所長          | 黍原美貴子 |
| 健康介護支援課長   | 前田哲夫  | 《物部支所》       |       |
| 税務収納課長     | 公文薫   | 支所長          | 近藤浩伸  |

【教育委員会部局】

|      |      |          |      |
|------|------|----------|------|
| 教育長  | 時久恵子 | 教育振興課長   | 横山和彦 |
| 教育次長 | 野島恵一 | 生涯学習振興課長 | 岡本博章 |

【消防部局】

|     |     |
|-----|-----|
| 消防長 | 寺田潔 |
|-----|-----|

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

**職務のため会議に出席した者の職氏名**

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 一 圓 まどか

**市長提出議案の題目**

- 議案第104号 平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第105号 平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第108号 平成30年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第111号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第112号 香美市体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第113号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**議員提出議案の題目**

な し

**議事日程**

平成30年第8回香美市議会定例会議事日程

（会期第10日目 日程第5号）

平成30年12月14日（金） 午前9時開議

- 日程第1 議案第104号 平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第2 議案第105号 平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第3 議案第108号 平成30年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第111号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第112号 香美市体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第113号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**会議録署名議員**

5番、笹岡 優君、6番、森田雄介君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(比与森光俊君) おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第104号、平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(比与森光俊君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第105号、平成30年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(比与森光俊君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第108号、平成30年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番(森田雄介君) 6番、森田です。

こちらの議案第108号のほうは、議員協議会のほうでもお聞きをしたことですが、重なっておりますが再度お聞きをいたします。

上水道の事業の一部を委託ということでありました。委託の内容が一部である、そして…。

○議長(比与森光俊君) 暫時休憩します。

(午前 9時02分 休憩)

(午前 9時02分 再開)

○議長(比与森光俊君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(比与森光俊君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第111号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(比与森光俊君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第112号、香美市体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。



14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 議案第112号、1点だけお聞きをいたします。

この表記が間違っていたということで、それを直すものというのわかりましたが、実際の徴収はどういうふうに、きちんと間違っていないほうで徴収をちゃんとされていたのかどうか。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

金額のほうにつきましては、間違いなく徴収されてきました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第113号、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上、日程第1、議案第104号から日程第6、議案第113号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りをしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りします。付託しました各案件は、12月20日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思えます。これにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、12月20日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会します。

次の会議は12月21日午前9時から開会します。

（午前 9時05分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 8 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日 金曜日

平成30年第8回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成30年12月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月21日金曜日（会期第17日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 萩野義和 | 11番 | 山崎晃子  |
| 2番  | 山口学  | 12番 | 濱田百合子 |
| 3番  | 久保和昭 | 13番 | 山崎龍太郎 |
| 4番  | 甲藤邦廣 | 14番 | 大岸眞弓  |
| 5番  | 笹岡優  | 15番 | 小松孝   |
| 6番  | 森田雄介 | 16番 | 依光美代子 |
| 7番  | 利根健二 | 17番 | 村田珠美  |
| 8番  | 山本芳男 | 18番 | 小松紀夫  |
| 9番  | 爲近初男 | 19番 | 島岡信彦  |
| 10番 | 舟谷千幸 | 20番 | 比与森光俊 |

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

|            |       |              |       |
|------------|-------|--------------|-------|
| 市長         | 法光院晶一 | ふれあい交流センター所長 | 明石清美  |
| 副市長        | 今田博明  | 福祉事務所長       | 佐竹教人  |
| 総務課長       | 山中俊明  | 農林課長         | 西本恭久  |
| 企画財政課長     | 川田学   | 商工観光課長       | 竹崎澄人  |
| 会計管理者兼会計課長 | 森安伸   | 建設課長         | 井上雅之  |
| 管財課長       | 秋月建樹  | 建設課林業土木担当参事  | 澤田修一  |
| 定住推進課長     | 中山繁美  | 環境上下水道課長     | 安井幸一  |
| 防災対策課長     | 中山泰仁  | 《香北支所》       |       |
| 市民保険課長     | 植田佐智  | 支所長          | 黍原美貴子 |
| 健康介護支援課長   | 前田哲夫  | 《物部支所》       |       |
| 税務収納課長     | 公文薫   | 支所長          | 近藤浩伸  |

【教育委員会部局】

|      |      |          |      |
|------|------|----------|------|
| 教育長  | 時久恵子 | 教育振興課長   | 横山和彦 |
| 教育次長 | 野島恵一 | 生涯学習振興課長 | 岡本博章 |

【消防部局】

|     |     |
|-----|-----|
| 消防長 | 寺田潔 |
|-----|-----|

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

**職務のため会議に出席した者の職氏名**

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 一 圓 まどか

**市長提出議案の題目**

議案第104号 平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第105号 平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）

議案第108号 平成30年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第111号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第112号 香美市体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第113号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第114号 平成30年度香美市一般会計補正予算（第6号）

**議員提出議案の題目**

発議第 3号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

意見書案第 9号 待機児童の解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のために必要な措置を取るよう求める意見書の提出について

意見書案第10号 異常な長時間勤務を是正するために教職員の確保を図るよう求める意見書の提出について

意見書案第11号 地方交付税法第6条の3第2項を順守し、安定的に地方交付税総額の確保を図るよう求める意見書の提出について

意見書案第12号 国民健康保険の国庫負担の増額を求める意見書の提出について

**議事日程**

平成30年第8回香美市議会定例会議事日程

（会期第17日目 日程第6号）

平成30年12月21日（金） 午前9時開議

日程第1 諸般の報告

（1）専決処分事項の報告について

報告第23号 損害賠償の額の決定及び和解について

報告第24号 損害賠償の額の決定及び和解について

報告第25号 香美市立鏡野中学校武道館及びプール施設等新築工事にかかる請負契約の一部を変更する契約の締結について

- 日程第2 議案第104号 平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第105号 平成30年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
- 日程第4 議案第108号 平成30年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第111号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第112号 香美市体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第113号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第114号 平成30年度香美市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第9 発議第 3号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 意見書案第 9号 待機児童の解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のために必要な措置を取るよう求める意見書の提出について
- 日程第11 意見書案第10号 異常な長時間勤務を是正するために教職員の確保を図るよう求める意見書の提出について
- 日程第12 意見書案第11号 地方交付税法第6条の3第2項を順守し、安定的に地方交付税総額の確保を図るよう求める意見書の提出について
- 日程第13 意見書案第12号 国民健康保険の国庫負担の増額を求める意見書の提出について
- 日程第14 閉会中の所管事務の調査について
- 日程第15 議員派遣の件

#### 会議録署名議員

5番、笹岡 優君、6番、森田雄介君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、委員長の報告をお願いします。議会運営委員会委員長、利根健二君。

○議会運営委員会委員長（利根健二君） おはようございます。7番、利根健二でございます。本日の会議の運営等につきまして、本日、議会運営委員会を開催いたしましたので、協議の結果をご報告申し上げます。

まず、追加議案等については、議案1件、発議1件、意見書案4件を追加議題とし、委員会付託を省略し、提案説明から採決までを行います。

続いて、2月定例会の会期・日程につきまして、協議の結果別紙のとおり決定しましたので、予定表をお手元に配付しております。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1、諸般の報告を行います。

市長から地方自治法第180条第1項の規定により、報告第23号から報告第25号の専決処分事項について、報告書のとおり報告がありました。

これから、報告第23号から報告第25号について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 報告第23号、第24号はちょっと共通してるんですが、これは同じ方が1週間後に車の底を傷めたということですが、現場確認を含めて、それから修理代を含めてどういう見積もりしてこういう金額になってきたのか、事実経過を説明していただきたいです。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 報告第23号、第24号についてお答えします。

まず、相手方ですが、表示の仕方を「香美市土佐山田町在住 Aさん」という表示の仕方にしてるということで、同じ方というわけではございません。それで、この事故が起こった場合、一応事故を起こした方が修理工場などで見積もりをとって市のほうに提出をして、あと原課のほうで事実確認をして保険会社のほうへ送って、その責任割合を決めておるという状況でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 追加でご説明させていただきます。

どちらも道路横断溝及び道路側溝のグレーチングという網の部分になりますが、それが受けとといいますか、本体側溝の受けが破損しまして、はねるような状態の中、ある程度スピードが乗ったためはね上がったという状況になっております。道路管理者として、その報告を受け、現地確認及び相手方と会い内容を確認しております。その後、一応向こうのほうに修理をしていただき、その請求書を確認し、保険担当である総務課のほうに渡してあります。また、その後は現地の修理とといいますか応急的な修理を行い、続いて本格的な修理というふうな形で随時進んでおり、はね上がりのないような形、固定とか何とかとか現地対応をしております。ただ、道路パトロールで一応現地のほう確認はしておりますが、やはり延長も長く全ての確認はできてないのも事実でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 毎回指摘するんですが、11月29日専決と12月4日専決と、報告第23号、第24号ですが、初日には間に合わなかったのかと、12月5日が初日でしたわね。大体直近の開会日なら開会日にこの専決事項の報告というのはずるといってりになってると思いますが、本日までずれ込んだ、事務的なことなのか、あわせてお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

保険会社等の決定がおりてから報告をしなければなりませんので、ちょっとその事務手続で時間がかかったということで、現段階になったというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 私どもの認識では、11月29日に専決した、12月4日に専決したということは、保険会社のことも踏まえて決定をしたという認識とは違うんですか。これ以降にも保険会社の手続等があるという認識なのか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

この日で保険会社のほうからは通知が来るわけですが、それ以後総務課のほうの処理もございますので、今の段階になったということでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ということは、これよく出てくるとは思いますが、これぐらいのタイムラグはいただきたいということで納得していいんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。



なるべく保険会社のほうからの決定後、速やかに議会のほうには報告するようにしたいと思いますが、どうしても事務处理的なところで時間がかかる場合もございますので、なるべく早く報告するようにしたいと思いますが、その事務的な期間がかかる場合もございますのでこういうこともございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

日程第2、議案第104号、平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）から日程第7、議案第113号、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上6件を一括議題とします。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。予算決算常任委員会委員長、島岡信彦君。

○予算決算常任委員会委員長（島岡信彦君） 19番、島岡信彦です。予算決算常任委員会が付託を受けた案件につきまして、去る12月14日、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

付託を受けた案件は、議案第104号、議案第105号、議案第108号です。

まず、議案第104号、平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第104号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第105号、平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を議題とし、特段の質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第105号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第108号、平成30年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）を議題としました。今回の委託内容が回線業務や窓口業務の一部の業務であって、全体の水道の供給は行政が責任を持つ形であるということでのいいのかとの質疑に対し、あくまでも一部の業務委託である。地方自治体が事業の最終責任を維持し、よく言われている民営化ではない。香美市において最終形としては包括委託が将来有効ではないかと考え、現在取り組んでいるとの答弁。そのほか広域化についての質疑がありました。討論はなく、採決の結果、議案第108号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で予算決算常任委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 予算決算常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、総務常任委員会委員長、依光美代子さん。

○総務常任委員会委員長（依光美代子君） おはようございます。16番、依光美代

子でございます。

今期総務常任委員会に付託された案件は、議案第111号、議案第112号、議案第113号の以上3件でございます。

以下、審査の結果と経過を報告いたします。

最初に、議案第111号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第111号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第112号、香美市体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査に入りました。現場での料金表記を並列にするとわかりやすいのではないかに対しては、現場での表記をわかりやすくしたいと思うと答弁。最後に、一般料金を210円もらい運営をしていたが、正しい運営の表記の基本は、条例ですので認識をしてほしいと意見を述べ、以上で質疑を終えました。討論もなく、採決の結果、議案第112号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第113号、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査に入りました。最初に、ふるさと市の使用料が高いと思う、この料金の算定根拠についてはに対して、現テナント1コマ18平方メートルを1万800円の使用料としている。1平方メートルの単価を出し、ふるさと市の床面積47.49平方メートルを掛け算出したものであると答弁。次に、テナント1コマを1万800円の使用料は基準に沿って算出した金額か、そうでなく何か諸事情によるものであれば、今後の教訓として、使用料を決めるときは明確な根拠に基づき算出すべきではないかに対して、テナント料については行政財産使用料条例に則した算出ではなかった。今後はこのようなことがないように根拠を持って算出したいと答弁。最後に、当面は直営で運営するが、将来的な展望をどのように考えるかに対しては、現在、問い合わせはあるも手を挙げるものはなく進展がないので、しばらくは直営で貸し付けを行う。できるだけ早い時期に募集をかけ、指定管理ができるよう努力をしていきたいと答弁。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第113号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論を終わります。

日程第2、議案第104号、平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第104号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第105号、平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第105号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第108号、平成30年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第108号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第111号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第111号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第112号、香美市体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第112号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第113号、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、議案第113号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第8、議案第114号、平成30年度香美市一般会計補正予算(第6号)から日程第13、意見書案第12号、国民健康保険の国庫負担の増額を求める意見書の提出についてまでは追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(比与森光俊君) 異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第114号から日程第13、意見書案第12号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、日程第8、議案第114号、平成30年度香美市一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長(川田 学君) 議案第114号、平成30年度香美市一般会計補正予算(第6号)について説明をいたします。

平成30年度香美市一般会計補正予算(第6号)

平成30年度香美市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ214億9,435万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成30年12月21日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、鍛冶屋の学校の整備を促進するため産業振興推進総合支援事業費補助金の追加を行うものです。

内容につきましては、細部説明書をご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長(比与森光俊君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、山崎です。

この700万円、産業振興推進総合支援事業費補助金ということですが、16ページでお願いします。歳出のほうで聞きます。これについてももう少し詳しい説明をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） ご説明申し上げます。今回の補正予算700万円の説明と一緒に全体の説明もさせていただきます。

今回の補助金につきましては、平成30年、平成31年の2カ年にわたる補助金となっております。全体で2カ年で4,760万7,000円となっております。このうちの中身が建物の建設費用としまして2,454万3,000円で、残り2,306万4,000円が機械設備費用となっております。

今回の700万円につきましては、このうちの建物の建設費用のうち、今年度発生するであろう、その工事の着手金としまして700万円を計上をしております。残りの部分につきましては次年度、平成31年度に計上するという予定となっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 着手金としてこの700万円を計上されたということ。

それで少し説明をお願いしたいんですが、建てるに当たって今現在ある事務所、作業場とか工場はのけるようになりますわね。その解体費用というのはどこに入ってるんですか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

先ほど説明の中の2,454万3,000円というのが、建物の解体も含め、付帯工事も含めた建設費用となっております、それが全体の工事費用となっております。そのうちの700万円を今回着手金として計上しております。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第114号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 賛成多数であります。よって、議案第114号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、発議第3号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。19番、島岡信彦君。

(提出者朗読)

【発議第3号 巻末に掲載】

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（比与森光俊君） 起立多数であります。よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、意見書案第9号、待機児童の解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のために必要な措置を取るよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番、大岸真弓さん。

(提出者朗読)

【意見書案第9号 巻末に掲載】

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 17番、自由クラブの村田珠美です。意見書案第9号に反対の立場で討論いたします。

そもそも議会の意見書提出権は地方自治法第99条に基づいており、第99条には、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を提出することができるのとあります。このことから、私たち香美市議会は、香美市また香美市民の公益に関する事件について意見書を提出することになります。

その観点から、1の待機児童の解消につきまして、本定例会の一般質問の答弁にもありましたとおり、本市においては年度当初待機児童はゼロであり、現時点におきましても国の定める待機児童はゼロでありますから、本市には当てはまりません。さらに国として許可保育所の整備計画も、人口の集中している都市部ならわかりますが、本市には当てはまりません。また、2にある処遇改善につきまして、本市においてはほとんど

が香美市立の保育所であり、給与表に基づいて十分な処遇がなされていることから、本市には当てはまらないと考えます。ただ、3の保育の無償化の実現に当たっては、地方自治体の負担とならないよう国として財源措置を行うことにつきましては、保育の無償化は国が言い出したことでありますから一定理解はできますが、財源となる消費税2%アップは地方にとっても財源の増となることから、地方も応分の負担をとの国の言い分もわからなくはないと考えます。

以上、意見書案第9号の提出には賛成できないことを申し上げ、私の討論といたします。

○議長（比与森光俊君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 5番、笹岡 優です。日本共産党を代表して、意見書案第9号、待機児童の解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のために必要な措置を取るよう求める意見書案に賛成の立場で討論します。

最初に、保育問題を考えるとき、その指針となるのが女子差別撤廃条約の第4条2項、母性を保護することを目的とする特別措置である点です。今日本は、子どもを生み育てる母親としての母性保護と男女共同参画による社会進出との矛盾が根底にあることを考慮しなくてはなりません。

ところが、安倍首相は、待機児童対策として認可保育所を増設するのではなく、認可外施設である企業主導型保育の促進や小規模保育事業所を許可の対象と加えるなどして、待機児童の受け皿としてきました。しかし、認可外保育所等においては、設置基準や市町村の監査・指導が入らない、職員資格も半数は保育士でなくても構わないなど、保育の質の確保に不安があるため、当初計画より利用者は伸びず待機児童は解消に至っていません。政府は、待機児童対策としてこうした不安を払拭するために、新たに設けた保育事業者に対しても保育基準を明確にし、保育士の処遇改善を指導するなどして、安心して預けることができる保育士をふやすことが重要です。

さて、本市における待機児童状況は、自分の復職後のシフトをカバーできる保育所が1園しかなく、そこが満杯でやむなく育児休業を延長したといった事例が生まれており、年度途中の復職が課題となっています。また、本市は臨時・非常勤職員の比率が多く、正職員数を上回っています。調理員は正職員2名に対し臨時・非常勤職員が21名であり、正職員が配置できてない園が4園あります。小規模保育事業所も含めて保育職員の補充、処遇改善は急務となっています。

また、本市では子ども・子育て支援新制度に移行するに当たり、幼保支援課の担当者や地域の方々、保育職員らが真剣に議論し、全園での11時間保育、ゼロ歳児の受け入れができるように計画し、市独自の努力をしてきました。発達障害児などへの対応のための加配などにも手厚く対応し、子育て支援策を強めてきました。しかし、自治体の努

力にも限界があります。

保育の無償化については、安倍首相は昨年の総選挙において、全ての子どもたちの幼稚園や保育園の費用を無償化すると表明しました。しかし、ここに来て給食費は無償化外、無償化は全額自治体でなどの議論も出ており、全く安心できません。政府の姿勢の定まっていない今こそ、地方から意見を述べ、安倍首相が子育て安心プランを掲げた際に述べた、全ての人が無理なく保育と仕事を両立できる社会にしていくために、本意見書案に賛成の意を表明して討論とします。

○議長（比与森光俊君） ほかに討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、意見書案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 起立少数であります。よって、意見書案第9号は、否決されました。

次に、日程第11、意見書案第10号、異常な長時間勤務を是正するために教職員の確保を図るよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。6番、森田雄介君。

（提出者朗読）

【意見書案第10号 巻末に掲載】

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） 4番、市民クラブ、甲藤でございます。意見書案第10号、異常な長時間勤務を是正するために教職員の確保を図るよう求める意見書案に反対の立場で討論をいたします。

平成29年6月9日に閣議決定をした経済財政運営と改革の基本方針、これ骨太の方針ですが、これでは長時間勤務の早急な是正へ年末までに緊急対策をまとめるとし、教員の働き方改善を盛り込んでいます。そして、平成29年12月22日には中央教育審議会、学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間報告）がまとめられ、これを踏まえ平成29年12月26日には、学校における働き方改革に関する緊急対策が文部科学大臣により決定をしております。

この中で5項目の緊急対策があります。まず1番目ですけれども、業務の役割分担・



適正化を着実に実行するための方策として、1点目、基本的には学校以外が担うべき業務、2点目に学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、3点目に教師の業務だが負担軽減が可能な業務、この3点に関しまして具体的な取り組み事例が挙げられています。2番目として、学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し。3番目に、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置。4番目として、「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備。そして5番目に、進捗状況の把握等。この以上5項目について、それぞれ具体的な取り組みが示されています。

教職員の異常な長時間勤務については、昨今学校はもはやブラック職場ではないのかということが、社会問題化しているというてもこれは事実ではあります。

現実の問題といたしまして、核家族化が進み親と同居するケースが少なくなり、働きながらの子育てで苦勞している親が多くなってきたこと、また、ひとり親もふえてきている現実、そして、支援が必要な子どもも多くなってきていること、モンスターペアレントへの対応に苦慮していること等、教職員が昔のように学校で勉強を教えるだけでなく、家庭のしつけにまで気配り、指導に翻弄されている姿を見聞きすると、非常に胸の痛む思いがいたします。

近年、関係者、保護者等からの要求・要望は多岐にわたり、対応が困難なケースがふえてきております。どこかで線引きをしないと教職員の精神的・肉体的な疲労・疲弊は増大するばかりです。

本意見書案では教職員の確保を図るとしてはいますがけれども、まずは5項目の緊急対策を着実に実行することが先決であり、肝要であると考えます。ただ単に教職員の数の確保だけでは、異常な長時間勤務の是正は困難であるというふうに思います。

以上のことから、本意見書案に対して反対の討論とさせていただきます。

○議長（比与森光俊君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。意見書案第10号、異常な長時間勤務を是正するために教職員の確保を図るよう求める意見書案に、日本共産党を代表して賛成の立場で討論を行います。

安倍首相は、働き方改革の中で教員の長時間勤務の是正に取り組む姿勢を示し、自民党教育再生実行本部も教員の長時間勤務の早急な是正を掲げました。そのこともあって、本年12月には、中央教育審議会が教員の残業に上限を求める指針を出しました。しかしながら、指針案では労働時間を年単位で調整する変形労働時間制を導入するよう促しています。これでは実質の仕事量は変わらず、残業とされていた時間を定時勤務として扱うに過ぎません。また、残業時間の目安を示したものの上限を超した場合の罰則もなく、長時間勤務是正の実効性には疑問視せざるを得ないものとなっています。

本市でも10月議会の教員の定数配置の質問の中で、教育長は、教員不足は深刻であ

ると答弁しております。

今回の意見書で触れていますように、抜本対策として教職員の確保・増員を図らなければ、長時間勤務の是正は難しいと考えるところです。

実態調査でも明らかになっていることは、教員1人当たりの授業負担がだんだんとふえてきているということです。長い間、1日4コマ、週24コマとされてきた基準が、学校週5日制の導入やゆとり教育の見直しの号令で、1日5コマ、6コマの授業負担へとふえています。1日6コマの授業をこなし、法律どおりに45分間の休憩をとれば、残る時間は25分程度しかありません。あわせて不登校の増化、いじめ問題、学力テスト、研修の増大、教員免許更新制、人事評価、学校評価、地域行事、防災対策と業務はとめどなくふえています。

以上のことから、長時間業務の改善には1日4コマを基準にした教員配置を基本に据え、授業以外の業務の軽減を図れるよう求めて、本意見書案に賛成の討論といたします。

○議長（比与森光俊君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 起立少数であります。よって、意見書案第10号は、否決されました。

日程第12、意見書案第11号、地方交付税法第6条の3第2項を順守し、安定的に地方交付税総額の確保を図るよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。16番、依光美代子さん。

（提出者朗読）

【意見書案第11号 巻末に掲載】

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第11号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、意見書案第11号は、原案

のとおり可決されました。

次に、日程第13、意見書案第12号、国民健康保険の国庫負担の増額を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。12番、濱田百合子さん。

(提出者朗読)

【意見書案第12号 巻末に掲載】

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（比与森光俊君） 起立多数であります。よって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第14、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の各委員長から会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきまして、お手元に配付しましたとおり議員の派遣をすることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了しました。

閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本定例会には、予算関係9件、条例関係5件の議案14件が提出されました。議案第101号、平成30年度香美市一般会計補正予算（第5号）では修正動議が提出され、全議員の賛成により修正可決されました。その他議案も全て議員各位の慎重審議の上、原案どおり可決されたところでございます。

また、第7回定例会におきまして継続審査となっていました平成29年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定等12件につきましては、それぞれ慎重審議をなされ全て認定されたところでございます。

一般質問では、15名の議員がそれぞれの立場で市政全般にわたり真剣な質問がなされました。初めて一般質問をされました議員の方々は、さぞ緊張されたことではないかと思えます。執行部におかれましては、しっかり精査され今後の市政運営に生かしていただきますよう申し上げます。

さて、12月5日に開会されました平成30年第8回香美市議会定例会は、本日までの17日間、議員各位のご協力を賜り無事本日を迎えることができました。感謝とお礼を申し上げます。

本年も残すところ10日間となりました。寒さも一段と厳しくなっております。議員各位並びに執行部の皆様方におかれましては、健康には十分注意されまして、迎えます新しい年が皆様にとりまして輝かしい幸多き年でありますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりご挨拶とさせていただきます。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 12月5日に開会をいたしました平成30年第8回香美市議会定例会も比与森議長の円滑なる議事運営のもと、本日ここに閉会の運びとなりました。閉会に臨みまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提出いたしました一般会計補正予算につきまして、一部議会の皆様のご理解を得られず修正に至りました。修正の主張を省みますと、議案提出者の責として、本件について慎重に思慮するべきであったとの感を強くいたしておるところでございます。今は修正を含めて提出しました議案につきまして、それぞれ慎重にご審議をいただき適切にご決定を賜ったことに感謝をいたしております。ありがとうございました。

一般質問におきましては15名の議員の皆様が質問に立たれ、市政全般についてたゞされました。消防、防災、安心・安全に関する施策の充実を求めるご意見や、産業振興、地域経済の活性化に関するご質問を多くの議員の皆様からいただきました。また、高齢者対策、障害者福祉施策、生活支援など切実な課題でいろいろとご提案もいただきました。教育環境の整備、きめ細かな行政推進についても幅広くご意見をいただきました。それぞれ庁議など検討の上、市政に生かすべく努力をしておりますので、どうぞよろ

しくお願いをいたします。

さて、政府においては、明年度の予算案をまとめたようであります。総額約101兆5,000億円で、7年連続過去最高の更新とマスコミは報じております。地方交付税交付金は約16兆円ということです。地方交付税については、昨年度まで6年連続の減額であったことから増額を強く期待をしておりました。2,000億円の増額であります。平成28年度の水準を下回っており、多様化する行政ニーズに応えなければならない地方自治体運営については、厳しい内容と受けとめております。

またこの時期、毎年、世界の銀行やアナリストが明年の経済展望を行うことが恒例となっております。それによりますと、世界各国の政治が過熱状態となっていることや、経済や市場のサイクルが成熟していることを背景にして、経済に大影響をもたらす想定外の出来事、多少予測可能でも、経済への影響の大きい出来事が発生することを排除できないといたしております。

どうやら新しい年は展望の難しい年で一層厳しい年となりそうではありますが、市民の皆さんが安全で安心して暮らせる、元気で活力のある香美市となるよう一層力を尽くしてまいりたいと存じますので、どうかよろしくをお願いをいたします。

省みますと、本年も議員の皆様方には大変お世話になりました。改めてお礼を申し上げます。寒さもいよいよ厳しくなりました。議員の皆様にはお体に十分気をつけられまして、皆さん揃って元気によき年を迎えられ、一層ご活躍なさいますよう心よりご祈念申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（比与森光俊君）            ありがとうございました。これをもちまして平成30年第8回香美市議会定例会を閉会いたします。

（午前10時12分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 8 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成30年第8回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

| 会 期  | 月日(曜日)        | 会 議 等 |   |
|------|---------------|-------|---|
|      | 11月<br>30日(金) |       | 議会運営委員会   |
| 第1日  | 12月<br>5日(水)  |       | 議会運営委員会   |
|      |               | 本会議   | 会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告(議長の報告・委員長の報告・市長の行政報告及び議案提案・提案理由の説明)まで<br>ただし、議案第101号・102号・103号・106号・107号までの補正予算及び関連する第109号・110号の条例改正議案については、本会議方式で採決まで |
|      |               |       | 議員協議会   |
| 第2日  | 6日(木)         | 休 会   | 【一般質問通告期限(午前10時)】<br>議案精査のため  |
| 第3日  | 7日(金)         | 休 会   | 〃   |
| 第4日  | 8日(土)         | 休 会   | 休日、議案精査のため  |
| 第5日  | 9日(日)         | 休 会   | 〃   |
| 第6日  | 10日(月)        | 休 会   | 議案精査のため   |
| 第7日  | 11日(火)        | 本会議   | 一般質問① 協働・参画調査研究特別委員会  |
| 第8日  | 12日(水)        | 本会議   | 一般質問② 議会改革推進特別委員会   |
| 第9日  | 13日(木)        | 本会議   | 一般質問③ 会派代表者会議   |
| 第10日 | 14日(金)        | 本会議   | 議案質疑～委員会付託<br>予算決算常任委員会の審査(議案第104号・105号・108号)<br>総務常任委員会の審査(議案第111号・112号・113号)<br>教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会   |
|      |               |       | 議員協議会   |
| 第11日 | 15日(土)        | 休 会   | 休日、議案精査整理のため  |
| 第12日 | 16日(日)        | 休 会   | 〃   |
| 第13日 | 17日(月)        | 休 会   | 議案精査整理のため   |
| 第14日 | 18日(火)        | 休 会   | 〃   |
| 第15日 | 19日(水)        | 休 会   | 〃   |
| 第16日 | 20日(木)        | 休 会   | 〃   |
| 第17日 | 21日(金)        |       | 議会運営委員会   |
|      |               | 本会議   | 議案採決(付託議案の報告～採決)  |



平成30年12月5日

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 発議者 | 香美市議会議員 | 大 岸 眞 弓 |
| 〃   | 〃       | 甲 藤 邦 廣 |
| 〃   | 〃       | 山 崎 晃 子 |
| 〃   | 〃       | 舟 谷 千 幸 |
| 〃   | 〃       | 小 松 紀 夫 |
| 〃   | 〃       | 依 光 美代子 |

議案第101号 平成30年度香美市一般会計補正予算（第5号）  
に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び香美市議会会議規則第17条の規定により、別紙のとおり修正案を添えて提出します。

別紙

議案第101号 平成30年度香美市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案

議案第101号 平成30年度香美市一般会計補正予算（第5号）の一部を次のように修正する。

第1条中「213,671千円」を「206,371千円」に改め、「21,494,651千円」を「21,487,351千円」に改める。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 補正前の額      | 補正額                | 計                     |
|----------|------------|--------------------|-----------------------|
| 15. 県支出金 | 2,338,327  | 49,618             | 2,387,945             |
| 16. 財産収入 | 52,737     | 0                  | 52,737                |
| 17. 寄附金  | 251,301    | 300                | 251,601               |
| 18. 繰入金  | 2,122,158  | △ 146,979          | 1,975,179             |
| 19. 繰越金  | 234,335    | 0                  | 234,335               |
| 20. 諸収入  | 287,098    | 30,214             | 317,312               |
| 21. 市債   | 2,559,648  | 258,300            | 2,817,948             |
| 歳入合計     | 21,280,980 | 206,371            | 21,487,351            |
|          |            | <del>213,671</del> | <del>21,494,651</del> |

(歳出)

(単位：千円)

| 款         | 補正前の額      | 補正額                | 計                     |
|-----------|------------|--------------------|-----------------------|
| 5. 労働費    | 1          | 0                  | 1                     |
| 6. 農林水産業費 | 1,491,240  | 18,354             | 1,509,594             |
| 7. 商工費    | 506,864    | 1,216              | 508,080               |
| 8. 土木費    | 1,648,560  | 8,516              | 1,657,076             |
| 9. 消防費    | 1,318,195  | 6,091              | 1,324,286             |
| 10. 教育費   | 2,057,763  | 530                | 2,058,293             |
| 歳出合計      | 21,280,980 | 206,371            | 21,487,351            |
|           |            | <del>213,671</del> | <del>21,494,651</del> |

## 委員会審査結果一覧表

### 1. 議案関係

| 事件の番号   | 件名                                      | 所管委員会     | 審査結果 | 備考   |
|---------|---|-----------|------|------|
| 議案第104号 | 平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)     | 予算決算常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第105号 | 平成30年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)      | 予算決算常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第108号 | 平成30年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)                | 予算決算常任委員会 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第111号 | 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について                 | 総務常任委員会   | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第112号 | 香美市体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  | 総務常任委員会   | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議案第113号 | 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 総務常任委員会   | 原案可決 | 全員賛成 |

発議第3号

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発議を提出します。

平成30年12月21日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 島 岡 信 彦

賛成者           "           甲 藤 邦 廣

賛成者           "           大 岸 眞 弓

賛成者           "           小 松 紀 夫

賛成者           "           舟 谷 千 幸

賛成者           "           依 光 美代子

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成20年香美市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の160」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は公布の日から施行し、この規定による改正後の香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の議会の議員の条例」という。）第5条の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 2 改正後の議会の議員の条例を適用する場合においては、改正前の香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議会の議員の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

意見書案第9号

待機児童の解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のために  
必要な措置を取るよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係  
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成30年12月21日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 大 岸 眞 弓

賛成者                   "           山 崎 晃 子

賛成者                   "           依 光 美代子

待機児童の解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のために  
必要な措置を取るよう求める意見書（案）

平成27年の子ども・子育て支援制度実施以後も待機児童の増加、保育士不足など  
保育の問題は深刻化しており、保育、子育て環境の整備は待ったなしの課題となっ  
ています。すべての子ども達が安心して育つことの出来る社会を実現するためには、国  
の責任で安定的な財源を確保し、市町村と連携した認可保育所の整備はもとより、実  
態に合わない配置基準を見直し、保育士の処遇改善、増員で保育の質を確保すること、  
また、保育の無償化などともあわせ、総合的に対策を進める必要があります。

よって国におかれては、予算を増額し、安心出来る保育が実現出来るよう以下につ  
いて要望します。

## 記

- 1 待機児童を解消し、地域の子ども・子育て支援を拡充するために、国として認可保育所の整備計画を立て、保育所整備交付金の増額など、必要な財源措置を行なうこと。
- 2 保育士等職員の配置基準の改善、処遇改善のために公定価格を見直すなどの措置を行なうこと。
- 3 保育の無償化の実施にあたっては、地方自治体の負担とならないよう国として財源措置を行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月21日

|                  |       |
|------------------|-------|
| 衆議院議長            | 大島理森殿 |
| 参議院議長            | 伊達忠一殿 |
| 内閣総理大臣           | 安倍晋三殿 |
| 文部科学大臣           | 柴山昌彦殿 |
| 厚生労働大臣           | 根本匠殿  |
| 内閣府特命担当(少子化対策)大臣 | 宮腰光寛殿 |

高知県香美市議会議長 比与森 光 俊

意見書案第10号

異常な長時間勤務を是正するために教職員の確保を図るよう  
求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係  
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成30年12月21日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 森 田 雄 介

賛成者                   "                   山 崎 晃 子

賛成者                   "                   依 光 美代子

異常な長時間勤務を是正するために教職員の確保を図るよう求める意見書（案）

いま、教職員の長時間勤務が問題となっています。その是正は、勤務条件の改善と  
して緊急であり、子どもの教育条件としてきわめて大切な課題です。

平成29年に政府も「教員の長時間勤務の早急な是正」を掲げました。しかし、そ  
の対策は肝心の教員の増員がないなど、不十分です。

香美市・高知県においても慢性的な教員不足が続いており、臨時教員がクラス担任  
に就くのは常態化しており、その臨時教員も、また再任用教員も絶対的に不足してい  
る状況です。

教員は、人間形成を支え、広い教養や深い専門的な知識・技能が求められる尊い専  
門職です。教員は、そのことを自らの使命として自覚しており、豊かな教育実践を進  
めるためにも教職員の増員による長時間勤務の解消は焦眉の課題です。

よって政府におかれては、未来を担う子どもたちの健やかな成長を保障する教育条



件の整備として、異常な長時間勤務を是正するために教職員の確保を図るよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月21日

|        |      |   |
|--------|------|---|
| 衆議院議長  | 大島理森 | 殿 |
| 参議院議長  | 伊達忠一 | 殿 |
| 内閣総理大臣 | 安倍晋三 | 殿 |
| 文部科学大臣 | 柴山昌彦 | 殿 |
| 内閣官房長官 | 菅義偉  | 殿 |

高知県香美市議会議長 比与森 光 俊

意見書案第 1 1 号

地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項を順守し、安定的に地方交付税総額の確保を図るよう求める意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 依 光 美代子

賛成者 " 濱 田 百合子

賛成者 " 甲 藤 邦 廣

地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項を順守し、安定的に地方交付税総額の確保を図るよう求める意見書（案）

全国知事会は、窮迫する地方財政の現状を鑑みて地方交付税法第 1 条の目的に明記されている地方自治権を保障する固有の財源として、地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項を順守するよう一貫して求めてきました。

平成 3 0 年 1 0 月 1 6 日の全国知事会地方税財政常任委員会での「平成 3 1 年度税財政等に関する提案」でも「地方一般財源総額の確保等」として「(5) 臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保」の項で、「累増する臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るべきである」と強く要望しています。

香美市においても、平成の合併から 1 2 年が経過し、一本算定への移行による交付

税総額の減少が市財政運営上大きな不安材料となっています。

第196回国会での平成30年度地方交付税関係参考資料の中での「普通交付税の交付・不交付団体に関する調（最近10年間）」でも、平成20年度に地方交付税に頼らない不交付団体の市町村数が139自治体だったものが、平成29年度には、75市町村と激減しています。

香美市では、地域経済を支えてきた農林業等一次産業の後退、少子化と医療や介護不安による人口の偏在化も起こっており、課税客体の乏しい自治体にとって地方交付税交付金の総額の確保は重要です。

よって政府におかれては、地方交付税法第1条の目的を保障するために地方交付税法第6条の3第2項を順守し、安定的に地方交付税総額の確保を図るよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月21日

|        |       |
|--------|-------|
| 衆議院議長  | 大島理森殿 |
| 参議院議長  | 伊達忠一殿 |
| 内閣総理大臣 | 安倍晋三殿 |
| 財務大臣   | 麻生太郎殿 |
| 総務大臣   | 石田真敏殿 |
| 内閣官房長官 | 菅義偉殿  |

高知県香美市議会議長 比与森 光 俊

## 意見書案第 1 2 号

### 国民健康保険の国庫負担の増額を求める意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日提出

香美市議会議員 比与森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 濱 田 百合子

賛成者 " 依 光 美代子

賛成者 " 小 松 紀 夫

### 国民健康保険の国庫負担の増額を求める意見書（案）

平成 3 0 年度から国民健康保険が都道府県単位化となりました。国保税は都道府県が提示してくる「納付金」の負担額や国保税の目安である「標準保険料率」を参考に市町村が決めます。

既に、国保税滞納は、2 8 9 万世帯で、全加入世帯の 1 5 % を超えています。滞納は、香美市でも 3 9 5 世帯で、約 8 % (平成 2 9 年 6 月 1 日) となっています。

全国知事会の 2 0 1 4 年 7 月の提言では、「国保料(税)の負担は、限界に近付いている」と指摘し、「保険料負担の格差をできる限り縮小するような、抜本的な財政基盤の強化が必要である」と強調し、「協会けんぽ並みの保険料負担率まで引き下げるには約 1 兆円の公費負担増が必要」と政府に要望しました。

国保加入者の平均国保税は政府の試算でも、協会けんぽの 1. 3 倍、組合健保の 1. 7 倍という水準です。国保加入者の構成も、かつては 7 割が「農林水産業」と「自営業」でしたが、今では 4 3 % が「無職」、3 4 % が非正規雇用などの「被用者」で、あ

わせて8割近くになっています。

また健康保険は、扶養家族があっても保険料は変わりませんが、国民健康保険は、所得の多少にかかわらず、その世帯の人数分にかかる均等割があり、子どもや家族が多いほど国保税が高くなっています。加入者の健康と暮らしを守る上でも国民皆保険制度の重要な柱である国民健康保険制度の持続性を確保する上でも、国保税の引き下げは急務です。

よって政府におかれては、国民健康保険の国庫負担を増額するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月21日

|        |       |
|--------|-------|
| 衆議院議長  | 大島理森殿 |
| 参議院議長  | 伊達忠一殿 |
| 内閣総理大臣 | 安倍晋三殿 |
| 財務大臣   | 麻生太郎殿 |
| 総務大臣   | 石田真敏殿 |
| 厚生労働大臣 | 根本匠殿  |

高知県香美市議会議長 比与森 光 俊

平成30年12月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

| 事件の番号   | 件名   | 議決結果 | 議決年月日    |
|---------|--|------|----------|
| 議案第81号  | 平成29年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について                 | 原案認定 | 30.12.5  |
| 議案第82号  | 平成29年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について           | 原案認定 | 30.12.5  |
| 議案第83号  | 平成29年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について          | 原案認定 | 30.12.5  |
| 議案第84号  | 平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について    | 原案認定 | 30.12.5  |
| 議案第85号  | 平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について         | 原案認定 | 30.12.5  |
| 議案第86号  | 平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について     | 原案認定 | 30.12.5  |
| 議案第87号  | 平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について     | 原案認定 | 30.12.5  |
| 議案第88号  | 平成29年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について | 原案認定 | 30.12.5  |
| 議案第89号  | 平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について          | 原案認定 | 30.12.5  |
| 議案第90号  | 平成29年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について    | 原案認定 | 30.12.5  |
| 議案第91号  | 平成29年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について  | 原案認定 | 30.12.5  |
| 議案第92号  | 平成29年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について            | 原案認定 | 30.12.5  |
| 議案第101号 | 平成30年度香美市一般会計補正予算（第5号）                     | 修正可決 | 30.12.5  |
| 議案第102号 | 平成30年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）               | 原案可決 | 30.12.5  |
| 議案第103号 | 平成30年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）              | 原案可決 | 30.12.5  |
| 議案第104号 | 平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）        | 原案可決 | 30.12.21 |
| 議案第105号 | 平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）         | 原案可決 | 30.12.21 |

| 事件の<br>番号      | 件名  | 議決結果 | 議決<br>年月日  |
|----------------|---|------|------------|
| 議案<br>第 106 号  | 平成 30 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算<br>（第 2 号）                    | 原案可決 | 30. 12. 5  |
| 議案<br>第 107 号  | 平成 30 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）                             | 原案可決 | 30. 12. 5  |
| 議案<br>第 108 号  | 平成 30 年度香美市水道事業会計補正予算（第 1 号）                                  | 原案可決 | 30. 12. 21 |
| 議案<br>第 109 号  | 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定<br>について                         | 原案可決 | 30. 12. 5  |
| 議案<br>第 110 号  | 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の<br>制定について                       | 原案可決 | 30. 12. 5  |
| 議案<br>第 111 号  | 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について                                       | 原案可決 | 30. 12. 21 |
| 議案<br>第 112 号  | 香美市体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する<br>条例の制定について                    | 原案可決 | 30. 12. 21 |
| 議案<br>第 113 号  | 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正す<br>る条例の制定について                   | 原案可決 | 30. 12. 21 |
| 議案<br>第 114 号  | 平成 30 年度香美市一般会計補正予算（第 6 号）                                    | 原案可決 | 30. 12. 21 |
| 発議<br>第 3 号    | 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例<br>の一部を改正する条例の制定について            | 原案可決 | 30. 12. 21 |
| 意見書案<br>第 9 号  | 待機児童の解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のために必要<br>な措置を取るよう求める意見書の提出について        | 原案否決 | 30. 12. 21 |
| 意見書案<br>第 10 号 | 異常な長時間勤務を是正するために教職員の確保を図るよう求め<br>る意見書の提出について                  | 原案否決 | 30. 12. 21 |
| 意見書案<br>第 11 号 | 地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項を順守し、安定的に地方交付税総<br>額の確保を図るよう求める意見書の提出について | 原案可決 | 30. 12. 21 |
| 意見書案<br>第 12 号 | 国民健康保険の国庫負担の増額を求める意見書の提出について                                  | 原案可決 | 30. 12. 21 |